

学習院大学史料館所蔵史料目録 第七号

信州佐久郡五郎兵衛新田村柳沢家文書(三)

状の部



## 序 文

現在作成されている多くの目録を見ると大抵冊子物と状物とに大きく二分し、それをさらに、支配・土地・租税・村……といったように細分しているのが一般である。冊子と状とに分けるのは出納・保管の便のためであって、人によって異論はほとんどない。しかし支配・土地・租税といった分類についてはまだ必ずしも統一した見解がなく、整理する者の私見が入る部分が残っている。しかしこの点についての私の考えはおいて、ここではその次の史料一点一点についての表題のつけかた、について一言触れてみたい。

冊子物については、「検地帳」とか「村明細帳」とか「宗門人別帳」といって、それだけで内容が判るものが多い。またそれほどではなくても「畑田成取調小前書上帳」とか「博奕取締御出役御泊入用帳」とか、よくみればその内容を推知できるものがほとんどである。したがって表題のつけかたで苦勞することは少い。

しかし状物になると事態は単純でない。古い時代の目録を見ると、「乍恐以口書奉願上候」とか「差上申一札之事」というように原表題そのままを取ったものが多い。これは、史料は表題といえども原史料に

近いほど良い、といった原則的な考えと、その内容はそれをひらいて読む人自身が決めればよい、それが学問というものである、という考えかたにもとづいている。これが正統派的考えである。

しかし現段階では史料を見る人は専業の歴史研究者だけではない。原表題を捨てても、内容を判りやすく表現した方が良いという考えかたも出来るわけである。本目録ではこの方法を強く押す当館助手齋藤洋一君の考えに私も同意であるので、後者に忠実であらうと努力した。

なおこの目録の作成には、小川紀子・齋藤洋一・須田肇・高沢憲治・浜田佳代子の諸氏が主として当たが、ラベル貼り等を含む全体の整理作業には、史料館の在原昭子・倉田明実・副島由美子の他に加藤栄子・金沢浩子・宿輪祐子・鈴木やよい・長崎さゆり・西正久美子・橋本相子・松田茉莉・吉成るみ子の諸氏が当った。

昭和五七年三月一〇日

学習院大学史料館長

大石慎三郎

## 凡 例

一、本書は、昭和五〇年に刊行した学習院大学史料館所蔵史料目録第一号『信州佐久郡五郎兵衛新田村柳沢家文書(一)』に続く、柳沢家文書の状の部の目録である。

一、状の部は、頁数などの関係からこれを二冊に分け、その前半分(A支配)とG用水・普請を前号に、後半分(I交通)とQその他、および冊子部追加を本号に収録した。

一、文書は、利用上の便宜を考慮して独自の分類を施し、各分類ごとに編年することを原則とした。なお、文書の作成年代のうち目録作成者が推定したものには( )を付した。

一、文書の分類に際して、紐や封筒などで一括して保管されていたものについては、なるべくその状態を損わないことを原則とし、異なる分類に属するものが含まれていてもそれを分離しないで、最適と判断された分類項目に一括して組み入れ枝番を付した。したがって、それらには冊子類が含まれている場合もある。

一、従来の目録では、いわゆる原表題を文書名とし、必要に応じて目録作成者が内容表題を( )で付記したが、本号では「原表題」を省いて全て目録作成者が新たに文書名を付した。ただし、その際なるべく「原表題」ないし文書中の用語を尊重することとした。そのため、例えば「受取」「請取」などの文字はそのまま利用している。

一、文書の差出(作成)人・受取(宛名)人は、次の様な方法で示した。(A↓B)の場合は、Aが差出(作成)人で、Bが受取(宛名)人ということ。単に(A)の場合は差出(作成)人のみ、また、(↓B)の場合は受取(宛名)人のみであることを示す。一、文書の形態のうち、縦帳は縦、横帳は横と略記した。また、何冊かの帳面や状を一纏めに綴ったものは、縦とか横とかとはせず綴と表記した。

一、虫損・破損は、その状態によって□□等で示した。



v 柳沢家文書目録(三) 目次

解説	Q	P	O	N	M	L	K	J	I	H	G	F	E	D	C	B	A
五郎兵衛新田村支配者(代官)名一覽表	雜	家(柳沢家)	軍事	学事	宗教・寺社	金融	産業	農業	交通	用水・普請	貯穀・救恤	治安・訴訟	戸口	村	租	土地	支配
271	270	247	246	244	239	232	231	222	201	168	151	145	133	63	32	11	1
274																	

柳沢家文書目録(一) 目次

H	G	F	E	D	C	B	A
用水・普請	貯穀・救恤	治安・訴訟	戸口	村	租	土地	支配
283	272	236	195	154	93	34	1

柳沢家文書目録(二) 目次



I 交 通

文書  
番号

年 代

文 書 名

形態  
数量

一 延宝四年四月一八日

人馬付送り軽減願書〔原新田村惣百姓代長右衛門他一名↓代官所〕

状 一

二

一 元禄七年五月五日

紀伊宰相お通りの際の道作り人足受取帳〔原新田村三左衛門↓田野口村吉左衛門〕

横 一

二 未年五月一六日

五郎兵衛新田地道筋御普請のための人足を差出すようにとの達書〔齋藤佐一右衛門↓前山村一一村名主〕

状 一

三 五月一三日

中仙道往還道筋見分役人到来につき鞍馬差出し方・案内方達書〔齋藤佐一右衛門↓臼田村他二村名主〕

状 一

四 五月二一日

道普請人足不足分を差出すようにとの達書〔織戸富右衛門↓平賀村他一村名主・組頭〕

状 一

五 往還道普請人馬を下された村々の名前書

状 一

六 平賀村などよりの差出人足数の覚

状 一

三 宝永七年一月

大助伝馬赦免のための江戸表への訴訟入用引請方連判状〔市郎兵衛他八一名〕

状 一

四 正徳二年六月

元禄年中に仰せつけられた塩名田・八幡・望月・芦田四宿助郷役高辻の上申書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他四名↓代官〕

状 一

五 正徳三年五月

宝永七年に訴えた隣村への大助伝馬役免除の再願書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他八名〕

状 一

六 正徳四年二月

五郎兵衛新田は諸役免除の村柄につき伝馬役も免除してほしい旨の願書および用水堰普請入用費払い方願書

状 一

七 正徳四年四月

大助人馬役免除願書〔五郎兵衛新田村名主三左衛門他一名↓奉行〕

状 一

- 八 正徳四年九月 五郎兵衛新田地内往還道普請目録〔五郎兵衛新田村名主三左衛門他三名↓代官〕 状 一
- 九 正徳五年二月 仲仙道往還道普請目論見通りの御普請願書〔五郎兵衛新田村甚右衛門・又六〕 状 一
- 一〇 正徳五年三月 八幡・塩名田・望月・芦田四宿への助郷伝馬役免除願書〔五郎兵衛新田惣百姓代甚右衛門他一名〕 状 一
- 一一 正徳五年六月 宝永六年から正徳二年までの助郷人馬数の書上〔市川孫右衛門代官所五郎兵衛新田名主三左衛門他一名〕 状 一
- 一二 正徳五年六月 五郎兵衛新田他八村から八幡・塩名田・望月・芦田宿までの道法書上〔市川孫右衛門代官所五郎兵衛新田名主三左衛門他一名〕 状 一
- 一三 享保三年五月 このたびお通りにつき五郎兵衛新田地内往還道の御普請願書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他三名↓代官〕 状 一
- 一四 享保三年六月 大助伝馬役を香沢村と引替えて伝馬役を免除してほしい旨の願書〔五郎兵衛新田名主・惣百姓代〕 状 一
- 一五 享保三年六月 五郎兵衛新田伝馬役免除願書〔名主・惣百姓〕 状 一
- 一六 享保三年七月一九日 大助伝馬役を勤めない村々の書上〔五郎兵衛新田名主三左衛門他二名〕 状 一
- 一七 享保五年三月一六日 往還通行の際の印判が先証文と相違につき印判を改めた旨の一札〔大久保村庄屋半大夫他二名↓五郎兵衛新田三左衛門〕 状 一
- 一八 享保一六年三月 仲仙道往還筋町間敷お尋ねにつき市川孫右衛門支配の節から御普請はしていない旨など注進書〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他一名↓役所〕 状 二
- 一九 (元文元年)三月 中山道塩名田橋組合に仰せつけられてから大助人馬役免除になるまでの経緯口上書〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他三名↓室七郎左衛門・大草太郎左衛門役所〕 状 一
- 二〇 元文二年一二月 地内中仙道往還道大ふけにつき御普請願書〔五郎兵衛新田名主・組頭〕 状 一
- 二一 延享三年一二月 助郷役救免再願書〔松平丹波守領分五郎兵衛新田名主源右衛門他二名↓道中奉行所〕 状 一
- 二二 延享三年 大助役免除願書 状 一
- 二三 延享四年正月 伝馬役を均等に割当てるよう八幡・岩村田両宿へ申しつけてほしい旨の願書(前欠)〔中 状 一



天 宝曆一一年六月

兵衛新田名主所左衛門他六名↓道中奉行所)

状 一

元 宝曆一一年一二月

助郷勤高減高の訳お尋ねにつき上申書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他八名↓平賀役所〕

状 二

四 宝曆一二年六月二八日

助郷役免除不許可につき従来通り諸役を勤めるといふ請書〔所左衛門他五名↓平賀役所〕

状 一

四 宝曆一二年

往還並木手入など道普請の触書写  
村地内往還間数の書上

状 一

三 宝曆一三年七月

八幡・塩名田宿助郷免除願書および願書却下の請書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他一名↓道中奉行所〕

状 一

三 宝曆一三年九月

用水路難場見分の上助郷役免除願書〔松平丹波守預所五郎兵衛新田名主所左衛門他五名↓太田源助他一名〕

状 二

四 宝曆一三年一〇月

助郷役免除へ出願入用金返済方定書〔名主所左衛門他九名〕

状 一

三 明和二年正月

村々難儀の趣が江戸表勘定所に聞召されたため増助郷は仰せつけられないとの達につき請書〔何村名主・与頭・百姓代↓平賀役所〕

状 一

四 明和二年七月

諏訪城下太兵衛の往来一札〔浄土宗貞松院↓関所番衆〕

状 一

四 明和六年五月

助郷二八村の宿助郷人馬勤方定書〔糠尾村年寄七郎左衛門他二八名〕

状 一

四 明和六年六月一〇日

八幡・塩名田両宿助郷川西一八村の宿助郷大助人馬勤方定書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他一八村名主〕

状 一

四

伊兵衛往来手形〔大坂天満西寺町正泉寺↓国々番所衆〕

状 一

一 安永六年二月

廻国中伊兵衛急病死につき注進書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他三名↓平賀役所〕

状 一

二 安永九年九月

廻国中伊兵衛急病死につき所持品書上注進書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他三名↓平賀役所〕

状 一

三 安永九年九月

牧布施村他一四村との助郷出入につき望月宿裁許請証文写〔望月宿問屋久左衛門他二四村〕

状 一

高 天明元年一〇月九日

助郷出入内済にとまなう出訴入用金割合出金方滞り出入内済証文〔入布施村願人名主七

状 一

五 天明二年八月九日

助郷出入内済にとまなう出訴入用金割合出金方滞り出入内済証文〔入布施村願人名主七

状 一





吉 享和三年一〇月五日

二 享和三年一二月

三 文化元年六月

三 文化元年六月

三 文化元年八月一〇日

三 文化元年八月一一日

三 文化八年三月

三 文化八年三月

三 文化一二年二月二一日

三 文化一二年三月

一 文化一二年四月

二 文化一二年四月

二 文化一二年五月三日

二 元治二年三月

二 文化一三年二月

小海村喜平太女房他二名の女手形〔松平丹波守↓碓氷関所人改〕

小海村喜平太女房の女手形〔越前・巻岐・内記・因幡↓碓氷人改〕

樂宮下向につき往還普請の人足下賜願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他一名↓糞笠之助中之条役所〕

往來差支えないようにしたく人足下賜ないしは御入用普請の願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名↓糞笠之助中之条役所〕

明日中之条陣屋を出立して五郎兵衛新田まで行くので人馬をさし出すようにとの触書

〔糞笠之助手代森喜三郎↓上田町他六村問屋・名主〕

樂宮通典につき出迎えのため御徒目付らが小田井宿へ旅宿する旨の通達状〔糞笠之助手代森喜三郎↓五郎兵衛新田村役人〕

道中奉行所への日々帳提出をめぐる川東村々と川西村々の異論の調停願い上申方依頼書

〔五郎兵衛新田与頭吉右衛門他二名↓前山村重右衛門他二名〕

小諸役所への慈悲願いについて三八村相談のところ東助郷村々不承知の様子につき報知状

〔中村広右衛門他二名↓八幡宿問屋・年寄〕

日光山法会中につき中山道宿々人馬継立方触書〔大岡源右衛門↓宿々ならびに宿助郷村々問屋・年寄・名主・組頭〕

大助方人足触当給金の内からの金二分借用証文〔借用主作之丞他一名↓所左衛門〕

日光法会頂戴金を人足へ渡したという証文

人馬賃銭小前割賦請印帳〔中仙道八幡宿附助郷男谷彦四郎支配所五郎兵衛新田名主所左衛門他二名↓池田仙九郎役所〕

日光法会頂戴金の人足への割渡帳〔立会所左衛門他五名〕

日光法会文化一二年振合下調べ出し控〔五郎兵衛新田〕

助郷出入一件の出役人諸入用などにつき議定書〔下県村名主所左衛門他一五名〕

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 二

横 一

横 一

横 一

横 一

横 一

状 一

三 文化一三年三月

三 文化一三年四月

三 文化一三年四月

三 文化一三年四月

三 文化一三年四月

六 (文化一三年)

六 文化一四年三月

六 文化一四年一二月

六 文政三年三月

六 文政三年一二月二日

六 文政四年二月

六 文政六年一二月一六日

六 (天保二年)七月一七日

六 天保二年八月

八幡宿・塩名田宿よりかかる雇人馬勤め方出入につき願書〔八幡・塩名田両宿助郷一六村惣代五郎兵衛新田与頭吉右衛門他三名↓小諸役所〕

塩名田・八幡両宿を相手とする助郷人馬出入訴状〔中山道塩名田・八幡両宿助郷二九村の内一六村惣代下県村組頭大次郎他二名↓道中奉行所〕

助郷出入の諸入用負担方連判書〔久米右衛門他一三九名↓名主・組頭・百姓代〕

助郷一六村が両宿へ掛合つて両宿より渡された寛延元年の議定書をこの一件が済んだら預つてほしい旨の一札〔二〇村惣代岩尾村与頭久左衛門他一名↓五郎兵衛新田吉左衛門他一名〕

軽井沢宿による不当の人馬触当・貸錢押領の吟味願書〔軽井沢宿助郷三〇村の内見玉村他一八村惣代兼横根村与頭佐兵衛他一名↓道中奉行〕

助郷役の差替え免除願書

軽井沢宿問屋ほか役人および助郷の内一一村へかかる人馬出入内済につき議定書〔中山道軽井沢宿助郷三一村の内見玉村他一九村惣代横根村組頭佐兵衛他六名↓奉行所〕

尾州大守様通行につき触当人馬出役の刻限を守るようにとの一札〔五郎兵衛新田所左衛門他四名↓二三村惣代衆〕

塩名田宿・八幡宿・耳取村他五村へかかる助郷勤め方出入につき仰せ渡されの請書〔下県村他二三村惣代下県村与頭次郎他一〇名↓道中奉行所〕

八幡・塩名田両宿への助郷のために用水路普請難儀につき用水難所見分のうえ憐愍願書〔佐久郡五郎兵衛新田名主所左衛門他八名↓男谷彦四郎中之条役所〕

助郷掛り諸入用金請取〔中桜井村名主文左衛門↓五郎兵衛新田名主衆〕

西丸老中松平伯耆守通行・宿泊につき案内出役方達書〔大原四郎右衛門手附長山孝之助↓牧布施村・五郎兵衛新田名主・組頭・百姓代〕

有君下向につき往還道普請の人馬手当下賜願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他三名↓道橋掛り役人〕

状 一 状 一 状 一 状 一 状 一 状 一 状 一 状 一 状 一 状 一 状 一

三 天保五年二月二〇日

御馬寄村佐五兵衛の往来書〔御馬寄村名主市右衛門他一名↓関所役人・宿々・村々・問屋・名主衆〕

状 一

六 天保六年閏七月

加宿免除願書〔五郎兵衛新田三役人↓道中掛り役人〕

状 一

七 天保九年四月

加宿役・大助役免除願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他九名↓御巡見〕

状 二

八 天保九年

助郷增高免除願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他四名〕

状 一

九 天保十一年四月

三州碧海郡花園村百姓菊藏の往来一札〔花園村組頭平右衛門他一名↓国々関所・船川役所・宿々役人・村々役人〕

状 一

一〇 天保十一年五月

文政四年に仰せつけられた增高加宿免除願書〔五郎兵衛新田↓道中奉行所〕

状 三

一一 天保十一年六月

文政四年に仰せつけられた增高加宿免除願書〔下書共〕〔大原左近代官所五郎兵衛新田役人惣代名主所左衛門↓道中奉行所〕

状 二

一二 天保十一年六月二二日

塩名田・八幡両宿增高加宿免除出願中のところ父大病につき代人出府させ帰村したく許可願書〔大原左近支配所中仙道塩名田・八幡両宿加宿五郎兵衛新田役人惣代名主所左衛門他一名〕

状 一

一〇〇

一 天保十一年六月二九日

村方增高加宿免除願書の下げ願い〔大原左近代官所五郎兵衛新田役人惣代名主所左衛門↓道中奉行所〕

状 一

二 天保十一年六月

塩名田・八幡両宿への伝馬增高加宿免除願書の下げ願い〔五郎兵衛新田役人惣代名主所左衛門↓大原左近役所〕

状 一

三

一〇一 天保十一年一二月

五郎兵衛新田・入布施村の杵掛・追分両宿への当分助郷免除願書〔後欠〕

状 一

一〇二 天保十一年七月

先年仰せつけられた助郷增高加宿免除願書〔下書共〕〔大原左近代官所五郎兵衛新田村役人惣代組頭李右衛門他一名↓道中奉行所〕

状 二

一〇三 天保十一年八月

助郷村々・差村見分のための休泊などの際に馳走がましいことをしない旨の証文〔塩名田・八幡両宿助郷大原左近代官所何村〕

状 一

一〇四 天保十一年八月

大役の村方につき助郷勤高增高免除願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他九名↓勝田庄藏〕

状 一

- 〇七 (弘化〜嘉永) 他一名)  
 芹ヶ沢村から八郡山までの新道切開きの差止め願書 (松平石見守領分佐久郡田口村名主  
 瀬左衛門他二村二名↓川上金助中之条役所)  
 〇八 嘉永二年四月 寿明君下向につき中仙道筋道橋破損場所の自普請請書 (五郎兵衛新田名主所左衛門他二  
 名↓見分掛り役人)  
 〇九 嘉永二年九月 寿明君通典につき継立方議定書  
 一〇 嘉永二年一月 寿明君通典につき沓掛・追分両宿へ仰せつけられた当分助郷の免除願書の添翰願書 (五  
 郎兵衛新田名主所左衛門他二名↓鈴木大太郎中之条役所)  
 一一 嘉永二年一月 道中奉行所へ当分助郷免除願いを提出したく添翰願書 (五郎兵衛新田三役人↓鈴木大太  
 郎中之条役所)  
 一二 嘉永二年一月 寿明君通典につき仰せつけられた沓掛・追分両宿への新加助郷免除願書 (鈴木大太郎代  
 官所五郎兵衛新田役人惣代組頭奎右衛門他一名↓道中奉行所)  
 一三 嘉永二年一月 寿明君通典につき仰せつけられた沓掛・追分両宿への新加助郷免除願書 (鈴木大太郎代  
 官所五郎兵衛新田役人惣代組頭奎右衛門他一名↓道中奉行所)  
 一四 (嘉永二年一月) 寿明君通典につき仰せつけられた沓掛・追分両宿への当分助郷の免除願書  
 一五 嘉永二年一月二日 寿明君下向のための当分助郷勤め方関係書類留書  
 一六 嘉永三年八月 入布施村と式部村との伝馬勤め方出入内済につき済口証文 (五郎兵衛新田立会人名主所  
 左衛門他二名↓鈴木大太郎中之条役所)  
 一七 嘉永七年閏七月 村々百姓持山より倉ヶ野宿までの運賃・木品数取調べにつき上申書 (入布施村他二村惣  
 代五郎兵衛新田所左衛門他二名↓鈴木大太郎中之条役所)  
 一八 嘉永七年閏七月 村々百姓持山より上州倉ヶ野河岸までの運賃・木品数の上申書 (惣代春日村新田名主国  
 藏他二名↓鈴木大太郎中之条役所)  
 一九 安政二年一月二日 水戸様国産物など運送のための新道切開き不許可の旨通達につき請書 (佐久郡二〇村惣  
 代八人↓森孫三郎中之条役所)

状 一  
 状 一  
 状 一  
 状 一  
 状 二  
 状 一  
 状 三  
 状 一  
 状 二  
 状 三  
 状 一  
 状 一  
 状 一

一〇 安政四年八月

水戸様囲米通路に關して米穀売捌場所・里数取調べにつき上申書〔五郎兵衛新田他四村惣代入布施村組頭政右衛門↓代官森孫三郎中之条役所〕

状 一

一 安政五年三月

水戸家の信州芹ヶ沢より八郡までの新道切開き願ひ却下の通達の請書〔志賀村金左衛門他七村七名↓森孫三郎勘定所〕

状 一

二 三月二十六日

水戸家八郡新道一件却下の廻状の通達方依頼状〔重田政吉↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕

状 一

二三 (文久元年)五月一日

増田繁七郎他二名の先触到来につき廻状〔郡中代与惣左衛門↓三井村他一〇村名主〕

状 一

一 文久元年七月

和宮下向につき目論見帳通りの道橋御普請願書〔五郎兵衛新田三役人〕

状 一

二 文久元年七月

和宮下向につき道橋御普請目論見帳奥文案〔五郎兵衛新田三役人↓請負掛り役人〕

状 二

三 文久元年八月二五日

和宮下向につき和田宿御普請手当金当分立替えの請書〔所左衛門他一名↓安藤伝藏中之条役所〕

状 一

四 文久元年九月五日

和宮下向につき和田宿御普請手当金当分立替えの請書〔所左衛門他二名↓安藤伝藏手代御掛牧野正作〕

状 一

五 文久元年九月一〇日

和宮下向につき和田宿御普請手当金当分立替えの覚〔名主所左衛門他二名↓安藤伝藏手代御掛牧野正作〕

状 一

六 文久元年一二月

和宮下向の際に越後国蒲原郡六六村へ新規当分加助郷を仰せつけられたところ人馬を差出さなかつたため内願に無届けで出府したこと宥免願書〔五郎兵衛新田村役人惣代組頭忠内他一名↓安藤伝藏中之条役所〕

状 一

七 文久元年一二月

和宮下向に伴う継立人足惣高割願書〔塩名田宿役人惣代新左衛門他三名↓道中奉行所〕

状 一

八 西年四月二七日

和宮下向の頃合の見込報知状〔組合宿々取締大道栄藏↓役元〕

状 一

九 西年七月二七日

和宮下向につき勘定方ら廻宿の際の取計い方依頼状〔長窪宿問屋平右衛門↓五郎兵衛新田名主所左衛門〕

状 一

一〇 三月

和宮下向の道筋を東海道から中山道へ道替えし出発を延期した旨の久世大和守より大目

状 一

附への通達方違書の写  
神仏信仰方などにつき書置

巻物 状 一

二 文久二年三月

和宮下向の際御普請入用として上納した急場立替金の手形紛失につき見つけ次第手形を差出すので金子を下げ渡してほしい旨の願書〔幸助他一名↓役元〕

状 一

二五 文久二年四月朔日

人馬不動の件で出府中の五郎兵衛新田組頭左右衛門代人出府につき帰村を許可された旨の届書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名↓安藤伝藏中之条役所〕

状 一

二六 文久二年四月

和宮下向の際御普請入用として上納した急場立替金の手形紛失につき見つけ次第手形を差出すので金子を下げ渡してほしい旨の願書〔文之丞他一名↓役元〕

状 一

二七 文久二年五月二七日

御台様下向の賄い方諸入用・人馬継高などの取調べ方請書

状 一

二八

一 〔文久二年〕一〇月一五日

病中につき塩名田附面付書取書の持参勘弁願いの書状〔奎右衛門↓役元〕

状 一

二 文久二年一〇月

大和田村の助郷人数書上の覚

状 一

二九

一 〔文久三年〕三月一八日

出訴一件で役人出立につき饒別など贈与依頼状〔中之条出張先嘉兵衛他二名↓五郎兵衛新田役元〕

状 一

二 〔文久三年〕三月二一日

八平らによる他村助郷人足請負一件先非後悔につき吟味下げ願書〔五郎兵衛新田八平他田役元〕

状 一

三 文久三年三月二三日

八平らによる他村助郷人足請負一件〔七名↓安藤伝藏中之条役所〕

状 一

四 文久三年三月二三日

八平らによる他村助郷人足請負一件詫状〔五郎兵衛新田八平他三名↓村役人〕

状 一

五 文久三年三月

八平らによる他村助郷人足請負一件出訴につき組合・親類による雑用引受方一札〔八平親類次郎八他一六名↓役人〕

状 一

六 文久三年三月

八平らによる他村助郷人足請負一件で村役人の申付け等閑につき訴状〔五郎兵衛新田名主所左衛門他九名↓安藤伝藏中之条役所〕

状 三

七 文久三年三月

茂右衛門・八平一件留書

横 一

八 三月二三日

御普請殘金下げ渡しにつき請取方など依頼狀(一件の様子柄報知狀共)〔所左衛門↓出役〕

狀 二

三〇 文久三年七月

式部村伝馬賃錢増方違背につき再願書〔入布施村惣役人↓甘利八右衛門中之条役所〕

狀 一

三一 文久三年八月二六日

式部村との伝馬人賃増方一件内済につき済口証文〔入布施村組頭庄右衛門他一名↓甘利八右衛門中之条役所〕

狀 一

三二 文久三年一〇月八日

人馬雇賃金不足分の時借の覚〔東条村名主平兵衛↓塩名田宿役人〕

狀 一

三三 〔文久三年〕一〇月二〇日

人馬賃金など取立金の引渡し催促狀〔金番↓五郎兵衛新田名主衆〕

狀 一

三四 文久三年一二月朔日

仙右衛門他一名伝馬役勤め方不埒につき身柄引請の組合・親類連印一札〔仙右衛門他五名↓名主・組頭〕

狀 一

三五 〔文久三年〕一二月七日

人馬賃金など受取〔助郷惣代↓五郎兵衛新田名主〕

狀 一

三六 〔文久三年〕一二月一九日

人馬賃金など受取〔助郷惣代↓五郎兵衛新田名主〕

狀 一

三七 〔文久三年〕

入布施村と式部村との伝馬人賃増方出入内済につき仮議定書

狀 一

三八 元治元年三月二六日

和宮下向時の人馬繼立賄い方諸難用御手当金の請取覚〔助郷惣代小宮山村組頭利兵衛他三村三名↓八幡宿問屋・年寄衆〕

狀 一

三九 元治元年六月二〇日

江戸で病氣の親連れ戻したく関所通行鑑札下付願書〔五郎兵衛新田役人三左衛門↓甘利八右衛門中之条役所〕

狀 一

四〇 元治二年正月二八日

助郷初会合での助郷人馬賃などに関する議定書

狀 一

四一 元治二年二月

和宮下向以来交通繁多のため助郷村々難渋につき拝借金願書〔下県村他一三村惣代↓甘利八右衛門中之条役所〕

狀 一

四二 慶応元年四月三〇日

日光法会のための繼立人馬御手当金内借証文〔中山道八幡宿役人惣代年寄太郎兵衛他三村三名↓甘利八右衛門御影役所〕

狀 一

四三

一 〔慶応元年〕閏五月一日

人足今日不參だったので明日差出すようにとの書狀〔八幡宿問屋・年寄↓五郎兵衛新田名主〕

狀 一

狀 一

- 二 八幡宿へ人足三〇人差出すべき旨の触書  
日光法会継立人馬賃につき三ツ塚村が宿助郷人別高割にしたいと申し出ているが議定書の通り平均勘定にしてほしい旨の願書〔八幡・塩名田両宿役人惣代↓甘利八右衛門御影役所〕  
状 一
- 二四 (慶応元年)十一月二十七日  
日光法会継立人馬につき三ツ塚村を説得して高割平均決算とし助郷相揃うよう下知してほしい旨の願書〔八幡宿役人惣代年寄三郎右衛門他五名↓甘利八右衛門御影役所〕  
状 二
- 二五 慶応元年二月八日  
日光法会継立人馬につき三ツ塚村を説得して高割平均決算とし助郷相揃うよう下知してほしい旨の願書〔八幡宿役人惣代年寄三郎右衛門他五名↓甘利八右衛門御影役所〕  
状 一
- 二六 慶応元年二月二八日  
八幡・塩名田両宿人馬平均のうち一二両二分の受取〔下平村年番組頭弥兵衛↓五郎兵衛新田名主衆〕  
状 一
- 二七 慶応元年二月二八日  
八幡・塩名田両宿日メ勘定出金のうち一二両二分の受取〔助郷惣代下平村組頭弥兵衛↓五郎兵衛新田名主衆〕  
状 一
- 三① 二月一日  
助郷一件決算を当冬中に実施してほしい旨の依頼状〔塚原池田六右衛門↓柳沢所左衛門〕  
状 一
- 三②  
丑年残り再割分の寅年調べ書  
日光法会継立において三ツ塚村が議定を破り迷惑につき助郷勤人馬高割平均勘定願書〔八幡宿年寄林右衛門他五名↓甘利八右衛門御影役所〕  
状 一
- 二八 慶応二年正月  
日光法会のための人馬継立御手当金の再内借証文〔中山道八幡宿問屋五右衛門他五村六名↓甘利八右衛門御影役所〕  
状 一
- 二九 (慶応二年)三月三〇日  
有馬遠江守養妹通行につき人馬差出し方通知状〔八幡宿問屋年寄↓五郎兵衛新田名主〕  
状 一
- 三〇 慶応三年七月二一日  
五郎兵衛新田百姓伊セ二郎の通行手形〔柳沢所左衛門他二名↓板橋関所役人〕  
状 一
- 三十一  
明治二年一二月  
街道丁数お改めにつき上申書〔案文共〕〔五郎兵衛新田名主所平他二名↓権田半兵衛〕縦一状二  
二 一二月一〇日  
丁数改出役通行につき五郎兵衛新田へ至急通達してほしい旨の書状〔塩名田宿問屋↓御馬寄村役人〕  
状 一
- 三 一二月一〇日  
人足を召連れ地境に出張すべき旨の通達状〔御馬寄村役人↓下原役人〕  
状 一

四 一二月一日

村方地内改めにつき下原地内の村絵図を地内絵図といっしょに書き続けた旨の書状〔御馬寄村名主政之丞↓五郎兵衛新田名主所左衛門〕

状 一

五 一二月二日

御馬寄村より別紙の申達があつた旨の報告状〔役元↓奎右衛門〕

状 一

六 一二月二日

宿用向の件について今日は参上出来ないのので明日参上する旨の書状〔奎右衛門↓役元〕

状 一

七 一二月二日

御馬寄村丁数割絵図〔五郎兵衛新田名主所平他二名〕

絵図 一

八

明治五年七月お改めにつき下原絵図書上げの控〔五郎兵衛新田名主所平他二名〕

絵図 一

一五三 明治三年二月二十七日

駅郷組替改正につき請書〔上部欠損〕〔駅郷村々↓小林十郎他五名〕

状 一

一五四 明治一〇年一月一日

松川文之助他四名の身延山参詣のための旅行証〔用掛柳沢所三郎↓右治道駅村村吏〕

状 一

一五五 子年三月一日

五郎兵衛新田が助郷人馬雇を村々へ依頼しても故障は無い旨の廻状

状 一

一五六 子年四月二二日

一六村から両宿へかかる一件にともない寛延元年の議定書を渡してくれるようにとの依頼につき二八村より預りの議定書であるためその処置方問合せの廻状〔五郎兵衛新田名主代吉左衛門他八名↓相浜村他二村名主〕

状 一

一五七 子年七月一九日

尋ねたいことがあるので村々当年分助郷人馬通帳を持参し出頭するようにとの達書〔主膳↓前山村名主重右衛門他三〇名〕

状 一

一五八 丑年四月五日

日光山法会につき刻限を守り人足を差出すようにとの通知状〔助郷惣代利兵衛他七名↓五郎兵衛新田名主〕

状 一

一五九 丑年四月八日

急ぎ人足を差出すようにとの通知状〔助郷惣代↓五郎兵衛新田名主〕

状 一

一六〇 丑年六月三日

川明につき人馬割当状〔八幡宿問屋・年寄〕

状 一

一六一 丑年八月七日

八幡宿問屋と小官山村七郎左衛門との拝借金をめぐる訴訟につき宿方に同意かどうか問合せの廻状〔助郷惣代↓岩尾村他市村新田まで七村〕

状 一

一六二 丑年九月二日

廻状・取替議定書の受取〔岩尾村久左衛門↓五郎兵衛新田名主衆〕

状 一

一六三 三月二三日

六村より飛脚で一行にならない旨申し越したので同勤一人の至急出張依頼状〔奎右衛門↓役元・同勤〕

状 一

↓役元・同勤

状 一

- 四 五月二八日  
急場通行につきあるだけの人馬を出すようにとの触〔八幡宿問屋・年寄↓五郎兵衛新田名主〕 状 一
- 五 八月九日  
宿方より小宮山村を相手どる貸錢一件が済むまで万事延引する旨の通知状〔岩尾村大井久左衛門↓五郎兵衛新田掛川李右衛門〕 状 一
- 六 十一月二四日  
御影へ出向の件の万事取計い方依頼状〔下県村七郎兵衛↓掛川李右衛門他一名〕 状 一
- 七 十一月三〇日  
利兵衛・年番同勤帰宿次第通達する旨の返書〔助郷惣代↓五郎兵衛新田名主〕 状 一
- 八 一九日  
東附九村のうち四村との内談のために同勤一人の出張依頼などの書状〔李右衛門↓役元〕 状 一
- 九  
三ツ塚村・中村を除く二六村は両宿へかかる助郷永統方示談が成立した旨の通知廻状〔五郎兵衛新田出役組頭李右衛門他一名↓落合村他二一村〕 状 一
- 一〇  
両宿平均人足数の覚 状 二
- 一一  
人馬賃銀などの覚 状 一
- 一二  
廻文写送り状〔李右衛門↓役元〕 状 一
- 一三  
三ツ塚村・中村を除く二六村は宿助郷永統方示談行届いた旨の廻状〔岩尾村名主代久左衛門他一名↓落合村他一〇村名主〕 状 一
- 一四  
三ツ塚村の拒否で助郷賃錢の決算ができないので三ツ塚村への利解申聞け願書〔先村々一回〕 状 一
- 一五  
御影役所へ出張につき入用書類ならびに印形渡し方依頼状〔李右衛門↓役元〕 状 一
- 一六  
助郷惣代人の動向につき報知状〔出先より李右衛門↓役元〕 状 一
- 一七  
議定書への調印方問合せ結果の報知状〔李右衛門↓役元〕 状 一
- 一八  
助郷一件につき元々よりの差図を知らせると共にそれを含んだ上での出張依頼状〔七郎右衛門↓塩名田・八幡・助郷村々役人〕 状 一
- 一九  
助郷惣代および自分の行動予定につき報知状〔李右衛門↓役元・同役〕 状 一
- 二〇  
三ツ塚村の対応を見届けかつ伺い書文書について相談したうえで帰村する旨などの書状 状 一

- 八 一月二九日 (八幡宿より左右衛門↓役元・同勤) 三ツ塚村が下知を拒んだら早速御影役所へ出訴することを宿助郷一同で相談したとの報知状 (左右衛門↓役元) 状 一
- 九 一月三〇日 再願を利兵衛・十右衛門両人で厳敷差止めるといふ容易ならざる事態なので急速出張依頼状 (出張依頼とりけしの追伸共) (御影村出先より掛川左右衛門↓柳沢所左衛門) 状 一
- 一〇 一月三〇日 利兵衛が出張次第通達する旨の書状 (八幡宿出張惣代↓五郎兵衛新田名主) 状 一
- 一一 二月九日 願書お取上げにつき写預り方依頼状 (掛川左右衛門↓柳沢所三郎) 状 一
- 一二 一九日 書面拜見し承知した旨の書状 (左右衛門↓役元) 状 一
- 一三 二〇日 塩名田付九村同勤会合への村方同勤の出席取計い依頼状 (左右衛門↓役元) 状 一
- 一四 御影まで出張のため塩名田で待合せたところ急用ができて出向けない旨の書状 (下県村名主↓掛川左右衛門・岩間義兵衛他出張方) 状 一
- 一五 丑年十二月二六日 延引している出金の塩名田大坂屋六右衛門方への出金依頼状 (八幡助郷惣代↓五郎兵衛新田名主) 状 一
- 一六 丑年十二月二七日 岩鼻新道助合人足賃銀出金要請の廻状 (左右衛門↓入布施村他四村村々名主) 状 一
- 一七 とら年三月一九日 尾州様通行雑用割金受取 (助郷惣代↓五郎兵衛新田名主) 状 一
- 一八 寅年八月二九日 米倉丹後守通行の節の諸注意について公儀よりの触書の請書 (中之条武助他八六名) 状 一
- 一九 寅年一月 年内雑用割合金受取 (助郷惣代↓五郎兵衛新田名主) 状 一
- 二〇 寅年 宿村役人の役所への出頭入用割渡し書(断簡) 状 一
- 二一 卯年六月一四日 人足賃金支払い覚 (助郷惣代↓五郎兵衛新田名主) 状 一
- 二二 卯年六月一六日 番衆賃錢支払い覚 (助郷惣代↓五郎兵衛新田名主衆) 状 一
- 二三 卯年六月二六日 二条番衆通行雑用金受取 (助郷惣代↓五郎兵衛新田名主) 状 一
- 二四 卯年七月八日 諸雑用仮割金受取 (一七村助郷惣代↓五郎兵衛新田名主) 状 一
- 二五 卯年八月一日 八幡宿宿請書受取 (平井村名主↓五郎兵衛新田名主) 状 一
- 二六 卯年九月一八日 雑用仮割受取 (一七村助郷惣代↓五郎兵衛新田名主) 状 一

- 一五 卯年二月二日 諸家通行につき馬一〇疋差出し方通知状〔八幡宿問屋・年寄↓五郎兵衛新田名主〕 状 一
- 一六 辰年三月二六日 宿方一件による役人出張中の諸人用仮割付金受取〔下県村所左衛門↓五郎兵衛新田名主〕 状 一
- 一七 辰年四月一日 諸家通行につき人馬を差出すようにとの通知状〔八幡宿問屋・年寄↓五郎兵衛新田名主〕 状 一
- 一八 辰年五月二四日 宿方懸り合で公役出張中諸人用の再割金受取〔下県村所左衛門↓五郎兵衛新田名主〕 状 一
- 一九 辰年二月二五日 宿方懸り合一件で呼出しにつき出府路用入用割の受取〔下県村所左衛門↓五郎兵衛新田名主〕 状 一
- 二〇 巳年二月二四日 助郷出金の分受取〔塩名田宿文左衛門↓五郎兵衛新田名主〕 状 一
- 二一 巳年四月一日 奉行所より加宿六村へ出頭命令につき路用金割分受取〔下県村所左衛門↓五郎兵衛新田名主〕 状 一
- 二二 巳年四月 継人足御定め貸銭書上および切支丹邪宗門制札などを相違なく高札場へ掛置く旨の一札〔五郎兵衛新田↓中ノ条役所〕 状 一
- 二三 巳年一月一九日 助郷勤め方につき小宮村会合での定書 状 一
- 二四 巳年二月一七日 助郷割合金の金札による出金方依頼状〔助郷惣代竹田村工藤半三郎↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 二五 二月朔日 五郎兵衛新田から請取った二分金の金札との引替え依頼書〔八幡宿出張惣代↓五郎兵衛新田名主〕 状 一
- 二六 極月二四日 助郷割合金を今日出金してほしい旨の書状〔八幡宿出張先より惣代↓五郎兵衛新田名主所左衛門〕 状 一
- 二七 ① 二月二四日 助郷出金の一部受取〔助郷惣代竹田村半三郎↓五郎兵衛新田名主〕 状 一
- 二八 ② 二月晦日 助郷割合金の受取 状 一
- 二九 極月晦日 助郷割合金の出金依頼状〔竹田村工藤半三郎↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕 状 一
- 三〇 午年三月九日 平賀役所より小平村新田へお越しにつき人馬触〔雨宮治助↓五郎兵衛新田村名主〕 状 一
- 三一 未年二月一八日 先達て送られてきた病人駕籠を戻しかつ今後も請取らない旨の書付〔五郎兵衛新田名主〕 状 一

- 一七 未年二月二〇日 他三村名主↓御馬寄村名主) 望月問屋前まで馬を指出すようにとの通知状 (成嶋忠助↓五郎兵衛新田名主) 状 一
- 一八 申年正月一七日 助郷一件の会合日時通知の廻状 (前後欠) (五郎兵衛新田名主所左衛門↓下塚原村他三村) 状 一
- 一九 申年正月 輕井沢宿他七村の御用は残った村々で引請けるので八宿村の掃村許可願書 (入布施村他二〇村↓坂木役所) 状 一
- 二〇 申年七月朔日 松本殿様通行の通知状 (川嶋宇兵衛↓五郎兵衛新田名主・与頭) 状 一
- 二一 申年七月 尾張中将殿遺骸通行につき心得方・道橋繕い方など達書 (弾正・遠江↓中山道板橋宿より本山まで右宿々問屋・年寄・川々役人共・右問々村々名主・組頭) 状 一
- 二二 申年八月三日 私領御巡見通行につき人馬継立・休泊差支えないようにとの廻状 (中之条役所↓桜井新田他五村名主・組頭・百姓代) 状 一
- 二三 申・酉年 急触で札を渡さない分の書上 状 一
- 二四 酉年六月一日 分間御用の役人中仙道通行につき御用向勤め方など定書 (八幡宿五右衛門他三名) 状 一
- 二五 酉年六月一日 相對駄賃・人足賃を過分にとること禁止の達書 状 一
- 二六 酉年一〇月二五日 和官和田宿お泊りの際の膳椀・夜具など取集めのため廻村につき残らず申告するようにとの達書 (長窪古町元方役所↓本新町村他六村名主) 状 一
- 二七 酉年一二月二八日 過人足賃から諸雑用を引いた金額の通知書 (助郷惣代↓五郎兵衛新田名主衆) 状 一
- 二八 戌年三月一四日 宿助郷継人馬札掲場を下原に設置につき心得方通知廻状 (五郎兵衛新田佐忠次他一名↓相浜村他一七村名主) 状 一
- 二九 戌年五月二日 紀伊宰相様和田村お泊りにつき原新田・牧布施道橋作り人足を差出すようにとの達書 (須藤弥五左衛門他一名↓田野口村他三村名主) 状 二
- 三〇 戌年五月一三日 諸家通行につき馬五疋差出し方通知状 (八幡宿問屋・年寄↓五郎兵衛新田名主) 状 一
- 三一 亥年正月二八日 伝馬触受取 (相浜村名主↓五郎兵衛新田名主衆) 状 一
- 三二 亥年正月三〇日 飛脚賃錢の受取 (みのや飛脚久兵衛↓入布施村五郎兵衛新田役人) 状 一
- 三三 亥年二月六日 人馬触受取 (下県村↓五郎兵衛新田名主) 状 一

- 二四 亥年二月二日 人馬触廻状受取〔相浜村役元〕 状 一
- 二五 亥年二月二三日 諸家通行につき人馬差出し方通知状〔八幡宿問屋・年寄↓五郎兵衛新田名主〕 状 一
- 二六 亥年二月二八日 五郎兵衛新田吉右衛門他一名急扨出府につき路用仮割を渡してくれるようにとの廻状  
〔二八村惣代三ツ塚村会所↓下村他一五村名主衆〕 状 一
- 二七 亥年三月一〇日 伝馬触受取〔相浜村〕 状 一
- 二八 亥年三月二四日 伝馬触受取〔相浜村〕 状 一
- 二九 亥年五月一四日 青山下野守の使者が中山道通行につき道橋繕い方・案内出張方の廻状〔中之条役所↓牧布施村・五郎兵衛新田役人〕 状 一
- 三〇 亥年八月一二日 大坂加番堀田出羽守通行につき人馬差出し要請廻状〔八幡問屋太郎兵衛他二名〕 状 一
- 三一 亥年一〇月 宿方諸人用割賦方覚書〔年寄惣代〕 状 一
- 三二 亥年十一月二九日 和宮下向の節の継立人馬・諸雜用立替金割合取決めのための出役要請の廻章〔助郷年番惣代↓下平村他六村名主衆〕 状 一
- 三三 亥年十二月一二日 助郷人足数・人足賃・雜費などの覚〔年番惣代↓五郎兵衛新田名主〕 状 六
- 三四 二月四日 旅籠代および村方までの小伝馬一人分代金送付の書状〔御馬寄小平↓五郎兵衛新田柳沢所平〕 状 一
- 三五 二月九日 塩名田出馬宿について相談したく出向依頼状〔さくらゐ瀬左衛門他一名↓五郎兵衛新田所左衛門〕 状 一
- 三六 二月一八日 塩名田宿に年番一人も出張していないので岩尾村義兵衛に内談して帰村する旨の書状  
〔塩名田宿より左右衛門↓役元〕 状 一
- 三七 二月一九日 近々下げ金割賦実施の通知状〔八幡宿出張惣代↓五郎兵衛新田名主〕 状 一
- 三八 二月二一日 諸家通行につき人足差出し依頼状〔左右衛門↓所左衛門〕 状 一
- 三九 二月二八日 廻状順達を拒み返却することなどの書状〔今岡村他一村↓八幡・塩名田両宿問屋・年寄中 町年番・御影掛り惣代中〕 状 一
- 三〇 二月晦日 内藤紀伊守京都へ出立につき道中宿方への先触〔内藤紀伊守内深沢政右衛門他一名↓江











二九八	助郷出金督促廻状〔助郷惣代↓五郎兵衛新田他八村名主〕	状	一
二九六	雇人馬融通方につき書状	状	一
二九〇	馬代金をめぐる出入についての十兵衛などの申口〔断簡〕	状	一
二九一	往還賃銭寄書	状	一
二九二	人足・馬の覚	状	一
二九三	梶井宮様の旅程報知状〔八幡宿掛り御影出役園田喜太郎下役小池九右衛門他一名〕	状	一
二九四	多賀外記・大久保・百瀬様分人足・馬数書上〔塩名田宿問屋新左衛門↓五郎兵衛新田全右衛門〕	状	一
二九五	中仙道沿い家並絵図〔石井勝之進支配所五郎兵衛新田名主所左衛門他二名〕	絵図	一
二九六	大助札上帳寄覚	状	一
二九七	助郷人馬の総寄書	状	一
二九八	人足・馬差出し方の覚	状	一
二九九	下県村分人足・馬の覚	状	一
三〇〇	二八村助郷覚	状	一
三〇一	往還賃銭寄書	状	一
三〇二	宿場名などの覚	状	一
三〇三	板鼻宿宿役人名前書	状	一
三〇四	人足賃の覚	状	一
三〇五	御一新の旧弊改め助郷割替えに際し助郷伝馬役救免願書〔後欠〕	状	一

J 農 業

文書 番号	年 代	文 書 名	形態 数量
一	元禄七年二月四日	小作手形〔作人伊平次他一名↓高野町仁右衛門〕	状 一
二	宝永五年閏正月	小作手形〔作人三左衛門他二名↓八幡町久四郎〕	状 一
三	宝永六年二月一〇日	小作証文〔小作人甚右衛門他一名↓沓沢新田村平太夫〕	状 一
四	享保三年正月二五日	小作証文〔作人伊左衛門他一名↓庄右衛門〕	状 一
五	享保七年九月朔日	小作契約成立につき一札〔御馬寄村文左衛門他二名↓五郎兵衛新田三左衛門・年寄衆〕	状 一
六	〔享保一五年〕六月二二日	日照りのため用水元不足につき田畑旱損場出来の注進書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他五名↓平賀役所〕	状 一
七	〔享保一八年〕三月二一日	大霜のため麦が残らず枯れたこととの注進書〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他三名↓平賀役所〕	状 一
八	享保一八年八月	五郎兵衛新田大旱魃・水不足のため田方不作の注進書〔名主・組頭・百姓代〕	状 一
九	享保一九年三月	小作証文〔五郎兵衛新田小作人弥五右衛門他四名↓小諸本町儀左衛門〕	状 一
一〇	享保二〇年六月一五日	五郎兵衛新田大旱魃のため諸作不作の注進書〔名主・組頭・百姓代↓平賀役所〕	状 一
二	享保二〇年七月	大風のため諸作に大損害を受けたという注進書〔五郎兵衛新田名主・組頭・百姓代↓平賀役所〕	状 一
三	元文四年三月二〇日	めかご人參種五合を下賜され蒔入れた旨の上申書	状 一
二	元文四年一月	ぬかこ人參種取実預り証文〔弥五右衛門・組頭・百姓代↓坂木役所〕	状 一
一〇	〔元文四年〕一月	人參取実お改めにつき上申書〔名主弥五右衛門他五名↓坂木役所〕	状 一









三 二 五 六 六 六 六 六 六

田方不作につき羽沢へ出願のため下原から一人派遣してほしい旨の書状〔金左衛門他五名〕

小作親借用証文

小作米・貸付金などの覚

小作人の覚(断簡)

小作米の覚(断簡)

早損米の覚

辰三郎分・小作米徳米などの覚

小作入親共の米高の覚

五郎兵衛新田村字前田入の田七畝二八歩の小作証書

小作証(雛形)

状 状 状 状 状 状 状 状 状

一 一 一 一 一 一 一 一 一

K 産 業

文書 番号	年 代	文 書 名	形態 数量
一	元禄九年六月六日	蔵靱購入のための金子預り証文〔原新田村角右衛門↓小諸本町十兵衛〕	状 一
二	元禄一〇年一〇月	酒造りおよび酒商売お調べにつき無い旨の届書〔長七郎他一二名↓名主・長百姓〕	状 一
三	〔元文四年〕一二月	ぬかこ人参取実高お調べにつき届書〔名主弥五右衛門・組頭・百姓代↓坂木役所〕	状 一
四	明和八年八月	善三郎が多忠の造酒蔵を借りて商売をするに際しての出入内済証文〔臼田村願人善三郎他九名〕	状 二
五	明和八年八月	造酒蔵貸渡し証文〔印内村酒蔵持主多忠↓江州八幡町伝兵衛〕	状 一
六	明和九年三月	冥加永二〇文での五年季水車渡世許可願書〔五郎兵衛新田車持主宇右衛門他一名↓平賀役所〕	状 一
七	天明五年三月	用水堰内の掛樋下の字官裏へ水車をかけることが許可されたので今後用水路の差支えにならないようにする旨の一札〔写共〕〔入布施村水車願主吉兵衛他一名↓五郎兵衛新田村名主・組頭〕	状 一
八	天明七年正月	凶作につき酒商売禁止のところ小売をしたことの詫状〔又右衛門他九名↓名主・組頭〕	状 二
九	寛政二年二月二〇日	村内での瓦工商売を許可されたことに対し定法を守る旨の請書〔上田領分深井村吉兵衛他一名↓中原村常右衛門〕	状 一
一〇	寛政二年二月	上田領深井村吉兵衛の瓦工商売許可願書〔中原村常右衛門↓役人衆〕	状 一
一一	寛政一一年一〇月	臼田村七郎左衛門と与平次との水車稼出入内済証文〔臼田村与頭七郎左衛門他八名〕	状 一
一二	文化四年四月	源四郎の造酒株米高五〇石の許可願書〔名主所左衛門他三名↓恩田新八郎中之条役所〕	状 一

- 三 文化四年九月二日 新規酒造稼の分については冥加永上納不要の旨達につき請書〔出役宇右衛門他一名〕  
 四 文政二年八月 諸色仕入れ覚〔商売民次郎他六名↓名主所左衛門〕  
 五 文政二年八月 米穀下直につき商売方仕入れ売方直段引下げの請書〔五郎兵衛新田惣役人↓男谷彦四郎中之条役所〕  
 六  
 一 文政二年九月二〇日 御馬寄酒屋よりの売掛けが済んだという証文〔市村藤屋恒右衛門↓五郎兵衛新田福法院〕  
 二 貸方書出帳〔市村藤屋常右衛門〕  
 七 文政二年九月 漆苗木の植付けについてお尋ねにつき手広に植付けられては農業の差障りになる旨の上申書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名↓男谷彦四郎中之条役所〕  
 八 文政四年二月 季明けにつき質屋鑑札再下付願書〔願人忠内・組合伝次郎・百姓代・組頭・名主↓男谷彦四郎中之条役所〕  
 九 文政八年一二月 米穀高直につき減米酒造願書〔平賀村取締役定右衛門他四名↓荒井平兵衛役所〕  
 一〇 文政九年正月 銭質渡世の年季明けにつき再び一〇年渡世できるようにとの願書〔五郎兵衛新田願人忠内他三名↓荒井平兵衛中之条役所〕  
 一一 文政九年一〇月 板請負一札〔伊右衛門↓所左衛門〕  
 一二 文政一一年 瓦渡世許可願書〔当人善兵衛他三名↓役元〕  
 一三 文政一三年四月 用水筋に水車設置を許可された上は堰の障りとなった時には取りはずす旨の証文〔入布施村願人弥右衛門他一名↓五郎兵衛新田名主・与頭・百姓代〕  
 一四 天保二年二月 質屋鑑札新規願書〔五郎兵衛新田願人初右衛門他七名↓大原四郎右衛門中之条役所〕  
 一五 弘化二年九月 穀売買人の有無お尋ねにつきいらない旨の上申書〔入布施村名主繁右衛門他三名↓川上金吾助中之条役所〕  
 一六 弘化二年九月 穀売買人の有無お尋ねにつきいらない旨の上申書〔杏沢新田名主佐右衛門他五名↓川上金吾助中之条役所〕  
 一七 弘化四年一二月 作間稼のため善兵衛竈譲りうけにつき迷惑をかけない旨の一札〔作間渡世人金左衛門他

状 一

状 五

状 三

状 一

横 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 二

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

- 二六 嘉永二年二月 三名↓役元  
 村内質屋稼人名前・冥加永届書〔五郎兵衛新田百姓代喜右衛門他二名↓鈴木大太郎中之  
 条役所〕 状 一
- 二五 嘉永二年二月 小物成諸運上取調べにつき質屋稼の者三人が鑑札三枚所持している旨の上申書〔五郎兵  
 衛新田百姓代嘉右衛門他二名↓鈴木大太郎中之条役所〕 状 一
- 二四 (嘉永↓安政) 質屋稼営業許可願書〔願人吉左衛門他六名↓森孫三郎中之条役所〕 状 一
- 二三 安政三年六月朔日 質屋稼人冥加永取調べにつき書面の額で仰せつけられたい旨の願書〔五郎兵衛新田質屋  
 稼願人吉左衛門他四名↓森孫三郎中之条役所〕 状 一
- 二二 安政三年十一月朔日 沓沢新田他二村に質屋稼人はいない旨の上申書〔沓沢新田名主清左衛門他二名↓森孫三  
 郎中之条役所〕 状 一
- 二一 安政四年二月 産物産業有無取調べにつき無い旨の上申書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名↓森孫三  
 郎中之条役所〕 状 二
- 二〇 安政四年二月 諸産業の有無取調べにつき無い旨の上申書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名↓森孫三  
 郎中之条役所〕 状 一
- 一九 安政四年四月 農間質稼許可につき請書〔森孫三郎代官所村々一同↓森孫三郎中之条役所〕 状 一
- 一八 安政六年二月 過造酒払下げ希望者はいない旨の上申書〔支配所五郎兵衛新田名主所左衛門他三名↓出  
 役小嶋傳一郎〕 状 一
- 一七 (万延元年)九月二八日 諸国造酒高半高減して半高酒造するようにとの触書の廻状〔中之条役所↓三ツ井村他一  
 ○村役人〕 状 一
- 一六 万延元年二月一五日 酒造高半減につき不用道具預りの請書〔入布施村名主政右衛門他二名〕 状 一
- 一五 文久二年六月 山鉄・砂鉄・石炭産出場所の有無お尋ねにつき無い旨の上申書〔五郎兵衛新田名主所左  
 衛門他二名↓安藤伝蔵中之条役所〕 状 一
- 一四 文久三年二月 蚕種屋作問稼鑑札願人が村の障りになるかお尋ねにつき故障ない旨の上申書〔五郎兵衛  
 新田他四村惣代名主所左衛門他二名↓安藤伝蔵中之条役所〕 状 一

四 元治元年一月

作間駄賃付馬上州行稼の者への関所鑑札下付願書〔五郎兵衛新田役人惣代名主所左衛門他二名〕甘利八右衛門中之条役所〕

状 一

三 慶応二年正月

冥加永季明けにつき質屋稼鑑札下付願書〔忠内他二名〕甘利八右衛門中之条役所〕

状 一

三 慶応二年一月

米穀高直につき酒造皆止めの通達の折に牧布施村伝次郎が心得違いで酒造したことの詫状〔取締役柳沢所左衛門〕松本直一郎中之条役所〕

状 二

四 慶応三年六月

生糸・蚕種紙に関する触書の拝見請書〔佐久郡何村小前一同・百姓代・組頭・名主〕松本直一郎中之条役所〕

状 一

三 明治二年一月十五日

商社興立につき所平他四名に対し肝煎役を申しつけるとい書付

状 一

四 明治二年一月

年貢をすべて金札で納めるようにとのことだが金札払底につき二分金との引替え願書〔小県郡尾野山村名主喜平二他二名〕

状 一

四 明治二年一月

不通用二分金預り証〔預人商社肝煎嘉十郎他四名〕桜井新田名主伊勢吉〕

状 一

四 明治二年

質屋稼人のほか年季物の類は一切ない旨の届書〔本新町村親類七左衛門他一名〕仲之条局役所〕

状 一

四

一 明治二年一月三日

二分金引換方布令につき持主一人別封印のうえ取集め持参するようとの廻状〔中之条村商社肝煎嘉十郎他四名〕佐久郡三井村他一〇村名主〕

綴 一

二 明治二年一月二十五日

二分金預り手形を商社拝借につき印形持参のうえ出向依頼状〔中之条局商社〕商社掛五郎兵衛新田柳沢所平・依田源四郎〕

状 一

三 明治三年二月朔日

申渡すことがあるので出頭するようとの書状〔中之条局〕取出町村清次郎他四名〕

状 一

四 正月二日

旧冬商社用向きを依頼したことなどの礼状〔前島清次郎〕柳沢所左衛門〕

状 一

五 正月十九日

商社掛りより到来の廻状を書とり仰せ越されたこと逸々承知した旨の書状〔依田源四郎〕柳沢所平〕

状 一

六 正月

年頭挨拶状〔弥内喜家しら瀧〕

状 一

七 二月二一日

清二郎殿俄に出京差支えの由申し越されたが自分も出京できかねる旨の書状〔依田源四郎〕

状 一



- 五 七月六日 御取締所より呼出しの件は益後に篤と相談したい旨の書状〔前嶋清二郎↓柳沢所平他一名〕
- 六 七月七日 中信商社よりの書状などの請取〔前嶋清次郎↓柳沢所平〕
- 七 九月一日 無事府着の旨の書状〔馬喰町屋敷にて源四郎↓柳沢所平〕
- 八 九月二一日 商社へ出頭してほしい旨の書状〔井出多仲↓柳沢所平〕
- 九 社中一同出金の旨の書付〔小太郎他四名〕
- 一〇 御気嫌伺い状〔しらたき↓たんなさま〕
- 一一 金額と人名の覚
- 一二 かつ女が蚕卵制手伝い稼のために上田・塩尻辺へ出稼につき往復途中の止宿願書〔名主所平他一名↓上田在塩尻辺迄往還村々名主・役人〕
- 一三 山本岡右衛門の生糸製造許可願書〔五郎兵衛新田名主柳沢所平他二名↓長野県佐久役所他行のため日限に遅れた農間稼に生糸売買したい者への免許交付願書〔↓生糸改会社〕
- 一四 依田房吉の干繭買入れ額届書〔五郎兵衛新田百姓代中沢幸助他一名↓長野県榑参事榑崎寛直〕
- 一五 今後無鑑札で生糸・繭・真綿売買渡世をしてはならない旨の触書の写の廻状〔戸長↓町田多七他三八名〕
- 一六 蚕種製造願いの者など取調べ方通達の回章〔第九区区长木内源太↓下県村他八村戸長副借区坑業明細表用紙〕
- 一七 牛馬売買渡世官許願書〔五郎兵衛新田願人小平直藏他二名↓長野県参事榑崎寛直〕
- 一八 信濃興産社北佐久郡部長撰筆につき投票依頼状〔信濃興産社↓柳沢所三郎他七名〕
- 一九 信濃興産社株金払込み依頼書〔北佐久郡部店↓柳沢所吉〕
- 二〇 信濃興産社株金払込み依頼書〔北佐久郡部店↓五郎兵衛新田柳沢源五郎〕
- 二一 信濃興産社株金払込み依頼書〔北佐久郡部店↓柳沢惣兵衛〕
- 二二 興産社株金取扱所を佐久銀行に移すことなどの通知状〔信濃興産社北佐久郡部店↓柳沢

五 七月六日

六 七月七日

七 九月一日

八 九月二一日

九

一〇

一一

一二 明治四年七月

一三 〔明治五年〕七月一〇日

一四 明治六年六月二五日

一五 明治六年八月二日

一六

一七 明治六年八月一六日

一八

一九 明治六年九月二六日

二〇 明治七年三月一二日

二一 明治七年五月二七日

二二 明治一五年八月一日

二三 明治一六年五月一〇日

二四 明治一六年五月一〇日

二五 明治一六年五月一〇日

二六 明治一六年五月一〇日

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

所三郎他七名

癸 明治一七年二月三日

明治一七年二月二日株主総会決議書〔小県郡上田町信濃興産社→五郎兵衛新田所三郎他七名〕

癸 明治一九年六月一日

人力車廃業願書〔五郎兵衛新田村柳沢所治郎他二名〕

癸 明治三一年五月二三日

物品販売業営業届書〔五郎兵衛新田村格津仙休→北佐久郡長〕

乙 大正九年七月三十一日

川上林業株式会社金五〇円株券〔川上林業社長川上硯一郎→株主柳沢れん〕

乙 寅年五月二二日

春日村他五村の当年醸出高一村限り取調べ方達書〔中之条役所→五郎兵衛新田取締役柳沢所左衛門〕

乙 寅年五月二二日

春日村他五村の当年醸出高取調べ方達書〔中之条役所→五郎兵衛新田取締役柳沢所左衛門〕

乙 寅年五月

宿前後往還筋村々で商いの者の名前書〔断簡〕

乙 辰年一二月二六日

東海道筋国々で絞った油の売買方触書の廻状〔中之条役所→三ツ井村他一〇村役人〕

乙 午年五月

綿実脇売禁止の触書の写の廻状〔中之条役所→瀬戸村他四三村名主・組頭・百姓代〕

乙 酉年一二月八日

山鉄・砂鉄・石炭をこれまで産出していた場所は山方の模様・出高など届けるようにとの廻状〔中之条役所→三ツ井村他一〇村役人〕

乙 戌年五月二六日

会合のことその他について相談したいので出勤依頼状〔商社詰合→五郎兵衛新田所平〕

乙 二月二四日

蚕種紙隠製密造小前請印取調帳の送り状〔下県村蚕種世話役木内義一郎→戸長柳沢所平〕

乙 三月二五日

人参加社社長・副入札などにつき書状〔小平副区長→柳沢戸長〕

乙 五月四日

貸附商法金を晦日までに返納するようにとの達書〔中之条庁→五郎兵衛新田役人〕

乙 六月二三日

中信社より至急出張要請廻状が到来したが当方不都合につき出張方依頼状〔井出多仲他一名→柳沢所平他一名〕

乙 七月六日

晰したいことあり商社への出向を見合わせてほしい旨の書状〔依田源四郎→柳沢所平〕

乙 一〇月一日

拝借願い出願済みなどにつき書状〔依田源四郎→柳沢所平〕

乙 一一月二七日

状 二

状 一

状 一

状 一

状 一

状 四

状 一

状 一

状 一

状 一

状 二

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一



L 金 融

文書  
番号

年 代

文 書 名

形態  
数量

- |    |             |   |   |   |
|----|-------------|---|---|---|
| 一  | 天和二年正月二〇日   | 大神宮様の借金手形〔下原村長七郎↓三左衛門〕                          | 状 | 一 |
| 二  | 天和二年三月四日    | 去西の三分の一金上納のための借金証文〔三右衛門他一二名↓三左衛門〕               | 状 | 一 |
| 三  | 天和三年極月二日    | 江戸悪米の入用金借用証文〔矢嶋村五兵衛他一名↓原新田村三左衛門〕                | 状 | 一 |
| 四  | 貞享五年五月七日    | 茂兵衛との借金出入の金につき以後意趣のない旨の証文〔太左衛門他二名↓名主・年寄〕        | 状 | 一 |
| 五  | 元禄六年四月一五日   | 借金証文〔借主与四郎右衛門他一名↓弥左衛門〕                          | 状 | 一 |
| 六  |             |   |   |   |
| 一  | 元禄六年一一月四日   | 借金の惣目録〔仁右衛門他一名↓三左衛門他二名〕                         | 状 | 一 |
| 二  | 文政一三年九月     | 親類・組合による平三郎持分の質地入などに関する留書〔親類・組合〕                | 横 | 一 |
| 七  | 元禄六年一一月三〇日  | 金子請取〔大田部村茂木伊左衛門↓原新田村柳沢三左衛門〕                     | 状 | 一 |
| 八  | 元禄七年二月      | 三右衛門小作粃未進分および借金の埒明け方依頼状〔高野町仁右衛門↓原新田三左衛門<br>他二名〕 | 状 | 一 |
| 九  | 元禄九年一二月二八日  | 金子預り証〔甚右衛門↓三左衛門〕                                | 状 | 一 |
| 一〇 | 元禄一一年三月八日   | 金子請取〔抜井村源右衛門↓原新田村三左衛門〕                          | 状 | 一 |
| 二  | 元禄一一年三月     | 金子預り証〔原新田村三左衛門他二名↓飯塚市郎右衛門〕                      | 状 | 一 |
| 三  | 元禄一一年五月六日   | 借金証文〔借主小平他一名↓三左衛門〕                              | 状 | 一 |
| 三  | 元禄一一年五月二八日  | 借金証文〔金借り主甚之丞他一名↓三左衛門〕                           | 状 | 一 |
| 四  | 元禄一一年一二月二二日 | 金子請取〔小松源五右衛門↓高橋与五右衛門〕                           | 状 | 一 |



- 三九 享保一七年四月四日  
金子請払いが済んだ旨の証文〔山中儀左衛門名代近江日野高木武助↓弥五右衛門他二名〕  
立替えてもらい江州日野山中儀左衛門へ支払った金の返済を茂右衛門取立無尽金とする  
旨の証文〔売主重次郎他二名↓名主弥五右衛門・年寄衆〕  
状 一
- 四〇 享保一七年四月五日  
自分取立無尽金をわた代金借用の担保とする旨の手形〔上水田市右衛門↓三左衛門〕  
米代金借用証文〔宮替戸村茂右衛門↓新田村三左衛門〕  
先住の借金を修堂金で返済につき一札〔長念寺寛泰他三名↓名主・年寄衆〕  
借金証文〔五本儀金預り主源助他二名↓五郎兵衛新田弥五右衛門〕  
金子預り手形〔預主与五兵衛他一名↓弥五右衛門〕  
金子預り手形〔金預り主勘介他二名↓所左衛門〕  
状 一
- 四一 明和三年二月  
長念寺住職より寺借金返済のため寺役勤め難く惣檀中での引請方依頼につき取計い方願  
書〔長念寺且中吉右衛門他五四名↓名主・組頭〕  
長念寺預け金の覚〔吉右衛門↓所左衛門〕  
長念寺借用金返済引請け方且中請書〔且中惣代藤兵衛他七名↓名主・組頭〕  
隠居につき長念寺借金の返済方と役所への届書取次方依頼状〔長念寺他檀中惣代七名↓  
名主・組頭〕  
長念寺入用として下県村から借りた金の返済のための郷金借用証文〔且中惣代佐左衛門  
他七名↓所左衛門〕  
金子預り証〔原新田金預り主長念寺他檀中惣代三名↓正縁寺隠居〕  
長念寺住職の借金願書への奥印願書〔且中惣代万次郎他五名↓名主・組頭〕  
預り金証文〔長念寺他三名↓常右衛門〕  
借金返済のために村方且方から合力を受けるに際しての一札〔長念寺↓名主・組頭〕  
長念寺借金返済方につき且方惣代連印一札〔万次郎他一七名↓名主・組頭〕  
長念寺住職交代にともない寺借金返済方取極めにつき一札〔檀中惣代吉右衛門他三名〕  
状 一
- 四二 寛政三年三月  
寛政三年三月  
寛政三年三月  
寛政三年三月  
寛政九年  
状 一
- 四三 天明二年七月  
天明五年二月  
天明五年二月  
天明五年二月  
天明五年二月  
状 一
- 四四 安永二年一月  
安永七年閏七月  
安永八年三月  
安永八年三月  
安永八年三月  
状 一
- 四五 明和八年六月  
安永二年一月  
安永七年閏七月  
安永八年三月  
安永八年三月  
状 一
- 四六 明和八年六月  
安永二年一月  
安永七年閏七月  
安永八年三月  
安永八年三月  
状 一
- 四七 明和八年六月  
安永二年一月  
安永七年閏七月  
安永八年三月  
安永八年三月  
状 一



四 安永六年四月

銀右衛門欠落後の借金引請・返済方につき一札〔銀右衛門兄弟幾右衛門他五名↓名主・組頭〕

状 一

五 安永六年三月

借用親返済年延べ願書〔長念寺↓名主・組頭〕

状 一

六 安永六年四月

殿様発起の無尽へ村中で加入につき金利差出し方連判一札〔庄之助他九六名↓名主・組頭〕

状 一

七 安永六年四月

五郎兵衛新田から一人で参加した常右衛門の無尽金出入内済不成立につき小諸役所への吟味願いの添翰願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他一名↓平賀役所〕

状 一

八 安永六年四月

常右衛門の無尽金出入内済不成立につき吟味願書〔名主所左衛門他一名↓小諸役所〕

状 一

九 安永六年五月一日

無尽金出入の内済証文〔下書〕〔五郎兵衛新田常右衛門他六名〕

状 一

一 安永六年九月

藤兵衛借用方覚および田畑箇所付内改帳〔五人組長左衛門他四名↓名主・与頭衆〕

横 一

二 安永六年十一月

藤兵衛持分田畑目録仕立帳

横 一

三 安永六年十一月

藤兵衛分田方納米などの覚

横 一

四 安永六年二月五日

大借を残し藤兵衛死去につき財産処分による返納依頼の取次状〔八郎右衛門他三名↓名主・組頭〕

状 一

五 安永六年二月六日

藤兵衛家財内改め代付仕立帳〔立会長左衛門他五名〕

横 一

六 安永七年四月

藤兵衛無尽掛返借用方配当割合帳〔所左衛門他一名〕

横 一

七 安永七年三月

藤兵衛所持畑などの覚

横 一

八 安永七年三月

藤兵衛無尽掛返し・借用金差引きの覚

横 一

九 安永七年一月一日

家屋敷・家財売却によって磯右衛門の借金などを済ませたく取計い方願書〔願人磯右衛門弟又七他四名↓名主・組頭衆〕

状 一

一〇 安永七年一月一日

貸金返済につき請取〔御馬寄村郡蔵↓原新田弁弥〕

状 一

一一 安永八年三月

借金証文〔金預り主安五郎他一名↓名主所左衛門〕

状 一

一二 安永八年極月一日

寺発起の無尽金借用証文〔矢嶋村宝泉寺内瑞弟他一名↓原新田名主柳沢所左衛門〕

状 一







平伊賀守役所

二〇 寛政九年五月

先に済ませ方を仰せつけられた久保林村・下吉田村への郷借金出入は両村共に返済済みにつき願書返翰願書〔願人常右衛門他一名↓松平伊賀守役所〕

状

二 寛政九年五月

久保林村・下吉田村への貸金残らず請取りにつき上申書〔常右衛門他一名↓中之条役所〕

状

三 寛政九年三月

久保林村・下吉田村郷借金返済滞り一件役用留  
借金証文〔金借用主伝蔵他一名↓所左衛門〕

横

三 寛政九年三月

借金証文〔金借用主辰之助他一名↓所左衛門〕

状

三 寛政九年八月

金子借用手形〔金預り主忠八他一名↓所左衛門〕

状

三 寛政九年十二月

借金証文〔中野村借用主新十郎↓五郎兵衛新田所左衛門〕

状

一 寛政一二年正月二日

借入金小払い方改帳〔利七↓組合〕

横

二 寛政一二年正月

全財産の処分によって借金を精算してほしい旨の願書〔利七↓組合衆〕

状

三 寛政一二年三月

利七借用方配分帳〔名主所左衛門他二名↓實方衆〕

横

四 寛政一二年三月

利七借用方一件書のうち庄兵衛・八郎次平均受払い覚  
八郎治大借して家出につき借金返済方取極め願書〔五人組伝兵衛他三名↓名主・与頭〕

横

六 寛政一二年正月

借金証文〔借用主千助他二名↓所左衛門〕

状

六 寛政一二年三月

借金証文〔借用主千助他二名↓所左衛門〕

状

九 享和二年

金子借用の添証文〔佐左衛門↓弁吉〕

状

一〇〇 享和三年二月

借金証文〔金借用主忠右衛門他一名↓所左衛門〕

状

一〇一 文化二年二月

伊勢講へ譲与の田地一件和談につき一札〔願人安右衛門他五名↓名主・与頭〕

状

一〇二 文化三年三月

借金証文〔借用主万之丞他二名↓名主・与頭衆〕

状

一〇三 文化三年四月

借金証文〔下中込村借用主金兵衛↓原新田村所左衛門〕

状

一〇四 文化三年六月

塩沢村半左衛門他五名への貸金出入内済につき済口証文〔五郎兵衛新田訴訟人縫右衛門〕

状

他六名↓役所)

二 文化三年七月

半五郎より芦田のうち野方弥惣治へかかる貸金・高訳証文出入の内済証文〔恩田新八郎

状 一

三 文化三年七月

支配所五郎兵衛新田訴訟人半五郎他五名)

四 文化四年五月

半五郎より弥惣治へかかる貸金・高訳証文出入内済につき願書下げ願ひ〔本町問屋五右

衛門他一名↓小諸役所)

状 一

五 文化四年五月

半五郎よりの貸付金議定違変滞り出入訴状への添翰願ひ取次書〔名主所左衛門他三名↓

恩田新八郎中之条役所)

状 一

六 文化四年五月

半五郎よりの貸付金議定違変滞り出入訴状への添翰願ひ取次書〔名主・与頭・百姓代↓

恩田新八郎中之条役所)

状 一

一五 文化七年三月一日

貸金返済催促を無体に行つたことの詫状〔万之丞粹美代吉他四名↓名主・与頭・百姓代)

状 一

一六 文化三年二月

借金証文〔借用主忠之丞他一名↓講中引請所左衛門)

状 一

一七 文化四月二二日

無借金借用証文〔五郎兵衛新田借用主所左衛門他一名↓八幡宿太兵衛)

状 一

一八 文化四年二二日

無借金請取および借金の覚〔追伸共)〔高柳村飯島六郎右衛門↓原新田柳沢所左衛門)

状 二

一九 文化五年二月

借金証文〔金借用主左衛門他一名↓所左衛門)

状 一

二〇 文化五年四月

三郎右衛門大借の上家出につき借用返済方依頼書〔組親半兵衛他四名↓名主・与頭)

状 一

二一 文化五年四月

質借金借用証文〔借用主質地引請親類半兵衛他四名↓名主・与頭)

状 一

二二

一 文化五年四月

三郎右衛門借用方配分帳〔名主所左衛門他五名)

横 一

二

借入金の覚

横 一

二三 文化五年二月一日

伊勢講代米金借用証文〔金預り主孫右衛門他一名↓伊勢講引受所左衛門)

状 一

二四 文化五年二月

借金証文〔金預り主孫右衛門他一名↓伊勢講引受所左衛門)

状 一

二五 文化六年三月

借金証文〔金借用主五助他二名↓所左衛門)

状 一

二六 文化七年七月九日

貸金返済につき証文返却すべきところ証文紛失のためそれにかえる一札〔考伝・彦兵衛

↓所左衛門)

状 一

- 二六 文化七年極月  
金子預り手形〔預り主弥左衛門他一名↓廿日講セ話方所左衛門〕  
状 一
- 二七 文化八年二月  
大借の佐左衛門出奔につき財産処分による返済方依頼状〔親類惣代茂兵衛他一名↓名主・組頭・百姓代〕  
状 一
- 二八 文化八年二月  
大借の富右衛門出奔につき財産処分による返済方依頼状〔親類佐助他四名↓名主・与頭・百姓代〕  
状 一
- 二九 文化八年四月  
組合内因窮人への金子貸与依頼状〔願人組頭常右衛門他四名↓名主・組頭・百姓代〕  
状 一
- 三〇 文化八年五月  
無尽金請取〔利引金預主吉左衛門他一名↓所左衛門〕  
状 一
- 三一  
一 文化九年一月  
大借して出奔した嘉四郎の捜索方請書〔嘉四郎兄佐忠太他五名↓名主・組頭・百姓代衆〕  
状 一
- 二 文化九年一月  
出奔の嘉四郎の財産処分金を貸方へ割賦して詫びてくれるようにとの願書〔嘉四郎兄佐忠太他五名↓名主・与頭・百姓代〕  
状 一
- 三 文化九年一月  
嘉四郎借用方ならびに払物代附帳〔佐忠太他五名↓名主・与頭・百姓代〕  
横 一
- 四 文化九年一月  
嘉兵衛家財払い物帳〔兄佐忠太他五名↓名主・与頭・百姓代〕  
横 一
- 五 文化九年一月  
嘉兵衛所持畑・取米などの覚  
状 一
- 三二  
三三 文化九年一月  
借金証文〔借用主辰五郎他二名↓所左衛門〕  
状 一
- 三四 文化九年一月七日  
無尽掛金出金願書〔芦田宿土屋伝左衛門↓原新田柳沢所左衛門〕  
状 一
- 三五 文化一〇年三月二七日  
借金証文〔借用主善兵衛他一名↓連衆〕  
状 一
- 一 文化一〇年三月  
大借して出奔した長左衛門行方不明につき財産処分による貸金方への割賦願書〔長左衛門親類金左衛門他一〇名↓名主・組頭・百姓代〕  
状 一
- 二 文化一〇年三月  
大借して出奔した長左衛門の捜索方の親類・組合請書〔組合太左衛門他五名↓名主・組頭・百姓代〕  
状 一
- 三 文化一〇年三月  
大借の長左衛門出奔につき財産処分による返済方依頼書〔親類惣代金左衛門他二名↓役人〕  
状 一



三 文化一〇年一月 幸右衛門大借につき配分託帳〔組合惣代清兵衛他二名↓貸方衆〕  
四 文化一〇年一月 幸右衛門家出につき借用方へ詫金用意払いの代付帳〔与親所左衛門他三名↓名主・与頭・百姓代〕

五 幸右衛門出奔跡調べ帳  
六 払い代物請取などの覚

三三 文化一〇年一月 借金証文〔八幡村太兵衛他一名↓五郎兵衛新田所左衛門〕

三二 文化一〇年一月 借金証文〔吉左衛門他一名↓所左衛門〕

三一 文化一一年三月 借金証文〔借用主庄兵衛↓村役人〕

三〇 文化一一年三月 借金証文〔金借用主妙香院他二名↓所左衛門〕

二九 文化一一年三月 借金証文〔親類引請借用主太左衛門他三名↓世話人所左衛門〕

二八 文化一一年四月二日 借金手形〔金借用主縫右衛門他一名↓所左衛門〕

二七 文化一一年五月 借金証文〔金子借用主林蔵他三名↓所左衛門〕

二六 文化一一年 返済遅延の借銀分割返済議定書〔五郎兵衛新田彦五郎他二名↓京都大宮一条上ル町帯屋五郎兵衛〕

二五 文化一二年一月 借金証文〔中地村借用主新十郎他一名↓五郎兵衛新田名主・役人衆〕

二四 文化一二年一月 借金証文〔借用主吉右衛門他一名↓名主・与頭・百姓代〕

二三 文化一三年二月 借金証文〔下書共〕〔五郎兵衛新田金借用主名主所左衛門他三名↓八幡宿七郎兵衛〕

二二 文化一一年四月 借金証文〔五郎兵衛新田借用主名主所左衛門他五名↓八幡村仙左衛門〕

二一 文化一三年極月 借金証文〔金借用主妙香院他二名↓廿日待講〕

二〇 文化一四年八月二二日 一作よりかかる売掛けならびに貸金滞り出入の評定所出頭日時の通知拝見書〔男谷彦四郎代官所五郎兵衛新田藤吉他六名↓訴訟人一作他一名〕

一九 文化一四年一月 借金証文〔借用主幸七他一名↓所左衛門〕

一八 文化一五年二月 借金借用手形〔金借用主村忠之丞他一名↓郷金世話村所左衛門〕

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

- 一七 文政元年一二月 米借用証文〔当人伊右衛門他二名↓所左衛門〕 状
- 一八 文政二年三月 借金証文〔借用主利右衛門↓所左衛門〕 状
- 一九 文政二年一〇月 借金証文〔借用主吉左衛門他三名↓所左衛門〕 状
- 二〇 文政二年一二月 家出の組合友弥の借金返済方の願書〔親類平兵衛他四名↓名主・組頭・百姓代〕 状
- 二一 文政三年三月 無尽金借用証文〔金預主名主所左衛門他四名↓無尽邑衆〕 状
- 二二 文政三年三月 借金証文〔金預り主平兵衛他一名↓妙香院法印〕 状
- 二三 文政三年五月九日 売掛代金滞り出入に関する尊判拝見・承知の旨の一札〔五郎兵衛新田村五三郎他四名↓  
麦倉村儀〔右衛門〕 状
- 二四 〔文政三年〕五月九日 売掛代金滞り出入に関する尊判拝見願書〔武州埼玉郡麦倉村百姓又市事儀右衛門↓五郎  
兵衛新田村役所〕 状
- 二五 文政三年六月一日 借金証文〔原新田五三郎他一名↓武州麦倉村又市〕 状
- 二六 文政三年六月朔日 売掛代金滞り出入済口証文〔武州埼玉郡麦倉村又市↓五郎兵衛新田役人・五三郎〕 状
- 二七 文政五年一〇月二四日 売掛代金滞り訴訟につき評定所へ出頭すべき旨の尊判拝見の一札〔組頭武兵衛他九名↓  
弥惣太〕 状
- 二八 文政五年極月 借金証文〔借用主三右衛門他三名↓役元〕 状
- 二九 文政六年正月一六日 文政三年の金銭指引勘定が残らず済んだという証文〔武州石塚村源四郎煩につき代悻勇  
八↓五郎兵衛新田村字下原太兵衛〕 状
- 三〇 文政七年三月 借金返済を一年延期してもらったことの添証文〔借用人太七他一名↓所左衛門〕 状
- 三一 文政七年三月 借金証文〔借用主富吉他一名↓所左衛門〕 状
- 三二 文政七年極月 金子借用手形〔権右衛門↓所左衛門〕 状
- 三三 文政七年一二月 借金証文〔借用人善兵衛他一名↓所左衛門〕 状
- 三四 文政八年一二月 金子拝借証文〔五郎兵衛新田名主所左衛門他一〇名↓荒井平兵衛中之条役所〕 状
- 三五 文政八年一二月 借金証文〔善兵衛↓所左衛門〕 状
- 三六 文政九年四月 借金証文〔所左衛門他九名↓八幡村仙左衛門〕 状



- 一七 文政一三年四月  
借金証文〔借用主平三郎他一名↓庄八〕  
状 一
- 一八 文政一三年五月  
借金証文〔借用主平三郎他二名↓伊左衛門〕  
状 一
- 一九 文政一三年一二月  
借金証文〔加宿引受借用主五太夫他一名↓五郎兵衛新田引請世話方名主所左衛門〕  
状 一
- 二〇 天保二年四月  
借金証文〔金借用主平兵衛他一名↓妙香院〕  
状 一
- 二一 天保二年四月  
借金返濟年延への添証文〔借用主民次郎他一名↓下原宗左衛門〕  
状 一
- 二二 天保二年一二月  
借金返濟年延への添証文〔借用主吉左衛門他一名↓宗左衛門〕  
状 一
- 二三 天保二年一二月  
借金証文〔借用主所左衛門↓妙香院〕  
状 一
- 二四 天保四年一二月  
畑年貢借用証文〔借用主徳兵衛他一名↓所左衛門〕  
状 一
- 二五 天保五年一二月  
米代金借用証文〔借用主伊蔵他一名↓原新田所左衛門〕  
状 一
- 二六 天保五年一二月  
年貢借用証文〔借用主忠助他一名↓所左衛門〕  
状 一
- 二七 天保五年一二月  
借金証文〔借用主利右衛門↓所左衛門〕  
状 一
- 二八 天保五年一二月  
糶米借用証文〔借用主源五右衛門他二名↓所左衛門〕  
状 一
- 二九 天保五年一二月  
借金証文〔借用主重郎右衛門他一名↓所左衛門〕  
状 一
- 三〇 天保六年四月  
借金証文〔金借用主山吉他一名↓所左衛門〕  
状 一
- 三一 天保七年一二月二八日  
畑年貢借用証文〔長之助他一名↓所左衛門〕  
状 一
- 三二 天保七年一二月  
借金証文〔借用主弥五兵衛他二名↓名主所左衛門〕  
状 一
- 三三 天保八年四月  
年貢買次証文〔平井村小源太組合惣代新左衛門他一名↓五郎兵衛新田所左衛門〕  
状 一
- 三四 天保八年一二月  
夫食借用証文〔借用主利右衛門他一名↓所左衛門〕  
状 一
- 三五 天保九年四月  
借金証文〔民次郎他一名↓所左衛門〕  
状 一
- 三六 天保九年七月二一日  
米代金借用証文〔相浜村米買主喜惣次↓五郎兵衛新田所左衛門〕  
状 一
- 三七 天保一〇年二月  
借金証文〔借用主半七他一名↓所左衛門〕  
状 一
- 三八 天保一〇年一二月三〇日  
善九郎よりかかる壳掛貸金出入りの差紙拝見証文〔大原左近代官所五郎兵衛新田当人岩次郎他一八名↓御馬寄村善九郎〕  
状 一
- 三九 天保一〇年一二月  
借金証文〔借用主八左衛門他一名↓所左衛門〕  
状 一

- 二〇三 天保一一年七月 借金証文〔借用主芦田宿伝左衛門↓原新田所左衛門〕 状 一
- 二〇二 天保一二年正月 米代金借用証文〔米主長左衛門他一名↓五郎兵衛新田所左衛門〕 状 一
- 二〇一 天保一二年三月二八日 無尽金請取〔八幡宿問屋五右衛門↓三ツ塚村惣代名主市内他二名〕 状 一
- 二〇〇 天保一二年極月 借金証文〔金借用主田作他一名↓所左衛門〕 状 一
- 一九九 天保一三年四月 無尽金借用証文〔五郎兵衛新田借用主三役人〕 状 一
- 一九八 天保一三年七月一日 時借用金証文〔借用主吉左衛門↓所左衛門〕 状 一
- 一九七 天保一三年一二月二五日 借金証文〔芦田宿借主健次郎↓原新田所左衛門〕 状 一
- 一九六 天保一四年一月 借金証文〔金子借用主弥四郎他一名↓所左衛門〕 状 一
- 二〇〇 ①天保一五年一月 酒造仕入金借用証文〔金借用主善左衛門他二名↓原新田所左衛門〕 状 一
- 一九九 ②辰年一月二一日 造酒元手金貸与依頼状〔土屋伝左衛門↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 一九八 八月一九日 借金証文〔御馬寄村富右衛門↓新田所左衛門〕 状 一
- 二〇二 弘化二年五月 質地請人加判証文〔所左衛門他三名↓文之丞〕 状 一
- 二〇一 弘化三年四月 無尽金預り証文〔金子預り主五郎兵衛新田所作他一名↓無尽連衆〕 状 一
- 二〇〇 嘉永二年三月一八日 借用の無尽金の返済延引願いの書状〔芦田宿土屋伝左衛門↓原新田柳沢所左衛門〕 状 一
- 一九九 寅年一月二九日 芦田宿伝左衛門無尽定書 状 一
- 一九八 法印無尽番組書付 状 一
- 一九七 無尽連名覚 状 一
- 一九六 与惣右衛門無尽五番取の訳書 状 一
- 一九五 与惣右衛門無尽名前書 状 一
- 一九四 弥左衛門無尽の覚 状 一
- 一九三 無尽の覚 状 一

- 二 無尽の覚
- 三三 弘化三年五月 緞借金延べ証文〔緞借主御馬寄政重他一名↓原新田所左衛門〕 状
- 三四 弘化三年六月 借金証文〔金借用主駒寄村伴藏他一名↓五郎兵衛新田所左衛門〕 状
- 三五 弘化三年八月 米代金借用証文〔借用主喜左衛門↓所左衛門〕 状
- 三六 弘化三年二月 借金請取〔相浜村忠平↓五郎兵衛新田所左衛門〕 状
- 三七 弘化四年正月 借金証文〔喜右衛門↓所左衛門〕 状
- 三八 弘化四年四月 借用買次代金証文〔借用主伊左衛門他一名↓所左衛門〕 状
- 三九 弘化四年二月 借金証文〔借用主安右衛門↓所左衛門〕 状
- 四〇 嘉永元年三月 借用買継代金証文〔借用主伊右衛門他一名↓所左衛門〕 状
- 四一 嘉永元年九月 米代金延べ証文〔御馬寄米借用主富右衛門他一名↓新田所左衛門〕 状
- 四二 嘉永二年三月 借金証文〔金預り主伝之助↓所左衛門〕 状
- 四三 嘉永二年七月 借金証文〔借用主伝次郎他一名↓所左衛門〕 状
- 四四 嘉永四年一月 借金証文〔借用主芳右衛門↓所左衛門〕 状
- 四五 嘉永四年一月 借金証文〔金預り主仙右衛門他一名↓所左衛門〕 状
- 四六 嘉永四年二月 米代金借用証文〔御馬寄村借用主油右衛門↓所左衛門〕 状
- 四七
- ① 嘉永五年〜文久二年 年々借金の覚 状
- ② 嘉永六年二月 嘉永三年より明治九年までの借金の返済方の相談に依りてもらったことの証書 状
- 三 〔安政三年〕二月二五日 年々よろつ小差引帳〔兩人立会〕 横
- 四 明治元年二月一八日 年々借用ならびに小差引帳〔所作↓松川文之丞〕 横
- 五 明治九年三月 年々万小差引帳〔柳沢所作↓松川文之丞〕 横
- 六 明治九年五月二二日 無拠借用方取調帳 横
- 七 明治九年五月 借金の引当として地所・地券証を渡す旨の証文 状
- 借用金証書〔借用主〕 状

- 八 明治九年二月二八日 別家柳沢所作の借金返済引受証書〔引受人柳沢所三郎↓松川文之丞〕 状
- 九 明治九年二月二八日 柳沢所作への貸金一部返済につき受取〔松川文之丞↓柳沢所三郎〕 状
- 一〇 明治一〇年五月六日 柳沢所作の年々万小差引借用帳〔松川文之丞↓柳沢所作〕 横
- 一一 三月二日 「中庸」貸与願書〔若水↓柳沢〕 状
- 一二 八月三日 貸金の返済方指示書〔松川文之丞↓柳沢所作〕 状
- 一三 八月一四日 貸金返済催促状〔松川文之丞↓柳沢所作〕 状
- 一四 嘉永六年四月 米代金延べ証文〔御馬寄村米借用主富右衛門他一名↓新田所左衛門〕 状
- 一五 一 (嘉永六年) 一月二八日 芦田無尽の覚〔無尽連中↓原新田所左衛門〕 状
- 一六 二 芦田無尽名前書 状
- 一七 三 嘉永六年二月 借金証文〔与右衛門↓役元〕 状
- 一八 一 嘉永七年三月 無尽金預り証文〔金子預り主所作↓無尽連衆〕 状
- 一九 二 (嘉永七年) 三月一三日 無尽金の覚 状
- 二〇 三 嘉永七年一〇月 米代金延べ証文〔御馬寄米借用主富右衛門他一名↓新田所左衛門〕 状
- 二一 三 一 嘉永七年一二月 米代金延べ証文〔御馬寄村政重郎↓新田所左衛門〕 状
- 二二 二 九月五日 糶の請取〔御馬寄新田三好屋政重郎↓原新田柳沢所左衛門〕 状
- 二三 三 一 一月六日 先に無心した米代勘定の延引願書〔御馬寄新田三好屋政重郎↓原新田柳沢所左衛門〕 状
- 二四 三 安政二年五月 糶代金延べ証文〔御馬寄村糶借用主富右衛門他一名↓原新田所左衛門〕 状
- 二五 三 安政三年三月 借金証文〔借用主相浜平八他二名↓五郎兵衛新田所左衛門〕 状
- 二六 三 安政三年一二月 借用金返済年延べにつき捺書〔御馬寄村良右衛門↓所左衛門〕 状
- 二七 三 安政四年三月二八日 貸与金一部返金につき請取手形〔所左衛門↓清兵衛〕 状
- 二八 三 安政四年三月 借金証文〔高野町村金子借用主室三他二名↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕 状

- 三九 安政四年三月 借金証文〔相浜村借主忠平他一名↓原新田所左衛門〕 状 一
- 四〇 安政四年六月一日 借金証文〔写共〕〔五郎兵衛新田借用主所左衛門↓中之条村瀬左衛門〕 状 二  
 一 安政四年六月一日 借金証文〔五郎兵衛新田借用主与頭李兵衛他一名↓中之条村郡中代瀬左衛門〕 状 一  
 二 安政四年六月一日 委細はわからないが貴様のことを役所で調べているので表だたないうちに取締うように  
 三 六月六日 との内々の書状〔中之条塚田瀬左衛門↓掛川左右衛門〕 状 一  
 四 六月一六日 借金返済状〔五郎兵衛新田柳沢所左衛門↓中之条塚田瀬左衛門〕 状 一  
 五 六月一六日 用立金送られ落手した旨の書状〔瀬左衛門↓柳沢所左衛門〕 状 一  
 四一 安政四年一月一日 借金証文〔借用主与惣右衛門他一名↓郷金取廻し役元〕 状 一
- 四二 一 安政四年一月 借用親証文〔御馬寄村親借主彦右衛門↓所左衛門〕 状 一  
 二①〔安政四年〕二月五日 親請取〔御馬寄村嶋屋彦右衛門↓新田所左衛門〕 状 一  
 二②〔安政四年〕二月七日 親受取〔嶋屋彦右衛門↓柳沢所左衛門〕 状 一  
 三 安政四年一月 借用親証文〔御馬寄村彦右衛門↓五郎兵衛新田所左衛門〕 状 一  
 四 安政五年一月 借用親証文〔御馬寄村親借主彦右衛門他一名↓原新田所左衛門〕 状 一  
 五 三月二〇日 先に約定した三〇両返金の書状〔御馬寄村嶋屋彦右衛門↓原新田柳沢所左衛門〕 状 一
- 四三 安政四年一月 米代金借用証文〔御馬寄村借用主富右衛門↓新田所左衛門〕 状 一  
 四四 安政四年一月 米代金借用証文〔御馬寄村借用主富右衛門他二名↓新田所作〕 状 一  
 四五 安政四年一月 質地借金につき奥印預入れ証〔願人平重郎他一名〕 状 一
- 四六 安政五年三月 無尽金借用証文〔借用主五郎兵衛新田所左衛門他一名↓連衆〕 状 一  
 四七 安政五年四月 借金証文〔借用主縫右衛門↓所左衛門〕 状 一  
 四八 安政五年四月 借金証文〔借用主縫右衛門↓所左衛門〕 状 一  
 四九 一 無尽定日・賄料・発起掛返し方など議定書 状 一

二

元治元年一二月

四 未年一二月二六日

五 一月二九日

六 国役夫銭の覚

七 金銭の覚〔伝左衛門〕

二五〇 安政六年三月一四日

二五 安政六年三月

二五三

一 安政六年一月

二 文久元年三月

二五三 安政六年一月

二五四 安政六年一二月

二五五 安政六年一二月

二五六 安政七年正・七月

二五七 安政七年三月

二五八 安政七年三月

二五九 万延元年八月

二六〇 万延元年一月

二六一

一 万延元年一二月二〇日

無尽金の覚

無尽定日・転金・利掛け・賄料などの議定書

伝馬一件についての会合諸入用割賦につき出金要請廻状〔下平村名主↓竹田村他四村名主〕

作米の仕切方につき願書〔御馬寄村山浦伴六↓新田柳沢所左衛門〕

無尽会合出席依頼状〔高柳村飯島清右衛門↓原新田出立柳沢所左衛門〕

親類・組合が六之丞の借財を親惣吉の地所を処分することで片付けた旨の証文〔惣吉伴願人六之丞他七名↓役人〕

借金返済期限更新の添証文〔添証文差出し借用主与兵衛↓所左衛門〕

金子請取手形〔所左衛門↓与兵衛〕

借金返済期限更新の添証文〔御馬寄村甚右衛門他一名↓原新田所左衛門〕

借金証文〔借用主吉左衛門↓所左衛門〕

借金返済年延べ願書〔借用主八幡政右衛門↓五郎兵衛新田所左衛門〕

貸附金拝借証文・貸附金拝借につき質地証文〔桜井新田借用主組頭万次郎他二名↓木村董平中之条役所〕

借金証文〔借用主多蔵↓柳沢所左衛門〕

借金返済期限更新につき一札〔矢嶋村七右衛門他一名↓五郎兵衛新田所左衛門〕

親代金借用証文〔借用主御馬寄村清兵衛↓新田所左衛門〕

借金添証文〔八幡宿借用主政右衛門↓所左衛門〕

証文金不足手形〔原新田所左衛門↓芦田宿伝左衛門〕

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一





- 六 明治一五年一月二〇日 借金延期証書〔五郎兵衛新田借主宮原啓吉他三名↓同村柳沢所平〕 状 一
- 七 明治二〇年五月二三日 借金証〔南佐久郡前山村借用人飯島善助他一名↓五郎兵衛新田村柳沢所左衛門〕 状 一
- 八 西年三月一三日 一七・八日頃に借金返済する積りである旨の書状〔字上原依田房吉↓上郷柳沢処平〕 状 一
- 九 六月二四日 金円貸与依頼状〔依田源四郎↓柳沢所平〕 状 一
- 二六
- 一 慶応元年一二月 年賦元崩金証文〔借用主伊三郎他一名↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 二 慶応二年二月 拝借金証文〔借用主伊三郎他一名↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三 丑年極月二五日 伊三郎の借金返済方につき報知状〔柳沢所左衛門↓伊藤茂右衛門〕 状 一
- 二九 慶応二年二月 借金証文〔金子借用主八助↓所左衛門〕 状 一
- 三〇 慶応二年四月 用立金の内一〇両返済につき請取〔五郎兵衛新田所左衛門↓御馬寄村甚左衛門〕 状 二
- 三二 慶応二年四月 金百両返済を一年延期する延べ書〔入布施村借用主惣兵衛他一名↓五郎兵衛新田所左衛門〕 状 一
- 三三 慶応二年一二月 借金証文〔高柳村借用主六郎右衛門↓五郎兵衛新田所左衛門〕 状 一
- 三四 慶応三年二月 借金証文〔借用主次郎八他一名↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三五 慶応三年九月 借金証文〔小諸実大寺↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三六 慶応四年六月二四日 借金証文〔借主妙香院↓村役元柳沢代吉左衛門〕 状 一
- 三七 慶応四年九月二日 入用であれば金子を貸す旨の書状〔嶋屋彦右衛門↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三九 明治二年三月 返済は金子である旨の借金証文〔香沢新田弥右衛門他一名↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕 状 一
- 四〇 明治二年八月 借金証文〔御馬寄村長四郎↓所左衛門〕 状 一
- 四一 明治三年三月二〇日 粗代金借用証文〔借用主御馬寄村良三郎他一名↓原新田柳沢所左衛門〕 状 一
- 四二 明治三年三月二九日 借金証文〔上塚原村六右衛門↓原新田所左衛門〕 状 一
- 四三 三月二九日 借金証文の添状〔池田六右衛門↓所三郎〕 状 一



- 四〇 一月一四日 無尽懸金を受取った旨の書状〔中之条村塚田瀬左衛門↓柳沢所左衛門〕  
 五 申年一月二九日 無尽金差引きの覚〔塚田耕蔵↓柳沢所平〕  
 六 一月八日 地券調べ方が進捗しないことなどにつき書状〔高柳村飯島六郎右衛門↓柳沢所左衛門〕  
 七 二月一七日 借金返済日延べ願書〔坂木より小平七郎兵衛↓柳沢所平〕  
 八 二月一七日 和子村七郎平の借金返済日延べ願いの口添の書状〔中之条村塚田耕蔵↓柳沢所平〕  
 九 二月二六日 借金返済日延べ願いなどの書状〔坂木宿小平七郎兵衛↓柳沢所平〕  
 一〇 二月二八日 七郎平の無尽懸金未納につき代納依頼状〔つかた↓柳沢〕  
 一一 三月一七日 借金返済日延べ願書〔坂木より小平七郎兵衛↓柳沢所平〕  
 一二 一月朔日 無尽会合への出会依頼状〔中之条塚田耕蔵↓柳沢所左衛門〕  
 一三 一月一五日 和子村七郎兵衛の無尽掛金支払い延期願いにつき書状〔柳沢所平↓中之条出先柳沢所三郎〕  
 一四 一月二一日 和子村七郎平の借金返済を保証する書状〔中之条村塚田耕蔵↓柳沢所平〕  
 一五 一月二三日 七郎平の借金返済が延引した旨の断り書〔中之条村塚田耕蔵↓柳沢所平〕  
 一六 二月一八日 証文の請取書を送付したことなどの書状〔坂木より小平七郎平↓柳沢所平〕  
 一七 二月二〇日 七郎平が借金希望につき口添の書状〔塚田耕蔵↓柳沢所平〕  
 一八 八日 無尽会合への出会依頼状〔中之条塚田耕蔵↓柳沢所平〕  
 一九 金錢差引き覚  
 二〇 無尽金の覚  
 二一 借金調書〔吉左衛門↓所左衛門〕  
 二二 借金証文〔借用主藤平他一名↓所左衛門〕  
 二三 借金証文〔下中込村名主小林佐源太他一名↓原新田諸左衛門〕  
 二四 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 二五 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 二六 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 二七 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 二八 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 二九 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 三〇 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 三一 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 三二 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 三三 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 三四 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 三五 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 三六 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 三七 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 三八 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 三九 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 四〇 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 四一 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 四二 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 四三 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 四四 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 四五 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 四六 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 四七 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 四八 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 四九 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 五〇 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 五一 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 五二 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 五三 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 五四 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 五五 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 五六 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 五七 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 五八 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 五九 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 六〇 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 六一 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 六二 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 六三 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 六四 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 六五 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 六六 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 六七 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 六八 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 六九 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 七〇 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 七一 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 七二 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 七三 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 七四 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 七五 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 七六 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 七七 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 七八 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 七九 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 八〇 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 八一 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 八二 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 八三 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 八四 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 八五 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 八六 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 八七 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 八八 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 八九 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 九〇 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 九一 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 九二 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 九三 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 九四 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 九五 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 九六 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 九七 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 九八 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 九九 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕  
 一〇〇 借金証文〔下中込村名主小林佐源太↓柳沢所左衛門〕

三二 明治四年五月三〇日 時借金証文〔和田宿羽田弥門他一名↓五郎兵衛新田柳沢所平〕 状 一

三六 明治四年九月二一日 米代金借用証文〔御馬寄村長四郎↓原新田柳沢所左衛門〕 状 一

三九 明治四年九月 親代金借用証文〔御馬寄村借用主孫右衛門↓柳沢所左衛門〕 状 一

三〇 明治五年二月 小伊勢講讓渡一札〔小伊勢講讓渡主良七他二名↓所平〕 状 一

三二 明治五年五月二七日 金米借用証文〔下中込村市川藤三郎他一名↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕 状 一

二 五駄分米切手〔原新田柳沢所左衛門↓藤三郎・御馬寄義作〕 状 五

三三 〔明治五年〕六月一六日 立替人へ借金返済立替分を返すように申聞け願書〔八幡村依田太郎兵衛↓五郎兵衛新田柳沢所平〕 状 一

三三 明治五年八月 借金証文〔高柳村借用主館嶋六郎右衛門↓原新田柳沢所左衛門〕 状 一

三二 酒造米差支えにつき米二〇駄借用証文〔下桜井村借用主浅沼忠太郎他一名↓五郎兵衛新田柳沢所平〕 状 一

一① 明治五年一二月 田柳沢所平〕 借金返済の延引願書〔下桜井村浅沼忠太郎↓五郎兵衛新田柳沢所平〕 状 一

二 四月二九日 借金一部返済の書状〔下桜井村浅沼忠太郎↓五郎兵衛新田柳沢所平〕 状 一

三五 〔明治五〇二二年〕 預け金利計算書 状 一

三六 明治六年一月 親代金借用証〔御馬寄村借用主町田良三郎他一名↓柳沢所左衛門〕 状 一

三二 明治六年二月四日 借金返済日延べ証文〔小県郡和子村借主小平七郎兵衛↓五郎兵衛村柳沢所平〕 状 一

二 酉年一二月一六日 貸金返済につき請取〔五郎兵衛新田柳沢所平他一名↓小県郡和子村小平七郎兵衛〕 状 一

三 二月四日 借金返済の日延べ願書〔和子村小平七郎兵衛↓五郎兵衛新田柳沢所平〕 状 一

四 三月一日 借金返済暫時猶予願書〔和子村小平七郎兵衛↓五郎兵衛新田柳沢所平〕 状 一

五 四月二〇日 借金返済暫時猶予願書〔和子村小平七郎兵衛↓五郎兵衛新田柳沢所平〕 状 一

六 一二月五日 無尽会への出会依頼状〔中之条塚田耕藏↓五郎兵衛新田柳沢所平〕 状 一



三三〇 明治九年一月二五日 借金延引の添証書〔年延借用主佐藤吉吾他一名↓柳沢所平〕 状 一

三三一

一 明治一〇年四月一六日 借金証書〔北第七大区五小区五郎兵衛新田借用主柳沢所平他二名↓同区八幡村依田仙右衛門〕 状 一

二 明治一〇年四月一六日 借金証書〔五郎兵衛新田柳沢所平↓八幡村依田仙右衛門〕 状 一

三 明治一〇年四月一六日 借金証書〔五郎兵衛新田用掛り柳沢所三郎他七名↓同所柳沢所平〕 縦 一

四 明治一八年四月

借金皆済につき既一部返済分領収書と交換すべきところ紛失の証書〔五郎兵衛新田村柳沢所平↓八幡村依田仙右衛門〕

三三二 明治一〇年六月二日 借金証〔五郎兵衛新田借用主丸山三代吉↓同村柳沢所三郎〕 状 一

三三三

一 明治一〇年八月二六日 第十九国立銀行役員書上および岩村田町彰真社支店への株高半額出金依頼状〔第十九国立銀行↓五郎兵衛新田柳沢所三郎〕 状 一

二 (明治一〇年)九月二日 いまだ出金なく差支えにつき神速出金方依頼状〔岩村田町出張第十九国立銀行発起人竹内幸四郎他二名↓五郎兵衛新田村柳沢所三郎〕 状 一

三 明治一〇年一〇月三〇日 銀行開業日および一次総会開催日など通知状〔上田第十九国立銀行↓五郎兵衛新田村柳沢所三郎〕 状 一

四 明治一〇年一月一日 銀行開店延期にともない総会も一日繰下げ開庭につき出席依頼状〔上田第十九国立銀行↓五郎兵衛新田村柳沢所三郎〕 状 一

五①(明治一〇年)一月二二日 第十九国立銀行月賦金の神速出金方依頼状〔彰真社岩村田支店↓五郎兵衛新田村柳沢所三郎〕 状 一

五②(明治一〇年)一月二三日 別紙の通り銀行支店より催促がきたので金二五円を送る旨の書状〔五郎兵衛新田柳沢所平↓岩村田渡辺止宿柳沢所三郎〕 状 一

六 (明治一〇年一月) 第十九国立銀行総会およびその延会の委任状〔第十九国立銀行株主↓第十九国立銀行〕 状 一

七 明治一〇年一月二八日 銀行株式第二回月賦金の岩村田彰真社支店への入金方依頼状〔第十九国立銀行取締役阿 状 二

部万五郎)

八 明治一二年一月六日

株主総会開催通知ならびに第十九国立銀行取締役投票用紙・利益割賦金請求証書〔上田町第十九国立銀行↓五郎兵衛新田村柳沢所三郎〕

状 三

九 明治一三年三月一日

増株金一株六〇円の割合で徴集するので期日までに入金するようにとの通知〔上田第十九国立銀行↓五郎兵衛新田村柳沢所三郎〕

状 一

一〇 三月四日

資本金増加につき増株を希望するかどうかの問合せ書〔上田町第十九国立銀行↓五郎兵衛新田村柳沢所三郎〕

状 一

一一 五月一九日

株の多少は論じないので株数を記入してほしい旨の書状〔前山村早川市右衛門↓五郎兵衛新田村柳沢所三郎〕

状 一

一二 九月二日

第十九銀行創立証書定款への調印依頼状〔長野にて十九銀行発起人↓五郎新田村柳沢所三郎〕

状 一

一三

取締役被選挙人としての六〇株以上所有者書上  
利足制限法の写〔太政大臣三条実美〕

状 一

三六 明治一〇年九月

借金証書

状 一

三九 明治一〇年一月二二日

發起無尽満会につき来る二〇日に会合したく出会依頼状(惣家への連絡依頼状共)〔中之条村塚田耕蔵↓五郎兵衛新田村柳沢〕

状 二

四二 明治一〇年二月二〇日

借金証書〔借用主佐藤吉吾↓柳沢所平〕

状 一

四三 明治一〇年二月二〇日

借金証書〔高野町村借用主高見沢民右衛門他一名↓原新田村柳沢所平〕

状 一

四四

民右衛門借金の訳覚

状 一

一 明治一一年三月二〇日

預り金証〔五郎兵衛新田預り主柳沢所平↓当村右文校在勤教員若水深讓〕

状 一

二 明治一一年三月二〇日

無尽の引宛抵当として地所借用などにつき預け金約定証〔五郎兵衛新田右文校在勤教員若水深讓↓柳沢所平〕

状 一

三 明治一二年一〇月三〇日 給料前借証〔右文校教員若水深讓→右文校執事柳沢所平〕 状

四 明治一三年二月二日 「西国立志編」代金受取証〔小諸町小山在伝治代清水連水〕 状

五 明治一三年六月一二日 貸金元利の一部受取証〔若水深讓→柳沢所平〕 状

六 明治一三年十一月二九日 預り金証書〔柳沢所平→右文校教員若水深讓〕 状

七 七月一二日 布代金受取〔森佐吉→柳沢所左衛門〕 状

八 一〇月二九日 借金依頼状〔若水深讓→柳沢〕 状

九 一二月一九日 借金依頼状〔若水→柳沢〕 状

一〇 一二月二八日 借金依頼状〔若水深讓→柳沢〕 状

一一 一二月三〇日 兼ねて願ひ置いた金子をこの者へ渡してほしいという口上書〔若水→柳沢〕 状

一二 借金証文下書作成依頼状〔若水深讓〕 状

一三 給料前借証 状

一四 明治一二年一月四日 借金返済予定日および穀物相場を知らせる書状〔小県郡堀村駒屋齋兵衛→柳沢所三郎〕 状

一五 明治一二年一月一〇日 粗借受取証〔御馬寄村柳沢孫右衛門→原新田柳沢所平〕 状

一六 一（明治一二年）一二月二日 借金返済日延べ願書〔山辺才兵衛→柳沢大君・家中〕 状

一七 生糸など相場書 状

一八 金銭借用の覚 状

一九 明治一二年一月七日 借金・品物引取りへの配慮などに対する礼状〔小県郡堀村山辺齋兵衛→柳沢所三郎〕 状

二〇 明治一二年三月一日 借金証文〔柳沢所平→青木道次郎〕 状

二一 明治一二年四月一九日 本月中には訪問し借用一件を取極めたい旨の書状〔国分村堀組山部齋兵衛→柳沢大君・家内〕 状

二二 明治一二年五月二一日 借金日延べ書証券〔第一一大区三小区小県郡国分村堀組借用人山部才兵衛→柳沢所三郎〕 状

二三 明治一二年五月二一日 借金返済日延べ願書〔山部才兵衛→柳沢・家内〕 状





三九 明治一六年一二月四日

貴君子息の借金のことについて父・本家等が談判に及んでいることの報知状〔松川吉太郎↓柳沢所平〕

状

四〇 明治一六年一二月一四日

考課状作成のため入用につき貴殿番地通知の依頼状〔小鼻郡上田町第十九国立銀行↓五郎兵衛新田村柳沢源吾〕

状

六一

一 明治一六年一二月二〇日

金円借用証〔五郎兵衛新田借用人土屋勝太他一名↓柳沢所平〕

状

二 五月二三日

借金証文

状

三 午四月の一万両の各商社への配分の寛

状

六二 明治一七年一二月二〇日

伊勢講名前亮渡し証〔五郎兵衛新田名前亮渡人喜平次後家柳沢やお↓柳沢所左衛門〕

状

六三 明治一八年二月

借金証

状

六四 明治一八年四月

借金証〔五郎兵衛新田佐藤由右衛門↓同村柳沢所平〕

状

六五 明治二〇年一二月二四日

借金証〔五郎兵衛新田借用人主柳沢所左衛門↓脇和村吉津栄次右衛門〕

状

六六 明治二一年九月二二日

借金返済日延べ願書〔前山村飯島善助↓柳沢所左衛門〕

状

六七 明治二一年一〇月一日

借金証文〔五郎兵衛新田村借用人主柳沢所二郎↓御馬寄村十一屋儀作〕

状

六八

一 明治二一年一〇月二日

碓氷伝左衛門無尽金額収証〔五郎兵衛新田柳沢処平↓碓氷幸三郎〕

状

二 明治二一年一〇月二日

碓氷伝左衛門無尽金額収証〔柳沢所平・小林富士太郎↓碓氷幸三郎〕

状

一二月二七日

三 明治二一〜二二年

明治二一年度用水定式費などの領収書〔南佐久郡伴野村他三村戸長役場・伴野村用水掛↓柳沢所平〕

綴

六九 明治二二年四月一九日

借金証〔五郎兵衛新田村柳沢所治郎↓町田儀作〕

状

七〇 明治二二年六月五日

米借用証書〔五郎兵衛新田借用人主柳沢聿太郎他一名↓同村柳沢所平〕

状

七一 明治二二年一二月二五日

金銭貸借上に関する証書の預り証〔五郎兵衛新田村柳沢所平↓南佐久郡元原村飯島市兵衛〕

状

一

三九二 明治二二年二月二五日 貸借上に関する証書預り証〔五郎兵衛新田村柳沢所平↓南佐久郡旧原村飯島市兵衛〕 状 一

三九三 一 明治二四年二月二日 借金証券〔借用主町田和三郎他一名↓五郎兵衛新田村共済義会長柳沢所次郎〕 状 一

二 明治二五年一月四日 借金証券〔借用主小平嘉作他一名↓柳沢所次郎〕 状 一

三 明治二六年一月九日 借金証券〔借用主小林国五郎他一名↓五郎兵衛新田村共済義会長柳沢所次郎〕 状 一

四 明治二六年一月九日 借金証券〔借用主松崎伊三郎他一名↓北佐久郡共済義会長柳沢所次郎〕 状 一

五 明治二六年一月九日 借金証〔借用主町田次郎他一名↓五郎兵衛新田村共済義会長柳沢所次郎〕 状 一

六 明治二六年一月二九日 借金証〔五郎兵衛新田村金借用主北原八百平他一名↓同村柳沢所次郎〕 状 一

七 明治二六年七月二五日 借金証〔五郎兵衛新田村留工藤周太郎↓共済義会長柳沢所治郎〕 状 一

八 明治二六年七月二七日 借金証券〔借用主工藤周太郎↓柳沢所治郎〕 状 一

九① 明治二六年八月三日 借金証〔五郎兵衛新田村借用主工藤周太郎↓柳沢所治郎〕 状 一

九② 明治二七年一月五日 貸付金の請求権限委任状〔五郎兵衛新田村柳沢所治郎〕 状 一

一〇 明治二六年一〇月八日 借金証〔五郎兵衛新田村負債主柳沢三左衛門他一名↓同村共済義会長柳沢所治郎〕 状 一

一一 明治二六年一月 借金証券〔借入土屋茂重他一名↓共済義会長柳沢所次郎〕 状 一

一二 明治二七年三月八日 借金証書〔五郎兵衛新田村金借用主高橋幸太郎他一名↓義会長柳沢所次郎〕 状 一

一三 明治二七年一月一日 借金証書〔五郎兵衛新田村借用主北原嘉平他一名↓共済義会長柳沢所次郎〕 状 一

一四 明治二八年一月二〇日 借金証書〔五郎兵衛新田村借用主高柳清作他一名↓柳沢所次郎他三名〕 状 一

一五 明治二八年五月五日 借金証書〔借用主小平嘉作他一名↓柳沢所次郎〕 状 一

一六 明治二八年七月一八日 借金証書〔借用主松川延太郎他一名↓柳沢所次郎〕 状 一

一七 明治二九年三月二〇日 借金証書〔借用主五郎兵衛新田村小林富士太郎他一名↓柳沢所治郎他三名〕 状 一

一八 明治二八年五月五日 恩借の多額の金円惠送への礼状〔在清国寺田圭↓柳沢所重郎他二名〕 状 一

一九 明治三〇年二月一七日 借金依頼状〔柳沢迎瑞↓柳沢康造〕 状 一

二〇 明治三〇年五月二〇日 預り金証書〔預り主柳沢康造↓岩下七之助〕 状 一

二一 明治三一年一月七日 借金返済日延べ願書とその延期証〔小県郡上田町字新参町黒沢文三↓柳沢所治郎〕 状 一



- 四 午年六月七日 借金依頼状〔中勘↓柳沢〕 状 一
  - 五 午年六月八日 借金依頼状〔中原中屋勘兵衛↓柳沢所平〕 状 一
  - 六 午年六月九日 四〇両のうち三八両を借用した旨の書状〔中屋勘兵衛↓柳沢所平〕 状 一
  - 七 午年六月九日 借金依頼状〔中屋勘兵衛↓柳沢所平〕 状 一
  - 八 午年十二月七日 借金を返済できないことの詫状〔中屋勘兵衛↓柳沢所左衛門〕 状 一
  - 九 午年十二月一日〇日 借金を返済できないことの詫状〔中原依田勘兵衛↓柳沢所左衛門〕 状 一
  - 一〇 午年十二月二六日 二七日には間違はなく利足を支払うので今日は勘弁してほしいとの書状〔中勘↓柳沢〕 状 一
  - 一一 二月一日 組内元右衛門娘の本新町への送り方につき依頼状〔勘兵衛↓柳沢〕 状 一
  - 一二 六月一日 証文書替えにつき改め方依頼状〔中屋勘兵衛↓柳沢所平〕 状 一
  - 一三 九月一七日 高柳村六郎右衛門行の封金預り状〔飯嶋市兵衛↓柳沢所左衛門〕 状 一
  - 一四 極月二六日 金子一〇両借用依頼状〔依田勘兵衛↓柳沢所左衛門〕 状 一
  - 四八 子年極月二五日 借金返済延期願書〔望月宿大森久右衛門↓原新田村柳沢所左衛門〕 状 一
  - 四九 子年極月二八日 年内に利足は返済するので元金の返済は年延べにしてほしい旨の願書〔矢嶋村清右衛門↓五郎兵衛新田所左衛門〕 状 一
- B10
- 一 丑年三月二九日 藤右衛門宅への送り金受取状〔下中込村多録↓原新田所左衛門〕 状 一
  - 二 三月二八日 金子借用依頼状〔下中込村小林藤右衛門↓原新田柳沢所左衛門〕 状 一
  - 三 四月二一日 藤右衛門が小作証文をもって参上する旨の書状〔下中込村小林安右衛門↓原新田柳沢所左衛門〕 状 一
  - 四① 四月二九日 拝借金のうち一分銀一ツ字手すれにつき取替え願書 状 一
  - 四② 四月二九日 織りの紋を紺屋が間違えたので預る旨の別紙書状 状 一
  - 五 一二月三日 安右衛門の質地を高入することの年延べ願書〔下中込村小林藤右衛門↓原新田柳沢所左衛門〕 状 一
  - 六 越石難渋につき藤右衛門預り高にしてほしい旨の願書 状 一

- 金子は二二日でなければ揃わない旨などの書状〔池田清右衛門他二名〕
- 安右衛門分高・反別・取米など書上
- 弥五左衛門分高・反別・取米など書上
- 中込田地一件高・反別・取米など書上
- 亥年作米預り分差引きの覚〔高柳村六郎左衛門↓原新田所左衛門〕
- 用立金受取証〔妙香院↓所左衛門〕
- 金子請取証〔芦田宿土屋健次郎↓柳沢所左衛門〕
- 芦田宿本陣差出金の運用方につき仰せ渡されの請書〔牧野近江守家来本間市左衛門〕
- 貸金返済につき証文返却すべきところ証文を粉失したためそれにかえる一札〔御馬寄村要右衛門↓五郎兵衛新田名主・組頭・寺世話人衆〕
- 借金返済再延期願書〔土屋伝左衛門↓柳沢所左衛門〕
- 貸金返済につき受取〔丈左衛門↓所左衛門〕
- 無尽金の覚〔無尽連中↓柳沢所左衛門〕
- 借金証文〔八平↓所左衛門〕
- 借金返済延引願書〔望月宿大森久左衛門↓原新田柳沢所左衛門〕
- 貸金残金返済につき受取〔大和屋五兵衛↓五郎兵衛新田所左衛門〕
- 借金利足支払い日延べ願書〔春日村平賀右平治↓柳沢所左衛門〕
- 借金証文〔借用主三次郎・米之助↓新田所左衛門〕
- 無尽金請取〔中之条村發起人瀬左衛門↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕
- 無尽掛け金の覚〔連中↓柳沢所左衛門〕
- 御恩借金元利の内より無尽掛出しにつき入帳依頼状〔芦田宿土屋伝左衛門↓原新田柳沢所左衛門〕
- 借金返済日延べ願書〔八はた井出宇左衛門↓柳沢所左衛門〕
- 紙面の趣承知したが○づまりで困っている旨の書状〔勘兵衛↓柳沢所左衛門〕
- 四六 寅年四月九日 状 一
- 四七 寅年四月九日 状 一
- 四八 寅年一月一日 状 一
- 四九 寅年一月二日 状 一
- 五〇 寅年一月二七日 状 一
- 五一 寅年極月 状 一
- 五二 卯年三月一七日 状 一
- 五三 卯年四月一七日 状 一
- 五四 卯年一〇月一七日 状 一
- 五五 卯年一月二日 状 一
- 五六 卯年一月二九日 状 一
- 五七 卯年極月一三日 状 一
- 五八 卯年一月二三日 状 一

四三 卯年二月一日 当冬は利分だけの返済でよいとの由承知の書状〔望月宿大森文左衛門↓柳沢所左衛門〕状

四四 卯年極月一五日 借金依頼状 状

四一 辰年三月一八日 貸金一部返済につき受取〔茂兵衛↓所左衛門〕 状

四二 一 辰年十一月九日 靱請取〔御馬寄村藤右衛門↓新田所左衛門〕 状

二 辰年十一月二日 靱請取〔御馬寄村藤右衛門↓新田所左衛門〕 状

三 一二月二五日 立替えてもらった年貢金・利金の返済猶予願書 状

四三 巳年三月二日 掛金差引き渡し方依頼状〔清右衛門↓柳沢所左衛門〕 状

四四 巳年三月二日 無心米残り分引渡し依頼状〔落合村列武蔵↓上新田村所左衛門〕 状

四五 巳年四月一四日 掛金の覚〔桜井新田万次郎↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕 状

四六 巳年七月五日 借金依頼状〔芦田宿土屋健次郎↓原新田柳沢所左衛門〕 状

四七 巳年七月一〇日 過日お願いした借金をこの者に渡してほしい旨の書状〔芦田宿土屋健次郎↓所左衛門〕 状

四八 巳年十一月晦日 無尽掛差引額の通知状〔芦田宿土屋伝左衛門↓原新田柳沢所左衛門〕 状

四九 巳年十二月二〇日 中地村恒右衛門への貸金返済につき請取〔すげの沢高橋文蔵↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕 状

五〇 巳年十二月二日 借金の利足返済の書状〔土屋善太夫↓柳沢所左衛門〕 状

五一 巳年十二月大晦日 信濃全国通用銭札過納分の引換願いなどにつき書状〔取出町村木村↓五郎兵衛新田柳郷柳沢所左衛門〕 状

五二 借用にさしつゝまり欠落につき跡式依頼状 状

五三 借金の書上 状

一 巳年十二月 惣左衛門借金の覚 状

二 巳年十二月 巳年から亥年までの掛金の覚 状

三 巳年十二月 惣左衛門他三名の持高書上 状

四 巳年十二月 惣左衛門他三名の持高書上 状

五 巳年十二月 惣左衛門他三名の持高書上 状

一 巳年十二月 惣左衛門他三名の持高書上 状

六 巳年一二月 惣左衛門の持高書上

四三

一 午年三月一〇日

靱請取〔御馬寄叶屋仙右衛門→原新田柳沢所左衛門〕

状 一

二 三月一〇日

先般無心した靱出荷願書〔御馬寄村叶屋仙右衛門→原新田柳沢所左衛門〕

状 一

三 午年三月一二日

靱請取〔御馬寄村叶屋仙右衛門→原新田柳沢所左衛門〕

状 一

四

午年四月一三日

金五〇両の内訳書〔万次郎→所左衛門〕

状 一

四五

庚午年八月

用立金の内一〇両返済につき請取〔原新田所左衛門→春日村宇平次〕

状 一

四六

一 午年一二月二七日

無尽掛金の差引き覚

状 一

二 午年一二月二一日

無尽利足金支払い覚

状 一

四七

一 午年一二月晦日

発起無尽終会につき残金返済の添状〔土屋伝左衛門→柳沢所左衛門〕

状 一

二 四月一四日

無尽会合欠席につき掛金支払い依頼状〔土屋伝左衛門→柳沢所左衛門〕

状 一

三

芦田宿伝左衛門無尽計算書

状 四

四八

午年一二月二日

年貢金などの支払い覚〔嶋屋彦右衛門→原新田柳沢所左衛門〕

状 一

四九

未年一二月一九日

元金返済猶予願書〔沓沢新田太郎右衛門→五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕

状 一

五〇

未年一二月二二日

講金など差引きの覚〔吉左衛門→弁吉〕

状 一

五一

申年三月二九日

貸付金返納につき受取〔伝七→所左衛門〕

状 一

五二

申年一二月一五日

中之条瀬左衛門無尽過金割の連中立会定書〔連中立会〕

状 一

五三

申年一二月

先の借金と今度立替えてもらった借金の合金願書〔依田源四郎→柳沢所平〕

状 一

五四

申年

申一二月新宅調べ差引書

状 一

五五

酉年二月一七日

借金依頼状〔芦田宿土屋健次郎→原新田所左衛門〕

状 一

五六

癸酉年

掛金の書付

状 一

五七





四六 三月五日・三月二六日

小諸中町庄左衛門発起無尽会合日時変更につき出席依頼状・再出席依頼状〔下県村木内所左衛門↓柳沢所左衛門〕

状 二

四七 三月七日

六右衛門代わって借用証文を送るにつき加印依頼状〔柳沢六弥↓柳沢所左衛門〕

状 一

四八 三月九日

借金返納延期願書〔御馬寄村町田千代次↓原新田柳沢所左衛門〕

状 一

四九 三月一〇日

借金返済を申しこされたが善左衛門が留守のため追って返答する旨の書状〔芦田宿土屋善左衛門代紋次郎↓原新田柳沢所左衛門〕

状 一

五〇 三月一〇日

株金振替えによる用達金の残金返済要請状〔小諸銀行↓柳沢所平〕

状 一

五一 三月一〇日

借金利足を一部支払い残金の日延べ願書〔宮沢村清水弥左衛門↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕

状 一

五二 三月一〇日

株金入金依頼状〔佐久銀行↓柳沢所三郎〕

状 一

五三 三月一〇日

大借用の勘弁願書〔芦田宿土屋健次郎↓原新田柳沢所左衛門〕

状 一

五四 三月一〇日

健次郎の大借金について現在取調べ中である旨の報知状〔芦田宿土屋伝左衛門↓原新田柳沢所左衛門〕

状 一

五五 四月一七日

先日無心した米一駄をこの者に渡してほしい旨の依頼状〔布屋文右衛門↓上新田村柳沢所左衛門〕

状 一

五六 三月一〇日

米代金返済を今月二〇日まで延ばしてほしい旨の書状〔八幡駅布屋文右衛門↓上新田柳沢所左衛門〕

状 一

五七 三月一〇日

無尽掛金の世話に対する礼と今後の世話依頼状

状 一

五八 三月一〇日

無尽金の覚〔清右衛門↓柳沢所左衛門〕

状 一

五九 三月一〇日

貸金返済につき落手の旨など書状〔岩村田町渡辺↓柳沢所三郎〕

状 一

六〇 三月一〇日

借金の返済方法につき返書〔御馬寄和泉屋↓原新田柳沢所左衛門〕

状 一

六一 三月一〇日

借金証〔借用主小林金作↓柳沢所平〕

状 一

六二 三月一〇日

借金の返済方法につき返書〔御馬寄和泉屋↓原新田柳沢所左衛門〕

状 一

六三 三月一〇日

借金の返済方法につき返書〔御馬寄和泉屋↓原新田柳沢所左衛門〕

状 一

六四 三月一〇日

借金の返済方法につき返書〔御馬寄和泉屋↓原新田柳沢所左衛門〕

状 一

六五 三月一〇日

借金の返済方法につき返書〔御馬寄和泉屋↓原新田柳沢所左衛門〕

状 一

六六 三月一〇日

借金の返済方法につき返書〔御馬寄和泉屋↓原新田柳沢所左衛門〕

状 一



五三	四月四日	借金返済延引願書〔桜井新田重右衛門↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕	状	一
五三	四月五日	借金返済日延べ願書〔高野町村義之丞↓柳沢所左衛門〕	状	一
五三	四月八日	利足メて二〇両支払いで勤弁してほしい旨の願書〔勤兵衛↓柳沢所左衛門〕	状	一
五三	四月九日	勤左衛門を通じての借金依頼に対する返答書〔忠五郎↓柳沢所左衛門〕	状	一
五三	四月九日	借付親代返済期日延引願書〔柳屋孫右衛門↓原新田柳沢所左衛門〕	状	一
五七	四月一〇日	株券拝借したい旨の書状〔佐久銀行↓柳沢処三郎〕	状	一
五六	一	借金の返済を二二日にしたい旨の書状〔源四郎↓柳沢所左衛門〕	状	一
二	四月一〇日	借用の丸印の返済年延べ願書〔源四郎↓柳沢〕	状	一
三	四月一八日	借金返済期限延引の札と利分一両の送り状〔依田源四郎↓柳沢所左衛門〕	状	一
四	四月二四日	丸印貸して下さるならこの者へ渡してほしい旨の書状〔依田↓柳沢〕	状	一
五	四月二四日	借金再依頼状〔依田源四郎↓柳沢所左衛門〕	状	一
五九	卯月一日	金子返済の予定などにつき書状〔高橋才右衛門↓柳沢三左衛門〕	状	一
五〇	四月二日	利金支払い延期願書〔八わた井出宇左衛門↓柳沢所左衛門〕	状	一
五一	四月二日	無尽掛金の出金依頼状〔土屋善左衛門他一名↓柳沢所左衛門〕	状	一
五二	四月二日	借金返済延期願書〔桜井新田跡部重右衛門↓柳沢所左衛門〕	状	一
五三	四月二日	長之助への開作夫食貸与依頼状〔平作↓所左衛門〕	状	一
五四	四月一四日	延引の豊治郎作米代金勘定済方につき書状〔下中込村小林金兵衛↓原新田柳沢所左衛門〕	状	一
五五	四月一四日	借金利足支払い猶予願書〔御馬寄村町田三五郎他一名↓原新田柳沢所左衛門〕	状	一
五六	四月一四日	善兵衛方に金子を貸与してくれるようにとの依頼状〔伝左衛門↓所左衛門〕	状	一
五七	四月一五日	甚三郎の去冬利足残金を立替えて支払うことの延期願書〔下桜井村浅沼忠太郎↓五郎兵衛新田柳沢所平〕	状	一
五八	四月一五日	借入金返済延期願書〔御馬寄武右衛門↓原新田柳沢所左衛門〕	状	一
五九			状	一

- 一 四月一六日 借金返済したく無尽への加入依頼状〔土屋善左衛門・升屋紋治郎↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 二 四月一七日 無尽への加入要請に対し所左衛門留守につき帰り次第返答する旨の書状〔原新田柳沢所左衛門↓芦田土屋善左衛門・升屋紋次郎〕 状 一
- 三五〇 四月一七日 借金依頼状〔吉左衛門↓所左衛門〕 状 一
- 三五二 四月一七日 無尽掛金差出し期日通知状〔御馬寄村山浦玄敬↓市川五郎兵衛・無尽世話人〕 状 一
- 三五三 四月一八日 親代金残金支払い延期願書〔御馬寄柳や孫右衛門↓原新田柳沢所左衛門〕 状 一
- 三五四 四月一九日 他より頼まれたので金円融通方依頼状〔掛川利兵衛↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三五五 四月一九日 借金の内五両返済の書状〔土屋善左衛門他一名↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三五六 四月二〇日 先に差入れた〇については二三日までに処理してくれるようにとの書状〔柳沢所左衛門↓沓沢新田伊藤清左衛門〕 状 一
- 三五七 四月二〇日 無尽会合への出席依頼状〔芦田村土屋武左衛門↓柳沢所平〕 状 一
- 三五八 四月二〇日 利金支払い方などにつき書状〔↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三五九 四月二〇日 借金依頼状〔長念寺↓柳沢所三郎〕 状 一
- 三六〇 四月二一日 用立金の請取り方につき書状〔土佐元右衛門↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三六一 四月二一日 用立てる約束をした金子の調達がはかどらない旨の書状〔新田柳沢所左衛門↓矢しま村小泉忠作〕 状 一
- 三六二 四月二三日 無尽掛金請取〔沓沢新田佐右衛門↓五郎兵衛新田所左衛門〕 状 一
- 三六三 四月二三日 講無尽のことで困っているので助けてほしい旨の書状〔桜井新田重右衛門↓五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕 状 一
- 三六四 四月二三日 借金返済延期願書〔岩村田宿万屋其右衛門↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三六五 四月二四日 借金返済日延べ願書〔竹内清内↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三六六 四月二四日 借金を返済できないことの詫状〔下桜井村浅沼忠太郎↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕 状 一
- 三六七 四月二五日 金札二百両の請取〔下中込村豊次郎他一名↓原新田所左衛門〕 状 一

二 四月二五日

豊次郎の入上米代金支払いを四・五日猶予してやってほしい旨の書状〔下中込村小林藤右衛門↓原新田柳沢所左衛門〕

状

三六 卯月二六日

借金追加依頼状〔牧布施村山崎屋季之↓柳沢所平〕

状

三六 四月二六日

借金返済日延べ願書〔御馬寄村小平政之丞↓柳沢所左衛門〕

状

三六

一 四月二七日

借金返済延引願書〔与惣↓五郎兵衛新田柳沢所平〕

状

二 一二月一五日

置米代金不足分の返済延引願書〔与惣↓柳沢所平〕

状

三 一二月

置米代金借用覚〔中之条村つるや与惣↓五郎兵衛新田柳沢所平・同役〕

状

三六 四月二七日

下げ金返納方などにつき書状〔向田村より井出多仲他一名↓五郎兵衛新田柳沢所平他一名状

三六 四月二八日

無尽金取集め延引につき書状〔桜井新田細萱万二郎↓柳沢所左衛門〕

状

三七

一 四月二八日

御恩借金を残らず実厳院の追善として下されたことへの礼状〔芦田宿土屋健次郎↓原新田柳沢所左衛門〕

状

二 一二月二八日

借金返済延引願書〔芦田宿土屋健次郎↓原新田柳沢所左衛門〕

状

三五 四月二九日

当地不景気につき借用の米代金返済延期願書〔横壁萩原耕太郎↓信陽柳沢所左衛門〕

状

三五 四月三〇日

借金返済の書状〔伊藤清右衛門↓柳沢所左衛門〕

状

三五 閏四月一五日

借金返済方などにつき書状〔原新田所左衛門↓御馬寄村弥兵衛〕

状

三五 五月二日

利金支払い督促状〔柳沢所左衛門↓井出宇右衛門〕

状

三五 五月五日

借金利足支払いが延引したことの詫状〔塩名田古平恒吉↓原新田柳沢所左衛門〕

状

三五 五月六日

親代金の支払いが延引していることの詫状〔御馬寄福田や↓新田柳沢所左衛門〕

状

三六 五月一二日

金子貸与下される由につき謝状〔御馬寄村町田↓原新田柳沢所左衛門〕

状

三六 五月一三日

借金依頼状〔入布施村重田弥惣右衛門↓柳沢所左衛門〕

状

三六 五月一三日

一〇円だけ返金につき入帳願いの書状〔土屋角藏↓柳沢康造〕

状

三六 五月一三日

親貸与依頼状〔左右衛門↓柳沢所左衛門〕

状

五三	五月一六日	借金返済方法につき書状〔吉左衛門↓所左衛門〕	状
五四	五月二〇日	書面の趣承知したがこの節のことであるので勘弁してほしい旨の書状〔平作↓所左衛門〕	状
五五	五月二二日	都合二〇両の借用依頼状〔芦田宿土屋善左衛門↓原新田柳沢所左衛門〕	状
五六	五月二四日	金子のこと承知した旨の書状〔依田源四郎↓上原柳沢所左衛門〕	状
五七	五月二五日	延引した靱金の送り状〔塩名田より小平恒吉↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕	状
五八	六月四日	借金返済日延べ願書〔式部村飯島三友↓柳沢所左衛門〕	状
五九	六月五日	借金返済年延べ願書〔望月宿大森久左衛門↓原新田柳沢所左衛門〕	状
六〇	六月七日	借金依頼状〔佐藤吉吾↓柳沢所平〕	状
六一	六月七日	利足支払い状〔中屋勘兵衛↓柳沢所左衛門〕	状
六二	六月八日	無借金差引きの覚〔平八↓新田所左衛門〕	状
六三	六月一三日	借金残金返済延期願書〔岩村田万屋其右衛門↓柳沢所左衛門〕	状
六四	六月一五日	借金返済延期添書提出遅延の詫状〔下中込村工藤心次郎↓原新田村柳沢所左衛門〕	状
六五	六月一六日	借金依頼に依じてくれたことへの礼状〔清二郎↓柳沢〕	状
六六	六月二一日	借金依頼状〔高見沢庄左衛門↓柳沢所左衛門〕	状
六七	六月二二日	借金返済延期願書〔桜井新田跡部重右衛門↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕	状
六八	六月二二日	無借金取集めにつき当分の間送金猶予願書〔桜井新田細萱万次郎↓五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕	状
六九	六月二五日	借金返済日延べ願書〔生内清内↓柳沢所左衛門〕	状
七〇	六月二六日	無借金返済延期願書〔桜井新田跡部重右衛門↓柳沢所左衛門〕	状
七一	六月二九日	借金返済延期願書〔桜井新田細萱万次郎↓柳沢所左衛門〕	状
七二	閏六月二〇日	借金依頼状〔吉右衛門↓所左衛門〕	状
七三	七月二日	先般依頼の借金をこの者へ渡してくれるようにとの書状〔小諸実大寺↓柳沢所左衛門〕	状
七四	七月三日	借入金返済月延べ願書	状
七五	七月三日	去冬未済の利足金の支払いに訪問する旨の書状〔取出町村前島清治郎↓柳沢所平〕	状

六〇六 七月三日 親代金返済延引願書〔御馬寄村柳や孫右衛門↓原新田柳沢所左衛門〕

六〇七 七月六日 御入用の由の金子送り状〔香掛宿土佐吉左衛門↓柳沢所左衛門〕

六〇八 七月六日 借金依頼などの書状〔臼田村井出与平治↓柳沢所左衛門〕

六〇九 七月六日 借金返済方などにつき書状〔取出町村前島清次郎↓柳沢所平〕

六一〇 七月一日 借金一部返済方の書状〔沓沢新田伊藤清左衛門↓柳沢所左衛門〕

六一一 七月一四日 内話のあった宝泉禅閣への金融のこと八〇円用立てる旨の書状〔柳沢所平↓依田源四郎〕

六一二 七月一五日 無尽金の一部送り状〔桜井新田細萱万次郎↓柳沢所左衛門〕

六一三 七月一六日 金二両請取の書状〔源左衛門↓柳沢所左衛門〕

六一四 七月一八日 借金につき自分所持の森右衛門分証文を質物として差遣わす旨の書状〔富永伊兵衛↓柳沢所左衛門〕

六一五 七月二四日 借金依頼状〔松川甚五郎↓柳沢康造〕

六一六 七月二六日 無尽興行欠席につき掛金支払い要請状〔土屋伝左衛門↓柳沢所左衛門〕

六一七 七月二八日 父への馳走および米貸与承諾への礼状〔下中込村小林久五郎↓原新田柳沢所左衛門〕

六一八 卯年七月二八日 開作者五郎兵衛子四郎兵衛と与惣左衛門の預り金出入にともなう金融逼塞迷惑につき訴

状

六一九 八月四日 本県へ出頭につき旅費貸与依頼状〔原新田村詰所↓柳沢所平〕

六二〇 八月五日 富右衛門の借金返済延引願書〔御馬寄山浦丈之助↓原新田柳沢所左衛門〕

六二一 八月九日 金銭支払い日延べ願書〔依田房吉↓柳沢処平〕

六二二 八月一九日 借金依頼状〔下部欠損〕〔芦田宿土屋↓原新田柳沢所左衛門〕

六二三 八月二〇日 借金証文の送り状〔御馬寄村福田や良三郎↓柳沢所左衛門〕

六二四 八月二二日 一

一 八月二二日 一

もはや形勢も鎮撫につき自分発起無尽への出金依頼状〔塚田瀬左衛門↓柳沢所左衛門他一名〕

二 一八日 盗難見舞状〔瀬左衛門↓柳沢〕

状 一

- 六五 八月二五日  
借金を一部返済するので残金の返済を猶予してほしい旨の書状〔御馬寄村柳や孫右衛門  
↓原新田柳沢所左衛門〕 状 一
- 六六 八月二七日  
一 八月二七日  
代官入陣に備えた陣屋修復などのために他出できない旨の書状〔塚田瀬左衛門↓柳沢所  
左衛門他二名〕 状 一
- 二 八月二七日  
無尽発会への加入要請状〔塚田瀬左衛門↓柳沢所左衛門他二名〕 状 一
- 六七 八月二八日  
利足分を請取った旨の書状〔沓掛宿より土佐所右衛門↓原新田柳沢所左衛門〕 状 一
- 六八 九月一日  
借金返済日延べ願書〔福田↓柳沢尊親〕 状 一
- 六九 菊月五日  
借金証文〔飯田助右衛門↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 七〇 九月五日  
無尽発会につき出席依頼状〔中之条村塚田瀬右衛門↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕 状 一
- 七一 九月一四日  
無尽会への出張依頼状〔塚原村会主池田文左衛門↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 七二 九月一六日  
今朝無心した靱を遣してくれるようにとの書状〔御馬寄村福良↓新田柳沢所左衛門〕 状 一
- 七三 九月二四日  
靱代金一部返済し残金は少々待ってくださるようにとの書状〔御馬寄村良三郎他一名↓原  
新田柳沢所左衛門〕 状 一
- 七四 九月二五日  
金子請取〔↓良三郎〕 状 一
- 七五 九月二五日  
靱代残金の返済延引願書〔御馬寄村福良↓原新田柳沢所左衛門〕 状 一
- 七六 九月二〇日  
借金証文〔柳沢康造↓柳沢茂一郎〕 状 一
- 七七 九月二一日  
借金依頼状〔柳沢所左衛門↓土屋角左衛門〕 状 一
- 七八 九月二四日  
借金依頼状〔奎右衛門↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 七九 九月二七日  
無尽に何口入ってくるかなどの問合せ状〔中佐都村池田一郎↓柳沢康造〕 状 一
- 八〇 九月二八日  
金子融通方願書〔添書共〕〔下中込村小林藤右衛門↓原新田所左衛門〕 状 二
- 八一 九月二八日  
借金証文〔下中込村藤右衛門↓原新田所左衛門〕 状 一





門)

六五 二月六日

借金返済要請状〔御馬寄村柳屋孫右衛門↓原新田柳沢所左衛門〕

状

一

六〇 二月六日

受取った借金が額面と異なっていた旨の書状〔町田恭吉↓柳沢所左衛門〕

状

一

六一 二月七日

借金のことでは手紙をもらいながらそのままにしていることの詫状〔桜井新田重右衛門↓柳沢所左衛門〕

状

一

六二 二月九日

借金証文〔御馬寄義作↓所左衛門〕

状

一

六三 二月一日

借金返済日延べ願書〔式部村飯島三友↓柳沢所左衛門〕

状

一

六四 二月一日

当卯の利金を渡してくれるようにとの書状〔式部新田飯嶋源右衛門↓柳沢三左衛門〕

状

一

六五 二月一日

内金では当惑につき皆済依頼状〔柳沢所平↓中沢幸助〕

状

一

六六 二月二日

米代残金支払い日延べ願書〔御馬寄町田彦〕  
 ↓原新田柳沢所左衛門〕

状

一

六七 二月三日

上田海野町寿亭における会席への出席要請状とその添状〔塚田耕藏↓柳沢〕

状

二

六八 二月一日

沓掛の金子返済方につき書状〔富永伊兵衛↓柳沢所左衛門〕

状

一

六九 二月七日

年賦金返済延引願書〔上塚原村池内六右衛門↓所左衛門〕

状

一

七〇 二月七日

払い糶増借用依頼状〔中原依田房吉↓柳沢処平〕

状

一

七一 二月十七日

借金依頼状〔二柳屋弥惣太↓所左衛門〕

状

一

七二 極月一日

金五両貸与を承知下さって有難いがぜひとも七両は貸してほしい旨の書状〔中屋弥四郎↓柳沢所左衛門〕

状

一

七三

一 二月八日

返金延引願書〔小松源吾↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕

状

一

二 二月八日

利金の送り状〔弥右衛門↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕

状

一

六四 二月九日

無尽金支払い方などにつき書状〔庄右衛門↓柳沢三左衛門〕

状

一

六五 極月二〇日

借金返済延引の詫状〔式部村飯島三友↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕

状

一

六六 二月二一日

村方弥八郎と喜右衛門の金銭出入の仲介依頼状〔春日村名主勝之助↓柳沢所左衛門〕

状

一

六七 二月二一日

歳末の祝儀品送付に対する礼と利金返済日延べ願書〔芦田宿土屋健二郎↓原新田柳沢所左衛門〕

状

一



七九	丑年九月一六日	藥師寺無尽金出金依頼状〔高柳村飯島六郎右衛門↓原新田柳沢所左衛門〕	状
七〇	一月二五日	祖父借金利分・無尽掛金の勘定方などにつき書状〔芦田宿土屋伝左衛門↓柳沢所左衛門〕	状
七一		無尽金の返済延引願書〔桜井新田跡部重右衛門↓柳沢所左衛門〕	状
七二		佐右衛門無尽の二六人講懸金割書	状
七三		次右衛門馬無尽の覚	状
七四		無尽本金の覚〔無尽方↓柳沢〕	状
七五		宇平次無尽の覚〔↓上野二郎左衛門〕	状
七六		源八無尽の覚	状
七七		無尽調書	状
七八		無尽金の覚	状
七九		辰一二月よりの三右衛門のかし金の覚	状
八〇		借金証文〔五郎兵衛新田預主↓仲間衆〕	状
八一		二〇金は用立てる旨の書状	状
八二		年賦借用金証〔案文〕〔借用主〕	状
八三		茂右衛門などの借金の処置方問合せ状〔平三郎↓柳沢所左衛門〕	状
八四		申し越しの金子を送る旨の書状〔矢崎↓柳沢〕	状
八五		鉄砲代金など借用・立替え依頼状〔糠尾古屋保重郎↓柳沢処三郎〕	状
八六		建家三棟を抵当にして金円借用につき公証願書〔佐藤由右衛門〕	状
八七	二五日	借金依頼状〔若水深讓↓柳沢〕	状
八八		貸金返済滞り出入の済口証文	状
八九	七月二〇日	借金元金返済し利足は追って返済する旨の書状〔御馬寄和泉屋↓柳沢所左衛門〕	状
九〇	三月二一日	借金元金返済年延へ願書〔佐藤吉吾↓根沢通次郎〕	状
九一		借金の覚	状
九二		友弥の借金調書	状



M 宗教・寺社

文書 番号	年 代	文 書 名	形態 数量
一	寛永一一年一月	入布施村梅溪院黒印地証文の写〔渡辺武太夫他二名↓布施郷梅溪院〕	状 一
二	寛永二一年〜延享二年	石宮奉建の銘文・諏訪明神棟札などの写	状 一
三	享保二年三月二三日	大重院山伏補任簡下賜状〔伯心院前大僧正内藤兵部・村井宮内↓五郎兵衛新田村三左衛門他二名〕	状 一
四	享保三年三月一三日	貴寺に山林が無く講中へ依頼につき虚空蔵山林寄付の覚〔虚空蔵講中間柳沢三左衛門他一名↓長念寺〕	状 二
五	享保三年七月一九日	寿宝院の宗旨請状〔南都超昇寺正大先達↓五郎兵衛新田村支配奉行所〕	状 一
六	享保一二年七月	宗旨替え・旦那替えの有無お尋ねにつき無い旨の上申書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他四名↓松平九郎左衛門役所〕	状 一
七	享保一二年七月	宗旨替え・旦那替えの有無お尋ねにつき無い旨の上申書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他四名↓平賀役所〕	状 一
八	享保一七年正月一九日	妙香院御普請差纏れにつき取替え一札〔五郎兵衛新田与五右衛門他一名↓跡部村定右衛門〕	状 一
九	享保一八年四月	長念寺後往無断取極め出入一件詫状〔長念寺且中名代源八他四名↓妙香院〕	状 一
一〇	寛保元年四月一四日	供養料請取〔実大寺↓柳沢弥五右衛門〕	状 一
一一	宝暦八年七月	修験を勤めたいので京都本寺への添状願書〔福宝院他一名↓名主衆〕	状 一
一二	宝暦八年八月	大酒を飲み不埒な事をしたことの詫状〔大重院・覚蓮↓名主・与頭〕	状 一
一三	宝暦八年八月	先に悴覚連へ跡相続させることを決めたにもかかわらずこの度大重院違変につき取計い	状 一

- 四 宝曆九年九月  
願書（勘兵衛他六名↓村役人衆）  
お尋ねにつき五郎兵衛新田神社四カ所・社人の書上（五郎兵衛新田名主所左衛門他五名↓平賀役所）  
状 一
- 五 宝曆九年一〇月  
享保一八年の矢嶋村八幡宮祠官松田石見守の神道裁許状写の書上（五郎兵衛新田名主所左衛門他五名↓平賀役所）  
状 二
- 六 明和六年二月一〇日  
福寿院実弟政右衛門の修験取立補任許裁願書（五郎兵衛新田村名主所左衛門他一名↓三宝院門跡役所）  
状 一
- 七（明和六年）二月一一日  
福寿院の跡を政右衛門に相続させることの取計い依頼状（三宝院門主内奥田主税・山県将監↓五郎兵衛新田名主所左衛門他二名）  
状 一
- 八 安永二年三月  
地所改めの結果の新下田を長慶寺引請のうえは滞りなく年貢上納する旨の一札（下越村新町名主惣左衛門他一四名↓噯人衆）  
状 一
- 一九  
一 安永二年四月二七日  
福寿院弟大学の跡式相続許可につき国表の方とも滞りなく済むようにとの取計い依頼状（三宝院門跡内奥田主税・山県将監↓名主所左衛門他四名）  
状 一
- 二 安永二年四月  
触頭大応院ほかによる断絶の福寿院跡を大学に相続させることの出願への添簡（三宝院門跡内奥田主税他一名↓平賀役所役人）  
状 一
- 三 安永二年五月  
宗旨請合証文写を取次ぎ断絶の福寿院跡式を弟大学に相続させることの許可願書（名主所左衛門他二名↓平賀役所）  
状 一
- 四 安永二年  
大学に対する補任宗旨請合証文下付願書の平賀役所への添簡依頼状  
状 一
- 二〇 安永二年八月七日  
福寿院が去年に続き当年も帰国延引する旨などの書状（和州金剛山超昇寺小先↓柳沢所左衛門・村方惣組頭衆）  
状 一
- 三（安永二年）  
望月宿大応院に対する大学の平賀役所への取次ぎ願書（五郎兵衛新田名主所左衛門他四名↓牧野遠江守領分望月宿）  
状 一
- 三 安永八年九月  
沓沢新田宗清寺と前山新田の同寺旦那一六軒の出入内済証文（訴訟方宗清寺他二六名）  
状 一

三 天明二年一月 往還端廟所の移転許可願書〔百姓惣代万右衛門他四名〕  
一 状

四 天明三年一月二日 糖尾村と竹田村との両村持鎮守をめぐる出入の裁許請証文〔糖尾村名主代組頭佐伝二他  
一 五名〕評定所〕  
一 状

五 天明八年一月朔日 正一位稻荷明神勸請棟札写〔神主松田撰津守他一八名〕  
一 状

六 寛政元年一月 この度お尋ねにつき弟子重宝院とは三年前に師弟の縁を切った旨の返答書〔五郎兵衛新  
一 田真言山伏福寿院秀仙↓山浦村名主淀右衛門他二名〕  
一 状

七 寛政五年四月一五日 八幡宮で永代大々神楽執行につき直会主席依頼状〔八幡宿大宮司朝盈他三名〕原新田名  
一 主・役人〕  
一 状

八 寛政五年一月 矢嶋原平原山高樹院長念寺創草書〔五郎兵衛新田長念寺↓岡部利兵衛〕  
一 状

九 明治九年三月 長念寺創立の書付は地券調べの節所三郎が貰うたという添状  
一 状

一〇 寛政八年九月 道心諸国順礼につき関所通行方など依頼状〔越後国三島郡深沢村東浄土新宗願誓寺↓関  
一 所役人・村々役人〕  
一 状

一一 享和元年三月 諸国神社参詣につき関所通行方など依頼状〔越後国長岡町願清寺↓諸国関所番人衆・村  
一 々役人衆〕  
一 状

一二 享和三年四月 如來仏譲り状〔上州家妻郡〔<sup>上州</sup>〕  
一 田郡〔<sup>田</sup>〕村寮住居善長坊〕  
一 一 柏原施主島山太兵衛↓生国越後国長岡町にて当時勢

一三 文化一〇年六月 越後国蒲原郡久原津村夏右衛門を弟子と名乗らせる名付状〔空海寺檢校下若都〕  
一 状

一四 七月 その地居住の傘屋由太郎の父親が当地において眼病で難渋につき引取り世話方教諭依頼  
一 状

一五 寛政九年閏七月 膏藥処方書  
一 横 状

一六 寛政九年閏七月 菩提料寄附につき院号・居士号代々免許の一札〔小諸実大寺秀海↓五郎兵衛新田柳沢所  
一 左衛門〕  
一 状



柳沢所左衛門

二 (文政二年)三月三日 妙香院兼帯のことは吉祥寺で行なう旨の書状(追書共)〔下之城永学寺↓原新田柳沢処左

衛門〕

三 文政二年三月四日 妙香院無住のため兼帯依頼の一札(下書共)〔名主所左衛門他四名↓下之城村永学寺〕

四 (文政二年)卯月一日 妙香院留主居人選につき書状〔下野城永学寺↓原新田柳沢所左衛門〕

五 (文政二年)九月二十七日 留主居を任職にすることの推薦状を本寺吉祥寺に提出する旨の書状〔下野城永学寺↓原

新田村柳沢所左衛門〕

六 (文政二年) 妙香院無住のため永学寺へ兼帯依頼のうへは諸事且中で引請ける旨の一札〔惣且↓名

主・組頭・百姓代〕

七 (文政二年) 妙香院借用差引きのための奥書印形依頼状

八 文政二年三月 妙香院無住につき下ノ城村永学寺住職兼帯願書〔妙香院且中嘉右衛門他九名↓名主・与

頭・百姓代〕

九 文政二年三月 妙香院住職を兼帯してくれたうへは村方居懸りについては迷惑をかけない旨の一札〔五

郎兵衛新田名主所左衛門他四名↓永学寺〕

十 文政二年一〇月 妙香院無住につき新規住職として小県郡真田村白山寺弟子得善房をむかえたい旨の願書

(下書共)〔妙香院檀中惣代所左衛門他七名↓男谷彦四郎中之条役所〕

十一 文政二年一二月 妙香院新規住職として白山寺得善房を先月迎えたのでその住職許可願書〔五郎兵衛新田

天台宗妙香院他八名↓男谷彦四郎中之条役所〕

十二 文政四年三月二十六日 神道裁許状〔神祇管領長上従三位侍従卜部朝臣良長↓八幡村神明矢嶋村八幡宮原新田村

諏訪大明神三社神主松田洋嶋藤原朝貴〕

十三 文政四年八月 稻荷宮棟札控〔名主所左衛門他九名〕

十四 文政五年三月 妙香院住職移転につき後住取極めまで遍照寺兼帯願書〔五郎兵衛新田妙香院且中惣代与

五右衛門他六名↓荒井平兵衛中之条役所〕

十五 文政五年三月 妙香院住職移転につき後住取極めまで三分村遍照寺兼帯願いを役所に提出してほしい旨

状 一 状 二 状 一 状 一 状 一 状 一 状 一 状 一

五

の願書(下書共)〔妙香院旦中与五右衛門他二名↓役元〕

状 二

福寿院の錦地職補任状写〔法印寛厳・法印秀弘・法印賢峰〕

状 一

福寿院教純の権大僧都職補任状写〔法印寛厳他二名〕

状 一

福寿院の院号職補任状写〔法印寛厳他二名〕

状 一

昇教坊の錦地袈沙許可状〔僧正法師淳寛〕

状 一

三宝院御門跡宗旨請合証文写および役所への書状写〔五郎兵衛新田〕

縦 一

弟子昇教への福寿院繼目許可願書〔五郎兵衛新田三役人↓荒井平兵衛中之条役所〕

状 一

秀道死去の通知は承知したので埋葬してほしいという一札〔矢嶋泰輔↓五郎兵衛新田所

状 一

左衛門〕

五

質地差出し借金証文〔質地差出借用主福宝院他二名↓方右衛門〕

状 一

質地讓渡証文〔福法院他三名↓作之丞〕

状 一

福宝院死去跡取調帳〔立会百姓代伝兵衛他二名〕

横 一

五分一・城米・役糶・小物成の覚〔御馬寄村名主↓新田福泉院〕

状 一

取締穀代受納証〔上州高崎慈上寺納所↓五郎兵衛新田村役人〕

状 一

六

子安大明神宮棟札写

状 一

子安大明神宮棟札写

状 一

妻を神子にしかつ同宗にする旨の一札〔福寿院↓役元〕

状 一

諏訪大明神棟札写

状 一

三

勸進牒〔高野山蓮花定院〕

縦 一

高野山蓮花定院類焼再建奉加帳控〔五郎兵衛新田〕

横 一

二

天保一三年七月二九日

一

一

天保三年三月

一





- 一 (万延元年)六月一日 鎮守幟の仕立方を助言する書状〔下桜井村浅沼忠太郎↓五郎兵衛新田土屋彦左衛門・町田嘉右衛門〕 状 一
- 二 (万延元年)六月一六日 木綿幟地代金受取〔万屋甚右衛門↓原新田所左衛門〕 状 一
- 三 (万延元年)七月二三日 晒代金覚〔天明や有右衛門↓所左衛門〕 状 一
- 四 六月一日 幟の形につき評議依頼状〔町田嘉右衛門・土屋彦左衛門↓浅沼忠太郎〕 状 一
- 五 六月二三日 幟仕立代金の覚〔下中込市川屋↓原新田衆〕 状 一
- 六 六月一四日 出向出来ない旨の返書〔依田勘兵衛↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 七 六月一六日 晒代金受取〔嶋屋伴蔵↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 八 七月一五日 大広機幟の染代金などの受取〔下中込市川屋↓原新田村一同〕 状 一
- 九 七月一五日 代金の内金受取〔塩名田宿かじや弥左衛門↓上新田役本〕 状 一
- 一〇 七月二三日 ろうそく代金などの受取〔角屋権兵衛↓所左衛門〕 状 一
- 一一 七月二五日 たこ糸注文書〔所左衛門↓和泉屋〕 状 一
- 一二 中老多蔵他一名の名前書 状 一
- 一三 幟竿などの寸法書〔↓下桜井名主太重郎〕 状 一
- 一四 幟釣上げ図 繪図 二
- 一五 幟の文字下書 状 一
- 一六 袖与五右衛門方分の扶持の覚〔新吉↑上〕 状 一
- 一七 柚平次郎方分の扶持の覚 状 一
- 一八 許説法牒〔講主日禱↓素鎮老〕 状 一
- 一九 檀林入用の奉納金請取〔実大寺日明↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 二〇 過去帳三冊の預り証〔香坂村関伽流山八六世明泉寺忠尋↓五郎兵衛新田妙香院相方〕 状 一
- 二一 このたびの貴殿の思召し大義の趣に志を一致する旨の起証文〔福寿院内中尾俊接房↓柳沢諸三郎〕 状 一



- 一七 六月九日  
妙香院へ本山吉祥寺より寺印・実印を持参のうえ出向するようにとの書状が届いたこと  
の通達状〔役元↓役人〕  
一 状
- 一八 慶応四年七月  
妙香院住持広道病死につき香坂村妙泉寺舜能が住職を勤めている旨の届書〔妙香院住職  
僧舜能他七名↓尾州取締中之条役所〕  
一 状
- 一九 明治二年三月  
実大寺本堂葺替え入用割の覚  
一 状
- 二〇 明治三年二月二二日  
武州龍蔵寺住職教円房が五郎兵衛新田へ移僧につき口上書〔武州足立郡遊馬<sup>ホウマ</sup>本村役人平  
野佐兵衛↓名主柳沢所左衛門〕  
一 状
- 二一 明治三年二月二二日  
教円房移僧につき挨拶状〔↓柳沢所左衛門他三名〕  
一 状
- 二二 明治三年五月一八日  
妙香院住職の推薦状〔舜能僧↓柳沢所左衛門他一名〕  
一 状
- 二三 明治三年六月一四日  
明治三年分南嶽代参入用覚  
一 状
- 二四 明治三年七月  
神社造営費寄附の出金日延べ願書〔名主所平他二名↓伊那県中之条役所〕  
一 状
- 二五 明治三年八月二九日  
上州西牧市菅村無量寺焼失につき隠居・尼僧を妙香院の火番留守居としておいてほしい  
という願書〔香坂村明泉寺↓役元・世話人・旦那衆〕  
一 状
- 二六 明治三年一二月  
上州無量寿寺隠居の身元請状〔明泉寺↓役人・世話人・檀方衆〕  
一 状
- 二七 明治六年六月一五日  
その地で病死した無量寿寺老僧引取りのため小金沢七郎兵衛を派遣する旨の書状〔三ツ  
瀬村戸長副小金沢愛五郎他一名↓五郎兵衛新田役人衆・世話人衆・旦那〕  
一 状
- 二八 明治六年八月二八日  
無量寺老僧地元へ引取りにつき預りの証書はみつかり次第返却する旨の一札〔下書共〕  
一 状
- 二九 〔五郎兵衛新田戸長柳沢所平↓香坂村明泉寺〕  
一 状
- 三〇 〔明治三年〕閏一〇月  
画幅代金借用手形〔五郎兵衛新田所平↓下県村木内使い幸助〕  
一 状
- 三一 五月二九日  
浅間山寺納金五郎兵衛新田分の預り状〔下県村木内源太↓柳沢所平〕  
一 状
- 三二 六月八日  
浅間山寺納金入布施村分の受取〔下県郡木内↓五郎兵衛新田村柳沢〕  
一 状



- 二〇 明治一二年五月  
日蓮宗身延山徒の披露証〔妙和院日尊〕  
状 一
- 二一 明治一三年四月六日  
祖堂建築費奉納したく伺書〔所左衛門事柳沢所平〕  
状 一
- 二二 明治一三年四月七日  
祖師堂建築費奉納したく沙汰願書〔五郎兵衛新田柳沢所左衛門↓身延山役僧〕  
状 一
- 二三 明治一四年一二月五日  
祖師堂再興助成奉納金の受取〔身延山主吉川日鑑↓五郎兵衛新田柳沢処平〕  
状 一
- 二四 明治一四年一二月五日  
御香料の受取〔身延山主吉川日鑑↓五郎兵衛新田柳沢源吾〕  
状 一
- 二五 一二月五日  
宝塔納金の受取証〔身信上町庄村利平他一名↓柳沢源吾〕  
状 一
- 二六 明治一三年四月九日  
身延村田中日伸の当町実大寺への寄留承認証を預り許可する旨の証書〔小諸町戸長西岡信義〕  
状 一
- 二七 明治一三年四月  
身延山主少教正吉川日鑑の県下巡教の日割の控〔実大寺住小林海蘭〕  
状 一
- 二八 明治一三年五月  
柳沢所平持地持家の内一カ所を妙法講結社教会場とした旨の願書〔案文共〕〔妙法講実大結社々長柳沢所平他二名↓長野県令檜崎寛直〕  
状 三
- 二九 明治一三年一〇月  
寄附地代金の受取〔実大寺・事務世話人佐藤文太夫↓柳沢所左衛門〕  
状 一
- 三〇 明治一三年一二月  
高祖六百遠忌・身延山飛脚巡廻その他につき実大寺奉加記  
状 一
- 三一 明治一四年四月二〇日  
奉納予約金の山納依頼状〔山梨県南巨摩郡身延村日蓮宗総本山久遠寺執事久保田日遥↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕  
状 一
- 三二 明治一一年四月二〇日  
常経料の受取〔身延西谷本利坊弟子扱加藤↓柳沢所左衛門〕  
状 一
- 三三 〔明治一四年〕四月一日  
五郎兵衛新田鎮守祭典の通知を受けながら無沙汰したこと詫状〔岩村田佐藤実太郎↓柳沢所治郎〕  
状 一
- 三四 明治一六年一二月二三日  
仏供米山納証〔寛大寺執事↓柳沢康造〕  
状 一
- 三五 明治一七年一二月二三日  
かねて願いの飯米の残りを仏供米と同時に送付してほしい旨の願書〔実大寺住職池田海見↓柳沢康造・所治郎〕  
状 一
- 三六 寅年四月  
先年檀林入用として用立てた金は奉納するので返金に及ばない旨の書状〔五郎兵衛新田〕  
状 一





- 衛新田柳沢所平)  
 死去した妙香院孝道法印の本葬方などについての檀中惣代からの願いを承知した旨の書状〔上州星尾村吉祥寺↓五郎兵衛新田役人衆〕  
 五郎兵衛新田観音堂妙僧尼の得度した寺の所在などの問合せ状〔下県村木内源太↓柳沢所平〕  
 助三郎の到着後の取持ちへの礼と同菩提寺且中への加入取計い依頼状〔河野助次左衛門↓柳沢所左衛門〕  
 堂守身元請状〔甲陽巨摩上円井宿妙浄寺智春院↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕  
 浄地院殿御影直段につき仏師への問合せ結果の報知状〔高見沢庄左衛門↓柳沢所左衛門〕  
 福寿院跡目入峯修行・参殿済みにつき阿闍梨許容状〔三宝院御門主御内藤井右膳・岸本内記↓五郎兵衛新田名主所左衛門他一名〕  
 得善房を福寿院留主居として派遣する旨の書状
- 一六二 七月二十四日 状
- 一六三 七月 状
- 一 七月 状
- 二 上原新田観音堂惣修復造絵図面〔願主是心庵〕  
 材木の覚 絵図 状
- 三 病気の聖人遷化につき村方惣代の内葬への出席要請状〔実大寺世話人↓柳沢所左衛門旦方〕 状
- 一六四 八月一〇日 状
- 一六五 八月一七日 状
- 一六六 八月三一日 状
- 一六七 九月八日 状
- 一六八 九月九日 状
- 一六九 九月二六〜二七日 状
- 初穂取調書を受取った旨などの書状〔小平八郎↓所平〕  
 県社以下神社ならびに寺院所蔵の宝物・古器物・古文書取調書のうち不明箇所につき問

- 二六 九月 合せ書とそれへの返答書〔戸長役場↓柳沢・柳沢所平↓依田源四郎〕  
御祈禱御祓大麻を祝儀として土産を添えて進上する旨の書状〔福島鳥羽大夫↓柳沢所左衛門〕  
状 一
- 二七 九月 嘉例御祈禱御祓大麻を祝儀として土産を添えて進上する旨の書状〔福島鳥羽大夫↓柳沢所左衛門〕  
状 一
- 二八 九月 嘉例御祈禱御祓大麻を祝儀として土産を添えて進上する旨の書状〔福島鳥羽大夫↓柳沢所左衛門〕  
状 一
- 二九 閏一〇月二八日 妙香院住職について心当りがあるので近日相談のため出張する旨の書状〔吉祥寺↓柳沢惣右衛門他一名〕  
状 一
- 三〇 一月一六日 仏供米送付依頼状〔小諸町実大寺↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕  
状 一
- 三一 一月一九日 本堂立替えにつき奉加依頼状〔実大寺↓柳沢所左衛門・旦那衆〕  
状 一
- 三二 一月二二日 修験継目願い書類の渡し方依頼状〔副区長小平八郎↓五郎兵衛新田戸長副〕  
状 一
- 三三 二月一日 大雪のため来春巡廻する旨を知らせる書状〔大峯山↓柳沢所左衛門・惣役人衆〕  
状 一
- 三四 二月一三日 贈り物に対する札状〔常泉寺隠居↓柳沢所左衛門〕  
状 一
- 三五 二月一六日 源左衛門が伊勢講代参として行くことの知らせ状〔孫右衛門宅にて講中〕  
状 一
- 三六 二月二〇日 初穂粃の受取〔前山伊勢殿井坂兵左衛門↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕  
状 一
- 三七 二月二六日 不埒の寺務をしている由につき妙香院が追院されても恨まない旨の書状〔長慶寺↓柳沢所左衛門〕  
状 一
- 三八 浄土宗長野県管轄信濃国佐久郡五郎兵衛新田長念寺明細帳〔案文〕〔五郎兵衛新田長念寺迎本他名主・組頭・百姓代↓佐久出張所〕  
状 一
- 三九 常言寺隠居につき寺務引継ぎ状  
状 一
- 四〇 常言寺隠居につき寺務など引請の一札  
状 一
- 四一 入水人への引導願書〔五郎兵衛新田忠内他三名↓法印〕  
状 一
- 四二 山臥沙門の方ならびに天台・真言家より書出された起請文の野文  
状 一

一八七	福寿院差越しの触次添状	状	一
一八六	菩提寺住職非法につき糺明願書〔願人と五左衛門〕	状	一
一八九	鎮守諏訪神社の棟札の写を貸与する書状〔柳沢所平↓依田源四郎〕	状	一
一九〇	両宮大明神棟札の写	状	一
一九一	男山・八幡宮災厄解除の御札	状	一
一九二	大神社御祓	状	一
一九三	水天宮御守	状	七
一九四	御祈禱の札〔正行山永学寺〕	状	八
一九五	七難即滅・七福即生御守護符	状	一
一九六	諏訪神社御守	状	二
一九七	諏訪神社御守	状	五
一九八	熱田大宮大々神楽豊栄講木札	木札	一
一九九	天照皇太神宮御祓〔御師福島鳥羽太夫〕	状	一
二〇〇	春日皇太神大祓	状	一
二〇一	鼻顔稲荷大明神神像	状	一
二〇二	上州高山寄慈上寺合鑑	状	一
二〇三	信濃国一宮諏訪本官神系図伝略	状	一
二〇四	葬儀諸入用の差引き覚	状	一
二〇五	入仏入用品書	状	一
二〇六	出棺役附書	状	一
二〇七	出棺役配書	状	一
二〇八	身延山への奉納金などの覚	状	一
二〇九	宗旨別メ高の覚	状	一
二一〇	子奉加靱取立ての覚〔奎右衛門↓所左衛門〕	状	一

二八  
二七  
二六  
二五  
二四  
二三  
三二  
三一

商社貸借金などの覚  
 鎮主諏訪明神拜殿修復木代・工料の覚  
 妙香院一件に関する年代別の張面の書上  
 伊三郎他九名の林・墓の規模などの書付  
 市川四郎兵衛墓所書付  
 三社講立替記  
 永年々大々札配りの人名などの書付  
 宥津院住職就任の辞退書(後欠)

状 状 状 状 状 状 状 状  
 一 一 一 一 一 一 一 一

## N 学 事

文書 番号	年 代	文 書 名	形 態	数 量
一	明治四年七月九日	商社事件についての御役所用向きを等閑にしたことの詫書〔五郎兵衛新田所平他二名↓中野県中之条役所〕 柳沢所平が右文学校執事を拜命したことの届書〔右文学校世話掛・五郎兵衛新田村用掛↓学区取締箕輪鼎〕	状	一
二	明治一〇年三月一八日	学校課賦金取立ての届書〔右文校世話掛・執事↓七大区五小区扱所〕 卒業試験をしたく掛り官員の臨席願書〔右文学校在勤一等試補武重助三郎↓長野県権令榑崎寛直〕	状	一
三	明治一〇年四月二三日	上等小学校教員講習会開催につき出頭要請状〔学区取締↓稲垣正直他四名〕	状	一
四	明治一〇年五月一日	夏服仕立直段表〔小諸町江戸屋半兵衛〕	状	一
五	明治一〇年六月二四日	下等小学四級以上の生徒人数など取調べ上申書〔右文学校〕	状	一
六	明治一〇年七月三日	下等小学四級に昇級した者の人数などの取調べ方通達書〔学区取締↓右文学校他八校執事〕	状	一
七	明治一〇年七月二六日	就学者数など取調べ上申書〔右文学校執事柳沢所平↓学区取締箕輪鼎〕	状	一
八	明治一〇年八月二〇日	神田文部少輔巡回につき校内外に不体裁のないように一層注意するようとの達書〔第一七中学区取締↓学校執事〕	状	一
九	明治一〇年九月二〇日	右文校において大試験を受けた旨の届書〔右文学校執事柳沢所平他一名↓学区取締箕輪	状	一
一〇	明治一〇年一〇月一三日			
一一	明治一〇年十一月			





五	明治一二年七月	動産等附簿	横	一
六	明治一二年七月	小学校資本定額および出途方法・学齡就学方法・動産調査委員に差出す委任状雛形の北 第七大区区会成議案	縦	一
七	明治一二年九月	動産割合等附簿（勘査員立会）	横	一
八	明治一二年一〇月一日	明治一二年五月五級卒業者などの名前書（右文学校執事柳沢所平）	状	一
九	明治一二年二月九日	柳沢所平に対する右文学校執事動統依頼書などの綴（伍長小林金作他三九名↓右文学校） 売渡しの覚	縦	一
一〇	明治一二年四月	自分発病につき後任の執事選挙願書（右文学校執事柳沢所平他六名↓長野県令橋崎寛直）	状	四
一一	明治一〇年二月	学齡調査帳・訓導履歴書などの提出方再通知書（五小区扱所↓彰蔵校他二校執事・世話掛）	状	一
一二	明治一二年二月二六日	学区取締り設置の布達・小学校執事投票規則改正の布達（長野県令橋崎寛直）	縦	一
一三	明治一二年二月一四・一八日	郡役所より督促につき学校年上簿を今日中に提出するようにとの通知状（戸長役場↓右文学校執事・世話掛）	縦	一
一四	三月二四日	代金書付（源太郎↓用掛）	状	一
一五	七月三一日	金銭書付	状	一
一六		等級別生徒数・戸数・人口などの書付	状	一
一七		金円差引きの覚	状	一
一八		金銭の覚	状	一
一九		等級別金円の覚	状	一
二〇		中原一人の人名書付	状	一
二一		人別金銭書付	状	一
二二		小林喜代吉他九一人の連印帳	縦	一
二三		御巡幸につき各生徒奉迎手続き箇条書	縦	一





## 0 軍 事

文書  
番号

年 代

文 書 名

形態  
数量

- 一 慶応二年二月七日  
兵歩差出し方につき組合村々議定書〔佐久郡村々惣代春日村名主勝之助他六名〕  
歩人手当金三〇両のうち二〇両を留守家族の養育金として村役人に預けてほしい旨の願  
書〔春日村名主勝之助他六名↓甘利八右衛門中之条役所〕  
状 一
- 二 慶応二年二月七日  
小村のため歩人がいないので五郎兵衛新田村百姓文左衛門を給金四二両で雇ったことの  
証文〔直右衛門の追印依頼状共〕〔組合惣代牧布施村名主惣左衛門他四名↓五郎兵衛新田  
名主〕  
状 一
- 三 慶応二年二月一四日  
官軍先方と唱える者たちへの追捕手配など近村の情勢の報知状〔中之条出先所左衛門他  
一名↓同役〕  
状 一
- 四 慶応二年二月一九日  
兵賦課役の際に無地高・荒地免除高を除外してほしい旨の願書〔小平村新田他九村惣代  
春日村名主勝之助他四名↓甘利八右衛門中之条役所〕  
状 一
- 五 慶応二年二月  
兵賦のための村高・兵賦人書上〔牧布施村組頭直右衛門他三名↓甘利八右衛門中之条役  
所〕  
状 一
- 六 慶応二年二月  
村々余荷金のはか仕送りの請取〔組頭文右衛門事文五郎・栄助事房之助↓佐久郡組合村  
々役人衆・柳沢所左衛門他一名〕  
状 一
- 七 慶応二年四月二日  
小隊入り振舞金の送付依頼状〔小川町屯所小隊四番房之助↓名主柳沢所左衛門役人衆〕  
状 一
- 八 慶応二年五月一日  
兵賦人の増給金要求につき村々相談のための出席要請廻状〔五郎兵衛新田名主↓牧布施  
村他二村村々名主〕  
状 一
- 九 慶応二年六月一九日

二〇 (慶応二年)六月二四日

兵賦人一同よりの増給金願いへの対処方通知廻状〔五郎兵衛新田名主↓入布施村他二村々名主〕

状 一

二 (慶応二年)七月二日

兵賦給金出金方延納願いなどの書状〔桜井新田喜三郎↓柳沢諸三郎〕

状 一

三 (慶応二年)七月八日

長州一件のため上方へ繰出しにつき送金依頼状〔江戸小川町屯所房之助↓名主所左衛門他役人衆〕

状 一

三 (慶応二年)七月一日

兵賦増給金願いがしばしば兵賦人一同より到来につき八〇両承知の返事をしたことの報知状〔五郎兵衛新田名主↓入布施村他二村名主〕

状 一

四 (慶応二年)七月一日

五郎兵衛新田よりの中之条への出役依頼状〔春日村名主勝之助↓五郎兵衛新田名主所左衛門〕

状 一

五 (慶応二年)七月一日

給金一年金八〇両と定められ有難いが当月一日に撤兵乙に仰せつけられ一九日に上方表へ繰出しになったので給金のことをよろしく頼む旨の書状〔小川屯所房之助↓所左衛門・役人衆〕

状 一

六 (慶応二年)七月一日

上方へ発務のため先月申し越しの囲金一〇両送付の書状〔五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門・組合村々役人↓小川屯所土屋房之助〕

状 一

七 (慶応二年)七月一日

金子到着以前に豊前小倉に出張になったので銘々の親に送ってもらうように武蔵屋仁兵衛に依頼した旨の書状〔小川町屯所松川文五郎他二名↓春日村岡部勝之輔・五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕

状 一

八 (慶応二年)七月一日

中国一乱につき佐久郡兵歩七人も全員繰出しになるので給金諸事よろしく願う旨の書状

状 一

九 (慶応二年)七月二日

〔江戸小川町屯所撤兵乙部や松川文五郎↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕

状 一

一〇 (慶応二年)七月二四日

兵賦割銭出金方依頼廻状〔五郎兵衛新田名主↓入布施村他三村名主〕

状 一

二 (慶応二年)七月二五日

長州一件による豊前小倉への出張日限は二五日に定った旨の報知状〔追申共〕〔小川町屯所房之輔↓柳沢所左衛門・役人〕

状 二

三 (慶応二年)七月二五日

兵賦一件飛脚到来につき会合したく出会要請状〔春日村勝之助↓牧布施村・五郎兵衛新田名主〕

状 一

- 三 (慶応二年)七月二六日 兵賦上納金送付の覚〔前山新田名主伝右衛門↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三 (慶応二年)七月二六日 兵賦上納金差出し覚〔香沢新田名主↓五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕 状 一
- 二 (慶応二年)七月二九日 中之条役所より沙汰につき増給金送付を差控える旨の報知状〔牧布施村名主土屋惣左衛門他二名↓小川町屯所小隊土屋仁左衛門他二名〕 状 一
- 二 七月二九日 送金差控えにつき金子入用の際は御掛り様へ願立てるようにとの書状〔柳沢所左衛門↓小川町屯所小隊土屋房之助他一名〕 状 一
- 三 (慶応二年)八月五日 世上騒しき時節につき取締りむき念を入れるようにと仰せ渡された旨の廻状〔五郎兵衛新田名主↓入布施村他三村名主衆〕 状 一
- 三 (慶応二年)八月二九日 周辺村々と同様に自分たち組合も破免願いに出頭しようとの急廻状〔五郎兵衛新田名主↓入布施村他二村名主〕 状 一
- 二 (慶応二年)十一月二二日 中国から帰府したが存外入用がかかり難渋しているので手当方を頼む旨の兵賦連名書状〔井出乙吉他六名↓臼田村井出半兵衛他六名〕 状 一
- 二 (慶応二年)十一月二三日 中国へ派遣の兵賦が一昨日帰府のところ諸雑用多分にかかり難渋の様子なのでよろしく取計てやってほしい旨の書状〔江戸馬喰町武蔵屋仁兵衛↓臼田村井出半兵衛他一名〕 状 一
- 二 (慶応二年)十一月 年貢三納殘金延納願書〔中之条支配所信州埴科郡・更級郡・小泉郡・佐久郡村々役人〕 状 一
- 三 (慶応二年)十一月二日 七月二五日の屯所出陣から十一月二一日の江戸帰着までの経過報告および軍用金の渡し方依頼状〔江戸小川町屯所房之助↓五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門・役人〕 状 一
- 三 (慶応二年)十一月二日 皆済触に出役先で請印したがその触面高写の報知廻状〔五郎兵衛新田名主↓入布施村他二村名主〕 状 一
- 三 (慶応三年)正月二日 年始祝詞〔江戸小川町屯所撤兵一房之助↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三 (慶応三年)正月二日 年始祝詞〔江戸小川町屯所撤兵房之助↓五郎兵衛新田役人衆〕 状 一
- 三 (慶応三年)正月二七日 渋紙包の届け方依頼状〔五郎兵衛新田兵賦文五郎↓信州御影小官山三四郎〕 状 一
- 三 慶応三年二月一三日 年貢日延べ願書を提出したこと・臼田村兵賦乙吉が病気のためお下げになったことなど 状 一

二 (慶応三年)二月一六日

の報知状(年貢延納願書共)〔直右衛門↓三ツ井村他九村名主衆〕  
兵士のうち病人などは代官下げになりその他は丸之内竜之口屯所に居る旨の報知状〔江  
戸竜之口屯所撤兵大一土屋房之助↓上新田役元・役人〕

三 (慶応三年)二月一七日

兵賦出金差出し方相談したく出席要請回章〔春日村名主勝之助↓小平村他五村村々名主  
衆〕

三 (慶応三年)二月二二日

牧布施村兵賦文五郎他一名国下げのこと・兵賦給金のこと・龍野口屯所を開いたことな  
どの報知状〔城内龍野口屯所土屋房之助他三名↓佐久郡中之条附二三村役人衆〕

三 慶応三年一〇月

兵賦新規抱入れ免除願書〔小県郡尾野山村役人惣代名主三右衛門他四名〕  
所々惑乱につき農兵仕立方上申書〔五郎兵衛新田取締役柳沢所左衛門他二名〕

四 慶応四年閏四月

兵賦人を人選・同道し役所へ出頭するようにとの廻状〔郡中代瀬左衛門↓三ツ井村他一  
〇村村々名主衆〕

四 二月一〇日

兵賦給金などの相談につき出向要請廻状〔五郎兵衛新田名主↓入布施村他二村名主〕  
歩兵への村々出金仕方につき書状〔直右衛門↓柳沢所左衛門・松川文之丞〕

四 二月一四日

給金送付依頼状〔武蔵国小川丁屯所土屋栄助改名房之助↓柳沢所左衛門〕  
兵賦給金・惣代出府諸雑用の出金方につき出府人などからの廻状写の順達廻状〔五郎兵  
衛新田名主↓入布施村他二村村々名主〕

四 二月二七日

諸入用かかるにつき増金願書〔小川町屯所生兵文五郎・房之助↓柳沢所左衛門・役人衆〕  
増金をしてくれるか兵賦を取替えるかして一同が安心できるようにしてほしい旨の書状

四 三月一五日

〔江戸小川町屯所三番部や房之助↓柳沢所左衛門・五郎兵衛新田役人衆〕  
当人共よりの増金願いと別は別に役所から沙汰があったので再度兵賦金を上納することに  
なったことを知らせる廻状〔五郎兵衛新田名主↓入布施村他二村名主〕

四 四月二日

兵賦金割賦高出金要請などの廻状〔五郎兵衛新田名主↓入布施村他三村名主〕  
増給金願いの成り行きを尋ねまた小隊入りにつき見舞金を求める書状〔小川町屯所大  
第一番部屋房之助他一名↓柳沢所左衛門〕

四 四月四日

〔江戸小川町屯所三番部や房之助↓柳沢所左衛門・五郎兵衛新田役人衆〕  
当人共よりの増金願いと別は別に役所から沙汰があったので再度兵賦金を上納することに  
なったことを知らせる廻状〔五郎兵衛新田名主↓入布施村他二村名主〕

四 四月二七日

兵賦金割賦高出金要請などの廻状〔五郎兵衛新田名主↓入布施村他三村名主〕  
増給金願いの成り行きを尋ねまた小隊入りにつき見舞金を求める書状〔小川町屯所大  
第一番部屋房之助他一名↓柳沢所左衛門〕

四 五月二二日

兵賦金割賦高出金要請などの廻状〔五郎兵衛新田名主↓入布施村他三村名主〕  
増給金願いの成り行きを尋ねまた小隊入りにつき見舞金を求める書状〔小川町屯所大  
第一番部屋房之助他一名↓柳沢所左衛門〕

四 六月二日

兵賦金割賦高出金要請などの廻状〔五郎兵衛新田名主↓入布施村他三村名主〕  
増給金願いの成り行きを尋ねまた小隊入りにつき見舞金を求める書状〔小川町屯所大  
第一番部屋房之助他一名↓柳沢所左衛門〕

状 二

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 二

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

- 二 六月二日  
 いまもって増給金願いに対する沙汰がないが御影なみにしてくれるように名主・村役人衆へ願ってくれるようにとの書状〔小川町屯所大―第六番小隊文五郎―松川文之助〕
- 三 六月二七日  
 佐久郡兵賦七人からは増給金を願い役所からは小遣いを上納するようにとのことにつき相談要請の廻状〔五郎兵衛新田名主―本新町村他二村村々名主〕
- 四 六月一七日  
 兵賦七人からは増給金を願い役所からは小遣いを上納するようにとのことにつき相談要請の廻状〔五郎兵衛新田名主―本新町村他二村村々名主〕
- 五 六月一七日  
 兵賦人の件については臼田村で会合を開きたい旨の返書〔高野町村名主―五郎兵衛新田名主衆〕
- 一 六月一七日  
 兵賦上納金引渡し覚〔香沢新田名主―五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕
- 二 六月一七日  
 金子送り状〔入布施村名主金右衛門―五郎兵衛新田名主所左衛門〕
- 三 六月一九日  
 兵賦人の増給金は迷惑である旨の書状〔入ふせ村名主―五郎兵衛新田名主〕
- 四 六月一九日  
 前山新田分の金銭の覚
- 五 六月一九日  
 兵賦について高野町の希望で会合実施につき出席依頼状〔臼田村名主―五郎兵衛新田名主〕
- 六 六月二七日  
 兵賦手当金出金要請廻状〔春日村宇平治他一名―小平村他七村村々名主衆〕
- 一 七月八日  
 上方表へ出陣についての抱負と給金を御影同様にしてほしい旨などの書状〔江戸小川町屯所六番小隊文五郎―五郎兵衛新田柳沢所左衛門・役人衆〕
- 二  
 軍用金送付依頼状〔江戸小川町屯所六番小隊文五郎―五郎兵衛新田・牧布施村名主・役人衆〕
- 三 七月二二日  
 兵賦増金の江戸表への送付時期についての所存伺い状〔岡部勝之助―柳沢所左衛門〕
- 四 八月一四日  
 自分一人が給分のほかを請取るのは難渋であるので郡中一統にするかあるいは国下げにしてほしい旨の願書〔江戸辰ノ口房之助事土屋勝次郎―五郎兵衛新田役人衆〕

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

六一 一月二九日

江戸表兵賦よりの書状などの同人宅への届け方依頼状（御影柏木常左衛門↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門）

状 一

六三

兵賦人の増給金願いなどについての臼田村での会合への出席依頼廻状

状 一

六四

村々会合による兵賦人への給金の取極書

状 一

六五

農兵差出金元割の覚

状 一

六六

農兵仕立て方についての意見書

状 一

一 明治六年一月二〇日

徴兵調べにつき該当者一二名の内一〇名が免役規則に該当する旨の届書（戸長柳沢所平他二名↓長野県第九区区长木内源太他二名）

縦 一

二 明治七年九月八日

自分長男で医師助教の吉田元貞が二五歳になる旨の届書（医師吉田良悦↓副戸長依田源四郎）

状 一

三 明治七年九月八日

各鎮台補闕歩兵召集に志願する者一切無い旨の届書（村用掛柳沢所三郎他二名↓長野県権参事小倉勝善）

状 一

四 明治七年九月八日

佐藤彦太郎二四歳・依田亀太郎二三歳・伊藤甚之助二四歳・高柳仁作二四歳・吉田元貞二五歳の届書（各人父親↓副戸長依田源四郎）

状 三

五 明治七年九月八日

徴兵検査対象の二男東京出稼ぎ中につき呼寄せ困難の旨の届書（高柳武兵衛↓副戸長依田源四郎他一名）

状 一

六 明治七年九月九日

吉田元貞が本籍に復して徴兵調べを受けたいとの由につき届書（村用掛井出十郎平他一名↓第四大区六小区副戸長依田源四郎他一名）

状 一

七 明治七年九月一日

徴兵調べとして嘉永二・三年生れの者を書上げるようにとの布告のところ吉田良悦長男吉田元貞が取調べに洩れていたことの上申書（村用掛柳沢所三郎他二名↓第四大区副区长木内源太）

縦 一 状 一

八 明治七年九月一日

自分長男で医師助教の吉田元貞が二五歳になる旨の届書（医師吉田良悦↓副戸長依田源四郎）

状 一

（四郎）

- 九 明治七年九月一六日  
桜井元吉嗣子・佐藤弥兵衛寄留地戸主・伊藤甚之助分家届け提出済みと各々申立てたこととの届書〔村用掛柳沢所三郎他二名↓第四大区〕
- 一〇 明治七年九月一六日  
伊藤甚之助兄菊松分家し届け済みに相違ない旨の上申書および菊松分家の覚書〔村用掛柳沢所三郎他二名↓第四大区〕
- 一一 明治七年九月一六日  
柳沢所吉は所作の二男であるが弥惣次家相続人となって現在は戸主である旨の上申書〔五郎兵衛新田村村吏副戸長↓第四大区〕
- 一二 明治七年九月一八日  
依田藤太郎次男亀太郎の嗣子採用願書〔下書共〕〔村用掛柳沢所三郎他四名↓長野県権参事小倉勝善〕
- 一三 明治七年九月二〇日  
伊藤兵三郎長男分家届け相違なく提出しているのでよろしく取計ってほしい旨の願書〔五郎兵衛新田旧百姓代中沢幸助他六名↓長野県権参事小倉勝善〕
- 一四 明治七年九月二五日  
東京へ寄留中の高柳仁作の徴兵検査についての届書の認め直し提出命令書〔佐久支庁庶務課↓第四大区副区長木内源太〕
- 一五 明治七年九月二六日  
東京駒込へ寄留出稼ぎの高柳仁作引戻し中であるので徴兵調べ猶予願書〔下書共〕〔村用掛り柳沢所三郎他一名↓長野県権参事小倉勝善〕
- 一六 九月二六日  
伊藤兵三郎二男甚之助の故障は立たないので一人差添え早々に本県へ出頭するようにとの書状〔善光寺出先より井出十郎平↓柳沢所三郎他一名〕
- 一七 明治七年一〇月五日  
徴兵年令の子息の養家よりの引戻し一件につき担当局への掛合い願書〔願人高柳武兵衛〕
- 一八 午年七月二一日  
書面のことについて使者を派遣する旨の書状〔和泉屋惣七↓柳沢〕
- 一九 午年一〇月四日  
金銭の覚〔古屋七郎↓所左衛門〕
- 二〇 七月二一日  
半割代の覚〔下県□屋↓五郎兵衛新田所左衛門〕
- 二一 七月二一日  
金銭の覚〔下県村古屋七郎↓五郎兵衛新田所左衛門〕
- 二二 一〇月八日  
金銭受取〔兼治郎↓上〕
- 二三  
二筆の畑の面積・高・地生米・地代金・持主などの書上〔断簡〕
- 二四  
鬮とり入用の覚

縦一

縦二

縦一

縦一 状一

縦一

縦一

縦二

縦一

縦一

縦一

縦一

縦一

御馬寄調べものの覚

献立の覚

清水茂三郎離縁につき本籍へ帰籍の証書

生質病身のため農業勤めかね小諸町へ寄留して商法稼ぎをしている旨の上申書〔佐藤孫三郎〕

嘉永三年五月一六日出生の伊藤甚之助の家族・檀那寺の留書

東京へ寄留出稼ぎの高柳仁作が寄留地での徴兵検査希望につき届書〔五郎兵衛新田村用掛柳沢所三郎他二名↓第四大区〕

徴兵入費調書を再度認め直して提出するようにとの廻状〔第九区副区長小平八郎↓八幡村・五郎兵衛新田戸長〕

徴兵解除帰郷の際渡された品を頂戴品と心得違いして買替えてしまったことの詫状〔第四大区六小区五郎兵衛新田桜井元吉〕

御馬寄調べものの覚

宛

三月二十六日

明治七年九月

元

元

元

元

元

状 状 状 状 状 状 状 状 状 状

一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

## P 家(柳沢家)

文書  
番号

年 代

文 書 名

形態  
数量

- |    |            |  |   |   |
|----|------------|--|---|---|
| 一  | 元禄六年一二月四日  | 三右衛門田畑小作入高の覚〔仁右衛門他一名↓三左衛門他二名〕                        | 状 | 一 |
| 二  | 元禄一〇年二月一四日 | 小作手形〔山浦作人惣四郎他一名↓原新田三左衛門〕                             | 状 | 一 |
| 三  | 元禄一五年四月二日  | 小作手形〔平井村小作人角兵衛他一名↓五郎兵衛新田村三左衛門〕                       | 状 | 一 |
| 四  | 宝永二年二月二七日  | 小作手形〔相浜村作人庄三郎他一名↓三左衛門〕                               | 状 | 一 |
| 五  | 宝永六年正月二五日  | 小作手形〔作人平作他一名↓三左衛門〕                                   | 状 | 一 |
| 六  | 宝永七年三月九日   | 小作手形〔田畑主伊左衛門他二名↓三左衛門〕                                | 状 | 一 |
| 七  | 正徳三年二月一〇日  | 小作手形〔御馬寄村小作人喜右衛門他一名↓三左衛門〕                            | 状 | 一 |
| 八  | 正徳三年二月     | 小作手形〔御馬寄村作人宇右衛門他一名↓三左衛門〕                             | 状 | 一 |
| 九  | 享保一四年正月    | 小作手形〔御馬寄村小作人清八↓五郎兵衛新田三左衛門〕                           | 状 | 一 |
| 一〇 | 寛保元年三月一三日  | 花押相の判定書〔大阿闍梨宣順↓柳沢吉弥〕                                 | 状 | 一 |
| 一一 | 延享四年正月一七日  | 小作証文〔平井村作主孫助他一名↓原新田村所左衛門〕                            | 状 | 一 |
| 一二 | 寛延二年三月     | 隠居からの遺言に対する請書〔所左衛門↓隠居〕                               | 状 | 一 |
| 一三 | 安永六年三月     | 譲渡した田地の小作引請証文〔田地引請三左衛門他一名↓名主所左衛門〕                    | 状 | 一 |
| 一四 | 天明三年三月     | 小作手形〔御馬寄村勝右衛門他一名↓五郎兵衛新田所左衛門〕                         | 状 | 一 |
| 一五 | 寛政元年一月     | 従弟庄兵衛の忤で貴殿養子の曾四郎を親次郎右衛門の跡式相続人と認める書状〔小川半兵衛↓柳沢所左衛門・隠居〕 | 状 | 一 |



- 三 明治一二年)十一月一日 小作靱の書上〔彦左衛門↓柳沢所左衛門〕 状
- 四 明治一二年)十一月二〇日 靱俵数差引きの覚〔彦左衛門↓柳沢所左衛門〕 状
- 五 (明治一三年)二月 小作靱の覚〔彦左衛門↓柳沢所左衛門〕 状
- 六 (明治一四年)二月 小作靱の覚〔彦左衛門↓柳沢所左衛門〕 状
- 七 (明治一五年) 巳年棚上げの覚 状
- 八 (明治一六年) 明治一五年棚上げ下調書 状
- 九 (明治一七年) 明治一六年棚上げ調書 状
- 一〇 (明治一七年) 未年棚上げ調書 状
- 一一 (明治一八年)二月 申年棚上げ調書 状
- 一二 (明治一八年)三月 明治一七年金円指引き調書控 状
- 一三 (明治一八年)三月 明治一七年分金円出入年内計算調書〔柳沢所左衛門〕 横
- 一四 (明治一八年) 申年棚上げの祇一郎方仕上げ書 状
- 一五 (明治一九年)二月五日 戌年小作年貢差引き勘定皆済の覚〔彦左衛門↓柳沢所左衛門〕 状
- 一六 (明治一九年) 明治一八年棚上げ調書 状
- 一七 (明治一九年) 酉年祇一郎方棚上げ調書 状
- 一八 (明治二〇年) 戌年靱調書 状
- 一九 (明治二一年)二月二五日 靱差引きの覚〔彦左衛門↓柳沢所左衛門〕 状
- 二〇 一〇月二四日 小作靱差引きの覚〔彦左衛門↓柳沢所左衛門〕 状
- 二一 金円差引きの覚 状
- 二二 源吾分地の調書 状
- 二三 所左衛門印形の改印願書〔下書共〕〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名↓鈴木大太郎中之条役所〕 状
- 二四 所左衛門印形の改印願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名↓鈴木大太郎中之条役所〕 状
- 二五 嘉永五年四月一八日 状
- 二六 嘉永五年四月一八日 状
- 二七 嘉永五年四月一八日 状

- 一 (嘉永六年)二月朔日 土蔵普請用材の覚〔落合村佐五右衛門↓原新田村所左衛門〕  
代金一〇両・米一俵請取の土蔵普請用材を三月晦日までに届ける旨の一札 状 一
- 二 二月二日 土蔵普請用材代金の内金請取〔落合村つるや佐五右衛門↓原新田村所左衛門〕 状 一
- 三 七月五日 土木の覚〔吉右衛門↓五郎兵衛新田所左衛門〕 状 一
- 四 一〇月二日 大工五右衛門の大工人数覚 状 一
- 五 土蔵略図 繪図
- 六 土蔵普請の用材・寸法書付 横 一
- 七 土蔵普請用材の直段などの書付 横 一
- 八 土蔵普請用材の寸法などの書付 横 一
- 九 土蔵普請用材の直段高下引合改め書付 横 一
- 一〇 土蔵普請用材の寸法などの書付 横 一
- 二 嘉永七年三月 墓印を立てるための合力金請取〔杓掛宿甚四郎↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三 安政六年一〇月 先代玄昇院祖祠堂建立につき地録永代守るべき旨の申渡し状に対する請書〔所左衛門・所作↓柳沢弥五右衛門藤当〕 状 一
- 三 文久元年 別家所右衛門跡仕上げ書 状 一
- 三 慶応元年八月三日 御進発御用金上納の褒美として悴の代までの苗字御免と一時皆上納につき別に銀三枚下さる旨の申渡し状〔廿 八右衛門↓五郎兵衛新田名主所左衛門〕 状 一
- 三 (慶応元年)八月 御進発御用金上納の褒美として悴の代までの苗字御免と一時皆上納につき別に銀三枚下さる旨の申渡し状〔写〕〔廿 八右衛門↓五郎兵衛新田名主所左衛門〕 状 一
- 三 小作年貢米延べ借用証文〔下書共〕〔作米延借用主伊右衛門他二名↓所左衛門〕 状 二
- 二 明治三年一〇月 借用証文〔借用主伊右衛門他一名↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三 明治七年九月五日 二男所吉分家届書〔柳沢所作↓副戸長依田源四郎他一名〕 状 一
- 三 明治七年九月一日 柳沢源吾夫妻の養子縁組の届書〔願人柳沢所平他一名↓副戸長依田源四郎他一名〕 状 一



- 三 株式売買証書の用紙〔売渡人・買受人・証人↓佐久銀行〕  
 一五両の質物として幅物・劔の預り証〔五郎兵衛新田柳沢所三郎↓高野町村高見沢民右衛門〕  
 明治八年一月三一日 状
- 二 明治八年六月一日 米の売渡し証〔五郎兵衛新田柳沢所平↓小諸町亀屋弥三郎〕  
 貴村の合併について望月会所まで一名出張のうえ事情を説明してほしい旨の書状〔第七大区副区长土屋伝左衛門↓第四大区五郎兵衛新田用掛〕  
 五郎兵衛新田内の一小区合併に不服の者の名前取調べ命令書〔斎藤俊↓五郎兵衛新田村戸長・村用掛・代議〕  
 用水事件につき歎願書を提出しそれに対する指令を受けてから帰村する旨の書状〔柳沢所三郎↓同苗・柳沢源吾〕  
 長野表での時調達金の送付依頼状〔茂田井村武重徳左衛門↓五郎兵衛新田柳沢所三郎〕  
 株式券状交附につき受取書との交換方など報知書〔上田第十九国立銀行↓五郎兵衛新田柳沢所三郎〕  
 区裁判所での原水争論の審問状況および自分の腹痛は全快した旨などの報知状〔小県郡新屋村にて柳沢所三郎↓五郎兵衛新田柳沢所平〕  
 代金差引きの覚〔佐久郡塚原村つちや甚右衛門↓所左衛門〕  
 臨時区会中諸費一時取替え出金の請取〔五小区扱所↓五郎兵衛新田柳沢所平〕  
 年賀状〔越後新発田屯所歩兵第三聯隊第二大隊第一中隊右小隊にて伊藤常平↓五郎兵衛新田邑柳沢所三郎〕  
 証券作製して伺うべきところ急病人発生につき延期する旨の書状〔宮沢清水正策↓下原村井出初右衛門〕  
 下女の斡旋を依頼する書状〔新屋村荒井荒治郎↓原新田村柳沢所三郎〕  
 新屋のまき女の病氣は快復に向っている旨などの書状〔上田原町ひしや止宿にて柳沢所三郎〕
- 一 明治八年二月七日 状
- 二 明治八年二月九日 縦
- 三 明治九年一月二二日 縦
- 四 明治一〇年九月二七日 一
- 五 明治一一年三月一四日 一
- 六 明治一一年三月一九日 一
- 七 寅年三月一四日 二
- 八 寅年三月二二日 一
- 九 一月六日 一
- 一〇 正月二日 一
- 一一 三月一四日 一
- 一二 三月二二日 一





- 二 戊年二月
- 二 一月一九日 戌二月人別改め書(後欠) 状
- 三 一月二一日 快気振舞への招請状(荒井荒二郎↓柳沢所平) 状
- 三 (一月二八日) 吉吾方の病人が死亡したことの通知状 状
- 四 二月六日 一月二八日取立ての井出初右衛門用水費の覚 状
- 五 二月八日 「三國誌」を長々拝借した礼とこの末四篇を拝借したい旨の書状(若水↓柳沢) 状
- 六 二月一一日 出府の際に「四書大全」と「日本外史」各一部を買ってきてほしいという書状(荒井荒 治郎↓柳沢所平) 状
- 七 二月二二日 不融通困窮につき二〇円だけ送る旨の書状(町田武左衛門↓柳沢所平) 状
- 八 三月一十九日 上草履・大奉書など試験用に求めてほしい旨の書状(若水↓柳沢) 状
- 九 四月七日 一月から三月にかけての金円書上(野沢土屋高一郎↓さくら村浅沼忠二郎) 状
- 一〇 六月二〇日 用水事件について相談したく役場への出頭依頼状(戸長役場↓柳沢所三郎・所作) 状
- 一一 七月二〇日 小作証書(小作借請人高田市右衛門↓柳沢所平) 状
- 一二 七月二九日 修身書などの代金受取(小諸荒町七左衛門↓上) 状
- 一三 八月一三日 惣代人から書状が到来したので相談したく役場まで出頭依頼状(戸長↓柳沢) 状
- 一四 九月三日 馬場辰猪・佐伯剛平政談演説会開催の通知状(小諸大塚↓五郎兵衛新田柳沢所平) 状
- 一五 九月一三日 代金受取(叶屋仙右衛門↓原新田柳沢所平) 状
- 一六 九月二五日 金円入用ならば直に受取りにくるようにとの書状(御馬寄村町田↓柳沢所平) 状
- 一七 一〇月二九日 金銭の覚(古屋宗二郎↓柳沢) 状
- 一八 十一月一九日 無尽会開催につき出席依頼状(春日郎平賀字平次↓五郎兵衛新田柳沢所平) 状
- 一九 十二月五日 米をこの人へ渡してほしいという書状(御馬寄村町田↓五郎兵衛新田柳沢所平) 状
- 二〇 十二月七日 米五駄の受取(山浦嘉吉↓柳沢所平) 状
- 二一 十二月一八日 物品送り状(松川権兵衛↓柳沢所平) 状
- 二二 十二月二五日 借金返済の書状(荒井荒二郎↓柳沢所平) 状

三 糶・米の切手 綴

三 官許風薬包紙〔越中国富山師天堂〕 二

三 大威徳天神感応経写 一

三 衛生委員投票札 一

三 東海居士頼山陽外史書写 一

三 日限の日延べ願書〔島田仁三郎↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕 一

三 内務省免許兼用丸・実母湯・小児明治丸などの広告〔官許製薬所桜井村柳沢品太郎〕 一

三 この書付が宛名方へ届くようにとの依頼状〔所平↓武左衛門〕 一

三 地方税などの覚 一

三 金円差引きの覚 一

三 悴国太郎の年齢報知状〔小山久左衛門↓大塚平左衛門〕 一

三 年賀状〔別所美房↓柳沢諸平〕 一

三 兄様長く留守につき村方より誰か派遣して兄様が帰るようにとの手紙を出したらよいと 一

三 の書状〔まき↓おちせ〕 一

三 おけん殿を少しの間貸してほしい旨の書状〔まき↓母〕 一

三 病気全快と東京警視本署へ就職したことを知らせる書状〔東京本郷元町平田清高↓柳沢 一

三 所三郎〕 一

三 裁判を進めるにつき神仏への信心の依頼状〔柳沢所三郎↓双親・柳沢源吾〕 一

三 修行を励ます書状〔柳沢所三郎↓東京府下芝公園地浄土宗学校柳沢迎存〕 一

三 校費生への抜擢につき三年の暇を乞うなどの書状〔東京府下芝公園地中柳沢迎存↓柳沢 一

三 所平〕 一

三 訪問延期を知らせる葉書〔湯島独乙義塾内花田進↓駿河台甲賀町良永方止宿柳沢所三郎〕 一

三 今年はこく物が高値なので売却を勧める書状〔篠の井より山部斎兵衛↓柳沢所三郎・家 一

三 内〕 一

## 五

- 一 明治一二年四月二八日 結納物が一〇日までに来るので何日に来て下さるか問合せ状〔小諸町大塚金右衛門↓柳沢処平〕 状 一
- 二 明治一二年五月二日 結納の日取りは掛川氏も承知につき差支えなければ五日に来てほしい旨の書状〔小諸町大塚金右衛門↓柳沢処平〕 状 一
- 三 明治一二年五月一八日 東京を二〇日に出生して帰国する旨の所三郎からの書状到来につき報知状〔小諸町大塚金右衛門↓柳沢処平〕 状 一
- 四 明治一二年五月二〇日 三男所次郎君の婚姻日時を承知した旨の書状〔芦田土屋伝左衛門↓柳沢所平〕 状 一
- 五 四月二一日 縁談成立につき結びの酒を差入れるという書状〔大塚三右衛門他一名↓柳沢所平〕 状 一
- 六 四月二五日 即日結納を差入れてくれた札などの書状〔柳沢・柳沢↓大塚〕 状 一
- 七 四月二六日 池田六右衛門の世話で小諸町掛川吉兵衛長女を所次郎妻に縁談申し入れたことについての意見問合せ状〔柳沢所平↓荒井荒次郎〕 状 一
- 八 五月一日 白綸子代金などの受取〔大和屋利兵衛↓大塚平右衛門〕 状 一
- 九 五月三日 扇子代金などの受取〔小諸本町角屋権兵衛↓上〕 状 一
- 一〇 五月三日 裏付草履代金の受取〔柏屋儀兵衛↓上〕 状 一
- 一一 五月六日 猪口代金などの受取〔大宮屋↓柳沢〕 状 一
- 一二 五月六日 代金受取〔小諸酢屋久左衛門↓柳沢源吾〕 状 一
- 一三 五月一一日 上々広帯代金などの覚〔万屋平四郎↓柳沢〕 状 一
- 一四 五月一六日 対審終り次第所次郎祝義につき帰宅する旨の書状〔東京スルガダイ北甲賀町良永方寓柳沢所三郎↓柳沢所平〕 状 一
- 一五 五月一八日 中綿代金受取〔佐久望月菊屋喜平次↓柳沢所平〕 状 一
- 一六 五月一九日 花色絹代金などの覚〔万屋平四郎↓柳沢〕 状 一
- 一七 五月二〇日 袖黒染代金などの覚〔万屋平四郎↓柳沢所平〕 状 一
- 一八 五月二〇日 所三郎は二〇日に東京を出生して帰宅する由につき二六日に縁談をしたく来駕依頼状 状 一



- 八①五月一三日  
和田様へ支払いを済ますように伝えてほしい旨の書状〔鈴木屋勘七↓柳沢〕 状 一
- 八②五月  
食事代金などの覚〔鈴木屋勘七↓和田〕 状 一
- 八③五月二一日  
鈴木やより和田一条につき依頼されたのでよろしくとの書状〔浅草神田川第六天表門前  
鹿嶋寓依田七太郎↓五郎兵衛新田村柳沢所三郎〕 状 一
- 九 八月一四日  
手紙の一条に即答できず先ずは証書を返納する旨の書状〔元為↓白井〕 状 一
- 一〇 八月一四日  
金田融通の依頼に応じられない旨の書状〔宗休↓市川〕 状 一
- 一一 八月三〇日  
過般来訪してくれ品々贈られたことに対する礼などの書状〔宗休↓柳沢〕 状 一
- 一二 九月二八日  
東京での出訴の準備状況などの報知状〔東京市川清↓村吏・惣代〕 状 一
- 一三  
借金依頼状 状 一
- 一四 六月一一日  
拙者奉職中に書留めた日誌に保証調印するので送ってくださるようにとの書状〔土屋伝左  
衛門↓柳沢所平・所三郎〕 状 一
- 一五  
差函の通り仙台出張松川繁一郎氏へ送金したことの通知状〔東京堀江町第十九銀行支店  
上平貞一郎↓柳沢所三郎〕 状 一
- 五
- 一 明治一二年九月  
金銭差引き取調書〔柳沢所平↓柳沢定吉〕 状 一
- 二 明治一八年一二月一一日  
塩代金の覚〔土や儀作↓原新田柳沢所平〕 状 一
- 三 申年九月  
酒代金などの差引き覚〔柳沢弥吉↓柳沢所平〕 状 一
- 四 酉年二月  
いわし代金などの覚〔柳や弥吉↓柳沢所平〕 状 一
- 五 酉年八月  
小麦代金などの受取〔平屋三作↓上原柳沢所左衛門〕 状 一
- 六 酉年八月  
なんさん代金などの覚〔宇三郎↓柳沢所平〕 状 一
- 七 酉年八月  
酒代金などの覚〔柳や↓柳沢所平〕 状 一
- 八 酉年八月  
酒代金などの覚〔つちやすまし↓柳沢所平〕 状 一
- 九 酉年八月  
米代金などの覚〔宮川車や利兵衛↓原新田所平〕 状 一
- 一〇 とり年八月  
かま代金などの受取〔榎屋金三郎↓新田柳沢所左衛門〕 状 一

- 二 酉年八月 大麥代金などの覚〔治太郎↓柳沢源吾〕 状
- 三 酉年一二月三〇日 股引代金などの受取〔つたや太蔵↓柳沢所平〕 状
- 三 酉年極月 正油代金などの覚〔柳沢弥吉↓柳沢所平〕 状
- 四 戌年一月 米代金の差引き覚〔車や↓新田柳沢所左衛門〕 状
- 五 戌年二月三日 酒代金などの受取〔土屋すまし↓柳沢〕 状
- 六 二月四日 弓代金などの受取〔原泉堂↓原新田柳沢〕 状
- 七 八月二六日 中国史学習の方法についての質問に対する返書〔きよじ↓柳沢千代子〕 状
- 八 九月一日 線香代金などの受取〔古屋宗三郎↓柳沢〕 状
- 九 九月一九日 線香代金などの受取〔古屋宗三郎↓上〕 状
- 三〇 九月二一日 女子出産を知らせる書状〔荒井荒次郎↓柳沢母上〕 状
- 三一 一〇月一四日 種水代金の受取〔小諸町柳沢茂十良↓上〕 状
- 三二 一〇月二五日 柳たる代金などの受取〔柳利↓上〕 状
- 三三 一一月一七日 男綿入代金の受取〔小諸町島田屋常三↓名古屋久助〕 状
- 三四 一一月一八日 さつまいも代金などの覚〔ふじや〕 状
- 三五 一二月二四日 宗門戸籍面書漏れのかど引直し願書いま一通への調印依頼状〔戸長↓柳沢〕 状
- 三六 一二月二七日 金花山織などの代金受取〔江しまや蔵兵衛↓上〕 状
- 三七 線香代金などの差引き覚 状
- 三八 上原・中原・下原有権者名の覚 状
- 三九 諸品代金の受取〔榎屋金二郎↓新田柳沢所平〕 状
- 四〇 小作約定書〔山浦村清水正策他一名↓五郎兵衛新田柳沢所三郎〕 状
- 四一 米糠代金の受取〔伴野村甘利茂輔↓五郎兵衛新田柳沢所平〕 状
- 四二 米糠代金の受取〔伴野村甘利茂輔↓五郎兵衛新田柳沢所平〕 状
- 一 明治一四年四月二二日 厄介になっていた親類の者の東京への引取証〔東京京橋区南鍋町春日半三郎↓柳沢所三〕 状





- 三三 一月二一日 入院見舞の書状(名刺共)〔上平貞一郎↓柳沢所三郎〕 状 二
- 三六 一月二一日 事件の嘉報を待つ旨などの書状(仙台国分町中西嘉太郎↓神田区美土代町松川繁一郎・井出直蔵) 状 一
- 三七 一二月九日 病氣見舞状(遠寿院行堂にて池田梅見↓東京在柳沢所三郎) 状 一
- 三六① 早川重右衛門の名刺 状 一
- 三六② 第十九国立銀行阿部弥惣太の名刺 状 一
- 三六③ 横浜丸善笠原恵の名刺 状 一
- 三九 上野不忍池弁天地内三河亭における奏楽聴牌 状 一
- 三〇 金融のこと本日は調達しかねる旨の書状〔新和泉町早川重右衛門↓美土代町柳沢所三郎〕 状 一
- 三〇 通信料確受証(小諸電信分局↓柳沢) 状 一
- 三〇 通信料確受証(小諸電信分局↓柳沢) 状 一
- 三〇 通信料確受証(小諸電信分局↓柳沢) 状 一
- 三〇 炭代金受取(林元右衛門↓柳沢所左衛門) 状 一
- 三〇 炭代金受取(清水然大↓柳沢所平) 状 一
- 三〇 依頼された秋和村工藤氏の家柄などについての報知状〔西村孝之助↓荒井荒治良〕 状 一
- 三〇 秋和村工藤氏について西村孝之助などから知り得たことの報知状〔荒井荒次郎↓柳沢所平〕 状 一
- 三〇 秋和村工藤氏の家柄などの報知状(↓柳沢) 状 一
- 三〇 同郡五村の長寿の夫婦による万病即治の守り札は偽りであった旨の報知状〔荒井荒二郎↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三六 米四駄の請取〔町田長四郎↓蒔田与曾五郎〕 状 一
- 三六 昨年分の薬価・往診料支払い依頼状〔協和邨遠山五郎↓柳沢老人・同源吾〕 状 一
- 三六 東京での善田氏の所在が不明であった旨の書状〔京橋区五郎兵衛町鍛冶橋外明ほのや米〕 状 一





- 五 明治一九年二月四日 ざゝれ代金などの覚〔宇三郎↓柳沢所平〕 状
- 六 一月一〇日 上酒代金の覚〔福田屋良三郎↓柳沢所左衛門〕 状
- 七 二月一四日 布代金請取〔白木屋仁左衛門↓柳沢所平〕 状
- 八 四月七日 神器代金の受取〔芦田村小林由太郎↓柳沢〕 状
- 九 五月一日 種水代金などの請取〔香具や↓柳沢〕 状
- 一〇 五月一日 生板代金などの受取〔島田屋喜三郎↓上〕 状
- 一一 五月一日 茶碗代金などの受取〔瀬戸屋宇助↓上〕 状
- 一二 五月一日 別改め極上品の内金受取〔福田屋良三郎↓柳沢〕 状
- 一三 五月二日 魚代金などの覚〔文七↓柳沢所左衛門〕 状
- 一四 五月三日 徳利代金などの受取〔せとや宇助↓上〕 状
- 一五 五月一日 切鯉代金などの覚〔伴野村丈元↓五郎兵衛新田村柳沢所平〕 状
- 一六 一月一三日 布代金などの受取〔江嶋屋莊兵衛↓柳沢所左衛門〕 状
- 一七 二月二四日 上酒代金の覚〔福田屋良三郎↓柳沢所左衛門〕 状
- 一八 二月一五日 代金受取〔江嶋屋莊兵衛↓柳沢所左衛門〕 状
- 一九 二月一八日 布代金の請取〔江嶋屋莊兵衛↓柳沢所左衛門〕 状
- 二〇 二月二〇日 鮭代金などの覚〔藤屋↓柳沢所平〕 状
- 二一 二月二一日 布代金の受取〔白木屋仁左衛門↓柳沢所平〕 状
- 二二 二月二二日 布代金の受取〔古屋宗三郎↓柳沢所平〕 状
- 二三 二月二四日 はげ代金の受取〔塩名田つたや忠藏↓五郎兵衛新田柳沢〕 状
- 二四 吸物わん代金の請取〔塩名田篤や忠藏↓五郎兵衛新田柳沢〕 状
- 二五 代金請取〔柳田良利↓上〕 状
- 二六 代金の覚 状
- 二七 酒代・粕代勘定延引用捨願書〔御馬寄村町田長四郎↓柳沢所左衛門〕 状
- 二八 下男の幹旋状〔荒井荒次郎↓柳沢所平〕 状



- 一四 明治三二年二月二七日 借用金証(五郎兵衛新田村借用主高柳儀作↓同村柳沢康造) 状
- 一五 明治三二年二月 新聞代金領収証(北佐久郡望月駅両沢新聞舗↓柳沢康造) 状
- 一六 明治三二年二月 自分所有宅地内に建設中の建家・納家が梶原宇佐平の所有物であることの証明書(五郎兵衛新田村地主↓岩村田区裁判所望月出張所) 状
- 一七 明治三二年 下女の明治三一年度給金調べ書 状
- 一八 明治三三年一月二二日 赤十字社長野支部北佐久委員部第二回総会紀念小諸の花(小諸汽車発着一覽など掲載)  
〔発行所東信要報社〕 縦
- 一九 明治三三年一月二二日 糶送り状(井出平八↓柳沢康造) 状
- 二〇 明治三三年一〇月 西洋品物百人一首つくりかゑ(大阪市南区日本橋筋四丁目著作出版人平川キク) 縦
- 二一 明治三四年六月 五郎兵衛新田村稻作立毛品評会規定書(五郎兵衛新田村農會長松川三千太郎) 状
- 二二 明治三四年九月八日 保険料領収証(内国生命保険株式会社岩村田代り店佐藤菊作↓柳沢康造・所次郎) 綴
- 二三 明治三四年一〇月二〇日 俵麻質斯治療の広告(望月医院) 状
- 二四 明治三五年四月二九日 所得金高申告書(五郎兵衛新田村柳沢荒造↓岩村田稅務署長長久保得平) 状
- 二五 明治三五年五月一六日 玄米三駄出荷の覚(山浦伝一郎↓柳沢) 状
- 二六 明治三五年七月二五日 土根人參壳渡し証(五郎兵衛新田村柳沢康造↓南佐久郡大沢村高橋宗作) 状
- 二七 明治三五年九月一日 雜誌「信濃」刊行につき會員募集の広告と信濃同胞団の会則・寄稿勸誘書(長野県北佐久郡本牧村望月元両沢活版所事川西活版所主両沢武四郎) 状
- 二八 明治三五年一〇月二七日の坪刈り記録 状
- 二九 (明治三五年) 貸金請求の件は今回は断然出訴する積りなので尽力を依頼する旨の書状(↓土屋省三) 状
- 三〇 (明治三七年) 明治三七年甲辰歳方位吉凶早見心得書 状
- 三一 亥年二月 米代金などの書付(東や角之丞↓柳沢康造) 状
- 三二 一月一三日 金物代金などの領収証(上田原町甲州屋商店↓荒井) 状
- 三三 正月二八日 小作一件についての尽力依頼状(柳沢康造↓依田勇太郎) 状
- 三四 二月一五日 板代金などの受取(三店↓上) 状





六九	所得金高申告書下書	状
七〇	明治二八年一〇月二五日 信濃教育会雑誌第百九号附録〔発行所長野県尋常師範学校内信濃教育会事務所〕 根底金として銀行へ差入れたく地所の番号・反別・地価金の書き抜き依頼の書付	状
七一	清酒販売所の看板の写〔柳沢祇一郎代理店〕	状
七二	沓掛温泉湯治中に種々厄介になったことの礼状	状
七三	柳沢康造の病床温度表	綴
七四	金円貸借の覚	一
七五	金円支払いの覚	一
七六	金円勘定書付	一
七七	元利金の康造預りなどの書付	一
七八	しみどうふ代金などの書付	一
七九	金円書付	一
八〇	床場へ渡すべき金円などの書付	一
八一	巻烟草代金などの書付	一
八二	千四百拾参番の田の面積の書付	一
八三	柳沢康造の玄米一駄の書付	一
八四	五月二一日 中沢元三郎へ精算勘定した畑年貢調書	一
八五	白米・味噌・漬物などの数量書付	一
八六	水仙・急須と湯呑みの線描画	一
八七	暑中見舞い状	一
八八	高野与右衛門・高野喜太郎分の粗数調書	一
八九	金円の請求書下書	一
九〇	贈与されたびょう風鏡一双受取りにつき礼状	一
九一	伊右衛門の金円差引きの書付	一



一六	病気の経過良好の旨報知状下書		
一七	荷札〔↓原新田農柳沢所次郎〕	木札	一
一八	御蚕種の紙袋〔小泉郡神川村宮沢忠左衛門〕	状	一
一九	明治二七年から三三年の小作年貢の書付	横	一
二〇	明治三一年度寅吉へ渡し金の調べ書	横	一
二一	柳沢所治郎が五郎兵衛新田村会議員に当選した旨の証書〔八幡村他六村戸長役場〕	状	一
六	六		
一	明治二〇年一月九日	酒代金の覚〔島屋酒店↓柳沢所左衛門〕	状
二	明治二〇年二月三〇日	塩代金の受取〔十一や↓原新田村柳沢〕	状
三	亥年二月	そば代金などの請取〔宮川車屋利兵衛↓原新田柳沢所平〕	状
四	七月七日	さげ代金などの受取〔定七↓上〕	状
五	七月一日	代金受取〔酢屋↓上〕	状
六	七月一日	代金受取〔柳茂↓上〕	状
七	七月一日	スズかね・アナアケ代金請取〔小諸町鍛冶佐↓上〕	状
八	七月一日	代金受取〔柳利↓上〕	状
九	一〇月六日	醬油代金の覚〔福田屋良三郎↓柳沢〕	状
一〇	一〇月六日	酒代金の覚〔ミマヨセ島や恒郎↓五郎兵衛新田柳沢〕	状
一一	十一月七日	代金受取〔か具屋↓上〕	状
一二	十一月五日	紺染め代金請取〔古屋宗三郎↓上〕	状
一三	十一月二日	メリンス代金などの請取〔邑染屋↓柳沢所左衛門〕	状
一四	十一月二日	箱膳・椀代金の受取〔松屋和蔵↓上〕	状
一五	十一月二日	代金受取〔柳茂〕	状
一六	十一月二日	代金受取〔↓上〕	状
一七	十一月二日	杓下代金などの受取〔香兼↓上〕	状

六	一二月二四日	三尺ため代金受取〔岩下長右衛門↓柳沢〕	状
五	一二月三一日	代金受取〔南佐久伴野村浜茂↓上〕	状
三	七月二日	正者かん代金などの請取〔蛭子屋広治郎↓上〕	状
三		蓮根代金などの受取〔和泉屋↓上〕	状
全		代金受取〔宗三郎↓上〕	状
一	明治二〇年	水薬代金受取〔門脇薬局↓柳沢佐助〕	状
二	明治二〇年	水薬代・診察料の受取〔門脇薬局↓上原柳沢所左衛門〕	状
三	亥年八月	米一駄の覚〔次太郎↓柳沢所平〕	状
四	亥年八月	カスリ代金などの受取〔平井紺屋↓原新田柳沢所左衛門〕	状
五	亥年八月	米の運賃の覚〔車や仙次郎↓所左衛門〕	状
六	亥年八月	米の運賃の覚〔宮川車や利兵衛↓原新田所左衛門〕	状
七	亥年八月	より糸代金などの覚〔染屋新次郎↓柳沢所平〕	状
八	八月	花掛代金などの覚〔佐藤良七↓柳沢所平〕	状
九	九月一九日	線香代金などの受取〔古屋宗三郎↓上〕	状
一〇	一〇月三日	代金請取〔柳茂↓上〕	状
二	十一月一五日	黒帽子代金などの請取〔前田勝三郎↓上〕	状
三	十一月一六日	縮面・絹縮・シャツプ代金の請取〔小川屋治平↓上〕	状
三	極月五日	代金請取〔香具屋兼治郎↓上〕	状
四	一二月九日	和糸代金などの請取〔古屋宗三郎↓上〕	状
五	一二月九日	代金請取〔市五郎↓上〕	状
六		帯代金などの覚〔仁右衛門↓柳沢所平〕	状
七		石油代金などの書付	状
八		三人分の代金書付〔佐平治↓柳沢所治郎〕	状

- 九 酔・酒代金などの覚〔三可↓所平〕  
 一 状
- 三 酒代金の覚〔柳沢〕  
 一 状
- 六 明治二十年二月十五日  
 一 状  
 親二二俵の受取証〔御馬寄村山浦嘉吉↓新田柳沢所平〕
- 九 明治二十年一月一七日  
 一 状  
 荷物発送の再度の依頼状〔柳沢所十郎↓柳沢諸二郎〕
- 二 明治二十年一月一日  
 一 状  
 上京の際に持参した金についての疑いを釈明し将来の送金を依頼する書状〔東京柳沢所十郎↓柳沢諸次郎〕
- 一 明治二十年一月一日  
 一 状  
 寝巻発送依頼状〔小林義之助↓親母〕
- 一 明治二十年一月一日  
 一 状  
 荷物発送依頼状〔小義↓おすい〕
- 二 明治二十年一月二九日  
 一 状  
 上京の際に持参した金の内一〇円紛失し困却につき送金依頼状〔東京本郷区弓町遠致学舎内柳沢所十郎↓柳沢諸次郎・両親〕
- 二 明治二十年一月二九日  
 一 状  
 一〇月一日より小遺控
- 三 明治二十年一月二九日  
 一 状  
 柳沢所十郎の送金依頼を聞入れてやってほしい旨の書状〔小林義之助↓柳沢所左衛門他一同〕
- 三 明治二十年一月一日  
 一 状  
 入学金領収証〔東京英語学校↓柳沢所十郎〕
- 三 明治二十年一月八日  
 一 状  
 為替金五円受取の報知と更に五円の送付依頼状〔東京本郷区弓町致遠学舎内柳沢所十郎↓柳沢諸次郎〕
- 三 明治二十年一月一日  
 一 状  
 一月中食料領収証〔致遠学舎西村真一↓柳沢所十郎〕
- 三 明治二十年一月二日  
 一 状  
 〔国史概要〕代金領収証〔神田区今小路金刺芳流堂↓上〕
- 四 明治二十年一月四日  
 一 状  
 教科書代金など多くかかり困却につき仕送り依頼状〔東京本郷区弓町致遠学舎内柳沢所十郎↓柳沢所次郎・両親〕
- 五 明治二十年一月七日  
 一 状  
 実学修業のため官立高等商業学校へ入学したく無断で出京したことの詫びと後日資金欠乏の節の送金依頼などの書状〔東京本郷区弓町致遠学舎内柳沢所十郎↓柳沢諸二郎〕
- 六 明治二十年一月四日  
 一 状  
 柳沢所重郎へ貸した金の受取〔町田義作↓柳沢所平〕

- 六一 明治二二年五月一日 町村選挙人であることの通達状〔北佐久郡元八幡邨他六邨戸長役場↓柳沢所平〕 状 一
- 六二 明治二二年七月二三日 金一五円の受取証〔中野村小林首次郎↓五郎兵衛新田柳沢所次郎〕 状 一
- 六三 明治二二年一二月二五日 岩村田警察署望月分署新築費寄附につき褒賞状〔長野県知事従五位勲四等木梨精一郎↓五郎兵衛新田村柳沢所平〕 状 一
- 六四 明治二三年二月一八日 水島実印代金領収証〔小諸市町樋下入口本家御印判師矢嶋甚右衛門↓柳沢所治郎〕 状 一
- 六五 明治二三年五月二二日 敷石代金などの受取〔平塚村石工那須野増太郎↓柳沢所次郎〕 状 一
- 六六 明治二四年一〇月二日 料理代金受取〔中瀬村関くち↑上〕 状 一
- 六七 明治二四年一〇月七日 上々あみあげ沓・くつ下代金などの請取〔万屋麒四郎↓柳沢〕 状 一
- 六八 明治二四年一月 人力車代金受取〔松屋佐藤利三郎〕 状 一
- 六九 明治三四年一月九日 鍬先掛代金受取〔藤屋常太郎↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 七〇 寅年一月 酒代金の覚〔柳沢与吉↓柳沢所次郎〕 状 一
- 七一 寅年八月 代金の覚〔中屋繁右衛門↑上原柳沢所治郎〕 状 一
- 七二 卯年二月八日 雲井たばこ代金などの受取〔つちや金三郎↓柳沢所次郎〕 状 一
- 七三 二月一七日 みかん・数子などの代金受取〔金井屋喜之助↓柳沢〕 状 一
- 七四 二月一八日 ひじき代金などの受取〔大津屋三七↑上〕 状 一
- 七五 二月一八日 解毒湯などの代金受取〔香具屋長右衛門↑上〕 状 一
- 七六 二月二〇日 牛なべ代金などの受取〔望月町山月楼↓御客様〕 状 一
- 七七 三月二二日 印鑑製作の日延べ願書〔小諸市町印刻師矢嶋甚右衛門↓柳沢所治郎〕 状 一
- 七八 三月二九日 氷砂糖代金などの受取〔金井屋喜之助↓柳沢〕 状 一
- 七九 四月二三日 酒代金などの受取〔柳沢与吉↓柳沢所次郎〕 状 一
- 八〇 八月二三日〜一〇月一日 酒代金の覚 木札 一
- 八一 八月二九日 代金受取〔柳田治郎↑上〕 状 一
- 八二 一〇月三日 烟草入・煙管代金などの受取〔古屋宗二郎↓柳沢〕 状 一

- 二〇 一月二五日  
 キセル代金などの受取〔古屋宗二郎↓柳沢〕 状 一
- 一九 二月一四日  
 布代金などの受取〔白木屋仁右衛門↓柳沢所二郎〕 状 一
- 一八 二月一五日  
 フランネル代金などの受取〔万屋麒四郎↓上〕 状 一
- 一七 二月一八日  
 生鮭代金の覚〔金井屋喜之助↓柳沢所左衛門〕 状 一  
 しきがね代金などの覚〔↓柳沢〕 状 一  
 酒代金請取〔御馬寄島や酒店↓柳沢〕 状 一  
 代金受取〔柳治〕 状 一
- 一六 田中為四郎・山崎常吉などの耕作勤務表 状 三  
 菓子代金などの覚〔山月楼↓上〕 状 一
- 一五 織機広告〔小県郡殿城村字矢沢渡辺啓太〕 状 一  
 薬名の覚 状 一
- 一四 田口与作・山田定吉などの勤務日数の覚 状 一
- 一三 所得高届の提出督促状〔五郎兵衛新田村助役依田房吉↓柳沢所平〕 状 一
- 一二 柳沢所平の所有地書上 状 一  
 嫡孫柳沢康造へ財産譲渡につき公正証書囑託に関する件の代人委任状〔五郎兵衛新田村柳沢所平〕 状 一
- 一一 明治二三年六月一八日  
 柳沢所平の所有地書上 状 一
- 一〇 明治二三年六月一九日  
 嫡孫柳沢康造へ財産譲渡につき代理委任状〔五郎兵衛新田村柳沢所平〕 状 一  
 財産譲与一件の関係者住所・姓名・年齢などの書付 状 一
- 九 明治二三年六月 房吉 状 一  
 柳沢所次郎を康造の後見人とする事の届書〔柳沢康造他二名↓五郎兵衛新田村長依田房吉〕 状 一
- 八 柳沢所平所有建屋の書上〔地租金の覚書共〕 縦一 状 一  
 田反別・地佃金・地租金の覚 状 五
- 七 三ツ目祝義受納の礼状〔春日村上野宇左衛門↓柳沢所重郎〕 状 一
- 六 明治二三年一〇月一二日





- 四三 一二月一日 代金請取〔信州小諸町醉屋重右衛門↓上〕  
 三三 一二月二日 代金受取〔塩名田柳沢堂市太郎↓柳沢〕  
 三二 一二月三日 時貸分の受取〔酒屋富太郎↓柳沢幸蔵〕  
 三〇 一二月三日 羽織紐代金書付〔大和屋↓上〕  
 二九 一二月五日 さしみ猪口代金などの請取〔せと屋五兵衛↓上〕  
 二八 一二月六日 酒代金の覚〔柳屋↓柳沢康造〕  
 二七 一二月六日 木炭代金などの受取〔井筒や↓柳沢康造〕  
 二六 一二月一六日 柳田所吉の金円勘定覚  
 二五 鮭・数の子などの数量書付  
 二四 利金の請取〔平林清一〕  
 二三 酒代金受取〔富士屋文作↓康造〕  
 二二 高等小学校第三年級修業証書〔北佐久高等小学校訓導野元守三郎↓長野県平民柳沢康造〕  
 二一 石代金・運送費請取〔平塚村石工那須野増太郎↓五郎兵衛新田村柳沢所治郎〕  
 二〇 二筆の測量代金領収証〔布施村測量技術師春原鍋太郎↓五郎兵衛新田村柳沢所次郎〕  
 一九 仕切代金渡し状〔松席↓九蔵〕  
 一八 新聞代金領収証〔望月駅両沢新聞舖↓柳沢所二郎〕  
 一七 新聞代金領収証〔望月駅両沢新聞舖↓柳沢所二郎〕  
 一六 代金領収証〔岩村田活版所中沢清太郎↓小林〕  
 一五 代金受取〔菊屋↓柳沢〕  
 一四 金円をこの者へ渡してほしいという書状〔小諸邑薬屋彦五郎↓柳沢所平〕  
 一三 五分板代金の覚〔成沢市太夫↓柳沢所左衛門〕  
 一二 粗六俵をこの者へ渡してほしいという書状〔北佐久字中原依田重太郎↓柳沢所次郎〕  
 一一 〔朝日〕代金受取〔信州佐久郡岩村田町書肆佐々木利一郎↓柳沢所次郎〕

104





柳沢康造

- 二 明治三十二年三月一〇日 藥代金受取〔井上↓上〕 状 一
- 三 明治三十二年三月二二日 米二駄の書付〔桜井村立科や源二郎↓五郎兵衛新田村柳沢所重郎〕 状 一
- 三 明治三十二年三月 新聞代金領収証〔望月駅両沢新聞舖↓柳沢康三〕 状 一
- 四 (明治)四月二十九日 地目変換につき岩村田稅務署への納金の領収証〔五郎兵衛新田村内入役中沢近三郎↓柳沢祇一郎〕 状 一
- 五 明治三十二年四月 新聞代金領収証〔望月駅両沢新聞舖↓柳沢康造〕 状 一
- 六 明治三十二年五月二八日 粃引渡し依頼状〔南佐久郡野沢町市川源助↓五郎兵衛新田柳沢幸藏〕 状 一
- 七 明治三十二年五月 新聞代金領収証〔望月駅両沢新聞舖↓柳沢康造〕 状 一
- 八 明治三十二年七月二七日 金錢の書付〔定太郎↓上〕 状 一
- 九 明治三十二年七月 新聞代金領収証〔望月駅両沢新聞舖↓柳沢康造〕 状 一
- 三〇 (明治三二年)八月 米・小麦・大豆代金などの覚〔水車屋↓柳沢康造〕 状 一
- 三 明治三十二年八月 洗張り代金受取〔扇屋弥太郎↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三 (明治三二年)八月 下女代金などの覚〔相はま碓氷常次↓五郎兵衛新田村柳沢康藏〕 状 一
- 三 (明治三二年)九月一八日 藥代金請取〔三沢や九次郎↓柳沢〕 状 一
- 四 明治三十二年九月二十九日 玄米請取〔向田源二郎↓柳沢康造〕 状 一
- 五 明治三十二年一〇月二日 代金受取〔自由存舎↓柳沢〕 状 一
- 六 明治三十二年一〇月二日 藥価請取〔大和国高取町行商人池田喜代造↓上〕 状 一
- 七 明治三十二年一〇月四日 玄米領収の書付〔桜井村向田源二郎↓柳沢康造〕 状 一
- 八 明治三十二年一〇月五日 玄米の受取〔向田源二郎↓柳沢康造〕 状 一
- 九 明治三十二年一〇月一二日 玄米の受取〔向田源二郎↓柳沢康造〕 状 一
- 三〇 明治三十二年一〇月一四日 玄米の受取〔向田源二郎↓柳沢康造〕 状 四
- 三 明治三十二年一〇月一七日 玄米の受取〔向田源二郎↓柳沢康造〕 状 二
- 三 明治三十二年一〇月一八日 玄米の受取〔向田源二郎↓柳沢康造〕 状 一

三	明治三二年一〇月一八日	ビスケット代金などの受取〔上田原町一丁目野屋杉山鶴太郎↓上〕	状	一
四	明治三二年一〇月一九日	玄米の受取〔向田源二郎↓柳沢康造〕	状	一
五	明治三二年一〇月一九日	粉糠代金・運賃の送り状〔向田源二郎↓柳沢康造〕	状	一
六	明治三二年一〇月二八日	玄米一駄の書付〔五郎兵衛新田村柳沢康造〕	状	四
七	明治三二年一〇月一日	代金受取〔自由存舎↓柳沢〕	状	一
八	明治三二年一〇月一日	蚊帳代金請取〔尾州蚊帳や伊神弥一郎↓柳沢〕	状	一
九	明治三二年一〇月二三日	代金受取〔自由存舎↓柳沢〕	状	一
一〇	明治三二年一〇月二三日	代金受取〔木内醬油店↓柳沢所左衛門〕	状	一
一一	二月八日	ざる代金などの受取〔並井屋喜之助↓上〕	状	一
一二	三月八日	小袖代金などの受取〔万や由太郎↓柳沢康三〕	状	一
一三	四月二〇日	糯米・粳米預り分などの覚〔大西水車↓柳沢〕	状	一
一四	五月一日	代金受取〔北川源吉↓上〕	状	一
一五	五月一日	生鯛代金などの請取〔小諸町吉田屋芳次郎↓土屋角蔵〕	状	一
一六	五月八日	和糸代金請取〔和泉屋↓上〕	状	一
一七	五月十一日	代金受取〔野沢町度量衡販売所荒物金物商柳田治郎〕	状	一
一八	五月十一日	朱呂縄代金領収証〔岩村田町柳田幸助↓上〕	状	一
一九	五月一六日	押切直し・鍛柄・鍛直し代金受取〔渡辺↓上〕	状	一
二〇	五月二一日	薬代金請取〔吉田↓上〕	状	一
二一	二月一四日	代金受取〔ふるや↓上〕	状	一
二二	七月一七日	紅梅縮緬代金などの覚〔万や由太郎↓柳沢〕	状	一
二三	九月一日	桃色縮緬代金などの覚〔万や由太郎↓柳沢康三〕	状	一
二四	九月七日	玄米一駄をこの者に渡してほしいという書状〔五郎兵衛新田村根沢通次郎↓柳沢所左衛門〕	状	一
二五	九月一八日	代金の書付	状	一



- 七 (明治四四年)八月  
小麥代金などの請取(山浦三代助↓柳沢康造)  
狀 一
- 八 明治四四年八月  
代金書付(中原中沢代八↓柳沢康造)  
狀 一
- 九 明治四四年八月  
「信毎」代金領收証(小諸町塩川銃砲店新聞部・雜誌部↓柳沢康造)  
狀 一
- 一〇 明治四四年九月二四日  
直しのための古蚊帳預り証(野沢町青木辰蔵↓五郎平柳沢幸造)  
狀 一
- 一一 明治四四年一〇月  
「信毎」代金領收証(小諸町塩川銃砲店新聞部・雜誌部↓柳沢康造)  
狀 一
- 一二 明治四四年一月  
「信毎」代金領收証(小諸町塩川銃砲店新聞部・雜誌部↓柳沢康造)  
狀 一
- 一三 明治四四年一二月四日  
硫酸母尼亞の保証票(東京市深川区佐賀町加満屋商会)  
狀 一
- 一四 (明治四四年)一二月  
小麥・米・餅代金などの覚(山浦三代助↓柳沢康造)  
狀 一
- 一五 (明治四四年)一二月  
白布代金などの覚(中原中沢代八↓柳沢康造)  
狀 一
- 一六 明治四四年一二月  
新聞代金領收証(中込村佐太夫町佐久新聞店↓木内幸蔵)  
狀 一
- 一七 (明治四四年)一二月  
米代金の覚(土屋和重↓柳沢康造)  
狀 一
- 一八 明治四四年一二月  
「信毎」代金領收証(小諸町塩川銃砲店新聞部・雜誌部↓柳沢康造)  
狀 一
- 一九 明治四四年一二月  
「信毎」代金領收証(小諸町塩川銃砲店新聞部・雜誌部↓柳沢康造)  
狀 一
- 二〇 明治四五年一月  
「少女之友」「婦人世界」代金領收証(小諸本町塩川新聞店↓柳沢康造)  
狀 一
- 二一 明治四五年二月二六日  
保險金領收証(内国生命保險株式会社佐藤菊治↓柳沢所二郎)  
狀 一
- 二二 明治四五年四月一四日  
寄附された白米などの受領証(財団法人名古屋養老育兒院長野県出張所↓柳沢康造)  
狀 一
- 二三 明治四五年四月一五日  
代金の覚(松本市大名町石曾根蚕網製造所石曾根広作↓柳沢幸蔵)  
狀 二
- 二四 明治四五年四月一六日  
菓代金の覚(福田弥七↓上)  
狀 一
- 二五 明治四五年四月二五日  
蚕網代金借用証(五郎兵衛新田村字上原柳沢康造↓松本市大名町石曾根蚕網製造所石曾根広作)  
狀 二
- 二六 明治四五年四月二六日  
栗苗木送り状(上高井郡小布施村山崎太郎吉↓柳沢康造)  
狀 一
- 二七 明治四五年五月二日  
送達計算書(小諸町帝国中馬合資会社)  
狀 一
- 二八 明治四五年五月一日  
小為替金受領証などの綴  
綴 一
- 二九 明治四五年五月一日  
小為替金受領証などの綴  
綴 一
- 三〇 明治四五年五月一日  
小為替金受領証などの綴  
綴 一

元	明治四五年五月一日	郵便物受領証などの綴	綴
三	明治四五年五月三日	苗木の送り状〔東京内藤新宿旧停車場隣日本種苗株式会社↓五郎兵衛新田村柳沢康造〕	一
三	明治四五年五月六日	苗木の送り状と入荷状〔土源発送部店↓柳沢康造〕	一
三	明治四五年五月六日	運賃計算書〔小諸駅前内国通運株式会社取引店土源運送店↓五郎兵衛新田村柳沢〕	一
三	大正元年八月	米代金などの請取〔山浦三代助↓柳沢康造〕	一
三	(大正元年)八月	金銭請取〔碓氷幸次↓上原柳沢康造〕	一
三	大正元年八月	第四二回勸業債券売出広告〔東京市麴町区内山下町一丁目日本勸業銀行〕	一
三	大正元年九月六日	氷醋酸代金などの請取〔小諸町香具屋薬店金沢重次郎↓上〕	一
三	大正元年九月一六日	保険料領収証〔内国生命保険株式会社佐藤菊作↓柳沢所二郎〕	一
三	大正元年九月一八日	薬代金の覚〔金森延命堂薬房販売係↓上〕	一
三	大正元年一〇月三一日	牛乳代金領収証〔布施村土屋牧場↓柳沢孝造〕	一
三	大正元年一〇月一六日	立木売渡し証〔南御牧村売主依田英一管理人柳沢康造↓北佐久郡小沼村金沢丹治〕	一
三	(大正元年)	明治四五年のお年玉などの覚	一
三	二月二八日	代金受取〔柳田本店↓上〕	一
三	四月九日	紺布代金などの覚〔柳↓上〕	一
三	四月二三日	中鍬・大鍬代金などの覚〔かじや↓上〕	一
三	五月五日	大クワ代金などの覚〔↓上〕	一
三	五月二二日	ビン代金などの請取〔森太郎↓上〕	一
三	五月二二日	代金請取〔小諸与良町穀や清兵衛↓上〕	一
三	五月二九日	二升八合分の代金請取〔中津村若狭屋牛乳搾取販売所佐藤三郎↓柳沢康造〕	一
三	七月一五日	代金請取〔古屋商店↓柳沢〕	一
三	七月二〇日	渋紙代金の覚〔柳〕	一
三	八月八日	金銭勘定の書付〔↓柳沢〕	一
三	八月一日	菓子代金などの覚〔庄兵衛↓柳沢〕	一

丑	八月二七日	入荷品受取〔古利商店↓柳沢康造〕	状
寅	九月二日	入荷品代金支払い状〔南佐久岸野村布屋古利商店↓柳沢康造〕	状
卯	九月二日	米代金請取〔青木水車部↓柳沢幸造〕	状
辰	九月二七日	銅板・砥代金などの覚〔望月町柳田商店↓上〕	状
巳	一〇月二七日	湯吞代金などの請取〔徳竹↓上〕	状
午	十一月一日	股引代金などの請取〔万や由太郎↓上〕	状
未	十一月二九日	唐紙代金受取〔東や↓柳沢〕	状
申	十二月二九日	羽織紐代金などの勘定書付〔柳沢良助↓柳沢康造〕	状
酉	十二月三一日	下駄代金請取〔岩田下駄店↓上〕	状
戌	二三日	新巻・下駄代金などの受取〔東や↓柳沢〕	状
亥	二九日	茶代金受取〔東や↓柳沢〕	状
子		新巻・数の子などの数量書付〔東や〕	状
丑		上白麻代金などの請取〔清水や↓上〕	状
寅		玉砂糖代金などの書付〔清水や↓上〕	状
卯		まわた・洗張り代金などの受取〔清水や↓上〕	状
辰		上つるべ・豆ランプ代金受取〔清水や↓上〕	状
巳		毎月丸・みや古染代金領収証〔町田薬局↓上〕	状
午		絹洋傘代金などの請取〔小諸町洋物洋酒菓子鐘詰商小山徳三郎↓上〕	状
未		祖母様分などの金銭受取〔碓氷常治↓柳沢康三〕	状
申		明治四四年度村税第三期分などの金銭差引き勘定書〔生市〕	状
酉		角へぎ代金などの覚〔信州木曾福島町桑名屋原秀蔵〕	状
戌		さけ・数の子・みかんなどの数量書付	状
亥		菓子入・煙草入代金の書付	状
子		一六人前の献立・家具の覚	状



- 一五 明治三十七年九月二三日 信毎新聞代金領收証〔小諸町塩川銃砲店新聞部↓柳沢康造〕 状
- 一六 明治三十八年一月 信毎新聞代金領收証〔八幡松沢新聞店↓柳沢康造〕 状
- 一七 明治三十八年二月六日 茶料受取〔岩村田町旅館篠沢佐太郎↓上〕 状
- 一八 明治三十八年二月一日 宿料などの領收証〔岩村田浦町篠沢佐太郎↓柳沢〕 状
- 一九① 明治三十八年二月二日 小為替金領收証 状
- 一九② 明治三十八年二月二六日 代金領收証〔町田茶舗↓上原柳沢康造〕 状
- 一九③ 二月一七日 代金受取〔香具屋油店↓上〕 状
- 一九④ 二月二七日 玉砂糖代金などの請取〔香具や重次郎↓上〕 状
- 一九⑤ 二月二七日 代金請取〔↓上〕 状
- 一九⑥ 二月 信毎新聞代金領收証〔八幡松沢新聞舗↓柳沢康藏〕 状
- 二〇 明治三十八年二月二二日 四六号から五〇号の代金領收証〔東京市麴町区飯田町自治館↓五郎兵衛新田村柳沢康造〕 状
- 二一 明治三十八年四月一日 なべふた代金受取〔小諸町酢屋小山忠五郎↓上〕 状
- 二二 明治三十八年四月 信毎新聞代金領收証〔吉沢新聞店↓柳沢康造〕 状
- 二三 明治三十八年五月一日 くわ代金などの請取〔南佐久岸野村小泉内藤啓助↓柳沢〕 状
- 二四 明治三十八年五月三日 香水代金請取〔小諸荒町欧米雜貨荻原茂八郎↓柳沢〕 状
- 二五 (明治三十八年)五月三日 藥代金の覚〔清水↓上〕 状
- 二六 明治三十八年五月七日 宿料などの領收書〔岩村田浦町篠沢佐太郎↓柳沢〕 状
- 二七 明治三十八年六月二日 小刀代金などの受取〔南佐久岸野村下泉内藤啓助↓五郎平村柳沢〕 状
- 二八 明治三十八年六月三〇日 代金領收証〔布施村土屋牧場↓柳沢幸蔵〕 状
- 二九 明治三十八年七月一日 青細引代金などの領收証〔島田屋↓上〕 状
- 三〇 明治三十八年七月一五日 信の新聞代金領收証〔望月町吉沢新聞店↓柳沢康造〕 状
- 三一 明治三十八年七月二六日 宣戦大詔掛軸代金領收証〔岩村田町松田文作↓柳沢康造〕 状
- 三二 明治三十八年七月 信の新聞代金領收証〔望月町吉沢新聞店↓柳沢康造〕 状
- 三三 (明治三十八年)八月一二日 米・梗代金などの受取〔水車や八十平↓柳沢康造〕 状



天	六月二〇日	代金受取〔店↓上〕	状
癸	七月二一日	先刻お願いした玄米をこの者へ渡してくれるようにとの書状〔よろつや芳↓柳沢〕	状
甲	七月二二日	メリンス代金などの覚〔白田呉服店↓柳沢幸蔵〕	状
乙	七月二二日	レース・塩瀬えり代金などの受取〔白田呉服店↓柳沢〕	状
丙	七月二三日	お願いした玄米をこの者へ渡してくれるようにとの書状〔よろつや芳↓柳〕	状
丁	七月二四日	玄米をこの者へ渡してくれるようにとの書状〔よろつや芳↓柳沢〕	状
未	七月二五日	玄米をこの者へ渡してくれるようにとの書状〔よろつや↓柳沢〕	状
申	八月六日	懐中時計修繕料請取〔小諸町小林時計店↓柳沢〕	状
酉	八月九日	金円差引きの覚	状
戌	八月一五日	米・小麦代金の覚〔水車屋↓上〕	状
亥	八月一八日	金円差引きの覚	状
丑	巳年八月二四日	金円差引きの覚〔中込村柳沢西造↓五郎兵衛柳沢康造〕	状
卯	八月二一〜二八日	粃受取〔和泉屋使山坂小六〕	状
辰	九月二一日	玄米をこの者へ渡してくれるようにとの書状〔三国村字森山塩川商店↓柳沢康造〕	状
巳	九月二四日	金円請取〔柳沢儀助〕	状
午	九月二七日	代金請取〔岩井↓上〕	状
未	一〇月一一日	丸鉋・丸鑿代金受取〔柳茂本店↓上〕	状
申	一〇月一四日	モス紐代金などの受取〔あずまや関平四郎↓上〕	状
酉	一〇月一四日	朱呂縄代金などの請取〔野沢叶屋↓上〕	状
戌	一〇月一八日	玄米八駄の受領証〔春日村斎藤平十郎↓五郎兵衛新田村柳沢康蔵〕	状
亥	一一月八日	代金受取〔↓上〕	状
丑	一一月八日	木材代金受取〔権太郎↓上〕	状
卯	一一月一七日	篠竹代金受取〔白田源二郎↓上〕	状
辰	一一月一七日	代金請取〔大西商店↓柳沢幸蔵〕	状

三	一月二二日	銅釘代金受取〔柳田茂十郎↓上〕	状	一
三	一月二二日	代金受取〔吉田屋↓上〕	状	一
四	一月二五日	沓ぬぎ石代金などの請取〔協和村鉄平石事務所↓柳沢康造〕	状	一
五	一月二三日	酒代などの受取〔河内楼↓上〕	状	一
六	一月二〇日	晒・ネル代金などの受取〔臼田商店↓柳沢康蔵〕	状	一
七	一月二〇日	当用日記・郵便代金などの受取〔中七↓柳沢〕	状	一
八	一月二〇日	三本引代金などの受取〔酢屋徳商店〕	状	一
九	一月二〇日	広ぶた代金などの請取〔小諸町松屋和作↓上〕	状	一
十	一月二〇日	毛糸帽子代金などの請取〔布屋治助↓上〕	状	一
十一	一月二〇日	サケ・イナダ代金などの請取〔↓上〕	状	一
十二	一月二〇日	土なべ代金などの請取〔せと屋↓上〕	状	一
十三	一月二二日	急ス代金などの書付〔柴屋↓上〕	状	一
十四	一月二四日	かわらせん代金受取〔中津村柳沢堂↓上〕	状	一
十五	一月二五日	笠代金などの受取〔扇や善助↓柳沢〕	状	一
十六	一月二五日	インキ代金などの請取〔中七↓上〕	状	一
十七	一月二五日	代金請取〔↓佐藤〕	状	一
十八	一月二五日	代金請取〔定平↓上〕	状	一
十九	一月二五日	火箸・箒代金などの受取〔柳茂本店↓上〕	状	一
二十	一月二五日	丸なら茶代金受取〔せとや↓上〕	状	一
二十一	一月二〇日	代金受取〔柳茂↓上〕	状	一
二十二	一月二九日	男綿入代金請取〔布屋甚助↓上〕	状	一
二十三	一月二九日	なべ代金受取〔柳茂本店↓上〕	状	一
二十四	一月二九日	菜たね代金請取〔三宅商店↓上〕	状	一
二十五	一月二九日	ケヤキ板代金請取〔三宅商店↓上〕	状	一

二六	二月	ウル米代金などの覚(よろつや↓柳沢康造)	状
二七	二月	代金請取(中郷中沢代八↓上郷柳沢康造)	状
二八	二五日	代金請取(幸左衛門↓柳沢)	状
二九		代金請取(幸左衛門↓柳沢)	状
三〇		四分板代金などの覚(町田乙八↓柳沢)	状
三一		利子の外に勘定不足につき元金を渡してほしい旨の書状(道祖人世話人↓柳沢)	状
三二		預け入金の内百円を仙弥へ渡すという書状(所次郎↓康造)	状
三三	一〇月五日	金銭の覚(小泉重蔵)	状
三四		うるし代金の覚(小諸本町亀正堂薬舗本店↓上)	状
三五		委任状(内容記載ナシ)(五郎兵衛新田村柳沢所重郎)	状
三六		柳沢康造の出勤票	状
三七		宿泊料などの覚(長野市鶴林館↓三名)	状
三八		代金受取(野沢千葉や↓上)	状
三九	卯年五月一四日	万金丹代金などの受取(弥七↓上)	状
四〇	九月二四日	薬代金受取(弥七↓上)	状
四一		長野行へ小使い割前勘定・長野行へ小使い調書	状
四二		金円の本家指引き調書	状
四三	一二月二九日	代金受取(柳茂)	状
四四		柳沢康造の名刺	状
四五		下原の人名などの書付	状
四六		会費・宿代などの書付	状
四七		ホヤ・ランプ代金などの受取	状
四八		材木代金などの書付	状
四九		紙代金などの書付	状



- 二 (明治三三年)一月 代金の覚〔勝太郎↓柳沢諸左衛門〕 状
- 三 明治三三年二月一五日 身延代参元金の受取〔世ハ人柳沢豊蔵↓柳沢所左衛門〕 状
- 三 明治三三年二月二〇日 桃色縮面代金などの覚〔万や由太郎↓柳沢康三〕 状
- 四 明治三三年二月二八日 代金受取〔布施村土屋牧場↓柳沢幸蔵〕 状
- 五 明治三三年二月 信の新開代金領収証〔望月駅両沢新聞舗↓柳沢康造〕 状
- 六 明治三三年三月一四日 代金受取〔小諸町酢屋小山忠五郎↓土屋角造〕 状
- 七 明治三三年三月三十一日 代金請取〔土屋牧場↓柳沢幸蔵〕 状
- 八 明治三三年四月四日 信濃新聞代金領収証〔望月駅両沢新聞舗↓柳沢康造〕 状
- 九 明治三三年四月三〇日 代金請取〔布施村土屋牧場↓柳沢幸蔵〕 状
- 一〇 明治三三年五月二日 代金受取〔南佐久岸野村自由保存舎↓柳沢〕 状
- 一一 明治三三年五月二日 菓代金請取〔大和国高取町行商人池田喜代造↓上〕 状
- 一二 明治三三年五月一五日 エリ代金などの覚〔小諸町呉服太物荻原茂八郎↓上〕 状
- 一三 明治三三年六月一四日 代金受取〔小諸町酢屋小山忠五郎↓上〕 状
- 一四 明治三三年六月三〇日 代金請取〔南佐久岸野村自由保存舎↓柳沢〕 状
- 一五 明治三三年七月一日 代金受取〔南佐久岸野村自由保存舎↓柳沢〕 状
- 一六 明治三三年七月二〇日 「不如婦」代金などの領収証〔臼田町佐久新報社↓柳沢康造〕 二
- 一七 明治三三年八月一三日 粉糖・糍代金などの受取〔臼田源二郎↓五郎兵衛新田村柳沢康造〕 状
- 一八 (明治三三年)八月一三日 菓代金受取〔大坂嶋川↓上〕 状
- 一九 明治三三年八月二九日 写真代金受取〔別所北向山境内楼座前写真師若杉堂〕 状
- 二〇 (明治三三年)八月 代金請取〔岸野村針医済新堂碓氷常次↓五郎兵衛新田村柳沢康造〕 状
- 二一 (明治三三年)八月 米代金などの受取〔北家↓柳沢康造〕 状
- 二二 (明治三三年)八月 餅米・米代金受取〔丸山重太郎↓柳沢所左衛門〕 状
- 二三 (明治三三年)八月 小麦・米・もち代金の覚〔↓柳沢康造〕 状
- 二四 (明治三三年)八月 代金の覚〔浅沼勝太郎↓柳沢所左衛門〕 状

三	明治三三年九月二日	小為替金領収証	状
三	明治三三年九月二三日	薬代金受取〔三津屋↓柳沢〕	状
三	明治三三年九月	代金受取〔南佐久岸野村自由存舎↓柳沢〕	状
三	明治三三年一〇月二六日	書留郵便物受取証	状
三	明治三三年一〇月二九日	代金受取〔南佐久岸野村自由存舎↓柳沢〕	状
三	明治三三年一〇月二九日	洋服代内金の受取〔岩村田町香取留吉↓柳沢〕	状
三	明治三三年一月五日	洋服代内金の受取〔岩村田町香取留吉↓柳沢〕	状
三	明治三三年一月二日	白玉代金などの受取〔小諸町酢屋小山忠五郎↓上〕	状
三	明治三三年一月一五日	書留郵便物受取証	状
三	明治三三年一月二七日	洋服代金受取〔岩村田町香取留吉↓柳沢〕	状
三	明治三三年一月	小包受取証	状
三	明治三三年二月九日	矢立代金受取〔小諸町酢屋小山忠五郎↓上〕	状
三	明治三三年二月二七日	判取帳・表紙代金受取〔度量衡器販売所桿秤取緒錘糸修復所岩村田町松葉屋清吉↓柳沢〕	状
三	一月二九日	筆代金などの覚〔岩村田町度量衡販売所岩崎清吾↓柳沢〕	状
三	一月二九日	酒代金の覚〔↓柳沢康造〕	状
三	六月七日	薬代金請取〔孫七↓上〕	状
三	三月一五日	一二月二九日から三月六日までの酒代金の受取〔↓康造〕	状
三	三月二〇日	小刀代金などの請取〔柳茂↓上〕	状
三	三月二八日	薬代金受取〔井上↓柳沢〕	状
三	四月二日	手帳・ヲモチャ代金請取〔叶や↓上〕	状
三	四月一二日	友仙 <small>（イマ）</small> あり・ハンカチフ代金受取〔野沢邑楽屋↓上〕	状
三	四月一七日	布代金受取〔野沢邑楽屋↓上〕	状
三	四月一七日	松茸・まぐろ代金などの受取〔ふじや↓上〕	状
三	五月一四日	甘露梅代金などの請取〔薊屋源次郎↓上〕	状
三	五月一八日	茶料請取〔長野市大門町油屋旅店↓上〕	状



三三 二月二〇日 代金受取〔小諸酢屋九左衛門↓土屋角蔵〕

三二 二月二一日 代金請取〔小諸本町邑楽や彦五郎↓上〕

三一 二月二五日 桃色縮緬代金などの覚〔万や由太郎↓柳沢康三〕

三〇 二月二七日 小倉百人一首などの代金受取〔昇進堂小林書籍店↓上〕

二九 二月二七日 いたりや布・本ネル代金などの覚〔万や↓柳沢〕

二八 背広・パンツ代金受取〔香取留吉〕

二七 帯メ代金などの請取〔長野市元善町鼈甲や忠兵衛↓上〕

二六 為替金受領証〔岩村田郵便電信局長荻原精一郎〕

二五 為替金受領証〔日田郵便電信局長井出茂松〕

二四 為替金および為替料受領証〔望月郵便局長大草由蔵〕

二三 柳沢康造から関長堯への小包受取証

二二 往診料・検査料の覚〔共済病院会計部↓柳沢康造〕

二一 四月八日から五月二〇日までの酒代金の覚〔△本家〕

二〇 小為替金・書留・切手料受領証〔塩名田郵便局〕

一九 書留郵便物受取証

一八 金銭の諸差引き調書〔後欠〕

一七 糶代金についての書付

一六 米の摺り賃・雇い賃金の調書

一五 唐ウス・綿フランなどの数量書付

一四 足袋代金の書付

一三 五人宿料・茶代など入湯中の割前調書

一二

一一 明治三二年四月一七日

一〇 四月一七日

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

婚儀の日が迫っているので早く来訪してほしいとの書状〔更級桑原関長堯↓柳沢康造〕  
婚儀の予定や家族の近況を伝える書状〔関長堯↓れむ子〕

三

二 三月三日 訪問予定日を知らせる書状〔れむ子↓更級郡桑原村関長堯〕 状 一

一 (明治三三年)二月一五日 發汗散・万金丹などの薬代金受取〔弥四郎↓上〕 状 一

二 明治三四年一・一・二日 信濃毎日新聞代金受取〔小諸本町塩川新聞店↓柳沢幸三〕 状 三

三 (明治三四年)一月 米・そば・もちなどの代金受取〔土屋水車↓柳沢康造〕 状 一

四 明治三五年二月三日 代金受取〔松美屋↓新田柳沢康蔵〕 状 一

五 明治三五年二月一日 香水・タバコ代金などの受取〔小諸荒町欧米雜貨荻原茂八郎↓上〕 状 一

六 (明治三五年)三月二〇日 田作代金受取証〔小諸吉田屋芳次郎・醬油味噌醸造食塩漬物類販売店〕 状 一

七 (明治三五年)四月二日 大豆粕を過日送った旨などの書状〔野沢町瀬下宗助↓五郎兵衛新田村柳沢康造〕 状 一

八① (明治三五年)四月五日 過日注文された豆粕の引渡し方につき書状〔瀬下宗助↓柳沢〕 状 一

八② 明治三五年六月 豆粕代金の覚〔野沢町佐久肥料合資会社↓柳沢康造〕 状 一

八③ 明治三五年七月二〇日 豆粕代金領収証〔野沢町佐久肥料合資会社↓柳沢康造〕 状 一

九 (明治三五年)四月五日 代金受取〔野沢町柳田治郎〕 状 一

一〇① (明治三五年)四月一七日 米代金領収証〔野沢町松葉屋号大塚商店↓泰蔵〕 状 一

一〇② (明治三五年)四月 米代金領収証〔野沢町松葉屋号大塚商店↓泰蔵〕 状 一

一〇③ (明治三五年)五月一日 米代金領収証〔野沢町松葉屋号大塚商店↓泰蔵〕 状 一

一〇④ 明治三五年五月一日 米代金領収証〔野沢町松葉屋号大塚商店↓泰蔵〕 状 一

一一 (明治三五年)五月一八日 万病丸代金請取〔重三郎↓上〕 状 一

一二 明治三五年五月二六日 この者へ玄米を渡して下さいという書状〔篠原久保↓柳沢康造〕 状 一

一三 明治三五年七月一日 米代金仕切状〔野沢井興↓丸山勝之助〕 状 一

一四 明治三五年七月二九日 新報料領収証〔南佐久郡臼田町佐久新報社↓柳沢康蔵〕 状 一

一五 (明治三五年)八月一三日 薬代金領収証〔大坂嶋川↓上〕 状 一

一六 明治三五年八月二三日 改正現行法典通送料共九八銭の内金の受取〔茨城県水戸市市南三ノ丸二番地弘文社↓柳沢康造〕 状 一

柳沢康造











三六 二月二八日

錯代金などの受取〔香具屋↓上〕

状 一

三六 二月二八日

「菊世界」代金受取〔鳩屋伝太郎↓上〕

状 一

三六 二月二八日

玉露代金などの覚〔柳茂↓上〕

状 一

三六 二月二八日

シロナハ代金請取〔小諸与良町現金屋商店↓上〕

状 一

三六 二月二九日

練香代金請取〔香具屋小林茂一郎↓上〕

状 一

三六 二月二九日

「菊世界」代金受取〔松葉や商店↓上〕

状 一

三六 二八日

代金請取〔小諸町セトや↓上〕

状 一

三六 二〇

香・かんきりなどの代金を渡したという覚

状 一

三六 二月一八日

玉露・香・クツバケなどの代金を渡したという覚

状 一

三六 二月二三日

この者へ玄米を渡してほしいという書状〔岸野大西昌山富一↓五郎兵衛新田柳沢幸三〕

状 一

三六 三月五日

ビスケット代金などの受取〔弥一↓上〕

状 一

三六 三月七日

宿料・酒肴代金などの請取〔望月町内田や↓柳沢〕

状 一

三六 三月二九日

旧城真図銅版資本金として一円寄付につき受取〔小諸旧城内住小山政造↓柳沢〕

状 一

三六 三月三〇日

新聞代金受取〔小諸本町塩川新聞店↓柳沢〕

状 一

三六 三月三〇日

信毎新聞代金受取〔小諸本町塩川新聞店↓柳沢康造〕

状 一

三六 四月一九日

水引・状袋代金などの請取〔中屋七郎兵衛↓上〕

状 一

三六 四月一九日

急須・茶呑代金などの請取〔せとや五兵衛↓柳沢〕

状 一

三六 四月二〇日

信毎新聞代金請取〔小諸本町塩川新聞店↓柳沢康造〕

状 一

三六 五月一日

代金受取〔岩村田町度量衡販売所岩崎清吾↓上〕

状 一

三六 五月二日

長芋代金請取〔三店↓上〕

状 一

三六 五月七日

薬代金受取〔扇や善助↓上原柳沢幸造〕

状 一

三六 五月一〇日

線香・雪駄代金などの請取〔五郎兵衛新田万屋店↓柳沢〕

状 一

三六 五月二三日

代金受取〔嶋田や喜助↓上〕  
この者へ靱を渡してほしいという書状〔山田七五之吉↓柳沢所重郎〕

状 一

酉	五月二七日	鯉代金受取〔中七↓上〕	状
申	五月二七日	半紙代金受取〔中屋七郎兵衛↓上〕	一
未	五月二七日	玉露・湯吞代金受取〔柳茂本店↓上〕	一
午	五月二七日	布地代金請取〔臼田呉服店↓上〕	一
辰	五月二七日	モス代金などの請取〔臼田合名会社↓上〕	一
卯	六月三日	信毎新聞代金領収証〔小諸本町塩川新聞店↓柳沢康造〕	一
寅	六月二五日	せんこ代金などの受取〔本開寺↓上〕	一
丑	七月二日	信毎新聞代金請取〔江本新聞店↓柳沢康造〕	一
子	七月三日	「友白賀」代金受取〔柳茂支店↓上〕	一
亥	八月一日	帯代金などの受取〔万屋麒四郎↓柳沢〕	一
戌	八月一七日	ローソク・ハナ紙代金などの受取〔つちや店↓柳沢〕	一
酉	八月二〇日	この者へ玄米を渡してほしいという書状〔篠原久保↓柳沢康造〕	一
申	八月二二日	新さけ・葡萄代金などの受取〔つちや↓柳沢〕	一
未	八月三〇日	この者へ玄米を渡してほしいという書状〔篠原久保↓柳沢康造〕	一
午	八月	米・小麦代金などの書付〔車屋和重↓柳沢康造〕	一
辰	八月	織染代立替金などの受取〔中込村柳沢酒造↓柳沢康造〕	一
卯	九月三日	花・蠟代金などの受取〔つちや↓柳沢〕	一
寅	九月四日	ぬり下駄代金などの覚〔よろつや↓柳沢〕	一
丑	九月五日	障子代金受取〔柳田材木店↓上〕	一
子	九月七日	板付代金などの請取〔山五商店↓柳沢孝造〕	一
亥	九月七日	寒水・椎茸代金などの受取〔つちや↓柳沢〕	一
戌	九月七日	奈良茶代金請取〔瀬戸屋五兵衛↓上〕	一
酉	九月七日	氷砂糖代金受取〔柳田五兵衛↓上〕	一
申	九月二四日	入場券代金請取〔小諸本町角屋房太郎↓上〕	一

亥	九月二七日	布代金などの請取〔白田商店↓上〕	状
戌	九月	代金の覚〔中郷中沢代八↓上郷柳沢幸三〕	状
酉	一〇月一〇日	玉砂糖代金受取〔柳田森四郎↓上〕	状
申	一〇月一七日	代金受取〔香具屋重次郎↓上〕	状
巳	一〇月一八日	半べん・竹田作り代金などの受取〔大津屋喜大郎 <sup>ツツ</sup> ↓上〕	状
辰	一〇月一八日	蓮根代金受取〔つるや菊之助↓上〕	状
卯	一〇月一八日	代金請取〔小諸本町角屋房太郎〕	状
丑	一〇月二〇日	メンチパン代金などの請取〔松尾塩川松太郎↓上〕	状
子	一〇月二〇日	インバネス裏返し頭巾表取換え代金受取〔鷹野洋服店↓柳沢〕	状
亥	一〇月二九日	薬代金受取〔源七↓上〕	状
戌	一一月二一日	代金受取〔酢久商店↓丹田政太郎〕	状
酉	一一月二二日	郵便小為替金領收証	状
申	一一月二八日	モス代金などの受取〔白田商店↓上〕	状
巳	一一月二八日	代金請取〔亀屋万助↓上〕	状
辰	一一月二八日	代金請取〔 <sup>㊦</sup> ↓上〕	状
丑	一一月二八日	湯呑代金などの請取〔小諸町瀬戸屋五兵衛↓上〕	状
子	一一月二八日	足袋代金受取	状
亥	明治三十六年一一月二八日	当用日記二部代金などの受取〔小諸町中尾七郎兵衛↓上〕	状
戌	一一月二九日	障子紙代金などの受取〔 <sup>㊧</sup> ↓柳沢〕	状
酉	一一月一三日	メリヤス代金などの請取〔幸四郎↓上〕	状
申	一一月一六日	金二〇円の受取〔柳沢康造↓塩川常太郎〕	状
巳	一一月一七日	新報料領收証〔南佐久郡白田町佐久新報社↓柳沢康造〕	状
辰	一一月二四日	手ぬぐい代金などの受取〔岩村田町度量衡販売所岩崎清吾↓柳沢〕	状
卯	一一月二四日	エーブル代金領收証〔上田原町万屋成沢犀兵衛↓上〕	状
子	極月三一日		状

- 1011 一八日 吾妻香油代金などの受取〔香具屋↓上〕
- 1010 金一〇円の仮領収証〔川西↓柳沢康造〕
- 1009 水薬・点眼薬代金などの受取〔依田医院↓柳沢〕
- 1008 柳沢康造の玄米一駄の書付
- 1007 印紙代金の書付
- 1006 有志支払い金銭の書付
- 1005 メリンス代金の書付
- 1004 パン代金などの書付
- 1003 初会費・餅米代金などの書付〔後欠〕
- 1002 金銭出入の覚
- 1001 さげ・切りこんぶなどの数量書付
- 1000 「下高井郡平穂村洪温泉菱屋寅蔵方」という書付
- 999
- 998 御牧尋常高等小学校へ蒸汽機鍋などを寄附したく許可願書〔五郎兵衛新田村柳沢康造↓
- 997 南御牧村五郎兵衛新田村組合長五郎兵衛新田村長松川三千太郎〕
- 996 組合村会で出願の寄附品を受領することに決定したことの通知書〔松川三千太郎↓柳沢
- 995 康造〕
- 994 寄附金をこの者へ渡してほしいという書状〔松川三千太郎↓柳沢康造〕
- 993 ①明治三四年三月二四日 南御牧村五郎兵衛新田村組合御牧尋常高等小学校への寄附金領収証〔松川三千太郎↓柳
- 992 沢康造〕
- 991 租税の納期通知書〔北佐久郡中津村役場↓柳沢康造〕
- 990 徴税伝令書〔五郎兵衛新田村長金箱伝吉郎↓柳沢康造〕
- 989 租税の納税告知書〔南御牧村長依田音蔵↓柳沢康造〕
- 988 新株の第一回払込金の請取証〔南佐久郡野沢町株式会社志賀銀行↓柳沢康造〕
- 987
- 986
- 985
- 984
- 983
- 982
- 981
- 980
- 979
- 978
- 977
- 976
- 975
- 974
- 973
- 972
- 971
- 970
- 969
- 968
- 967
- 966
- 965
- 964
- 963
- 962
- 961
- 960
- 959
- 958
- 957
- 956
- 955
- 954
- 953
- 952
- 951
- 950
- 949
- 948
- 947
- 946
- 945
- 944
- 943
- 942
- 941
- 940
- 939
- 938
- 937
- 936
- 935
- 934
- 933
- 932
- 931
- 930
- 929
- 928
- 927
- 926
- 925
- 924
- 923
- 922
- 921
- 920
- 919
- 918
- 917
- 916
- 915
- 914
- 913
- 912
- 911
- 910
- 909
- 908
- 907
- 906
- 905
- 904
- 903
- 902
- 901
- 900
- 899
- 898
- 897
- 896
- 895
- 894
- 893
- 892
- 891
- 890
- 889
- 888
- 887
- 886
- 885
- 884
- 883
- 882
- 881
- 880
- 879
- 878
- 877
- 876
- 875
- 874
- 873
- 872
- 871
- 870
- 869
- 868
- 867
- 866
- 865
- 864
- 863
- 862
- 861
- 860
- 859
- 858
- 857
- 856
- 855
- 854
- 853
- 852
- 851
- 850
- 849
- 848
- 847
- 846
- 845
- 844
- 843
- 842
- 841
- 840
- 839
- 838
- 837
- 836
- 835
- 834
- 833
- 832
- 831
- 830
- 829
- 828
- 827
- 826
- 825
- 824
- 823
- 822
- 821
- 820
- 819
- 818
- 817
- 816
- 815
- 814
- 813
- 812
- 811
- 810
- 809
- 808
- 807
- 806
- 805
- 804
- 803
- 802
- 801
- 800
- 799
- 798
- 797
- 796
- 795
- 794
- 793
- 792
- 791
- 790
- 789
- 788
- 787
- 786
- 785
- 784
- 783
- 782
- 781
- 780
- 779
- 778
- 777
- 776
- 775
- 774
- 773
- 772
- 771
- 770
- 769
- 768
- 767
- 766
- 765
- 764
- 763
- 762
- 761
- 760
- 759
- 758
- 757
- 756
- 755
- 754
- 753
- 752
- 751
- 750
- 749
- 748
- 747
- 746
- 745
- 744
- 743
- 742
- 741
- 740
- 739
- 738
- 737
- 736
- 735
- 734
- 733
- 732
- 731
- 730
- 729
- 728
- 727
- 726
- 725
- 724
- 723
- 722
- 721
- 720
- 719
- 718
- 717
- 716
- 715
- 714
- 713
- 712
- 711
- 710
- 709
- 708
- 707
- 706
- 705
- 704
- 703
- 702
- 701
- 700
- 699
- 698
- 697
- 696
- 695
- 694
- 693
- 692
- 691
- 690
- 689
- 688
- 687
- 686
- 685
- 684
- 683
- 682
- 681
- 680
- 679
- 678
- 677
- 676
- 675
- 674
- 673
- 672
- 671
- 670
- 669
- 668
- 667
- 666
- 665
- 664
- 663
- 662
- 661
- 660
- 659
- 658
- 657
- 656
- 655
- 654
- 653
- 652
- 651
- 650
- 649
- 648
- 647
- 646
- 645
- 644
- 643
- 642
- 641
- 640
- 639
- 638
- 637
- 636
- 635
- 634
- 633
- 632
- 631
- 630
- 629
- 628
- 627
- 626
- 625
- 624
- 623
- 622
- 621
- 620
- 619
- 618
- 617
- 616
- 615
- 614
- 613
- 612
- 611
- 610
- 609
- 608
- 607
- 606
- 605
- 604
- 603
- 602
- 601
- 600
- 599
- 598
- 597
- 596
- 595
- 594
- 593
- 592
- 591
- 590
- 589
- 588
- 587
- 586
- 585
- 584
- 583
- 582
- 581
- 580
- 579
- 578
- 577
- 576
- 575
- 574
- 573
- 572
- 571
- 570
- 569
- 568
- 567
- 566
- 565
- 564
- 563
- 562
- 561
- 560
- 559
- 558
- 557
- 556
- 555
- 554
- 553
- 552
- 551
- 550
- 549
- 548
- 547
- 546
- 545
- 544
- 543
- 542
- 541
- 540
- 539
- 538
- 537
- 536
- 535
- 534
- 533
- 532
- 531
- 530
- 529
- 528
- 527
- 526
- 525
- 524
- 523
- 522
- 521
- 520
- 519
- 518
- 517
- 516
- 515
- 514
- 513
- 512
- 511
- 510
- 509
- 508
- 507
- 506
- 505
- 504
- 503
- 502
- 501
- 500
- 499
- 498
- 497
- 496
- 495
- 494
- 493
- 492
- 491
- 490
- 489
- 488
- 487
- 486
- 485
- 484
- 483
- 482
- 481
- 480
- 479
- 478
- 477
- 476
- 475
- 474
- 473
- 472
- 471
- 470
- 469
- 468
- 467
- 466
- 465
- 464
- 463
- 462
- 461
- 460
- 459
- 458
- 457
- 456
- 455
- 454
- 453
- 452
- 451
- 450
- 449
- 448
- 447
- 446
- 445
- 444
- 443
- 442
- 441
- 440
- 439
- 438
- 437
- 436
- 435
- 434
- 433
- 432
- 431
- 430
- 429
- 428
- 427
- 426
- 425
- 424
- 423
- 422
- 421
- 420
- 419
- 418
- 417
- 416
- 415
- 414
- 413
- 412
- 411
- 410
- 409
- 408
- 407
- 406
- 405
- 404
- 403
- 402
- 401
- 400
- 399
- 398
- 397
- 396
- 395
- 394
- 393
- 392
- 391
- 390
- 389
- 388
- 387
- 386
- 385
- 384
- 383
- 382
- 381
- 380
- 379
- 378
- 377
- 376
- 375
- 374
- 373
- 372
- 371
- 370
- 369
- 368
- 367
- 366
- 365
- 364
- 363
- 362
- 361
- 360
- 359
- 358
- 357
- 356
- 355
- 354
- 353
- 352
- 351
- 350
- 349
- 348
- 347
- 346
- 345
- 344
- 343
- 342
- 341
- 340
- 339
- 338
- 337
- 336
- 335
- 334
- 333
- 332
- 331
- 330
- 329
- 328
- 327
- 326
- 325
- 324
- 323
- 322
- 321
- 320
- 319
- 318
- 317
- 316
- 315
- 314
- 313
- 312
- 311
- 310
- 309
- 308
- 307
- 306
- 305
- 304
- 303
- 302
- 301
- 300
- 299
- 298
- 297
- 296
- 295
- 294
- 293
- 292
- 291
- 290
- 289
- 288
- 287
- 286
- 285
- 284
- 283
- 282
- 281
- 280
- 279
- 278
- 277
- 276
- 275
- 274
- 273
- 272
- 271
- 270
- 269
- 268
- 267
- 266
- 265
- 264
- 263
- 262
- 261
- 260
- 259
- 258
- 257
- 256
- 255
- 254
- 253
- 252
- 251
- 250
- 249
- 248
- 247
- 246
- 245
- 244
- 243
- 242
- 241
- 240
- 239
- 238
- 237
- 236
- 235
- 234
- 233
- 232
- 231
- 230
- 229
- 228
- 227
- 226
- 225
- 224
- 223
- 222
- 221
- 220
- 219
- 218
- 217
- 216
- 215
- 214
- 213
- 212
- 211
- 210
- 209
- 208
- 207
- 206
- 205
- 204
- 203
- 202
- 201
- 200
- 199
- 198
- 197
- 196
- 195
- 194
- 193
- 192
- 191
- 190
- 189
- 188
- 187
- 186
- 185
- 184
- 183
- 182
- 181
- 180
- 179
- 178
- 177
- 176
- 175
- 174
- 173
- 172
- 171
- 170
- 169
- 168
- 167
- 166
- 165
- 164
- 163
- 162
- 161
- 160
- 159
- 158
- 157
- 156
- 155
- 154
- 153
- 152
- 151
- 150
- 149
- 148
- 147
- 146
- 145
- 144
- 143
- 142
- 141
- 140
- 139
- 138
- 137
- 136
- 135
- 134
- 133
- 132
- 131
- 130
- 129
- 128
- 127
- 126
- 125
- 124
- 123
- 122
- 121
- 120
- 119
- 118
- 117
- 116
- 115
- 114
- 113
- 112
- 111
- 110
- 109
- 108
- 107
- 106
- 105
- 104
- 103
- 102
- 101
- 100
- 99
- 98
- 97
- 96
- 95
- 94
- 93
- 92
- 91
- 90
- 89
- 88
- 87
- 86
- 85
- 84
- 83
- 82
- 81
- 80
- 79
- 78
- 77
- 76
- 75
- 74
- 73
- 72
- 71
- 70
- 69
- 68
- 67
- 66
- 65
- 64
- 63
- 62
- 61
- 60
- 59
- 58
- 57
- 56
- 55
- 54
- 53
- 52
- 51
- 50
- 49
- 48
- 47
- 46
- 45
- 44
- 43
- 42
- 41
- 40
- 39
- 38
- 37
- 36
- 35
- 34
- 33
- 32
- 31
- 30
- 29
- 28
- 27
- 26
- 25
- 24
- 23
- 22
- 21
- 20
- 19
- 18
- 17
- 16
- 15
- 14
- 13
- 12
- 11
- 10
- 9
- 8
- 7
- 6
- 5
- 4
- 3
- 2
- 1

四 明治三六年一〇一二月

五 明治三六年五月

明治三五・三六年度柳沢康造納税の領收証  
 明治三六年第一期分年釀金の領收証〔日本赤十字社長野支部北佐久郡委員長河村備衛  
 社員柳沢康造〕

六①(明治三六年)七月八日

金額一円の領收証の預り証〔五郎兵衛新田邸柳沢康造↓増井校長〕

六②(明治三六年)一〇月九日

保科氏への送付金預り証〔増井湧太郎〕

六③(明治三六年)一〇月一四

送金を受けとり標本箱を発送した旨の書状〔長野市西町止宿保科百助↓柳沢康造〕

日

六④(明治三六年)一〇月一五

寄附金を保科氏へ送附したところ保科氏から貴下宛の書面到来につき回送状〔御牧原校

日

長増井湧太郎↓柳沢康造〕

六⑤

長野県地理標本箱代の領收証〔北佐久郡横島村保科百助↓五郎兵衛新田村柳沢康造〕

七 明治三六年八月一〇日

金三一円余の領收証〔共済義会↓柳沢康造〕

八 明治三六年八月一七日

所得金額決定通知書〔岩村田稅務署長稅務署稅務局長久保得平↓五郎兵衛新田柳沢康造〕

九 明治三六年一〇月八日

通常為替金受領証〔信濃野沢郵便局長並木松太郎〕

一〇 明治三六年一〇月

郵便物受領証

二①一二月一三日

洋服代残金支払い請求の書状〔鷹野洋服店↓柳沢康造〕

二②一二月一三日

洋服代金明細書〔鷹野洋服店↓柳沢康三〕

三三

一 明治三四〜三五年

明治三三・三四・三五年度柳沢康造納税の領收書・用水定式費受取

二①(明治三四年五月三〇)日

日本体育会入会申込書〔五郎兵衛新田參拾九番地柳沢康造↓日本体育会〕

二②

日本体育会長野県委員北嶋愛重の名刺

二③

陸軍歩兵大尉本多正夫の名刺

三①(明治三四年八月二九日

日本体育会年釀金の払込み通知書〔日本体育会長野県事務委員金子莊治↓五郎兵衛新田  
 柳沢康造〕

三②(明治三四年八月二九日

日本体育会年釀金の払込み通知書〔日本体育会長野県事務委員金子莊治↓柳沢所次郎〕

状 三六

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 二

状 一

状 一

状 五四

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

- 三〇 明治三五年一〇月一六日 明治三四・三五年度分領収証〔日本体育会長野景副委員長横田太一郎↓柳沢康造〕
- 三一 明治三五年一〇月一六日 明治三四・三五年度分領収証〔日本体育会長野景副委員長横田太一郎↓柳沢所次郎〕
- 三二 明治三五年七月二七日 金三円の請取証〔里道改修員山浦卯之助↓柳沢康造〕
- 三三 明治三五年七月二三日 村税・水利報酬金の残額納期通知書〔収入役↓柳沢康造〕
- 三四 明治三五年八月四日 所得金額決定通知書〔松本稅務管理局長飯塚忠成↓五郎兵衛新田柳沢康造〕
- 三五 明治三五年一二月二〇日 祭典費の領収証〔五郎兵衛新田村氏子惣代↓柳沢康造〕
- 三六 一二月二七日 水油代金受取〔かゝみや↑上〕
- 三七 一二月二七日 メリンス代金などの受取〔日田商店↑上〕
- 三八 一二月二七日 当用日記代金などの受取〔平七↓柳沢〕
- 三九 一二月二七日 代金受取〔㊦↓上〕
- 四〇 一二月二七日 足駄代金受取〔島喜↑上〕
- 四一 一二月二七日 かまぼこ代金などの受取〔太田円三郎〕
- 四二 一二月二七日 灰吹代金などの請取〔松や和作↑上〕
- 四三 一二月二八日 五徳代金などの受取〔柳茂〕
- 四四 一二月三〇日 最中皮代金受取〔中込村風月堂清治郎↓上〕
- 四五 二七日 茶碗代金などの受取〔せと屋↑上〕
- 四六 衛生組合費の領収証〔上原区衛生掛↓柳沢康造〕
- 四七 一 明治三四年四月 神武天皇・明治天皇御尊影の拝受金領収証〔御尊影頒布東京本部↓五郎兵衛新田柳沢康造〕
- 四八 二 御尊影頒布主旨〔帝国御尊影頒布東京本部頒布出張所〕
- 四九 三 神武天皇御尊影
- 五〇 四 明治天皇御尊影
- 五一 一 明治三五年一二月の北佐久郡五郎兵衛新田村農会第二回稲作立毛品評会三等賞の賞状





一五 大正元年十二月 新聞代金領収証〔小諸町塩川新聞店・書籍店↓柳沢康造〕 状 一

一六 大正二年二月 立憲同志会への加入依頼状〔公爵桂太郎↓中津村柳沢康造〕 状 一

一七 立憲同志会入金申込書用紙〔↓立憲同志会〕 状 一

一八 大正三年七月 洗眼代・点眼薬代・手術料などの明細書〔依田医院↓柳沢康造〕 状 一

一九 大正四年一〇月三日 預り金証書〔大正六年一〇月二六日返金〕〔預り主柳沢康造↓小平つね〕 状 一

二〇 大正五年二月一日 内国生命保険示談配当金の受取り手続きなどを知らせる書状〔佐藤菊作↓柳沢康造〕 状 一

二一 大正五年三月一四日 保険金配当用紙を送るので名面記載・捺印して返却して下さいという書状〔岩村田町佐藤菊作↓柳沢康造〕 状 一

二二 大正五年六月六日 金円借用証書〔債務者柳沢康造他二名↓日本勸業銀行総裁志村源太郎〕 縦 一

二三 大正六年一〇月二九日 借金完済につき証書ならびに登記抹消に要する書類を送付するので抹消方取計い依頼状〔長野市県町長野農工銀行↓柳沢康造他二名〕 状 一

二四 大正六年一月二日 信用評定委員に選任の通知状〔北佐久郡南御牧村御牧原農園信用組合↓柳沢康造〕 状 一

二五 大正六年二月八日 帶止・ちりめん衿代金などの覚〔菊屋両沢捨藏↓柳沢康造〕 状 二

二六 大正六年二月二日 返金の預り証〔池田↓柳沢所二郎〕 状 一

二七 大正六年一月二二日 大正六年度年釀金通知書・領収証〔五郎兵衛新田村兵役優待会↓柳沢信哉〕 状 一

二八 大正六年二月一日 甘茶代・桜紙代金受取〔上ノ扇や↓柳沢〕 状 一

二九 大正七年一月 眼治療代金の明細書〔依田医院↓柳沢信哉〕 状 一

三〇 大正七年二月 落花生などの送り状〔小諸宗山日進堂肥料部↓上原柳沢康造〕 状 一

三一 大正八年一月 山羊乳代金領収証〔五郎兵衛新田村中沢家蓄場↓柳沢〕 状 一

三二 大正八年二月 山羊乳代金領収証〔五郎兵衛新田村中沢家蓄場↓柳沢〕 状 一

三三 大正八年三月 山羊乳代金領収証〔五郎兵衛新田村中沢家蓄場↓柳沢〕 状 一

三四 大正八年七月一七日 仕払い伝票〔↓柳沢信哉〕 状 一





- 二〇 申棚上げ調書 状 三
- 二一 戌年一月 駄賃などの受取証〔車屋三作↓柳沢所平〕 状 一
- 二二 戌年一月 酒代金などの受取〔つちや酒店↓柳沢康造〕 状 一
- 二三 戌年七月二十九日 年中入用高大概書〔所左衛門五〇歳の時〕 状 一
- 二四 戌年一〇月 飯米は本家から差出し身の廻りの薪その他は所作方で準備するようになどの申し渡し書〔弥五右衛門藤当↓所左衛門・所作兩人〕 状 一
- 二五 戌年十一月 小作年貢取立ての覚〔伝次郎↓所左衛門〕 状 一
- 二六 戌年十一月 申棚上げの調書 状 一
- 二七 正月二日 年賀状〔福島鳥羽大夫代春木八十八↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 二八 正月二日 年賀状および印証落掌の札状〔取出町村木村国輔↓五郎兵衛新田郷柳沢所左衛門〕 状 一
- 二九 一月二日 年賀はがき〔芦田駅土屋伝左衛門↓五郎兵衛新田柳沢所平〕 状 一
- 三〇 一月五日 年賀状〔函館県下函館区常住寺内松川智浄↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三一 正月六日 年賀状〔依田市左衛門↓柳沢所左衛門・柳沢弥宗治〕 状 一
- 三二 一月七日 本家勝右衛門難病のため難義につき老医を頼んでくれるようにとの書状〔原村飯島市兵衛↓原新田村柳沢所左衛門〕 状 一
- 三三 正月一〇日 年始祝詞〔内藤様江戸屋鋪留主居依田市左衛門↓柳沢所左衛門・柳沢弥宗次〕 状 一
- 三四 一月十一日 申し越しのことは承知したが康造さんより何の沙汰もなければ葉など送れない旨の返書〔みと↓あれん〕 状 一
- 三五 正月一二日 年賀状〔土屋吉治↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三六 一月一六日 脚夫賃済むまでの信書預り証〔内神田郵便局↓柳沢所三郎〕 状 一
- 三七 一月二九日 立替えてもらった金の返却状〔御馬寄村町田良右衛門↓五郎兵衛新田柳沢〕 状 一
- 三八 二月三日 法事への出席依頼状〔はらむら飯島市平↓原新田柳沢所左衛門〕 状 一
- 三九 二月四日 お目にかかりたいのでご都合を知らせてほしいという書状〔下中込小林伝次郎内市川つね↓柳沢所三郎〕 状 一





二五 六月一日

米の売払い方・せんさいものの手入方などにつき書状(中之条出先より所左衛門↓柳沢所三郎)

状 一

二四

一 六月二十四日

長々滞坂の志摩守への見舞金上納に対する挨拶状(岩村田牧野林平他一名↓上原柳沢所左衛門)

状 一

二 一二月一九日

去年志摩守の滞坂が長引いた際に見舞金を献上したことに對する挨拶として紋付上下一具を送る旨の書状(上下一具の目録共)(岩村田牧野林平他二名↓柳沢所左衛門)

状 二

六一 六月二十七日

りうの夜着ふとんの調達方依頼などの書状(沓掛宿土佐喜藏↓柳沢所左衛門)

状 一

六二 六月二十八日

小遣い銀送付依頼状(沓掛宿にて土佐吉左衛門方柳沢りう↓五郎兵衛新田柳沢叔母)

状 一

六三 六月二十九日

江戸着の報知と留守中の諸事取計い方指示の書状(江戸馬喰町武蔵屋より柳沢所左衛門↓柳沢所三郎・同所作)

状 一

六四 七月五日

往診料などの覚(共済病院↓柳沢所重郎)

状 一

六五 七月八日

令嗣来塾についての贈物に對する礼状(依田稼平へ↓柳沢所治郎・同所十郎)

状 一

六六 七月一四日

投宿なきにつき所在を尋ねる書状(上田矢島宗兵衛↓五良兵衛新田村柳沢所三郎)

状 一

六七 七月一七日

用事で上州高崎に来ていて二七・八日頃に帰る予定である旨の書状(岩村田町万屋広之助↓原新田柳沢所左衛門)

状 一

六八 七月一九日

今度上方筋出勤を仰せつけられた由につき無事帰還を祈る旨の書状(五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門↓小川町屯所松川文五郎)

状 一

六九 七月二八日

一・二年の遊学の双親への取り成し願ひ状(俳句五首共)(府下柳沢迎存↓柳沢)

状 二

七〇 七月

雨戸・内戸・唐紙などの直段積りを遣わして下さいという書状(原新田所左衛門↓平塚村建具屋万吉)

状 一

七一 八月一日

悴の送金の取替え依頼状(花田順庵↓柳沢所三郎)

状 一

七二 八月九日

校費生に加えられたところ寄留書入用とのことにつき周旋依頼状(京都府下京知恩院内浄土宗覺柳沢迎存↓柳沢所三郎)

状 一

- 三三 八月一日  
 俄に出京した悴七太郎を当分は見捨てておいてくれるようにとの依頼状〔依田源四郎↓  
 東京駿河台北甲賀町良永金八旅宿市川清・柳沢所三郎・佐藤吉吾〕
- 三四 八月一四日  
 両親の法事をするのできてくれるようにとの書状〔高柳村飯嶋六郷右衛門↓原新田柳沢  
 所左衛門・所作〕
- 三五 八月一六日  
 家族よりの伝言などを伝える書状〔柳沢所平↓佐藤吉吾〕
- 三六 八月二〇日  
 シノ竹代金などの受取〔山本為一↓柳沢所平〕
- 三七 八月二三日  
 悴邦太郎妻が説論不承引につき離縁取計い依頼状〔小山久左衛門↓大塚平右衛門〕
- 三八 八月二五日  
 令女が説論不承引につき勘考依頼状〔小諸大塚平右衛門↓柳沢所平〕
- 三九 八月二九日  
 松茸が出ているので来ませんかという問合せ状〔香坂村明泉寺↓五郎兵衛新田村名主所  
 左衛門〕
- 四〇 明治一一年八月三〇日  
 親類の者が出府することの報知状〔岩崎清吾↓東京駿河台北甲賀町良永金八止宿柳沢所  
 三郎〕
- 六一 九月五日  
 東京より帰国につき滞在中厄介になった札などの書状〔五郎兵衛新田依田七太郎↓東京  
 駿河台北甲賀町良永金八方柳沢所三郎他二名〕
- 六二 九月一四日  
 新十郎の婚礼への出席依頼などの書状〔土屋伝左衛門↓柳沢所左衛門〕
- 六三 九月二一日  
 旦那様の病気を見舞う書状〔てる(おは)↓やなぎ沢おれん〕
- 六四 九月二五日  
 同姓の者の出京の報知状〔岩崎清吾↓東京駿河台北甲賀町良永金八止宿柳沢所三郎〕
- 六五 九月二七日  
 黄八丈代金などの覚〔万屋甚右衛門↓柳沢所左衛門〕
- 六六 一〇月一日  
 代金請取〔松下屋一助↓柳沢〕
- 六七 一〇月朔日  
 金二百疋の送付状〔利根川茂七他一名↓原新田村柳沢所左衛門〕
- 六八 一〇月四日  
 金四取替え依頼の件につき書状〔華田順庵↓柳沢所三郎〕
- 六九 一〇月四日  
 多日の山籠の効用があり安心した旨の書状〔信心専要の旨の別紙共〕〔山梨県南巨摩郡身  
 延村大乗坊方伊井志摩↓柳沢所左衛門〕
- 七〇 一〇月六日  
 妻の病氣療養のため温泉入湯の同道者を求める書状〔あらや村荒井荒次郎↓柳沢処平〕

二五	一〇月二四日	一先ず帰村した方がよいか指示してくれるようにとの書状(金円送付依頼状共)〔長野大門町臼井にて柳沢所三郎↓双親・柳沢源吾〕	状	二
二四	一〇月二一日	佐藤夫人の病状も格別悪いというほどではない旨の書状〔母↓原新田柳沢所三郎〕	状	一
二三	一〇月二一日	上田菱屋金の催促方につき指示を待つ旨などの書状〔柳沢所三郎↓双親・柳沢源吾〕	状	一
二二	一〇月二一日	東京滞在中の大病全快に向っている旨の書状〔神田区美土代町柳沢所三郎↓五郎兵衛新田柳沢所平〕	状	一
二一	一〇月二一日	貴兄本家幸蔵氏へ妻君を世話したく本家御老母様への問合せ依頼状〔今井秋治↓柳沢所治郎〕	状	一
二〇	一〇月二一日	三ツ結の祝義を送られたことなどへの礼状〔上塚原村池田六右衛門↓原新田柳沢所左衛門〕	状	一
一九	一〇月二一日	弟が訪問して世話になったことなどに対する礼状〔萩原太郎右衛門↓柳沢所左衛門他一名〕	状	一
一八	一〇月二一日	託した手紙の交換を依頼する書状〔所平↓小平〕	状	一
一七	一〇月二一日	結納品購入方などにつき書状〔下中込村小林金兵衛↓柳沢所左衛門〕	状	一
一六	一〇月二一日	両君の和解を乞う書状〔上平貞一郎↓柳沢〕	状	一
一五	一〇月二一日	春原雄太郎へ宿所を案内した旨などの書状〔黒沢嘉太郎↓柳沢〕	状	一
一四	一〇月二一日	三ツ結の祝義を送られたことなどへの礼状〔高柳村飯島六郎右衛門↓柳沢所左衛門〕	状	一
一三	一〇月二一日	葬式道具代金請取〔松川幸助↓柳沢所平〕	状	一
一二	一〇月二一日	金五円三〇銭の受取〔松川才助↓柳沢所平〕	状	一
一一	一〇月二一日	尊君新宅へ縁談の咄を愚札をもって申し上げたのであしからず相談してほしい旨の書状〔桜井新田跡部重右衛門↓柳沢所左衛門〕	状	一
一〇	一〇月二一日	病氣全快の報に対する返書〔小泉郡新屋村荒井荒次郎↓柳沢所平〕	状	一
九	一〇月二一日	荒稀院七年廻法事への出席依頼状〔荒井↓柳沢所平〕	状	一

- 三〇七 一月一七日 ろうそく代金などの受取〔井出権太夫↓柳沢所平〕 状 一
- 三〇八 一月一七日 金六円の受取〔伴野東町原玄昇↓五郎兵衛新田村柳沢所平〕 状 一
- 三〇九 一月一七日 金円預け証・悔み状〔花田↓柳沢〕 状 一
- 三〇〇 一月一九日 今が強学に打込む最適の時である旨などの書状〔東府下芝公園地中柳沢迎存↓柳沢所三郎〕 状 一
- 三〇一 一月二〇日 金銭立替えの覚〔柳沢所三郎↓出浦竜太郎〕 状 一
- 三〇二 一月二五日 籠茶差上げたく招待状〔依田源四郎↓柳沢所平〕 状 一
- 三〇三 一月二九日 おそなえ金支払い証〔吉左衛門↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三〇四 一月三〇日 議会出席依頼状〔塚田耕蔵↓柳沢〕 状 一
- 三〇五
- 一 一月一〇日 紅縮緬代金などの請取〔臼田呉服店↓柳沢〕 状 一
- 二 一月一〇日 松二番代金請取〔松屋和作↓上〕 状 一
- 三 一月一〇日 陶器代金請取〔小諸町瀬戸屋小沼五兵衛↓上〕 状 一
- 四 一月一〇日 かるた・針代金などの覚〔小諸町山崎屋商店〕 状 二
- 三六 一月一〇日 祝義受納につき礼状〔香沢新田伊藤清右衛門↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三七 一月一〇日 書籍代金貸与依頼状〔西京府下京区専浦寺地中釈迦堂前柳沢迎存↓柳沢所三郎〕 状 一
- 三八 一月一日 病状を問う書状〔荒井荒次郎↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三九 一月一六日 書留受取証〔坂本駅郵便局↓埴科郡中之条村出先柳沢所平〕 状 一
- 四〇 一月二〇日 金子送り状〔五郎兵衛新田柳沢所次郎↓前山村早川権弥〕 状 一
- 四一 一月二一日 代金受取〔よろつや↓柳沢〕 状 一
- 四二 一月二一日 所次郎婚礼吉日決定につき通知状〔柳沢所左衛門↓小県郡新屋村荒井荒次郎〕 状 一
- 四三 一月二二日 歳暮の祝儀進上の添状〔高柳村飯嶋六郎右衛門↓原新田柳沢所左衛門〕 状 一
- 四四 一月二三日 歳暮の祝儀進上の添状〔飯嶋六郎右衛門↓原新田柳沢所左衛門〕 状 一
- 四五 極月二四日 小作仕切金受取〔弥次郎↓柳沢所左衛門〕 状 一

三六	極月二五日	歳暮の祝義進上の添状〔土屋伝左衛門↓柳沢所左衛門〕	状	一
三七	一二月二六日	郵便は書留で送る旨などの書状〔岩崎清吾↓柳沢所三郎〕	状	一
三八	一二月二六日	先頃よりお申し越しの金円は年内には調達できない旨の書状〔中佐都村池田一郎↓柳沢康造〕	状	一
三九	極月二七日	歳暮の祝義受納につき札状〔塚原より池田六右衛門↓原新田柳沢所左衛門〕	状	一
四〇	一二月二九日	小作米払い残り分預り証〔矢しま村甚太夫↓新田柳沢所左衛門〕	状	一
四一	一六日	隠居の病氣見舞状〔奎右衛門↓柳沢所左衛門〕	状	一
四二	二六日	反物代金受取〔白木屋仁右衛門↓柳沢所平〕	状	一
四三		柳沢家過去帳の写	状	二
四四		宿方多忙のため法事に不参の旨の書状〔原新田土屋伝左衛門↓原新田柳沢所左衛門〕	状	一
四五		住寺扶持を永代寄附につきこれまで通り院号・居士号を永代に免許する旨など一札〔実大寺性海他一名↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕	状	一
四六		病氣見舞い状〔齋藤内↓やなき沢おれん〕	状	一
四七		所左衛門方おとき病死の通知状	状	一
四八		招待客の人名などの控	状	一
四九		寅年より午年までの年々棚上げ見入金調書	状	一
五〇		棚上げの調書	状	一
五一		棚上げの調書	状	一
五二		棚上げの調書	状	一
五三		往診料受取〔共済病院↓柳沢康造〕	状	一
五四		所作内儀の処方箋〔金子成之↓木村董平支配所五郎兵衛新田村柳沢所作内儀〕	状	一
五五		柳沢平一郎などの戒名の覚	状	一
五六		二・三ヶ月も勉強したら一度帰省するようにとの書状	状	一
五七		保険料領収証〔内国生命保険株式会社佐藤菊作↓柳沢良助〕	状	一

## Q その他

文書 番号	年 代	文 書 名	形態 数量
一	(正保四年)八月一六日	死去の高樹院に殉死した者の書上	状 一
二			
一	延宝九年三月	馬買入証文〔買入原新田村佐次兵衛他一名〕近山清兵衛手代二神新兵衛他一名	状 一
二	延宝九年三月	馬買入証文〔買入原村久左衛門〕近山清兵衛手代二神新兵衛他一名	状 一
三	貞享二年三月	馬買入証文〔原新田村買入平太夫他一名〕飯塚次郎兵衛手代土橋佐五右衛門	状 一
四	貞享二年三月	馬買入証文〔原新田村買入伝兵衛他一名〕飯塚次郎兵衛手代新井儀左衛門	状 一
五	貞享三年三月	馬買入証文〔原新田村買入又右衛門他一名〕飯塚次郎兵衛手代新井儀左衛門	状 一
三	天和二年三月	馬買入証文〔原新田村買入佐次兵衛他一名〕朝比奈八郎左衛門手代横山仁右衛門	状 一
四	天和二年三月	馬買入証文〔原新田村買入孫三郎他一名〕朝比奈八郎左衛門手代横山仁右衛門	状 一
五	天和二年三月	馬買入証文〔買入太郎兵衛他一名〕朝比奈八郎左衛門手代横山仁右衛門	状 一
六			
一	元禄五年六月	納め過ぎの靱を請取り小百姓へ割渡す旨などの一札〔原新田村名主・長百姓〕代官	状 一
二	元禄八年七月一九日	弥四郎病気のため危いので困いに入れ番をする旨の一札〔弥四郎母他一名〕名主・年寄	状 一
三	元禄八年	弥四郎雑言の箇条書	状 二
四	享保一九年一月	当年長雨・早霜のため難渋につき安石代願書〔佐久郡横根村名主喜右衛門他一四村名主一四人〕	状 一
五	享和二年四月	出奔の半右衛門の役所への注進延引願書〔半右衛門忰源十郎他三名〕役人	状 一



- 五 (天明六年)  
家康から家治にいたる代々の將軍の法名・忌日の書上
- 六 (寛政四年) 三月九日  
伊奈右近將監知行召上・蟄居申渡し状写  
金錢差引きの覚〔清右衛門↓所左衛門〕  
増補新板年号重宝記〔鈴木武篤校ならびに書〕
- 七 文化四年一二月  
風折烏帷子・狩衣の許状〔頭中將源朝臣↓信濃国北原甲斐守知栄〕
- 八 (文化九年)  
文化一〇年一二月
- 九 文化一一年四月四日  
極難病の彦五郎に二両合力してくれたことへの感謝状〔五郎兵衛新田彦五郎他二名↓藤村健治良〕
- 一〇 文化一一年四月  
彦五郎の帯地代金滞り一件が無難に済むような下知願書〔五郎兵衛新田村名主所左衛門他五名↓男谷彦四郎中之条役所〕
- 一一 戌年九月五日  
大炊御門様内よりの御状箱の送り状〔八幡宿問屋↓五郎兵衛新田役人〕
- 一二 亥年八月  
彦五郎からの金子が届かないということでお尋ねにつき返答書〔八幡在五郎兵衛新田名主所左衛門↓藤村健治郎〕
- 一三 三月二三日  
当御殿出入の帯屋五兵衛から買取った帯地代金を叶屋彦五郎が滞らせているために五兵衛への貸附金の返納も差支えにつき彦五郎への支払い申付け依頼状〔大炊御門御家山本駿河守内山田金吾↓八幡在中原村役人〕
- 一四 五月二五日  
彦五郎が死去しても連印の者ないし村にかけあうということで秋頃には御殿から役人が行くのでよくよく準備しておくようにとの書状〔藤村健次郎↓所左衛門〕
- 一五 八月一六日  
五兵衛より差遣わした藤村健次郎と彦五郎ならびに親類との対談で年賦返済にすることが決ったので遅滞なく年々返済するようになおまた申付けてほしいという書状〔山田金吾↓木曾海道八幡近在中原村五郎兵衛新田役人〕
- 一六 八月  
先に議定の年賦返済金が未着につき申付け方依頼状〔金子返済までは書状賃先払いにする旨の通知状共〕〔藤村健次郎↓庄屋所左衛門〕
- 一七 藤村近江屋の住所などの書付

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

- 一〇 状賃先払いとは筋違いに存ずる旨の書状
- 一一 帯や五兵衛方への届け金請取〔藤村健次郎↓彦五郎〕
- 一二 滞納の帯地代年賦返済の一札〔彦五郎他二名↓帯屋五平〕
- 一三 助郷出入御公役御出張につき諸入用の覚〔残欠〕〔立会〕
- 一四 忠内より甚右衛門へかかる訴訟諸入用引受証〔当人甚右衛門他四名↓名主・組頭・百姓代〕
- 一五 將軍実母死去につき普請・鳴物停止の旨の廻状〔中之条役所↓五郎兵衛新田他九村村々名主・与頭・百姓代〕
- 一六 山口周防守一行通行につき人足を差出すようにとの急廻状〔八幡宿問屋・年寄↓名主〕
- 一七 急廻状などの受取〔相浜村名主↓五郎兵衛新田名主〕
- 一八 今朝の触状訂正につき返却依頼状〔八幡宿問屋・年寄↓五郎兵衛新田名主〕
- 一九 小麦代金の覚
- 二〇 しいたけ代金などの覚〔橋本弥次太↓所左衛門〕
- 二一 出火見舞として酒樽を送る旨の書状〔木内所左衛門↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕
- 二二 塩名田宿泊りの御見分様のことで村方三役人印形持参のうえ名主出役するようにとの連絡があった旨の書状〔同役↓柳沢所左衛門〕
- 二三 御公役様方急御見分につき塩名田宿惣代宿への出役依頼状〔下県村吉右衛門↓五郎兵衛新田所左衛門・同役〕
- 二四 跡役が決まらず困っている旨などの書状〔土屋伝左衛門↓柳沢所左衛門〕
- 二五 市左衛門無尽への掛金不払いにつき支払い要請状〔市左衛門無尽仲間↓所左衛門〕
- 二六 御公役様が今晚当村へ宿泊する旨の通知急廻状〔下県村名主↓五郎兵衛新田他一二村名主〕
- 二七 昨日掛合の一件につき返答要請状〔下県村にて吉左衛門他一名↓所左衛門他一名〕

状 一

状 一

状 一

横 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一



三

一 天保七年二月

の書状〔中桜井村名主柳沢文左衛門↓柳沢所左衛門他二名〕

状

上塚原村民へかかる地所横取り出入訴状の取次ぎ願書〔五郎兵衛新田願人宗左衛門他三名↓大原吉左衛門中之条役所〕

状

二 弘化二年九月

当田方不作につき小作料減免願書〔地主惣代長左衛門他一名↓市川五郎兵衛〕

状

三 嘉永元年七月

牢拔けの囚人に対する手配人足の差出し方などに不埒があったことの宥免願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他一名↓川上金吾助御影役所〕

状

四 安政六年一〇月

陣屋内備穀の詰替えの仕方を御困穀と同様にしてほしい旨の願書〔五郎兵衛新田三六人惣代名主所左衛門↓木村董平中之条役所〕

状

五 寅年一二月一〇日

役所廻状・郡中代回章の受取〔桜井新田名主次郎左衛門↓五郎兵衛新田名主所左衛門〕年頭祝儀入用・割付頂戴出役料などの覚

状

六

本途・小物成などの覚

状

七

拝借金返納の覚

状

八

御普請箇所の追加願書

状

九

所左衛門などの金銭の覚

状

一〇

所左衛門などの金銭の覚

状

一一

總帳寄書

状

一二

富貴繁昌寿命長久丸の効能書の形をとった世上批判書

状

元

天保一一年正月

状

一

戒名の書付

状

二

戒名の書付

状

三

金子受取〔やまとや利兵衛代彦助↓原新田所左衛門〕

状

四

板代金受取〔抜井田留井屋↓原新田所左衛門〕

状

五

太鼓代金受取〔菱屋↓原新田所左衛門〕

状

寅年二月一〇日



- |     |                                   |   |
|-----|-----------------------------------|---|
| 七   | 飢饉させる心得書〔東都三橋印施〕                  | 状 |
| 三   |                                   |   |
| 一   | 嘉永五年四月一日                          | 一 |
| 二   | 日光例幣使下向につき路次中船川渡しの所々走馳すべき旨の達書〔淡路〕 | 一 |
| 三   | 子年七月一三日                           | 一 |
| 四   | 代金の覚〔八わた上羽や↓下原村李右衛門勝手方〕           | 一 |
| 五   | 蓮根代金の覚〔塩名田宿亀屋茂兵衛↓上新田村役元〕          | 一 |
| 六   | 鯉代金の覚〔塩名田宿亀屋茂兵衛↓下原村掛川李右衛門〕        | 一 |
| 七   | どじやう代金などの覚〔塩名田宿亀屋茂兵衛↓下原村掛川李右衛門〕   | 一 |
| 八   | 糒代金の覚〔八わた藤兵衛↓李右衛門〕                | 一 |
| 九   | ろうそく代金などの覚〔長三郎↓李右衛門〕              | 一 |
| 一〇  | 大麦代金などの覚〔御馬寄村林屋宗左衛門↓下原村李右衛門〕      | 一 |
| 一一  | あふぎ代金などの覚〔いづみや弥平↓下原李右衛門〕          | 一 |
| 一二  | 夫銭の書付〔御馬寄柏や多作↓下原李右衛門〕             | 一 |
| 一三  | 下駄・真わた代金などの覚〔扇屋仙三郎↓下原李右衛門〕        | 一 |
| 一四  | 代金受取〔御馬寄↓下原李右衛門〕                  | 一 |
| 一五  | 醬油代金などの受取〔塩名田総屋↓五郎兵衛新田役元〕         | 一 |
| 一六  | 鯉代金受取〔塩名田宿亀屋茂兵衛↓下原村掛川李右衛門〕        | 一 |
| 一七  | 代金受取〔山崎屋字助↓下原村李右衛門〕               | 一 |
| 一八  | ろうそく代金などの覚〔柳屋長右衛門↓役元〕             | 一 |
| 一九  | ゆづ代金などの覚〔扇屋仙三郎↓新田役元〕              | 一 |
| 二〇  | 代金の覚〔和泉屋弥右衛門↓李右衛門〕                | 一 |
| 二一  | 豆ふ代金請取〔八わた角屋↓下原村李右衛門〕             | 一 |
| 二二  | 代金受取〔嶋屋↓掛川李右衛門〕                   | 一 |
| 二三  | 代金請取〔山崎屋字助↓下原村李右衛門〕               | 一 |
| 二四  | ミの紙・酢代金などの覚〔御馬寄いづみや弥兵衛↓下原郷李右衛門〕   | 一 |
| 二五  |                                   |   |
| 二六  |                                   |   |
| 二七  |                                   |   |
| 二八  |                                   |   |
| 二九  |                                   |   |
| 三〇  |                                   |   |
| 三一  |                                   |   |
| 三二  |                                   |   |
| 三三  |                                   |   |
| 三四  |                                   |   |
| 三五  |                                   |   |
| 三六  |                                   |   |
| 三七  |                                   |   |
| 三八  |                                   |   |
| 三九  |                                   |   |
| 四〇  |                                   |   |
| 四一  |                                   |   |
| 四二  |                                   |   |
| 四三  |                                   |   |
| 四四  |                                   |   |
| 四五  |                                   |   |
| 四六  |                                   |   |
| 四七  |                                   |   |
| 四八  |                                   |   |
| 四九  |                                   |   |
| 五〇  |                                   |   |
| 五一  |                                   |   |
| 五二  |                                   |   |
| 五三  |                                   |   |
| 五四  |                                   |   |
| 五五  |                                   |   |
| 五六  |                                   |   |
| 五七  |                                   |   |
| 五八  |                                   |   |
| 五九  |                                   |   |
| 六〇  |                                   |   |
| 六一  |                                   |   |
| 六二  |                                   |   |
| 六三  |                                   |   |
| 六四  |                                   |   |
| 六五  |                                   |   |
| 六六  |                                   |   |
| 六七  |                                   |   |
| 六八  |                                   |   |
| 六九  |                                   |   |
| 七〇  |                                   |   |
| 七一  |                                   |   |
| 七二  |                                   |   |
| 七三  |                                   |   |
| 七四  |                                   |   |
| 七五  |                                   |   |
| 七六  |                                   |   |
| 七七  |                                   |   |
| 七八  |                                   |   |
| 七九  |                                   |   |
| 八〇  |                                   |   |
| 八一  |                                   |   |
| 八二  |                                   |   |
| 八三  |                                   |   |
| 八四  |                                   |   |
| 八五  |                                   |   |
| 八六  |                                   |   |
| 八七  |                                   |   |
| 八八  |                                   |   |
| 八九  |                                   |   |
| 九〇  |                                   |   |
| 九一  |                                   |   |
| 九二  |                                   |   |
| 九三  |                                   |   |
| 九四  |                                   |   |
| 九五  |                                   |   |
| 九六  |                                   |   |
| 九七  |                                   |   |
| 九八  |                                   |   |
| 九九  |                                   |   |
| 一〇〇 |                                   |   |

- 三 八月二日 代金請取〔塩名田忠藏↓下原役元李右衛門〕 状
- 四 八月二日 喜撰・ゆづ代金などの覚〔扇屋仙三郎↓新田役元〕 状
- 五 八月二日 焼酎代金などの請取〔御馬寄嶋屋彦右衛門↓下郷掛川李右衛門〕 状
- 六 八月二日 とうふ代金などの覚〔八幡宿日光や吉之輔↓五郎兵衛新田李右衛門〕 状
- 七 八月一日 氷砂糖代金などの受取〔八七↓下原李右衛門〕 状
- 八 八月二日 ろうそく代金などの請取〔御馬寄村林屋宗左衛門↓下原村検使入用役元〕 状
- 三 (安政四年) 土御門殿御免安政五年戊午七曜晴雨考〔濃州広江永次藏板〕 一 状
- 四 一 安政五年八月二六日 代官木村董平よりの仰せ渡されに対する請書〔名主所左衛門他一七八名↓木村董平中之条役所〕 一 縦
- 二 安政六年二月 東都六角堂住心院末流であることの請合証文写提出書〔天台山伏大重院↓木村董平〕 一 状
- 三 安政七年の出生人・死失人などの覚 安政七年の出生人・死失人などの覚 一 縦
- 四 慶応二年十一月 佐久郡村々儉約定め小前連印帳 一 縦
- 五 慶応二年十一月 窮民救い方につき取締役の見込み上申書などの留書の控〔五郎兵衛新田〕 一 縦
- 六 慶応四年二月 宗旨証文(断簡)〔京都知恩院末寺五郎兵衛新田浄土宗長念寺他一寺〕 一 状
- 七 慶応四年四月 年貢その他旧規は先例の通りにしてほしい旨の願書〔甲州巨摩郡志田村長百姓平助他八名〕 一 状
- 八 慶応四年閏四月 宗旨証文(断簡)〔五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門他二名〕 一 状
- 九 慶応四年八月 農兵取立て中止につき先に上納した手当その他諸入用金下げ渡し願書〔御料当御取締所佐久郡高柳村他四村惣代取出町村与頭吉右衛門他五名〕 一 状
- 一〇 慶応四年九月 容保による家来・婦女子に対する寛典の処置の歎願書および会津家来による容保父子に対する寛大の沙汰の祈願書などの留書 一 縦
- 二 明治元年十一月一四日 二条城屯集脱走人などの人相書〔中之条役所↓埴科郡・更級郡・小泉郡・佐久郡村々役人〕 一 縦



- 七 宗旨証文下書(断簡)  
 人別の年齢などの書付  
 一 状 一
- 六 人別の年齢などの書付  
 一 状 一
- 五 出生人・死失人の書上〔伝兵衛組↓役元〕  
 一 状 一
- 四 忠右衛門事忠平家の人別年齢書付  
 一 状 一
- 三 男女別の人数集計の覚  
 一 状 三
- 二 異名の覚  
 一 状 一
- 一 沓沢新田の人別年齢・持高などの書付  
 一 状 一
- 〇 五人組割振り調べ帳  
 一 横 一
- 〇 五人組割振り調べ帳  
 一 横 一
- 七 (明治二年)  
 伊那県知事巡検にともない中之条局捕亡方伊藤与五蔵内探索につき村内難渋者の書上控  
 一 縦 一
- 六 (五郎兵衛新田名主所左衛門)  
 ろうそく・砂糖代金などの書付  
 一 状 一
- 五 元々様・吉田様らへの金子の覚  
 一 状 一
- 四 元々様・吉田様らへの金子の覚  
 一 状 二
- 三 「辰年大小」の書付  
 一 状 一
- 二 石がき工事人足の覚  
 一 状 一
- 一 一両の証文の内不足の一〇両を渡した旨の覚〔所左衛門↓惣右衛門〕  
 一 状 一
- 〇 米代証文金の請取手形〔原新田所左衛門↓御馬寄村孫右衛門〕  
 一 状 一
- 〇 一二月七日から一六日の五郎兵衛新田人足の覚  
 一 状 一
- 〇 老中・若年寄・寺社奉行など幕府諸職人名一覧〔武蔵屋仁兵衛板〕  
 一 状 二
- 〇 五〇両預り手形〔五郎兵衛新田所左衛門↓高野町村庄左衛門〕  
 一 状 一
- 〇 酒肴代金の受取〔上田海野町越後屋重兵衛↓上〕  
 一 状 一
- 〇 老中・寺社奉行・町奉行など幕府諸職人名一覧〔武蔵屋仁兵衛板〕  
 一 状 一
- 〇 慶応元年閏五月  
 一 状 一
- 〇 慶応三年八月晦日  
 一 状 一
- 〇 慶応三年  
 一 状 一

- 四三 (慶応四年)三月五日 書面一通の請取〔牧ふせ名主↓五郎兵衛新田名主〕 状 一
- 四四 (慶応四年)八月二二日 手拭代金請取〔喜右衛門↓上〕 状 一
- 四五 明治三年二月三日 金子請取〔春日竹松↓五郎兵衛新田名主衆〕 状 一
- 四六 明治四年五月七日 金銭受取〔高野山蓮国定院役僧金剛院〕 状 一
- 四七 (明治四年)十一月一八日 医学所割賦金受取〔春日喜平〕 状 一
- 四八 (明治五年) 和歌四首の書付 状 一
- 四九 明治六年四月二五日 信陽新報第一号〔迅報社〕 状 一
- 五〇 明治六年六月 田畑歩面の内屋敷成の分お調べにつき上申書〔五郎兵衛新田戸長柳沢所平他六名↓長野 状 一  
 県権令立木兼善〕
- 五一 明治六年一〇月一九日 畑田成・田屋敷成本免入調べ請印帳写〔五郎兵衛新田村吏〕 縦 一
- 五二 明治六年一〇月 牛馬士鑑札引替えおよび新規引渡しのお知らせ〔中牛馬会社〕 縦 一
- 五三 明治六年一月二二日 柳沢六右衛門他一名の中牛馬会社連入許可願書〔五郎兵衛新田戸長柳沢所平他三名↓長 状 一  
 野県佐久庁〕
- 五四 明治七年三月二〇日 養子離縁出入内済証書〔願人柳沢惣兵衛〕 縦 一
- 五五 明治七年九月二二日 長野大勧進において別紙名前の者一三名の徴兵検査実施の通達書〔長野県佐久出張所↓ 縦 一  
 第四大区副区長〕
- 五六 大正七年一〇月五日 金円受取り本証文返却すべきところ紛失につきそれにかえる証文〔柳沢れん子↓伊藤忠 縦 一  
 蔵〕
- 五七 明治八年四月 人別無尽金の覚〔↓半右衛門〕 状 一
- 五八 明治一〇年十一月二二日 上の人名書付 状 一
- 五九 離縁状〔飯島元助↓はい〕 状 一
- 六〇 和算教授書代金などの受取〔小山九次郎↓右文学学校庶務課〕 状 一

- 一 東京絵入新聞代金の領收証（東京絵入新聞支局飯田町武田平治↓井出）  
 「時事新報」代金領收証（飯田町諸新聞雜誌類売捌所武田平治↓柳沢）  
 菱屋金返濟方につき書状（柳沢所三郎↓同苗）  
 喰料請取（良永金八↓ふさ）  
 地券田反別などの書抜き通送の書状（戸長依田源四郎他惣代一同↓柳沢所三郎他一名）  
 裁判への対処方指示などの書状（柳沢所平↓仙台国分町山形藤左衛門止宿松川繁一郎他一名）
- 五③九月一六日  
 国元の状況・東京での暮し方などについての書状（柳沢所平↓柳沢所三郎）  
 陸路による帰京を勧める旨などの書状（東京日本橋区小網町大塚亀吉↓宮城県仙台国分町山形屋藤左衛門方柳沢所三郎）  
 事件の成り行きを尋ねる書状（蠣殻町梅宝嘉久方佐藤文左↓仙台国分町山形屋藤左衛門方止宿柳沢所三良他一名）
- 七 明治一四年七月三〇日  
 為替手形の受取方および本国よりの御状送付につき書状（日本橋区堀江町第十九国立銀行東京支店上平貞一郎↓柳沢所三郎他一名）  
 依頼された金円を為換で送付した旨の書状（戸長依田源四郎他四名↓柳沢所三郎他一名）  
 事件の成り行きなどを尋ねる書状（諸荷物運送所東京小網町信濃屋亀吉↓陸前仙台国分町山形屋藤左衛門方柳沢所三郎他一名）
- 八①明治一四年八月二〇日  
 裁判への引続きの尽力を依頼する旨などの書状（柳沢所平↓松川繁一郎他一名）  
 裁判官交代につき用心を促す旨などの書状（柳沢所平↓柳沢所三郎）  
 蚤種代金請取（岩代国伊達郡梁川大竹甚兵衛↓柳沢処三郎）  
 株主伊藤平作・中沢幸輔・佐藤弥四郎用の取締役選挙用紙（小諸銀行↓五郎兵衛新田柳沢所平）
- 二 明治一四年一二月二二日  
 株主伊藤平作・中沢幸輔・佐藤弥四郎用の取締役選挙用紙（小諸銀行↓五郎兵衛新田柳沢所平）
- 三 明治一五年一月一五日  
 状袋貸与を求める書状（岩村田町依田百太郎↓東京神田美土代町田中清八方柳沢所三郎）  
 馬車乗用切手（高崎西北馬車会社↓柳沢）
- 一三 明治一五年六月二五日  
 状
- 一四 明治一五年九月四日  
 状



- 三 明治一六年二月二五日  
立替金残額の送付督促などの書状〔神田区美土代町田中清八方松川繁一郎↓五郎兵衛新田柳沢所平〕  
状
- 三 明治一六年三月一日  
立替金返済催促状〔神田区美土代町田中清八方松川繁一郎↓五郎兵衛新田柳沢所平〕  
状
- 三 元年一月一七日  
下総中山行堂へ加入し日々荒行をしている旨など書状〔千葉県下総国東葛飾郡中山村法華経寺境内遠寿院行堂内池田海見↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕  
状
- 三 一月一六日  
一三日午後着京し一四日午後に星先生を訪問したことなどの報知状〔柳沢所三郎↓両親・柳沢源吾・同所次郎〕  
状
- 三 正月一七日  
写真代金受取〔清水東↑上〕  
状
- 三 二月一六日  
水菓子・白酒代金などの受取〔長崎屋喜兵衛↓柳沢・連中〕  
状
- 三 五月六日  
塩名田より岩村田・岩村田より追分までの人力車代金などの覚  
状
- 三 五月一三日  
まだ証書は到来しないが十九銀行への借金の返済は済ませたので心配しないようにとの書状〔小林金兵衛↓柳沢所左衛門〕  
状
- 三 五月一五日  
大酔登楼したこと、の詫状〔登楼連中の内両人↓小平忠内〕  
状
- 三 六月一日  
割烹代金受取〔万梅↑上〕  
状
- 三 ①六月二日  
信濃屋豊吉へ依頼して宮城まで同道してもらうようにとの書状〔戸長依田源四郎他惣代一同↓出京惣代人柳沢所三郎・松川繁一郎〕  
状
- 三 ②六月二日  
依頼された金円を銀行為替で差立てた旨などの書状〔戸長依田源四郎他惣代人↓出京惣代人柳沢所三郎他一名〕  
縦
- 三 ③六月二三日  
金円を岩村田阿部万五郎へ依頼して送付した旨の書状〔五郎兵衛新田戸長差立人依田源四郎他一名↓受取人柳沢所三郎他一名〕  
状
- 三 六月二三日  
大に延日したが依頼の金円を佐久銀行為替で追送した旨の書状〔戸長他惣代一同↓東京神田区美土代町田中清八方柳沢所三郎他一名〕  
状
- 三 六月二八日  
入費金円を佐久銀行為替で受領した旨などの書状〔柳沢所三郎他一名↓戸長依田源四郎他惣代〕  
状

四	六月二十九日	貸本代金受取〔日本橋区下槇町貸本吉田□三郎↓柳沢〕	状	一
四	七月一日	代金受取〔星野↑上〕	状	一
四	七月一日	集金できた分だけ佐久銀行為替で送送する旨の書状〔戸長依田源四郎他三名↓東京出張柳沢所三郎・井出直蔵〕	状	一
四	七月一日	入費金を通送してもらおうなどのために仙台国分町山形屋藤左衛門方に止宿していることを知らせる書状	状	一
四	七月一日	事件再上告書類提出後の成り行きなどを知らせる書状〔柳沢所三郎↓双親・叔父母・外御中〕	状	一
四	七月一三日	入費金の送付が遅延したこと等の詫びなどの書状〔五郎兵衛新田戸長依田源四郎・松川繁一郎他惣代一同↓東京神田区美土代町田中清八方止宿柳沢所三郎他一名〕	状	一
四	七月三〇日	すし代金などの覚	状	一
四	七月	七月二日から二九日までの金銭払いの覚	状	一
四	七月	七月一四日・一五日の金銭払いの覚	状	一
四	八月三日	金円不融通のため送金が依頼通りできないことを承知してほしい旨などの書状〔戸長依田源四郎・会計元三名・他一同↓出頭惣代柳沢所三郎他一名〕	状	一
四	八月一五日	裁判関係書類の所在・国元の状況などの報知状〔五郎兵衛新田柳沢所平↓仙台国分町山形屋藤左衛門止宿柳沢所三郎〕	状	一
四	八月二八日	風呂敷代金などの受取〔仙台国分町ならや↑上〕	状	一
四	九月二九日	人力車代金などの受取〔田中清八↓おふさ〕	状	一
四	一〇月一日	金本善左衛門が昨日帰ったので酒宴開催したく案内状〔白極誠一↓郵松亀一郎〕	状	一
四	一〇月一日	真綿代金などの受取〔野原屋↓柳沢〕	状	一
四	一〇月一八日	金円を為替で通送した旨の書状〔戸長依田源四郎他三名↓出京惣代柳沢所三郎他一名〕	状	一
四	一〇月二二日	表具代手附金受取証〔八幡金次郎↓上〕	状	一
四	一〇月二二日	病氣見舞・百円を為替で通送したことなどの書状〔戸長依田源四郎他惣代一同↓柳沢所	状	一

三郎)

空 一〇月二二日

代金受取〔日本橋白木や↓野源〕

状 一

空 一〇月三一日

表具代金受取〔八幡金次郎↓上〕

状 一

空 一〇月晦日

本日送金した旨などの書状〔新和泉町早川重右衛門↓美土代町田中方柳沢所三郎〕

状 一

空 一月三日

自分の病状などを伝える書状〔東京より柳沢所三郎↓五郎兵衛新田柳沢所平〕

状 一

空 一月五日

井出氏と交代して松川氏が出京する旨などの書状〔戸長依田源四郎・事件惣代一同↓東京出張にて柳沢所三郎〕

状 一

空 一月八日

事件の勝訴を祈る所存である旨などの書状〔秋田県平賀郡横手栄通町中西喜太郎↓五郎兵衛新田柳沢所三郎〕

状 一

空 一月八日

布代金受取〔東京本石町上総屋↓柳沢〕

状 一

空 一月一三日

綿代金受取〔↓上〕

状 一

空 一月二六日

柳沢所三郎の病状・事件審問の進展状況を知らせる書状〔東京在松川繁一郎↓五郎兵衛新田柳沢所平〕

状 一

空 一月三〇日

手付金の受取〔表神保町檉田雅↓柳沢〕

状 一

空 二月一日

下宿料受取〔表神保町檉田雅↓柳沢〕

状 一

空 二月一日

目録金受取〔浅田宗伯内神林董斎↓柳沢〕

状 一

空 二月二日

柳沢所三郎が医師換えを希望し浅田宗伯を退院し佐々木先生へ入院したことの通知状〔小林金兵衛↓尊兄〕

状 一

空 二月九日

薬代金領収証〔佐々木會計↓柳沢所三郎〕

状 一

空 二月一三日

薬代金領収証〔佐々木會計↓柳沢〕

状 一

空 明治一五年二月一四日

牛乳代金受取〔水道橋豊功舎星野↓カシ田柳沢〕

状 一

空

白極という人より演説問題を警察へ届けるようにと申し入れのあった旨の書状〔元荒町より飯塚↓国分町山形屋村松〕

状 一

空

行堂にて事件勝利の祈念をしている旨などの書状〔千葉県下総国東葛飾郡中山村法華〕

状 一

- 八〇 経寺内遠寿院にて池田海見)  
宮城へ行く旨などの電報の写〔東京小網町信濃屋止宿松川・柳沢↓五郎兵衛新田戸長役場・柳沢所乎〕  
状 一
- 八一 茶代金受取〔中仙道坂本駅中邸屋仲右衛門↓上〕  
状 一
- 八二 第二裁判への進呈書類の書上  
みづくすり・こぐすり等の覚  
状 一
- 八三 官許一角丸(寒)の包紙  
割賦取立金などの覚  
状 一
- 八四 六月一〇日から一五日・六月二二日から二四日の行動および金銭支払いなどの覚  
状 二
- 八五 鮭・鯛などの数量覚  
状 一
- 八六 東京絵入新聞代価確受証〔東京絵入新聞支局飯田町武田平治↓井出〕  
状 一
- 八七 市川への用立金などの覚  
状 一
- 八八 書留郵便物請取証〔五郎兵衛新田村柳沢所三郎↓東京堀江町十九国立銀行支店上平貞一郎〕  
状 一
- 八九 イキ・ムカイ代金の覚〔車率弥之助他二名↓田中屋店〕  
状 一
- 九〇 茶代金受取〔元祖駒込蓬来町草津温泉↓上〕  
状 一
- 九一 「時事新報」代金受取〔飯田町諸新聞雑誌類売捌所武田平治↓美土代町田中方柳沢〕  
状 一
- 九二 「時事新報」代金受取〔飯田町諸新聞雑誌類売捌所武田平治↓美土代町田中方井出〕  
状 一
- 九三 越後上布・河内木綿代金などの受取〔東京大伝馬町大丸や清八↓神田美土代町田中清八内柳沢〕  
状 一
- 九四 ただいま大伝馬町より人が参り金円入用につき通送依頼状〔柳沢所三郎↓両親・柳沢源吾〕  
状 一
- 九五 茶料受取〔中仙道坂本駅中町東京日着馬車発着所中村屋仲右衛門↓上〕  
状 一



癸 明治一二年 明治一一年分の斤数の書付 状 一

壬 明治一二年一月一八日 県別貯金預払高略表など掲載の東京日日新聞附録 第二三八四号〔東京尾張町日報社〕

癸

一 明治一三年四月二日 積雪のため通行むつかしく到着が遅れる旨の書状〔身延山執事内藤日明↓実大寺・尊立寺〕

状 一

二 明治一三年四月五日 教正殿の布教のための日程の通知状〔高野町にて小諸町実大寺住職小林海聞↓柳沢所左衛門〕

三 辰年四月二日 代金請取〔小諸荒町いせや↓五郎兵衛新田村清作〕

四 一月二二日 教育雑誌の回送依頼などの書状〔若水↓柳沢〕

五 二月二日 代金受取〔小諸荒町香具屋兼治郎↓柳沢〕

六 二月二日 風呂敷代金などの覚〔伝右衛門↓柳沢所左衛門〕

七 二月二七日 書物代金受取〔相場七左衛門↓上〕

八 三月二五日 むし菓子代金などの受取〔小諸町邑楽屋直吉↓上〕

九 三月二五日 代金受取〔小諸酢屋久左衛門↓柳沢所左衛門〕

一〇 三月二五日 書籍代金受取〔相場七左衛門〕

一一 三月二五日 安息香・梅ボシ代金などの請取〔香具屋長右衛門↓上〕

一二 三月二五日 玉露代金などの請取〔柳田茂十郎↓上〕

一三 三月二五日 水油・ランプ代金などの受取〔小諸荒町香具や油舗↓上〕

一四 三月 宇都宮妙正寺前代飯嶋日栄・大田原駅正法寺留主居渡辺慈運の書付

一五 四月二日 安息香代金などの請取〔香具屋長右衛門↓上〕

一六 四月二日 代金請取〔小諸荒町香具屋兼次郎↓柳沢所左衛門〕

一七 四月二日 代金受取〔伝右衛門↓柳沢〕

一八 明治一三年四月四日 延山教正殿の本県下巡教につき出迎えのところ積雪のため人馬継立が困難である旨などの通知状〔加藤日普↓五郎兵衛新田柳沢所平他一二寺〕

状 一

状 一



奎 明治一九年一月 染物無類勉強広告〔万染物処小諸旧田町西端阿波屋浜之助〕 状 一

突 明治二二年一月二七日 金円請取証〔小平寛秀↓柳沢所左衛門〕 状 一

空 明治二四年六月一七日 実用雜誌第九号附録 豊閣館簿記通信部規則〔裏に三月一〇日付の柳沢所平より内国保 状 一  
險株式会社宛てた示談金請求書下書がある〕

突

一 明治二八年二月二七日 信毎新聞代金領収証〔江本新聞店↓柳沢康造〕 状 一

二 明治三〇年二月一四日 碓氷佐太郎の納租などの覚〔丸山九左衛門↓柳沢〕 状 一

三 明治三三年一月 田年貢引上げ調書〔後欠〕 横 一

四 明治三三年二月一五日 碓氷佐太郎の納租などの覚〔差引人丸山九左衛門↓柳沢〕 状 一

五 明治三三年二月二日 明治三三年度年貢米六俵の請取〔柳沢↓権八〕 状 一

六 明治三六年二月二日 玄米をこの者へ渡してほしいという書状〔篠原久保↓柳沢康造〕 状 一

七 二月一四日 明治三六年度年貢米五俵の受取〔柳沢康造↓上野権八〕 状 一

八 二月五日 町田響太郎の年貢租の送り状 状 一

九 二月五日 小林金重の年貢租の送り状 状 一

一〇 一四日 小作米買次代金の預り証〔柳沢康造↓山浦屋〕 状 一

一一 一六日 小作米買次代金の預り証〔柳沢康造↓山浦新五郎〕 状 一

一二 小作租の俵数などの書付 状 一

一三 町田六兵衛分の年貢米の送り状 状 一

一四 二月五日 小作未納者の姓名書上 状 一

一五 人名書付 状 一

一六 醸金の領収証の用紙〔川西郷友会〕 状 三

一七 生命保険案内のパンフレット〔東京市日本橋区日宗生命保険株式会社〕 状 一

一八 明治三六年一月一日 書画抽籤会の案内状〔軍人同情会発企人松田文作他一三名〕 状 一

一九 明治四〇年四月 状 一







- 一 卯年七月一四日 飯料前金受取〔馬喰町武蔵屋仁兵衛↓五郎兵衛新田他連中〕
- 二 卯年五月二五日 代金の覚〔江戸大伝馬町大丸屋↓連中〕
- 三 申年一〇月一五日 一八日までに出頭するようにとの書状〔中之条役所↓五郎兵衛新田所左衛門他五名および村役人〕
- 四 六月二二日 代金受取〔浅草観音前浅倉屋↓上〕
- 五 六月二三日 菓子・さしみ代金などの請取〔猿若町ゑびや庄七↓武蔵屋御客〕
- 六 六月二五日 代金受取〔芝明神前三嶋町田中屋平右衛門↓上〕
- 七 七月七日 延齡舟代金などの受取〔いわし屋清兵衛↓上〕
- 八 七月二二日 宿料・酒肴代金受取〔中山道追分宿大国屋新兵衛〕
- 九 破免検見入を願っているが小前の夫食に差支えにつき早稲十分の一刈取り許可願書〔五郎兵衛新田他三村〕
- 一〇 按服療治の回数・代金などの覚
- 一一 臨時入用金などの書付
- 一二 人別風呂敷数・代金の書付
- 一三 按服への礼の書付
- 一四 昆布・酒代金などの覚〔柳屋弥吉↓柳沢所左衛門〕
- 一五 茶碗代金などの覚〔岩村田大こくや彦兵衛↓原新田所左衛門〕
- 一六 代金の覚〔野沢すみや喜兵衛↓原新田所左衛門〕
- 一七 酒代金の覚〔八幡宿上羽屋千代松↓五郎兵衛新田役元〕
- 一八 酒代金などの覚〔林屋栄三郎↓所左衛門〕
- 一九 酒代金覚〔八わた上羽屋千代松↓五郎兵衛新田役元〕
- 二〇 酒代金覚〔御馬寄村島屋彦右衛門↓五郎兵衛新田村柳沢所左衛門〕
- 二一 米代金支払い証〔下県酒屋↓五郎兵衛新田所左衛門〕
- 二二 卯年九月一四日 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 二三 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 二四 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 二五 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 二六 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 二七 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 二八 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 二九 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 三〇 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 三一 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 三二 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 三三 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 三四 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 三五 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 三六 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 三七 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 三八 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 三九 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 四〇 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 四一 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 四二 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 四三 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 四四 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 四五 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 四六 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 四七 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 四八 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 四九 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 五〇 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 五一 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 五二 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 五三 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 五四 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 五五 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 五六 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 五七 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 五八 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 五九 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 六〇 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 六一 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 六二 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 六三 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 六四 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 六五 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 六六 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 六七 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 六八 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 六九 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 七〇 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 七一 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 七二 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 七三 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 七四 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 七五 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 七六 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 七七 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 七八 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 七九 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 八〇 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 八一 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 八二 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 八三 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 八四 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 八五 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 八六 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 八七 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 八八 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 八九 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 九〇 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 九一 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 九二 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 九三 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 九四 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 九五 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 九六 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 九七 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 九八 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 九九 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕
- 一〇〇 卯年七月 卯取立て送り状〔伝左衛門他一名↓所左衛門〕





- 三 午年十二月八日 飯代請取〔宿瀬左衛門↓五郎兵衛新田名主所左衛門〕 状
- 四 未年十一月四日 午三納御用の際などの飯代の覚〔土屋瀬左衛門↓五郎兵衛新田所左衛門他役人〕 状
- 五 未年十二月四・八日 飯代請取〔中之条村瀬左衛門↓五郎兵衛新田名主所左衛門〕 状
- 六 未年十二月九日 酒肴代金受取〔三郎右衛門↓五郎兵衛新田役人〕 状
- 七 元メらへの金子の立替えの覚 状
- 八五
- 一 午年一〇月二二日 封金五〇兩の受取〔取手三島屋清次郎↓柳沢所左衛門〕 状
- 二 一〇月二二日 清次郎留守につき送られた金子は封金のまま預る旨などの書状〔取出町村清次郎↓柳沢所左衛門〕 状
- のし代金などの受取〔大こくや喜市郎↓上〕 状
- 一七 午年十一月九日 綬受取〔御馬寄村政右衛門↓原新田所左衛門〕 状
- 一八 午年十一月二〇日 綬受取〔御馬寄村政右衛門↓原新田所左衛門〕 状
- 一九 午年十一月一日 細川越中守納め南録(一)一朱銀二五兩の包紙 包紙 状
- 二〇 午年十一月一日 明日お出でにならなければ先日(二)の調書を貸してくれるようにとの書状〔所左衛門↓官司〕 状
- 二一 午年十一月九日 酒代金などの覚〔吉左衛門↓所左衛門〕 状
- 二二 午年十二月二〇日 米荷受取〔御馬寄和泉屋くら小左衛門↓所左衛門〕 状
- 二三 午年十二月二日 生そば・さけ代金などの覚〔下県村弥惣太↓五郎兵衛新田所左衛門〕 状
- 二四 午年十二月 綬差引き書〔彦左衛門↓所三郎〕 状
- 二五 未年三月九日 八寸三七枚・七寸一五枚の覚〔拔井村田留井屋↓原新田所左衛門使多惣治〕 状
- 二六 未年三月二六日 隠居預け金の受取〔善兵衛↓所左衛門〕 状
- 二七 未年七月八日 借金・無尽金などの差引き覚〔下中込村金兵衛〕 状
- 二八 未年七月一五日 べっこうかんざし代金受取〔上州吉崎村鼈甲屋勝五郎〕 状
- 二九 未年七月一七日 紙代金の覚〔永之助↓役元〕 状

- 二 未年八月一八日 引戸駕籠などの製作引請書〔小諸与良町御用御細工所松屋喜与八↓原新田柳沢所左衛門〕 状
- 三 未年一〇月六日 小判紙四束代金受取〔善光寺西横町中嶋屋惣右衛門↓上〕 状
- 四 未年一〇月一〇日 種水代金などの受取〔香具屋兼二郎↓上〕 状
- 五 未年一二月朔日 上下仕立代金などの請取〔小諸本町大和屋利兵衛↓柳沢所左衛門〕 状
- 六 未年一二月八日 釘代金などの受取〔小諸荒町笹や喜代二郎↓原新田村所左衛門〕 状
- 七 未年霜月一〇日 品物代金受取〔小諸与良町御用御細工所松屋喜与八↓原新田柳沢所左衛門〕 状
- 八 正月三〇日 もとゆひ代金などの請取〔井幹屋市兵衛↓柳沢所左衛門〕 状
- 九 三月五日 うこん代金などの覚〔宇三郎↓所左衛門〕 状
- 一〇 三月七日 菓子・羊かん代金請取〔御用御菓子司↓原新田村役元〕 状
- 一一 三月七日 本渡紙代金などの受取〔柳田五兵衛↓上〕 状
- 一二 三月一〇日 種水代金などの請取〔かうくや兼二郎↓上〕 状
- 一三 三月一〇日 針金代金受取〔小諸与良町油や小左衛門↓上〕 状
- 一四 三月二四日 代金受取〔かうや源之助↓五郎兵衛新田名主所左衛門〕 状
- 一五 四月二日 種水代金などの請取〔かうくや兼次郎↓上〕 状
- 一六 四月一日 布代金受取〔かうや源之助↓五郎兵衛新田名主所左衛門〕 状
- 一七 四月一六日 菅笠代金などの受取〔柏屋義兵衛↓上〕 状
- 一八 四月一七日 職製作引請書〔小諸荒町布袋や↓原新田所左衛門〕 状
- 一九 四月二七日 代金請取〔小諸荒町勘兵衛↓上〕 状
- 二〇 五月九日 割金の覚〔弥作↓五郎兵衛新田所左衛門〕 状
- 二一 五月一五日 代金の覚〔藤や↓所左衛門〕 状
- 二二 六月二八日 種水代金などの請取〔かうくや兼二郎↓上〕 状
- 二三 六月二八日 サフラン・練香代金などの受取〔かうくや長右衛門↓上〕 状
- 二四 六月二八日 文箱代金などの受取〔相場七左衛門↓柳沢〕 状
- 二五 八月三日 水油・白砂糖代金受取〔角屋権兵衛↓上〕 状

六	八月四日	紙代金受取〔香具屋長右衛門↓上〕	状
七	八月四日	あげ代金受取〔玉や徳右衛門↓上〕	状
八	八月二三日	かじか代金などの覚〔御馬寄駿河屋↓新田役元〕	状
九	八月二七日	詰襟代金受取〔大和屋利兵衛↓所左衛門〕	状
一〇	八月二七日	釘代金などの受取〔小諸荒町柳田↓上〕	状
一一	八月一八日	呉服代金などの受取〔大和屋利兵衛↓所左衛門〕	状
一二	一〇月二五日	蛇目代金などの受取〔小諸荒町柏屋儀兵衛↓上〕	状
一三	九月三日	香代金などの受取〔かうくや兼次郎↓上〕	状
一四	九月一五日	布代金受取〔大和屋利兵衛↓所左衛門〕	状
一五	一〇月一〇日	鞍代金請取〔半兵衛↓柳沢所左衛門〕	状
一六	一〇月一五日	小袖代金などの覚〔柏や伝左衛門↓柳沢所左衛門〕	状
一七	一〇月二五日	代金の覚〔小諸荒町笹や喜代次郎↓原新田村所左衛門〕	状
一八	一〇月二六日	紬・縮緬代金などの受取〔大和屋利兵衛・新助↓柳沢所左衛門〕	状
一九	十一月一日	のし代金などの覚〔可七↓柳沢所左衛門〕	状
二〇	十一月朔日	代金受取〔万助↓上〕	状
二一	十一月四日	五升入を送り直段についても働くので用いて下さいという書状〔望月宿山城屋甚三郎↓〕	状
二二	十一月六日	五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕	状
二三	十一月六日	種水代金などの受取〔香具や兼二郎↓上〕	状
二四	十一月六日	代金受取〔柏屋儀兵衛↓上〕	状
二五	十一月六日	中折代金などの受取〔香具屋長右衛門↓上〕	状
二六	十一月六日	紙代金請取〔香具や長右衛門↓上〕	状
二七	霜月六日	目利安代金などの請取〔大和屋利兵衛↓柳沢所左衛門〕	状
二八	十一月八日	代金受取〔柏屋儀兵衛↓上〕	状
二九	十一月八日	梅花水・金花香代金などの請取〔香具や兼治郎↓上〕	状

四	未年七月	油・灯心代金の覚〔才藏↓役元〕	状	一
三	未年七月	目倉嶋代金の覚〔御馬寄村嶋屋権助↓柳沢所平〕	状	一
二	未年七月	米・麦・引割代金覚〔塩名田車屋梅三郎↓上原村才吉〕	状	一
一	未年七月	酒代金などの覚〔扇屋永之助など↓柳沢所左衛門〕	状	一五
100				
六〇		献上書	状	一
五九		さげ・いか・あぶらなどの数量書付	状	一
五八		ろうそく・さらし代金などの書付	状	一
五七		代金の書付	状	一
五六		代金請取〔柏屋儀兵衛↓原新田所左衛門〕	状	一
五五	一〇月一八日	白しほり一反代金受取〔布袋屋市之丞↑上〕	状	一
五四		ちよこ・大さる代金などの覚〔柳田茂十良〕	状	一
五三	極月四日	布代金請取〔江嶋や↑上〕	状	一
五二		伯雲支代金請取〔善光寺西之門町寿屋↓上〕	状	一
五一	十一月一〇日	金物直し代金などの受取〔小諸荒町笹屋喜代次郎↓庄三右衛門〕	状	一
四〇	十一月八日	ちりめん代金などの覚〔大和屋利兵衛↓柳沢所左衛門〕	状	一
三九	十一月八日	代金受取〔小諸荒町醉屋久左衛門↑上〕	状	一
三〇				
二九	未年極月	金銭払い覚〔府右衛門↓所左衛門〕	状	一
二八	未年極月	布代金などの覚〔中沢代八↓柳沢信弥〕	状	一
二七	未年十二月	俵・なわ代金などの覚〔又右衛門↓所左衛門〕	状	一
二六	未年十二月	ぬい糸代金などの覚〔重右衛門↓原新田所左衛門〕	状	一
二五	未年十二月二七日	大工夫銭・松板代金などの覚〔大工夫右衛門↓所左衛門〕	状	一
二四	未年十二月二五日	米受取〔望月宿山城屋↓五郎兵衛新田所左衛門〕	状	一
二三	未年七月	小麦代金などの受取〔車屋清左衛門↓新田所左衛門〕	状	一
二二				
二一				
二〇				
一九				
一八				
一七				
一六				
一五				
一四				
一三				
一二				
一一				
一〇				
九				
八				
七				
六				
五				
四				
三				
二				
一				

- 三〇 未年二月  
 米代金の覚〔八わた小四郎↓上新田所左衛門〕 状  
 三九 未年極月  
 油代金の覚〔八わたあふらや↓上新田村所左衛門〕 状  
 四〇 未年極月  
 塩代金の覚〔万蔵↓所左衛門〕 状  
 四一 申年正月二六日  
 たまり代金の覚〔八わた山本屋↓原新田村所左衛門〕 状  
 四二 申年正月二八日  
 米請取の書付〔御馬寄和泉屋〕 状  
 四三 申年二月初日  
 代金請取〔小宮山堺屋利右衛門↓所左衛門〕 状  
 四四 申年二月二日  
 米請取の書付〔御馬寄和泉屋〕 状  
 四五 申年二月二日  
 米請取の書付〔中山道御馬寄和泉屋蔵〕 状  
 四六 申年二月八日  
 米請取の書付〔御馬寄和泉屋蔵〕 状  
 四七 申年二月  
 米代金などの覚〔車や↓柳沢康三〕 状  
 四八 申年三月  
 小麦代金などの覚〔清右衛門↓新田所左衛門〕 状  
 四九 申年五月二二日  
 代金の覚〔相場喜藤治〕 状  
 五〇 申年七月一八日  
 梨代金の覚〔亀屋茂兵衛↓五郎兵衛新田役元〕 状  
 五一 申年七月二三日  
 姥貝代金などの請取〔八幡宿榎屋金三郎↓新田村柳沢所平〕 状  
 五二 申年七月二四日  
 小平新田一件につき内談したく出張依頼状〔伊藤五郎兵衛↓柳沢所左衛門〕 状  
 五三 申年七月  
 晒し麻代金などの差引き覚〔岩尾村岩屋長兵衛↓五郎兵衛新田村所左衛門〕 状  
 五四  
 一 申年九月二〇日  
 生酒代金の覚〔島屋彦右衛門↓柳沢所左衛門〕 状  
 二 九月一九日  
 あげ代金の覚〔竹屋忠四郎〕 状  
 三 九月一九日  
 水油代金などの受取〔かうくや兼次郎↓上〕 状  
 四 九月一九日  
 茶碗代金受取〔せとや五兵衛↓上〕 状  
 五 九月二〇日  
 紙代金受取〔和泉屋弥兵衛↓柳沢所左衛門〕 状  
 六 九月二〇日  
 金銭の覚〔和泉屋くら↓柳沢所左衛門〕 状  
 七 九月二〇日  
 ふのり・鼻紙代金などの受取〔柳田五兵衛↓上〕 状











- 六 一月六日 代金受取〔島田屋喜之助↓上〕 状 一
- 七 一月一八日 代金受取〔小諸荒町田中屋源三郎↓所三郎〕 状 一
- 八 一月 小奉書代金などの請取〔小諸町柳田五兵衛↓上〕 状 一
- 九 二月二六日 酒・たこさしみ代金などの請取〔勝右衛門↓上〕 状 一
- 一〇 五月二〇日 岩村田銀行為換で百円通送した旨などの書状〔戸長依田源四郎他惣代一同↓出頭惣代柳沢所三郎・井出直藏〕 状 一
- 二 料理代金などの取調べ書〔↓柳沢〕 状 一
- 三 丕・ラッキョウツケ・足袋などの数量書付 状 一
- 三三 八月から一〇月までの一日ごとの行動および金銭支払いの覚 状 一 綴二
- 三六 正月八日 上田綿代金受取〔上田原町叶屋源八↓原新田村所左衛門〕 状 一
- 三二 一月八日 玄米売却依頼状〔松川甚五郎↓柳沢康造〕 状 一
- 三五 正月九日 材木送り状〔取出村紙屋吉右衛門↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三四 正月一〇日 酒代金の覚〔御馬寄村いづみ屋五兵衛↓新田所左衛門〕 状 一
- 三三 正月一日 風邪のため役所へ出頭できないのでよろしく取計ってほしいという書状〔伊藤五郎兵衛↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三六 正月一五日 肩衣代金などの覚〔久松町越前屋銀四良↓上〕 状 一
- 三七 一 状 一
- 一 正月一六日 山鳥・すずき代金などの覚〔大和屋五兵衛↓五郎兵衛新田所左衛門〕 状 一
- 二 極月二五日 生さけ・みかん・山鳥代金などの覚〔大和屋五兵衛↓五郎兵衛新田所左衛門〕 状 一
- 三六 一月二三日 綿入縮面代金などの覚〔長兵衛↓所左衛門〕 状 一
- 三六 正月二四日 酢代金覚〔すや久左衛門↓上原新田万左衛門〕 状 一
- 三七 正月二四日 のり・ゆす・いも代金などの覚〔小まつや長左衛門↓方右衛門〕 状 一
- 三七 一月二五日 金子送り状〔春日村竹花忠左衛門↓原新田柳沢所左衛門〕 状 一
- 三七 正月二五日 金紙・銀紙代金請取〔塩名田中屋伊兵衛〕 状 一



- 四 三月一〇日 買取直段が今少し引上がったら売却するか問合せ状〔土屋伝左衛門↓柳沢所左衛門〕
- 五 三月一日 高柳田地も高分け本証文にしたい旨などの書状〔土屋伝左衛門↓柳沢所左衛門〕
- 六 三月一八日 参宮の砌は道中なにかと世話になりましたが私共両人も無事帰国いたしましたという旨などの書状〔石田五郎左衛門↓柳沢所左衛門他一名〕
- 七 三月二四日 その村方へ私所持の田地を質地にしてくれるように頼まれたのでその取計い依頼状〔小諸荒町五太夫↓所左衛門〕
- 八 四月一〇日 地所の高分け・田地金の返納方につき書状〔土屋伝左衛門↓柳沢所左衛門〕
- 九 四月二四日 田地代金受取および病氣療治方などにつき書状〔土屋伝左衛門↓柳沢所左衛門〕
- 一〇 五月一日 買取知行地の所持方につき書状〔土屋伝左衛門↓柳沢所左衛門〕
- 一一 六月二三日 病氣大分快方に向った旨などの書状〔土佐吉右衛門↓柳沢所左衛門〕
- 一二 一〇月八日 廉教場で世話になったことの礼などの書状〔松崎↓五郎兵衛新田名主所左衛門〕
- 一三 一〇月一九日 父追善ならびに母三カ年季法事につきお出で願いたいという書状〔原新田柳沢所左衛門↓芦田宿土屋伝左衛門他三名〕
- 一四 一〇月一九日 母三カ年季追善につきお出で願いたいという書状〔原新田柳沢所左衛門↓芦田宿山浦權助〕
- 一五 極月二六日 小作方帳面状箱封印のまま受取った旨などの書状〔土屋伝左衛門↓柳沢所左衛門〕
- 一六 正月一七日 麻疹の心得書〔江戸下谷福井主水〕
- 一七 正月一七日 出来あがった絹の届け状〔吉野屋茂兵衛↓問屋伝左衛門〕
- 一八 当年は不作であった旨などの書付
- 一九 知行地所の維持方などについての書状下書
- 二〇 礼敬などについての教諭書〔断簡〕
- 二七 二月一四日 松板送り状〔取出町吉左衛門↓所左衛門〕
- 二六 二月一六日 金子調達できかね手元有り合せの五両だけ送る旨の書状〔御馬寄村柳屋孫右衛門↓原新

り柳沢所右衛門↓原新田柳沢所左衛門他一名) 状 一

買取直段が今少し引上がったら売却するか問合せ状〔土屋伝左衛門↓柳沢所左衛門〕 状 一

高柳田地も高分け本証文にしたい旨などの書状〔土屋伝左衛門↓柳沢所左衛門〕 状 一

参宮の砌は道中なにかと世話になりましたが私共両人も無事帰国いたしましたという旨などの書状〔石田五郎左衛門↓柳沢所左衛門他一名〕 状 一

その村方へ私所持の田地を質地にしてくれるように頼まれたのでその取計い依頼状〔小諸荒町五太夫↓所左衛門〕 状 一

地所の高分け・田地金の返納方につき書状〔土屋伝左衛門↓柳沢所左衛門〕 状 一

田地代金受取および病氣療治方などにつき書状〔土屋伝左衛門↓柳沢所左衛門〕 状 一

買取知行地の所持方につき書状〔土屋伝左衛門↓柳沢所左衛門〕 状 一

病氣大分快方に向った旨などの書状〔土佐吉右衛門↓柳沢所左衛門〕 状 一

廉教場で世話になったことの礼などの書状〔松崎↓五郎兵衛新田名主所左衛門〕 状 一

父追善ならびに母三カ年季法事につきお出で願いたいという書状〔原新田柳沢所左衛門↓芦田宿土屋伝左衛門他三名〕 状 一

母三カ年季追善につきお出で願いたいという書状〔原新田柳沢所左衛門↓芦田宿山浦權助〕 状 一

小作方帳面状箱封印のまま受取った旨などの書状〔土屋伝左衛門↓柳沢所左衛門〕 状 一

麻疹の心得書〔江戸下谷福井主水〕 状 一

出来あがった絹の届け状〔吉野屋茂兵衛↓問屋伝左衛門〕 状 一

当年は不作であった旨などの書付 状 一

知行地所の維持方などについての書状下書 状 一

礼敬などについての教諭書〔断簡〕 状 一

松板送り状〔取出町吉左衛門↓所左衛門〕 状 一

金子調達できかね手元有り合せの五両だけ送る旨の書状〔御馬寄村柳屋孫右衛門↓原新 状 一



- 三〇七 三月一日 代金受取〔小諸本町丸屋平右衛門↓原新田所左衛門〕 状 一
- 三〇八 三月一日 増金割金請求状〔碓氷平八↓原新田柳沢所左衛門〕 状 一
- 三〇九 三月一日 ろうそく代金の覚〔文右衛門↓処左衛門〕 状 一
- 三〇〇 三月一日 駕籠借用依頼などの書状〔塚原池田六右衛門↓原新田柳沢所左衛門〕 状 一
- 三〇一 三月一日 代金受取〔長右衛門〕 状 一
- 三〇二 三月一日 柱・かさ木・ぬき木代金などの覚〔大久保村甚六↓原新田八郎兵衛〕 状 一
- 三〇三 三月一日 金子世話依頼状〔芦田村土屋伝左衛門↓原新田柳沢所左衛門〕 状 一
- 三〇四 三月一日 追々こく物・こやし物など高直につき売却を勧める書状〔松本より山辺齋兵衛↓柳沢所三郎〕 状 一
- 二 三月一日 米・酒かすなどの松本相場通知状〔山辺↓柳沢〕 状 一
- 三〇五 三月一日 白縮緬代金などの受取〔万屋甚右衛門代万吉↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三〇六 三月一日 さらし・炭代金などの覚〔初右衛門↓右文学校世話人〕 状 一
- 三〇七 三月一日 病状を知らせる書状〔↓関長莞〕 状 一
- 三〇八 三月一日 印判などの依頼状〔依田源四郎↓柳 所左衛門〕 状 一
- 三〇九 三月一日 米売却の仕方につき尋ね状〔島屋泰吉↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三〇〇 三月一日 種水代金などの受取〔かうくや兼二郎↓上〕 状 一
- 三〇一 三月一日 せん香代金などの受取〔かうくや長右衛門↓上〕 状 一
- 三〇二 三月一日 緞五〇俵受取〔儀作↓所左衛門〕 状 一
- 三〇三 三月一日 先日申し上げた一件につき明後日参上するのでそれまでに相談してほしい旨の書状〔中桜井村名主文左衛門↓五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕 状 一
- 三〇四 三月一日 帰村次第参上するのでそれまでに内談してほしい旨の書状〔中桜井村文左衛門↓下原村柳沢吉右衛門〕 状 一

二 一〇月一七日

三四	四月一日	まつ・おしろい代金などの受取〔上田小松屋和右衛門↓上〕	状
三五	四月二日	大さる代金などの請取〔柏や儀平↓上〕	状
三六	四月三日	代金などの受取〔角屋権兵衛↓原新田所左衛門〕	状
三七	四月三日	塩仕入方にしたし由につき吉五郎の給金支払い依頼状〔喜右衛門↓所左衛門〕	状
三八	四月七日	父留守につき一三・四日頃来訪してほしい旨の返書〔中桜井村柳沢文吉↓五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕	状
三九	四月七・八日	粗一八俵余の受取〔御馬寄村藤田屋民次郎〕	状
四〇	四月八日	悴に持たせるので何分よろしくという書状〔弥四郎↓所左衛門〕	状
四一	四月九日	拙宅凌ぎ方難義の由知らせにつき夫食代を親父方へ送った旨などの書状〔依田市左衛門↓佐藤吉左衛門〕	状
四二	四月九日	下原村での芝居興行の案内状〔下原村藤兵衛他一名↓五郎兵衛新田役元〕	状
四三	四月一〇日	おのぶ死去のこと・羽織仕立方のこと・貸金返済方のことなどにつき書状	状
四四	四月一二日	封金一両をこの者へ持たせるので上納依頼状〔桜井新田より細茅権右衛門↓柳沢所左衛門〕	状
四五	四月一三日	売払い金入帳依頼などの書状〔下中込村小林金兵衛↓原新田柳沢所左衛門〕	状
四六	四月一六日	金子送り状〔御馬寄千代次↓柳沢〕	状
四七	四月一六日	水油代金の覚〔山崎屋惣助↓新田村所左衛門〕	状
四八	四月一六日	米直段の上昇を伝える口上書	状
四九	四月一七日	村内後藤市三郎の依頼で訪問したく都合問合せ状〔新屋村荒井荒次郎↓柳沢所平〕	状
五〇	四月一七日	金くさり代金受取〔坂井や林平↓上〕	状
五一	四月二〇日	作米代金勘定依頼状〔新田柳沢所左衛門↓御馬寄山浦与左衛門〕	状
五二	四月二〇日	代金受取〔香具屋↓上〕	状
五三	四月二五日	しめ女懐妊の由につき万事心添え依頼状〔下中込隠居↓上原村母上〕	状
五四	四月二五日	稽古初めが済んだら両先生に拙宅へ出張してほしい旨などの書状〔栄治右衛門↓柳沢〕	状



六	八月一七日	カステラ・むし菓子代金などの受取〔上田町松尾丁齋藤店↓上〕	状	一
七	八月三〇日	昼飯代金などの受取〔温泉場↑上〕	状	一
八	九月六日	昼飯料・ハガキ・ビール代金などの受取〔香掛湯本かなふや伴四郎↓柳沢康蔵〕	状	一
九	九月六日	金消指わ・米代金などの受取〔秋山商店↑上〕	状	一
一〇	一二月二〇日	ロシヤ皮手袋代金などの受取〔岩村田大和屋貫之助↓上〕	状	一
一一		結婚祝の言の葉下書	状	一
一二		米の勘定書付	状	一
一三	五月一〇日	遅延した印書の送り状〔原村飯嶋市兵衛↓原新田村柳沢所左衛門〕	状	一
一四	五月一二日	善光寺へ無事到着した旨の書状〔菊蔵↓三州花園村中川しゆけい〕	状	一
一五	五月一二日	宴会招待状〔小太郎他一名↓社中一統〕	状	一
一六			状	一
一七	五月一二日	この者への玄米渡し方依頼状〔井出惣左衛門↓柳沢所治郎〕	状	一
一八	五月一六日	この者への玄米渡し方依頼状〔井出惣左衛門↓柳沢所治郎〕	状	一
一九	五月一八日	この者への玄米渡し方依頼状〔井出惣左衛門↓柳沢所治郎〕	状	一
二〇	五月二九日	この者への玄米渡し方依頼状〔井出惣左衛門↓柳沢所治郎〕	状	一
二一	五月一五日	菓子・酒肴代金の覚〔落合↓御客様〕	状	一
二二	五月一七日	くるみ代金などの覚〔周太郎↓役元〕	状	一
二三	五月一七日	干鰯代金などの覚〔かめ屋三五郎↓五郎兵衛新田所左衛門〕	状	一
二四	五月一七日	うなぎ代金受取〔下中込林屋与兵衛↓原新田所左衛門〕	状	一
二五	五月一七日	鯉代金の覚〔あかた半平↓原新田村名主〕	状	一
二六	五月一七日	水種掛代金などの覚〔御馬寄布屋伊右衛門↓原新田役元〕	状	一
二七	五月一七日	瓜代金などの覚〔あふきや↓役元〕	状	一
二八	五月二〇日	大鯛代金受取〔鹿三郎〕	状	一
二九			状	一

- 三〇 五月二二日 豊治郎の事件についてはなおまた催促する旨の書状〔下中込村小林金兵衛↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三一 五月二二日 棧留代金などの覚〔中原中屋勘兵衛↓柳沢所左衛門納所〕 状 一
- 三二 五月二二日 役所用向きを仕舞って帰村した旨の報知状〔沓沢新田佐右衛門↓五郎兵衛新田名主所左衛門〕 状 一
- 三三 五月二三日 鯉代金受取〔下県半平↓五郎兵衛新田役元〕 状 一
- 三四 五月二四日 もち代金などの請取〔小諸町柳田五兵衛↓上〕 状 一
- 三五 五月二四日 一斗入算代金受取〔小諸荒町柳田忠兵衛↓上〕 状 一
- 三六 五月二四日 薬切一丁代金請取〔かぢや源吉↓上〕 状 一
- 三七 五月二四日 真鍮カギ代金受取〔小諸柳田茂十郎↓上〕 状 一
- 三八 五月二四日 鮭代金などの請取〔鶴屋五郎左衛門↓上〕 状 一
- 三九 五月二六日 かまほこ代金などの覚〔弥吉〕 状 一
- 四〇 五月二六日 鱒代金などの覚〔御馬寄村はしも↓新田役元〕 状 一
- 四一 五月二六日 染物代金の覚〔茂兵衛↓土屋伝左衛門〕 状 一
- 四二 五月二七日 上々中折二束代金の覚〔八幡宿和泉屋惣七↓上新田役元〕 状 一
- 四三 五月二九日 金子勘定方の間違いの有無を尋ねる書状〔中原中屋勘兵衛↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 四四 五月三〇日 豊次郎への渡し金の残金引渡し依頼状〔下中込村小林藤右衛門↓原新田柳沢所左衛門〕 状 一
- 四五 五月 米代金受取〔五郎兵衛新田所左衛門他一名↓岩村田園右衛門代直助〕 状 一
- 四六 閏五月一〇日 油代金などの覚〔御馬寄油屋幸蔵↓弁吉〕 状 一
- 四七 六月一日 注文された仕立代金などの知らせ状〔柏屋伝右衛門↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 四八 六月三日 依頼された脇指の値段について相談がまとまった旨の書状〔依田清右衛門↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 四九 六月四日 奈良麻代金などの覚〔万屋重右衛門↓柳沢処右衛門〕 状 一
- 五〇 六月六日 状 一

- 三七 六月八日 ちまき代金などの請取〔小諸本町角屋権兵衛↓原新田所左衛門〕 状
- 三八 六月一〇日 布代金請取〔岩屋長兵衛↓所左衛門〕 状
- 三九 六月一日 米一駄代金の覚〔車屋初太郎↓上新田柳沢所左衛門〕 状
- 四〇 六月二日 大豆を購入して下さいという書状〔土屋角藏↓柳沢〕 状
- 四一 六月五日 代金受取〔角屋権兵衛↓上〕 状
- 四二 六月一五日 針の注文書〔所左衛門↓角屋〕 状
- 四三 六月一七日 晒し麻代金などの覚〔岩屋長兵衛↓柳沢所左衛門〕 状
- 四四 六月二〇日 さらし・手拭代金受取〔いせや伝兵衛↓上〕 状
- 四五 六月二〇日 一件につき話したいことがあるので同道を乞う旨の書状〔上塚原大塚宗助↓柳沢所三郎〕 状
- 四六 六月二一日 半紙代金などの受取〔馬喰町沢根屋定七↓上〕 状
- 四七 六月二四日 ろうそく代金などの受取〔香具屋兼次郎↓上〕 状
- 四八 六月二四日 蚊帳代金受取〔粕屋伝左衛門↓柳沢処左衛門〕 状
- 四九 六月二四日 寅・酉・亥・丑年のメ金の覚〔大津屋半五郎↓柳沢所左衛門〕 状
- 五〇 六月二八日 年始の俳句〔よろつやなか↓おかた〕 状
- 五一 六月 茶代金受取〔上田原町菱屋清兵衛↓上〕 状
- 五二 七月一日 置米代金領収につき先調書返却の書状〔依田↓柳沢〕 状
- 五三 七月三日 書状の趣承知した旨の返書〔中橋尾上屋権七↓馬喰町所左衛門〕 状
- 五四 七月一〇日 メリヤス股引代金などの覚〔大和屋利兵衛↓柳沢所左衛門〕 状
- 五五 七月一日 代金受取〔御馬寄村大坂屋万吉↓上新田所左衛門〕 状
- 五六 七月二日 玉露代金などの受取〔小諸荒町柳田↓上〕 状
- 五七 七月一三日 油代金などの請取〔角屋権兵衛↓所左衛門〕 状
- 五八 七月一五日 一九日早朝に拙宅へお出で下さいという書状〔市河市左衛門↓高橋利兵衛〕 状
- 五九 七月一六日 病気の次兵衛の世話依頼状〔浄智近住↓柳沢三左衛門代人左次兵衛〕 状
- 六〇 七月一九日 金六〇両を送った旨ならびに上方へ繰出しの由だが首尾よく帰国するのを待つ旨などの 状





四二	九月二一日	機名塩丸代金などの内金受取〔善田↓柳沢〕	状
四三	九月二二日	油揚代金請取〔中津村岩井屋↓上〕	状
四四	九月二二日	代金請取〔中津村柳沢堂↓上〕	状
四五	九月二三日	ユフゼン縮緬などの持参依頼状	状
四六	九月二五日	蕎麦粉代金請取〔中津村山浦儀助↓五郎兵衛新田柳沢〕	状
四七	九月二五日	甲州表代金などの受取〔野沢原村井幹屋市兵衛↓原新田所左衛門〕	状
四八	九月三〇日	下駄代金などの請取〔島田屋喜助↓上〕	状
四九	一〇月六日	酒代金などの受取〔下県村大丸や代二郎↓五郎兵衛新田所左衛門〕	状
五〇	一〇月六日	御泊り入用蠟燭を注文して下さいという書状〔松屋仁兵衛↓役元〕	状
五一	一〇月八日	一〇月八日から三一日までの酒肴代金などの書付	状
五二	一〇月八日	金五両の送付依頼状〔前島他一名↓坂井他三名〕	状
五三	一〇月八日	車海老の送り状〔松崎権兵衛↓五郎兵衛新田所左衛門〕	状
五四	一〇月八日	中之条より手紙をくれたことなどへの礼状〔今岡齋藤新左衛門↓五郎兵衛新田名主〕	状
五五	一〇月一〇日	惣代出府の節好物のかんびょうなどを贈られたことへの礼状〔馬喰町二丁目武蔵屋仁兵衛↓御馬寄村柳沢所左衛門〕	状
五六	一〇月二一日	代金受取〔小諸柳田茂十郎↓上〕	状
五七	一〇月二一日	代金受取〔斎田屋喜三郎↓上〕	状
五八	一〇月二一日	代金受取〔柳田利十郎↓上〕	状
五九	一〇月二一日	山いも・ごぼう代金などの覚〔忠蔵↓新田所左衛門〕	状
六〇	一〇月二一日	代金請取〔香兼↓上〕	状
六一	一〇月二一日	種水油・石油などの受取〔香具屋兼治郎↓上〕	状
六二	一〇月二一日	代金請取〔相場書舎〕	状
六三	一〇月二一日	磨砂代金などの受取〔香具屋長右衛門↓柳沢〕	状
六四	一〇月二一日	栗箱膳・椀代金受取〔松屋和作↓上〕	状

四四	一〇月二日	コップ代金受取〔山屋儀平↓上〕	状	一
四三	一〇月二日	氷砂一斤代金請取〔小諸町柳田利十郎↓上〕	状	一
四二	一〇月四日	五徳代金請取〔小諸町柳田茂十郎↓上〕	状	一
四一	一〇月四日	金錢覚〔↓上〕	状	一
四〇	一〇月四日	米受取〔御馬寄村こくや武左衛門↓柳田所平〕	状	一
三七	一〇月五日	蒲団綿代金などの受取〔土屋栄三郎↓上〕	状	一
四六	一〇月六日	代金の覚〔粉河や龍太郎↓五郎兵衛新田柳沢所平〕	状	一
四五	一〇月六日	吉右衛門の親類組合の者をよこす日を来月一・二・三日のうちにしてほしい旨の書状〔清水重左衛門↓柳沢所左衛門〕	状	一
四八	一〇月六日	木綿・水油などの注文書〔所平〕	状	一
四七	一〇月六日	奥野様よりの内意一件につき参上会談したく所左衛門への連絡依頼状〔中桜井村柳沢文左衛門↓五郎兵衛新田柳沢吉右衛門〕	状	一
四二	一〇月二日	小袖代金などの請取〔万屋甚右衛門↓柳沢所左衛門〕	状	一
四三	一〇月六日	小袖・上下代金などの請取〔万屋甚右衛門↓柳沢所左衛門〕	状	一
四四	一〇月八日	かんひや代金受取〔市郎右衛門↓所左衛門〕	状	一
四五	一〇月八日	代銀受取〔小諸本町角屋権兵衛↓原新田所左衛門〕	状	一
四六	一〇月九日	菓子・柿代金などの受取〔山木屋↓上〕	状	一
四七	一〇月二〇日	中之条への送り品預り状〔御影小宮山三四郎↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕	状	一
四八	一〇月二五日	急いで来てくれるようにとの書状〔牧布施村伊藤五郎兵衛↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕	状	一
四九	一〇月二六日	今日が日限につき出張依頼状〔土屋直右衛門↓柳沢所左衛門〕	状	一
五〇	一〇月二七日	絹代金などの覚〔岩屋長兵衛↓所左衛門〕	状	一
		風邪のため出向出来ない節には万端よろしく頼む旨の書状〔柳沢所左衛門↓土屋直右衛門〕	状	一



所左衛門

五二	十一月十七日	鯉・うなぎ・椎茸代金などの覚〔かめや三五郎↓原新田所左衛門〕	状	一
五三	十一月十七日	ミルク代金などの請取〔小諸町柳田五兵衛↑上〕	状	一
五三	十一月十七日	代金受取〔小諸柳田茂十郎↓上〕	状	一
五四	十一月十八日	相談したいことがあるので二〇日の上塚原村での会合の節にはよろしくとの書状〔耳取村丸山忠左衛門↓掛川奎右衛門〕	状	一
五五	十一月二一日	靱代金皆済日延べ願書〔島屋恭吉↓柳沢所左衛門〕	状	一
五六	十一月二五日	佐藤三四郎見送りのため小諸まで二・三人出張した旨の通知状〔下県村名主↓五郎兵衛新田名主〕	状	一
五七	十一月二六日	痛所があるため出役できない旨の書状〔竹田村名主十右衛門↓下県村名主七郎兵衛〕	状	一
五八	十一月二七日	米代金残金は十一月二五日頃までに皆済する積りである旨の書状〔御馬寄村町田彦右衛門↓五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕	状	一
五九	霜月二八日	靱代金の一部返済の添状〔御馬寄村柳や↓柳沢所左衛門〕	状	一
五〇	十一月二九日	うなぎ・酒・菓子代金などの覚〔遊亀楼↑上〕	状	一
五一	十一月三〇日	別紙口演のとおりにつき出席依頼状〔塚田耕蔵↓柳沢〕	状	一
五二	十一月三〇日	靱代金残金支払い延期願書〔御馬寄村島屋彦右衛門↓原新田柳沢所左衛門〕	状	一
五三	十一月晦日	代金受取〔山田兼二郎↓和泉屋弥兵衛〕	状	一
五四	十一月二日	家族の近況を伝える書状	状	一
五五	十一月二日	代金受取〔伝兵衛↓諸左衛門〕	状	一
五六	十一月二日	しらたき代金などの覚〔橋本↓五郎新田役元〕	状	一
五七	十一月二日	水油代金などの受取〔角屋権兵衛↓所左衛門〕	状	一
五八	十一月五日	旅籠代請取〔上田町はたこや安兵衛↓上〕	状	一
五九	十一月五日	上塚原御両家一条再願についての書付を落掌した旨の書状〔掛河奎太↓柳沢所三郎〕	状	一
五〇	十二月六日	靱受取〔御馬寄村清兵衛↓新田所左衛門〕	状	一







五九

一 閏月五日

黒砂糖・白砂糖代金などの請取〔叶↑上〕

状

二 閏月五日

代金受取〔香具屋長右衛門油店↓上〕

状

三 閏月五日

代金受取〔柏屋儀兵衛↓上〕

状

五七

九日

ろうそく・茶碗代金などの覚〔柳屋弥惣太↓所左衛門〕

状

五八

九日

粗取立ての覚〔伝左衛門他一名↓役員〕

状

五九

一四日

漢文への加点依頼状〔御存↓教師〕

状

五八

二五日

里方へ参るにつき留守中の心付け依頼状〔同人↓鍵屋〕

状

五九

二九日

足袋代金などの受取〔清水や↓上〕

状

五九

豊竹多美太夫三回忌追福浄瑠璃唱会興行の案内状〔会主豊竹美寿太夫他一名〕

状

五九

粗支出いの世話依頼状〔所左衛門↓六弥〕

状

五九

五郎兵衛新田他国出人の帰村期限の延引願書

状

五七

春日村他国出人で今年中に帰村しない者については来卯年の人別改め前に役所へ届け差

状

図を請けたい旨などの願書

状

五八

小包送票

状

五九

鮮魚送り状〔日本橋品川町松屋↓五郎兵衛新田中屋角藏〕

状

五八

度量衡に関する漢籍を見て自己の見解を述べた書状

状

五九

東京で入手した薬を送る旨などの書状〔↓柳沢源吾〕

状

五九

三月二日

市太郎田地附金支払い依頼状〔柳沢吉右衛門↓柳沢所左衛門〕

状

五九

おめにかかり愚案申し上げたいので出向の節立寄ってもらいたい旨の書状

状

五九

病状によっては年内帰国も覚束ない旨の書状

状

五九

明日より休むように仰せつけられたことに対し承知した旨の書状〔後欠〕

状

五九

清国事件で服部中佐が戦死したことは残念の至りである旨などの書状

状

五七

心路を察してくれるようにとの書状〔金右衛門↓柳の糸〕

状

十一月二〇日

昨年頂いたかすりをようよう私が羽織に頂いた旨などの書状〔筆↓姉上〕

五九八 母が馳走になったことの礼状

六〇〇 戦わずして一先ず本陣へ引上げた旨の書状〔御存じ↓両氏〕

六〇一 外国人に日本の法を遵守させてほしいという六四州一同歎願書〔農人・町人惣代〕

六〇三 預け置いた古証文の覚

七月二八日

六〇四 親代金支払い状〔御馬寄町田彦左衛門↓原新田柳沢所左衛門〕

六〇五 親代金支払い延期願書〔橋詰彦右衛門↓柳沢所左衛門〕

六〇六 兄弟で半々ずつ出金して家作し同居するにあたっての取替証文

六〇七 材木の買い増し依頼状〔治右衛門↓三左衛門〕

六〇八 双親に対し不敬を顧みず子が過ちを陳述する書〔後欠〕

六〇九 東京に逗留しても間違いない旨や一二・三日頃には急度沙汰がある旨などの易断書

六一〇 安産の吉方などの書付

六一一 需に応じて丁亥旧二月初五日庚申歳善男子の身の上を占った書付

六一二 和讃〔後欠〕

六一三 深草玄政壁書の写

六一四 和讃

六一五 野馬台詩

六一六 俳句集〔前欠〕〔撰者金全〕

六一七 俳句への批評依頼状〔西京府下本山知恩院内宗学校寓↓柳沢迎存〕

六一八 江戸から高崎辺までの道中で詠んだ俳句の留書

六一九 俳句集〔正福〕

六二〇 柳沢氏盆植の福寿草をみて詠んだ句〔木偶人〕

六二一 和歌書付

六二二 和歌短冊

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

状

六三

和歌短冊

状 一

六三

内務省免許保寿誠応円の効能書〔官許修製所上伊那郡伊那村小池新一郎〕

状 一

六四

靈方万金丹の効能書〔勅許調合所勢州朝熊岳野間因幡掾〕

状 一〇

六五

靈方万金丹の効能書〔勢州朝熊岳野間因幡掾〕

状 九

六六

薬の効能書〔江戸中橋おが町中通喜谷市郎右衛門養益〕

状 一

六七

薬の宣伝書〔躋寿堂主人〕

状 一

六八

高柳・白田・中込などへの披露の使いの名前その他の書付

状 一

六九

はら一切によい木香丸の包紙〔北村〕

状 一

七〇

官許保寿誠応円の包紙〔信陽伊那郡小池新一郎製〕

状 一

七一

人參くまのみ丸の包紙〔加賀領岩瀬高田伝三郎〕

状 一

七二

大人小児万病奇応丸の包紙〔養生堂〕

状 一

七三

神仙解毒丸の包紙

状 一

七四

きざ一切の薬の包紙〔江戸浅草田原町小松文吉〕

状 一

七五

官許如神丸はら薬の包紙

状 一

七六

漢方薬の処方箋

状 一

七七

金子一五両の請取〔宝泉寺↓柳沢所左衛門〕

状 一

一

四月二五日

二

人力車賃料・あんま代などの書付

状 一

三

坂木までの人力車代などの立替え覚と善光寺大門町での土産物購入の覚

状 一

四

長埜出頭柳沢公の日当などの覚

状 一

五

小遣帳断簡

状 二

六

宿より受取りの金銭などの書付

状 一

七

日当金残金の勘定書

状 一

八

酒肴料・立替金などの書付

状 一

九		させる・守袋代金などの書付	状	一
一〇		風類敷代金などの覚〔碓氷↓柳沢〕	状	一
一一		滞在中の小使費・飯代・酒肴料などの覚〔金蔵↓柳沢〕	状	一
一二		きいやでの費用の割勘定の書付	状	二
一三		米請取〔御馬寄布屋↓原新田所左衛門〕	状	一
一四	七月一二日	代金受取〔喜助↑上〕	状	一
一五	一二月九日	五郎兵衛新田分の金子の書付	状	一
一六		布代金受取〔岩屋長兵衛↓所左衛門〕	状	一
一七		給金受取〔五郎兵衛新田文右衛門〕	状	一
一八		村々からの取立金銭の書付	状	一
一九		所左衛門分の取金・懸返し金などの覚	状	一
二〇		黒唐天代金の覚〔和泉屋忠七↑上〕	状	一
二一		布代金の書付	状	一
二二		新酒代金受取〔津ちや↓柳沢〕	状	一
二三		代金受取	状	一
二四		豆腐代金などの受取〔幸蔵↓柳沢〕	状	一
二五	十一月一七日	取立金の内商社残金など差引きの覚	状	二
二六		大正七年々の内金受取	状	一
二七		柳沢家景などの写真代金受取〔岩村田町中村貞栄〕	状	一
二八		重箱代内金請取〔御影村指物屋末吉↓五郎兵衛新田村〕	状	一
二九		染代金などの覚〔八幡松葉屋重右衛門↓新田所左衛門〕	状	一
三〇		新酒・豆腐代金などの受取〔柳沢弥吉〕	状	一
三一		カステラ・人力車代金などの覚	状	一
三二		カステラ・最中・苺ジャム代金などの覚〔↓上〕	状	一



六三二	元メらへの礼金の覚	状	一
六三三	からまつ代金についての要右衛門の入札〔要右衛門〕	状	二
六三四	干魚代金の覚	状	一
六三五	重左衛門ほか銘々立替金調書	状	一
六三六	新田所左衛門分の米駄数書付	状	一
六三七	新田所左衛門分の米駄数書付	状	一
六三八	置米代金・養老米代金などの書付	状	一
六三九	ふち米などの覚	状	一
六四〇	切こんぶ・ひじき・椎茸など小諸整ものの書上	状	一
六四一	釘代金などの覚〔↓源五右衛門〕	状	一
六四二	なす・からし代金などの覚〔↓柳沢〕	状	一
六四三	代金差引き覚〔小諸荒町近江屋次兵衛↓上〕	状	一
六四四	布代金の覚	状	一
六四五	せきかね代金受取〔御馬寄↓新田所左衛門〕	状	一
六四六	とうふ・こんにやく代金覚〔上州や平兵衛↓所左衛門〕	状	一
六四七	松たけ代金などの覚〔こまや多蔵↓新田勝五郎〕	状	一
六四八	賃永渡し方の覚	状	一
六四九	鑑帳寄書	状	一
七〇〇	鑑帳寄書	状	一
七〇一	戸籍帳・地券取調べ書上帳・林地券取調べ書上帳などの冊数書上	状	一
七〇二	取立金の覚	状	一
七〇三	金銭差引きの覚	状	一
七〇四	寺・岩村田宿などへの金銭支払いの覚	状	一
七〇五	久衛・伝蔵・所平らの三月二八日の出金高覚	状	一

七〇九	弥左衛門金銭差引きの覚	状
七〇八	弥左衛門からの請取金額とその払い方の覚	状
七〇七	中風薬湯などの覚	状
七〇六	柳沢所三郎の一月から三月までの入費・立替えそのほか受払い金などの書付	状
七〇五	金銭差引きの覚	状
七〇四	三左衛門・弥左衛門・所平・所作の金銭書付	状
七〇三	無尽金の覚	状
七〇二	明治八年四月二日半口掛の無尽金の覚	状
七〇一	正月二五日・二八日のこんにやく代金の覚〔万吉↓所左衛門〕	状
七〇〇	弥四郎・吉左衛門などからの取立金差引きの覚	状
六九九	三人分の会費などの書付	状
六九八	柳茂・池一・柳所ほかの金円書付	状
六九七	金円支払いの書付	状
六九六	金円差引きの書付	状
六九五	上田より飛脚が来た節のろふそく代・岩村田出頭入用などの書上	状
六九四	地価金などの書付	状
六九三	無尽金の覚	状
六九二	髪結代金などの書付	状
六九一	元ノ様・和田様らへの金銭の覚	状
六九〇	塩・酒などの代金請取〔ふじや嘉吉↓平三郎〕	状
六八九	布代金の覚	状
六八八	金銭差引きの覚	状
六八七	所右衛門・吉左衛門・所左衛門の金銭書付	状
六八六	所左衛門・実大寺・多中ほかの金銭差引きの覚	状

七〇〇	正三番掛金の覚〔柳沢所左衛門〕	状	一
七〇一	金銭差引きの覚	状	一
七〇二	金銭差引きの覚	状	一
七〇三	元利金の書付	状	二
七〇四	久七右衛門・伝次郎ほかの金銭書付	状	一
七〇五	金銭の書付	状	一
七〇六	久右衛門・伝二郎ほかの金銭差引きの覚	状	一
七〇七	文之丞の金銭書付	状	一
七〇八	二朱判・小判・二分判などによる金額の覚	状	一
七〇九	人別の取立金の書付	状	一
七一〇	金銭差引きの覚	状	二四
七一一	ろふそく代金などの書付	状	一
七一二	元々様・杉浦様らへの金銭の覚	状	一
七一三	元結代金などの覚	状	一
七一四	安政七年・辰年・丑年・巳年の貸金・預り金などの覚	状	一
七一五	金銭書付	状	一
七一六	立替金などの書付	状	一
七一七	真金上納などの覚	状	一
七一八	徳川元千代逝去につき普請鳴物停止の触廻状〔裏に干魚代金の覚あり〕〔中之条役所↓三ツ井村始め桜井新田留村々役人〕	状	一
七一九	文之丞との金銭差引きの覚	状	一
七二〇	金銭書付	状	一
七二一	貸金の書付	状	一
七二二	人別金銭の書付	状	一





五九	村別二分金有数書上控	状
六〇	池田喜代松妻もとの出身地の書付	状
六一	御馬寄山浦勝助などへの車代を渡した月日の覚	状
六二	小諸・上田・松代・善光寺の米相場書付〔春日村五郎兵衛〕	状
六三	茶代・蠟燭代金などの書付	状
六四	風呂釜代金などの書付	状
六五	黒砂糖・なんきん代金などの書付	状
六六	さけ・丸いも・しいたけなどの数量書付	状
六七	鮭・数の子・みかんなどの数量書付	状
六八	敷居・長押代金などの書付	状
六九	薪・玄米・味噌代金などの書付	状
七〇	福田屋の靱を前山重右衛門へ渡した覚	状
七一	本県で改めの真金額などの書上	状
七二	御布施の覚	状
七三	酒の仕込方の書付〔雲州飯石郡懸合村福場新七郎〕	状
七四	夫錢帳・用水・年貢に関する諸帳面の書上	状
七五	煙草管代金など上田で佐藤君と手前の差引きした金銭などの覚	状
七六	甲州八代郡内海多次郎代官所および田安領分の村高・人馬数書上	状
七七	附立帳より調べ落ちた分の金円書付	状
七八	酒肴代金の覚〔勝右衛門↓上〕	状
七九	椎茸・れん・丸いも・さつまいもなど整ものの書上〔断簡〕	状
八〇	水油・せん香・そうめんなどの数量書付	状
八一	烟草切賃の書付	状
八二	人足賃錢などの書付	状

八三三	麻代金などの受取(↓上)	状	一
八三四	鮭・数の子・白魚などの数量書付	状	一
八三五	御用材木代金・柚作料などの書付	状	一
八三六	市川・柳沢・井出・生駒の飯代の書付	状	一
八三七	米駄数・駄賃などの書付	状	一
八三六	人別俵数・不足分などの書付	状	一
八三九	本田・新田・改田の高の書付	状	一
八三〇	田高・納米などの書付	状	一
八三一	差引き替糶の覚	状	一
八三二	米高の覚	状	一
八三三	人別俵数の書付	状	一
八三四	本名寄の節改めるべき人別石高の書付	状	一
八三五	与曾吉・八百作ほかの糶俵数書付	状	一
八三六	所左衛門納・郷中納の糶数書付	状	一
八三七	作人別と手作りの糶俵数書付	状	一
八三六	アルファベットの書付	状	一
八三九	仮名遣いの書付	状	二
八四〇	清柳院浄善月永居士他一五名の戒名書付	状	一
八四一	東照神君遺訓写	状	一
八四二	護符	状	一
八四三	勝利の御守札	状	一
八四四	清正公宝守など守護札四種	状	四
八四五	五郎兵衛新田棟札改め書	状	一
八四六	更級郡更級村塚田小右衛門の名刺	状	一

六四七

両穀預り人書付

六四八

道路と敷地の略図

六四九

寛永から明治の元号・年数の一覧

六五〇

寛永から明治の年号・干支・年数の一覧

六五一

岩下七之助手形

六五二

長野優劇場芝居役付書

六五三

大坂見物名所附

六五四

印鑑と直筆名前付の近世書画便覧を搜してくれるようにとの依頼状

六五五

書画抽籤会案内状〔軍人同情会発企人岩村田町松田文作〕

六五七

新発明水おしろい「雪の友」「雪のつや」の広告〔元売捌所大伝馬町大坂屋物右衛門〕

日本橋区浜町の大審院・各裁判所許可詞訟代人平野春江の御年玉袋と五厘の郵便はがき七枚

六五八

武田信玄簾中陽雲院についての留書(断簡)

六五九

所得申告方についての諸規程書(断簡)

六六〇

南佐久郡野沢町繁栄寿娯録

六六一

千代田生命保険相互会社保険案内〔長野県内募集担任茂木吉治〕

六六二

千代田生命保険相互会社保険案内〔長野県内募集担任茂木吉治〕

六六三

千代田生命保険相互会社保険案内〔長野県内募集担任茂木吉治〕

市川家発信文書

六六四

一 享保三年二月

二 享保六年十二月

三 享保七年十一月

田地五年季売渡し証文〔田地主市川五郎兵衛他一名↓新田村市左衛門〕  
下原茶や南浦構地の売渡し証文〔市川五郎兵衛↓名主三左衛門・年寄〕  
林売渡し証文〔林売主市川四郎兵衛↓新田名主・組頭〕

状 一  
状 一  
状 二

状 一  
状 一  
状 一  
繪図 一

状 二  
状 八

状 一  
状 一  
状 一  
状 一  
状 一  
状 一  
状 一  
状 一  
状 一  
状 一





左衛門他一名

- 一三 卯月二六日 無尽への世話に対する札などの書状〔市川四郎兵衛↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 一四 四月二六日 黒滝開山堂建築資金不足につき村方への寄付募集依頼状〔市川四郎兵衛↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 一五 五月二日 手伝い人足を遣わすので植付けに使って下さいという旨などの書状〔伝（一）↓所左衛門〕 状 一
- 一六 五月一八日 七之丞田地売却のことなどにつき書状〔市川四郎兵衛↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 一七 八月八日 久利峰祭祀に代参派遣につき神事取計い依頼状〔市川五郎兵衛↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 一八 八月八日 祭祀への代参人派遣につき世話依頼などの書状〔市川五郎兵衛↓柳沢所左衛門・同弁吉〕 状 一
- 一九 八月八日 病氣のため祭祀に出席できない旨の書状〔市川五郎兵衛↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 二〇 八月一三日 借用方への厚志に対する札などの書状〔市川五郎兵衛↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 二一 九月一八日 母の眼病の治療方などにつき書状〔市川四郎兵衛↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 二二 一〇月一六日 絹直段の伝達依頼などの書状〔市川四郎兵衛↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 二三 一〇月二七日 先納取立人派遣につき世話依頼などの書状〔上州羽沢市河五郎兵衛↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 二四 一〇月二八日 親取立人への世話などに対する札状〔市川五郎兵衛↓柳沢所左衛門他一名〕 状 一
- 二五 一一月二三日 病後のため当冬取立諸差引きを高橋へ依頼につき世話依頼状〔市川五郎兵衛↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 二六 一二月二日 知行分割賦などの世話依頼状〔市川四郎兵衛↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 二七 一二月八日 借金依頼などの書状〔市川四郎兵衛↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 二八 一二月八日 所左衛門に対する借金申込みへの斡旋依頼などの書状〔市川四郎兵衛↓柳沢弁弥〕 状 一
- 二九 一二月二八日 五郎兵衛への異見依頼などの書状〔市川四郎兵衛↓柳沢所左衛門〕 状 一
- 三〇 寛延三年二月 大助役免除願書〔上州南牧御関所守市川五郎兵衛↓伊奈半左衛門〕 状 一
- 三二 宝暦六年一二月 畑永代譲渡証文〔畑壳主市川五郎兵衛↓五郎兵衛新田名主・年寄〕 状 一

（B）

一 寛政七年八月

真親靈神参詣道を寄附されるに際し樹木植立・鳥居立石などしない旨の一札〔市川五郎

状 一）



## 八三

同三左衛門〕  
柳沢所左衛門・同母・同弁弥ほか七名への祝儀品の覚  
状 状

## 一五

一 文化八年閏二月朔日  
霊社再建のために一〇日に村に到着して万端相談し一日に地形を始める旨の書状〔市

川五郎兵衛↓柳沢所左衛門他七名〕

二 文政五年一月  
おうた隠免地の世話依頼の遺言状〔柳沢弥惣次↓所左衛門他八名〕  
状 状

三 文政五年一月  
自分死後のおうたの小遣金預け状〔弥惣次↓所左衛門〕  
状 状

四 正月二十四日  
金子貸与依頼状〔市河帯刀↓柳沢所左衛門〕  
状 状

五 二月二日  
本百姓名代の与五右衛門への譲渡証文〔茂右衛門↓弥五右衛門〕  
状 状

六 三月二十五日  
例年のごとく発起無尽会合につき人を遣わすので取計い依頼状〔市川五郎兵衛↓柳沢所  
左衛門〕  
状 状

七 四月一六日  
無尽一件がお世話によって滞りなく済んだことの礼などの書状〔市川四郎兵衛↓柳沢所  
左衛門〕  
状 状

八 六月二日  
霊社再建出来につき八月五日に遷宮したい旨の書状〔市川五郎兵衛↓柳沢所左衛門〕  
状 状

九 八月二〇日  
三川田新田と市村新田の高・五郎兵衛新田の村高・開発年などの問合せ状  
状 状

一〇 極月八日  
願いを聞き届け世話してくれたことへの礼状〔市川五郎兵衛真邦↓新田村名主・組頭〕  
状 状

八三 借金証文〔金借用主市川五郎兵衛他三名↓山浦村義左衛門〕  
状 状

八四 借金証文〔上州羽沢借用人市川五郎兵衛他五名↓山浦村義左衛門〕  
状 状

八五 文政一三年一月  
金五両仮請取証〔市川帯刀↓所左衛門〕  
状 状

八六 霜月取立てまで金五両借用依頼状〔市川帯刀↓柳沢所左衛門〕  
状 状

八七 金五両借用の礼状〔市川五郎兵衛↓柳沢所左衛門〕  
状 状

八八 年甫の祝詞〔市川五郎兵衛↓柳沢所左衛門〕  
状 状

八九 年甫の慶詞および上州辺一統金子詰りの由の追伸〔市川五郎兵衛・同帯刀↓柳沢所左衛  
門〕  
状 状

九〇 二月六日  
一〇 霜月二日  
一一 正月二三日  
一二 二月六日

一三 二月六日

一四 二月六日

門・同金弥)

四 二月二〇日

二・三年以来米下直のため金詰りにつき無尽発起したく世話依頼状〔市川五郎兵衛↓柳沢所左衛門〕

五 二月二十八日

改年の慶詞〔市川五郎兵衛↓柳沢所左衛門〕

六六

一 天保一一年三月

祠堂修覆金借用証文〔市川五郎兵衛↓妙香院〕

二 天保一一年四月

有金儀定覚帳〔妙香院一三世実道他五名〕

六七

一 嘉永元年四月

拝領地の相続録式地願書〔願人所左衛門他一名↓市川五郎兵衛内根沢太右衛門〕

二 嘉永元年一月

所左衛門に対する反別二町七反余の土地を相続式地とすることの許可状〔市川五郎兵衛〕

三 未年二月一七日

録式地については現在病中のため追って委細返答する旨の書状〔上州羽沢市川五郎兵衛↓柳沢所左衛門〕

六八 (元治元年)二月二四日

かねて頼みおいた無尽のことで節句後出張するつもりである旨の書状〔市川四郎兵衛↓柳沢所左衛門〕

六九 明治一〇年二月二日

年甫の祝詞〔上野国甘楽郡羽沢村住士族市川四郎兵衛↓柳沢所三郎〕

七〇

一 明治一〇年二月一四日

昨年分飯米の残りと本年分との送付依頼状〔上州羽沢村市川四郎兵衛↓柳沢所三郎〕

二 明治一〇年二月一四日

新田開拓由来書を送る旨の書状〔市川四郎兵衛↓柳沢所三郎〕

三 文禄二年三月一六日

百姓屋敷周囲の林での草木取り方などの通達写〔大久保十兵衛尉↓市河市左衛門〕

四

六一 明治一一年一月二二日

清が出県につき派遣できない旨の書状〔上州羽沢村市川四郎兵衛↓柳沢所三郎〕

六二

一 明治一一年三月三日

約定米受取〔上州羽沢市川四郎兵衛↓柳沢所左衛門〕

二 三月三日

長野表の模様が不明なので心配の旨などの書状〔市川四郎兵衛↓柳沢所左衛門〕

状

状

状

状

縦

状

状

状

状

状

状

状

縦

状

状

状

一

八三

一 明治一三年二月二三日

惣代人を早々出京させてほしい旨などの書状〔東京出張先市川清↓五郎兵衛新田柳沢所  
三郎〕

状 一

二 二月九日

所三郎かさもなくば誰か至急出京してほしい旨の書状〔市川清↓柳沢所平・同所三郎〕

状 一

三 三月一日

示談交渉の経過などの報知状〔二親共〕〔依田房吉・中沢幸輔↓五郎兵衛新田役場該事件  
総代衆〕

状 二

四 三月六日

解任されたい旨などの書状〔市川清↓依田源四郎他惣代衆〕

状 一

五

一村興廃にも差響きかつ一村惣代の名儀にもかかわることなので両公の尽力を願う旨の  
書状

縦 一

八四

一 明治三四年九月

借金証〔五郎兵衛新田村金借用人市川真英他一名↓五郎兵衛新田村長松川三千太郎〕

状 一

二 明治三五年

返済金請取〔五郎兵衛新田村市川真英↓五郎兵衛新田村柳沢所次郎〕

状 一

八五 丑年一月二十九日

糶納額・金納額の覚〔市川↓所左衛門〕

状 一

八六

一 戌年一〇月一三日

春日山論夫銭の覚

状 一

二 二月八日

金子融通依頼状〔市川四郎兵衛↓所左衛門〕

状 一

三 三月一日

無尽開催への一層の尽力を頼む旨などの書状〔市川五郎兵衛↓柳沢所左衛門他一名〕

状 一

四 四月三日

金子を受取った旨の書状〔土佐吉右衛門↓柳沢所左衛門〕

状 一

五 四月三日

春日村ならびに同新町分地先草場への新田開発出願の風聞につき御影役所へ用水の障り  
になる旨を申立てるようにとの書状〔市川五郎兵衛↓柳沢所左衛門・高田伝兵衛〕

状 一

六 七月一日

品物を贈られた礼状〔市川五郎兵衛↓柳沢所左衛門〕

状 一

七 七月八日

家督相続の祝義として樽肴を贈られた礼状〔市川五郎兵衛真純↓柳沢所左衛門・組頭衆〕

状 一

八 七月二日

今年の麦作の実入り状況を知らたい旨などの書状〔市川五郎兵衛↓柳沢所左衛門他一名〕

状 一

九 一〇月三日

訪問した際の厚遇に対する礼状〔市川鉄堂↓柳沢弁吉〕

状 一

六六 二月一五日

内々の金子借用依頼状〔市川九十郎右衛門↓柳沢三左衛門〕

状 一

六六 二月一七日

市川家拝領地由緒を口上書で送る旨の書状〔市川四郎兵衛↓柳沢三左衛門〕

状 一

六六 三月二八日

原水訴訟の証拠となる村指出明細帳などの送付依頼状〔上田出張先市川清↓五郎兵衛新田柳沢所平〕

状 一

六六 卯月一一日

大豆を一駄貸すように清八方へ咄してくれたことへの札状〔市川四郎兵衛↓柳沢三左衛門〕

状 一

六二

一 四月一七日

金子証文返進方につき書状〔野方村亦右衛門↓五郎兵衛新田村三左衛門〕

状 一

二 六月四日

牧布施村との出入の経過などについての書状

状 一

三 六月四・五日

五郎兵衛新田用水を牧布施村民が盗水した一件の吟味願書〔下書共〕〔市川五郎兵衛↓吉沢定右衛門他二名〕

状 二

六二 四月

借金依頼状〔市川九十郎↓柳沢三左衛門〕

状 一

六二 六月一〇日

靈社鳥居ならびに石階敷石など八月祭礼前に成就の由承知した旨の書状〔市川四郎兵衛↓五郎兵衛新田役人衆〕

状 一

六二 七月九日

五両貸与承諾への札と新規五両借用依頼状〔市川四郎兵衛↓柳沢三左衛門〕

状 一

六二 八月八日

役人の再改めが済んで安堵した旨などの書状〔市川四郎兵衛↓柳沢所左衛門・同弁弥〕

状 一

六二 八月一一日

明神隣り林については何分にもよいようにしてくるようにとの書状〔市川五郎兵衛↓柳沢三左衛門〕

状 一

六二

一 八月二二日

元梨子沢常雲寺隠居が妙香院住職を望み吉祥寺も賛成につき取計い依頼状〔市川五郎兵衛↓柳沢所左衛門〕

状 一

二

九月二四日

妙香院後住一件につき吉祥寺へのとりなし依頼状

状 一

六二 一二月三日

無尽の世話依頼などの書状〔市川四郎兵衛↓柳沢弥五右衛門他一名〕  
依頼した無尽発起整うにつき札状〔市川五郎兵衛・市川道寿↓柳沢弥五右衛門・柳沢所

状 一

〇〇 一二月一六日

〇二 臘月二四日

左衛門

当冬米下直で困る旨などの書状〔羽沢村より市川四郎兵衛↓柳沢三左衛門〕

我等百姓方の用水路人足賃未払いの由につき家来清八方へ取立て渡すように申しつけたので一両日中に済むであろうという旨の書状〔市川五郎兵衛↓新田村名主・組頭衆〕

状 一

状 一

冊子部  
追加



文書番号	年 代	文 書 名	形態	数量
四六三	(寛永)宝曆	諏訪明神棟札写	綴	一
四六四	元禄二年九月六日	信州佐久郡岩尾・落合・塩名田・御馬寄・八幡・桑山・蓬旧七村と同郡前山・沓沢・平井三村、同郡入布施・温井・中居三村、同郡片倉・岩下両村ならびに同郡大和田村・同郡糠尾村・竹田村野山論裁許の条々〔稻 五郎兵衛他六名〕	綴	一
四六五	(宝永)明和	兩宮大明神棟札写	綴	一
四六六	享保一々一五年	年貢金請取通帳〔矢嶋村名主↓三左衛門〕	綴	一
四六七	宝曆一二年一月	草刈野入会ならびに獄材木百姓自分入会村々覚帳〔五郎兵衛新田柳沢弁弥〕	綴	一
四六八	明和六年正月	伊勢代参者への祓料明細書〔福嶋鳥羽大夫内野村吉左衛門↓柳沢所左衛門〕	綴	一
四六九	明和九年三月	田畑質地証文〔田畑主源右衛門他二名↓所左衛門〕	綴	一
四七〇	明和九年七月二七日	堰祝札指詰帳	綴	一
四七一	明和九年七月二七日	中仙道往還通り畑畔への桑植付けについての上申書などの留書〔所左衛門他二名↓渡辺与惣七他一名〕	綴	一
四七二	安永六年七月	平籠加普請仕上帳〔長念寺他一名〕	綴	一
四七三	安永九年正月	人足札・金錢渡し通帳〔所左衛門〕	綴	一
四七四	天明二年五月三日	御馬寄・矢嶋村・当村組合雨乞い一件留	綴	一
四七五	天明二年六月二日	徳右衛門流死一件につき村々札の控	綴	一
四七六	天明二年六月二五日	殿様通行の際の出張入用ならびに人足覚帳	綴	一
四七七	天明三年二月	卯用水堰小遣帳〔堰役人幸助〕	綴	一
四七八	天明三年八月	次右衛門病氣につき借用方請払い大積り帳〔次右衛門↓庄兵衛他二名〕	綴	一
四七九	天明四年三月	次右衛門借用方請払い覚帳〔立会庄兵衛他三名↓名主・与頭〕	綴	一

四八〇 天明三年十一月二五日

預り囚人番として平賀へ差出した人足寛帳（小頭七左衛門他九名）

横

一

四八一 天明三年

天候不順に加えて浅間山大焼のため田方不熟青立につきの内見合付帳提出書

横

一

四八二 (天明三年)

宗旨別男女人数・稼奉公人数などの留書

綴

一

四八三 天明四年々文化二二年

年貢請取通帳

横

一

四八四 天明四年写

享保一一年の民家（百姓）分量記一 二 三 四 五 終（野州那須郡烏山の産常盤潭

縦

一

四八五 天明五年九月

佐平次の借金寛および財産処分による借金済ませ方依頼状（佐平次↓名主・組頭）

横

一

四八六 天明七年四月

湯殿・雪隠仕建入用帳

横

一

四八七

横

一

四八八 天明八年七月々

貯穀調べ俵数帳（惣役人立会）

横

一

四八九 寛政九年七月

辰夫食貸麦年賦取立・巳の囲麦取立帳

横

一

四九〇 寛政一〇年七月一九日

辰の夫食かし麦年賦取立・午の囲麦取立帳

横

一

四九一 寛政一〇年七月

囲麦当年納むべき分年送りの帳（役元）

横

一

四九二 寛政一一年七月

未貯麦取集め帳（立会）

横

一

四九三 寛政一々一々一二年

惣穀数改め帳・寛政一々一未の積替えより年々直段高下過不足の記帳（名主所左衛門他五名）

綴

一

四九四 (寛政二二年)

申貯麦寄寛

横

一

四九五 享和元・二年

貯麦取集帳（惣役人立会）

綴

一

四九六 享和三年七月

買上貯穀蔵配表数心当り帳

横

一

四九七

中原村分粗数書付

横

一

四九八 寛政元年七月

百沢穴尻甲蓋仕立目論見寛

横

一

四九九 寛政二年四月

大借を残し家出した福泉院の借金済ませ方願書（組惣代庄兵衛他三名↓借方中・無尽連中）

横

一

五〇〇 寛政三年四月九日

入用につき無尽懸金など四両の受取（金受取主宇左衛門他二名↓所左衛門）

横

一

五〇一 寛政四年七月一七日

代官三河口太忠交代の由などにつき羽沢へ遣わした書状の控（所左衛門↓市・四郎兵衛）

横

一

四九〇 寛政四年七月

小前百姓の入会秣場出入一件入用負担方連印請書の提出書〔名主所左衛門他九名↓広瀬伊八郎中之条役所〕

縦

一

四九二 寛政四年七月

小前百姓の入会秣場出入一件入用負担方連印請書の提出書〔名主所左衛門他九名↓広瀬伊八郎中之条役所〕

縦

一

四九三 寛政五年二月

無尽方改め利引き差出帳〔五人組吉左衛門他四名〕

横

一

四九四 寛政五年三月

京八借用高立会改め帳〔五人組吉左衛門他四名↓役人衆〕

横

一

四九五 寛政五年三月

京八加入無尽利引き差出割合帳〔与頭吉左衛門他四名↓無尽連中〕

横

一

四九六 寛政五年三月

京八借用託び割合帳〔五人組吉左衛門他四名↓貸方衆〕

横

一

四九七 寛政五年八月

貯穀取集め帳〔惣役人立会〕

横

一

四九八 寛政六年九月

入会秣野出入済口証文の写〔組合四四村惣代萩原弥五兵衛代官所前山村名主作左衛門他六名↓評定所〕

縦

一

四九九 (寛政六年)九月

半左衛門変死の見使<sup>見使</sup>諸入用ならびに人足寛帳

横

一

五〇〇 寛政七年三月二八日

半左衛門殺害一件留め書

縦

一

五〇一 寛政九年三月

五ヶ村惣代割合帳〔沓沢新田名主弥右衛門〕

横

一

五〇二 寛政九年三月

当巳天台宗山伏人別帳〔五郎兵衛新田名主所左衛門他一〇名↓蓑笠之助中之条役所〕

縦

一

五〇三 寛政九年三月

当巳真言山伏人別帳〔五郎兵衛新田名主所左衛門他九名↓蓑笠之助中之条役所〕

縦

一

五〇四 寛政九年一月四日

中山道千曲川橋入用割合帳および出金方廻状〔年番惣代下県村五郎左衛門他三名↓市左衛門新田他二七村名主〕

横

一

五〇五 寛政一一年三月

当巳曹洞宗人別帳〔後欠〕〔五郎兵衛新田〕

縦

一

五〇六 寛政一一年三月

当末曹洞宗人別帳〔五郎兵衛新田名主所左衛門他九名↓蓑笠之助中之条役所〕

縦

一

- 四九六 寛政一一年三月 当末法花宗人別帳〔五郎兵衛新田名主所左衛門他九名↓蓑笠之助中之条役所〕 縦 一
- 四九七 寛政一一年三月 当末真言山伏人別帳〔名主所左衛門他九名↓蓑笠之助中之条役所〕 縦 一
- 四九八 寛政一一年三月 当末天台宗人別帳〔五郎兵衛新田名主所左衛門他九名↓蓑笠之助中之条役所〕 縦 一
- 四九九 寛政一一年三月 当末真言宗人別改め帳〔五郎兵衛新田名主所左衛門他九名↓蓑笠之助中之条役所〕 縦 一
- 四〇〇 寛政一一年三月 当末天台宗山伏人別帳〔五郎兵衛新田名主所左衛門他九名↓蓑笠之助中之条役所〕 縦 一
- 四〇一 寛政一一年三月 当末一向宗人別帳〔五郎兵衛新田名主所左衛門他九名↓蓑笠之助中之条役所〕 縦 一
- 四〇二 寛政一一年三月 未人別八冊ノ帳〔五郎兵衛新田名主所左衛門他九名↓蓑笠之助中之条役所〕 縦 一
- 四〇三 寛政一一年三月 当末浄土宗門人別帳〔五郎兵衛新田名主所左衛門他九名↓蓑笠之助中之条役所〕 縦 一
- 四〇四 ① 享和元年四月九日 観音堂什物改め帳 横 一
- ② 文化九年四月朔日 観音堂什物改め帳 横 一
- ③ 天保四年四月三日 不幸入用帳〔覚心〕 横 一
- ④ 天保四年四月四日 大借を残し出奔した用吉の家財などを処分し借金返済に当てた覚帳〔親類太左衛門他五名↓貸方〕 横 一
- 四〇五 享和二年三月 五郎兵衛新田用水御普請流失箇所付帳〔五郎兵衛新田名主所左衛門他三名↓蓑笠之助中之条役所〕 縦 一
- 四〇六 享和二年八月 矢嶋村分年貢金通帳〔原新田仙助〕 横 一
- 四〇七 享和三年 年貢上納方の覚 横 一
- 四〇八 文化元年八月一三日 高反別帳と耕地産絵図を提出するようにとの廻状〔中之条役所〕 縦 一
- 四〇九 文化六年六月 定免請証文〔五郎兵衛新田名主所左衛門他一〇一名〕 縦 一
- 四一〇 文化六年九月一―二日 測量御用役人通行の際の諸入用割合議定書などの覚〔五郎兵衛新田所左衛門他九名〕 縦 一
- 四一一 文化六年九月 測量御用のためお尋ねにつき村明細書上帳〔五郎兵衛新田名主所左衛門他六名↓測量御用役人〕 縦 一

四九三 (文化六年)  
文化六年貢未進者の覚  
金銀出入帳

四九四 文化八年二月  
四九五 文化八年三月

田畑林家財代付け差出帳〔組合惣代・親類惣代〕  
佐左衛門借用方配分帳〔親類彦左衛門他五名↓貸方〕  
本畑・新畑・改畑などの高・納米・作人などの覚

横 横 横  
一 一 一

四九六 文化八年三月  
四九七 文化九年二月

大借を残し家出の留右衛門の家財売却による借金済ませ方願書〔親類佐助他四名↓貸方〕  
坂本宿・安中宿などでの休泊の覚〔万右衛門〕

横 横  
一 一

四九八 文化九年一月五日

多忠跡式取調べ覚帳およびこの帳面を芦田宿伝左衛門他一名に預け相続人が成人した際に引渡す旨の証文〔所左衛門他一〇名↓おとき他一名〕  
酒・わらじ代金などの覚〔林屋栄三郎↓多仲〕

横 状  
一 一

四九九 文化九年一二月

大借を残し家出した嘉四郎の家財売却による借金済ませ方願書〔組合万右衛門他五名↓貸方衆〕

横  
一

五〇〇 文化一〇年九月

早損場定取高引改め帳〔惣役人立会〕  
早損免下げ本新改め帳

横 横  
一 一

五〇一 文化一〇年一二月

大借を残し家出した幸右衛門の家財売却による借金済ませ方願書〔組合惣代清兵衛他二名↓貸方衆〕

横  
一

五〇二 (文化一二年九月)

幸右衛門への貸金の組合よりの受取覚

横  
一

- 四九四 文化一〇年十一月  
大借を残し家出した幸右衛門の家財売却による借金済ませ方願書〔組合惣代清兵衛他二名〕貸方衆〕 横 一
- 四九五 文化一二年二月  
奉公人入人出人・出生・縁付来・縁付減・死失増減取調帳 横 一
- 四九六 文化一二年三月  
日光御神忌公家方参向道繕い人足帳〔立会〕 横 一
- 四九七 文化一二年八月  
要右衛門への盗賊入込み一件書留帳 縦 一
- 四九八 文化一三年一〇月  
矢島村分年貢納め通帳〔仙助〕 横 一
- 四九九 文化一三年一月  
男谷彦四郎支配の節貸附金拝借証文写〔拝借人誰〕 縦 一
- 五〇〇 文化一四年四月二二日  
忠内・甚右衛門掛り合い一件の忠内方諸入用および人足の控帳〔忠内方立会惣役人〕 横 一
- 五〇一 文化一四年四月二六日  
忠内・甚右衛門掛り合い一件の甚右衛門方諸入用および人足の控帳〔甚右衛門方入用立会役人〕 横 一
- 五〇二 文化一四年七月三日  
甚右衛門召出しの際にかかった入用および人足控帳〔惣役人〕 横 一
- 五〇三 文化一四年七月四日  
甚右衛門一件中之条飯料書抜き大積り控帳 横 一
- 五〇四 〇月二九日  
五郎兵衛新田役人による扱人への振舞代金などの書出し帳〔埴科郡中之条村吉田屋三郎右衛門〕 横 一
- 五〇五 文化一四年七月  
役掛り日記〔諸左衛門〕 横 一
- 五〇六 文化一四年九月二三日  
吉左衛門御糺しの控 横 一
- 五〇七 文化一四年一二月  
甚右衛門御糺しの控 横 一
- 五〇八 文化一四年六月二八日  
雨乞いのための諏訪御神水頂戴入用・人足控帳〔御馬寄村・矢島村・五郎兵衛新田組合当番〕 横 一
- 五〇九 文化一四年八月二日  
出役中諸差引き覚控帳〔五郎兵衛新田諸左衛門〕 横 一
- 五一〇 文化一四年八月二日  
門戸への張紙一件につき組頭吉左衛門召換吟味の経過留書 横 一

四六〇 文化一四年

所左衛門分小作取立ての覚

横 一

四六一 文化一四年

村方帳面類引渡し of 覚(寛保三年の弥五右衛門宛三左衛門他六名の受取写共)

横 一

四六三 文政元年一月

寅年五郎兵衛新田他四村組合惣代入用割合帳(会主沓沢新田)

横 一

四六四 文政二年四月四日

往還にて僧行倒れの雑物書留帳(惣役人立念)

横 一

四六五 文政三年四月

本田・新田・改田の納米目録(芦田宿伝左衛門他二名)

横 一

四六六 文政四年正月

万端金高帳(柳屋弥惣太)

横 一

五三〇 文政五年正月

万指引日記

横 一

四六七 文政七年

むかしありしこと(道徳教諭書)(山本信有)

縦 一

四六八 文政八年八月

田方立毛見平均持主蒔附帳

横 一

四六九 文政八年九月

惣毛揃帳

横 一

四七〇 文政八年二月二八日

金銭の覚(所左衛門)

横 一

四七一 文政八年一月

当西組合惣代入用書(会主桜井新田)

横 一

四七二

人別金銭書付

横 一

四七三

人別札数などの書付

横 一

四七四

人別寅年貢過払いの書付

横 一

四七五

曹洞宗男女別人数調へ書付

横 一

四七六

飯料・郡割金などの覚

横 一

四七七

辰高抜き・高入れの控

横 一

四七八

丑年貢未進方書付

横 一

四七九 文政九年

文政武鑑(巻之一・二・三)(日本橋須原屋茂兵衛蔵板)

縦 三

四八〇 文政一一年

袖珍武鑑(日本橋須原屋茂兵衛板)

横 一

四八一 文政一二年正月

役掛調へ物帳(破損大)(立念)

横 一

四九二 文政一三年三月

お尋ねにつき村柄上申書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他九名↓大原四郎右衛門中之条役所〕

縦

四九三 文政

年貢金割賦帳

横

四九四 天保二年一月

平三郎の田地代金による引当払い方帳〔親類立会〕

横

五〇七 (天保三年)正月

金銀出入帳〔虫損大〕

横

四九五 天保四年八月

検見願い諸入用帳〔惣役人立会〕

横

四九六 天保四年九月

検見入代官廻村の際の入用ならびに人足控帳〔惣役人立会〕

横

四九七 天保四年九月

検見繼立人馬ならびに春法の控

横

四九八 天保四年

金銭出入帳

横

四九九 天保五年

知行地用水堰代・往還人足賃覚帳

横

四九〇 天保六年正月

金銀出入帳〔柳沢所左衛門藤当〕

横

四九一 天保六年一月

甲州巨摩郡西郡筋藤田村古屋米之丞倅皆吉の寺・関所往来一札〔藤田村泉能寺↓国々所々寺院・諸国関所役人〕

縦

四九二 天保七年正月

金銀出入帳〔柳沢所左衛門藤当〕

横

四九三 天保八年正月

金銀出入帳〔柳沢所左衛門藤当〕

横

四九四 天保九年正月

金銀出入帳〔柳沢所左衛門藤当〕

横

四九五 天保一〇年正月

金銀出入帳〔柳沢所左衛門藤当〕

横

四九六 天保一一年正月

金銀出入帳〔柳沢所左衛門藤当〕

横

四九七 天保一一年一月

御拝借返納小前請証文〔桜井新田名主貞右衛門他一七名〕

縦

四九八 天保一二年正月

金銀出入帳〔柳沢藤当代〕

横

四九九 天保一三年正月二一日

信州水内郡荒安村飯繩神社務仁料甚十郎と同郡戸隠山衆徒ならびに上野百性争論の裁許状写〔梶土佐他八名〕

横

五〇〇 天保一三年六月

長三郎買入れならびに売先帳

横

五〇一 天保一三年六月

買入れならびに売上げ覚帳〔嘉吉〕

横

五〇二	天保一四年六月	貯麦家別人數取集め帳〔上郷控〕	横
五〇三	天保一五年七月	山論一件三五村諸雜用取調帳〔五郎兵衛新田控〕	横
五〇四	天保一五年七月	山論一件三七村割諸雜用取調帳〔五郎兵衛新田控〕	横
五〇五	天保〇年正月	金銀出入帳〔柳沢所左衛門藤当〕	横
五〇六	弘化三年正月	金銀出入帳〔柳沢所左衛門〕	横
五〇七	弘化四年正月	未用水人足平均帳〔内容記載なし〕〔堰役八平〕	横
五〇八	〔弘化四年〕	金銀出入帳〔柳沢所左衛門〕	横
五〇九	〔弘化四年〕明治六年	年貢取立て方・上納方の差詰調書	綴
五〇〇	弘化五年	金銀出入帳〔柳沢所左衛門藤〇〕	横
五〇一	嘉永二年七月	上京奉加帳〔内容記載なし〕〔八幡宿松田左馬介・上新田世話人〕	縦
五〇二	〔嘉永二年〕	金〔 〕日記〔柳沢所左衛門藤当〕	横
五〇三	嘉永三年正月	戌用水人足平均帳〔内容記載なし〕〔堰役八平〕	横
②	嘉永四年正月	亥用水人足平均帳〔内容記載なし〕〔堰役八平〕	横
③	嘉永五年正月	子用水人足平均帳〔内容記載なし〕〔堰役八平〕	横
④	嘉永六年正月	丑用水人足平均帳〔内容記載なし〕〔堰役八平〕	横
五〇四	嘉永四年正月	金銀出入帳	横
五〇五	嘉永四年一二月二一日	入会山一件会合入用・請負炭代割合帳〔百姓七村立会会主入布施村〕	横
五〇六	嘉永五年五月	市川氏無尽議定書ならびに発記証文の控〔発記市川五郎兵衛他一三名↓連衆〕	横
五〇七	嘉永六年一〇月	丑田畑小作取立手控帳〔柳沢藤当〕	横
五〇八	嘉永七年正月	金銀出入帳〔柳沢所左衛門〕	横
五〇九	嘉永七年一一月一〇日	御代官方より公儀御届書写〔内容記載なし〕	縦
五〇〇	嘉永〇年九月	寿明〇様下向につき人足割振元帳〔五郎兵衛新田〕	横
五〇一	安政三年正月	人足平均帳〔内容記載なし〕	横
五〇二	安政四年一〇月	巳田畑小作取立帳〔柳沢藤当〕	横

横 横 横 縦 横 横 横 横 横 横 横 横 縦 横 綴 横 横 横 横 横 横

一 一

五〇三 (安政五年～明治六年)

用水路全行程絵図・普請案などの留書

横

五〇四 安政六年一〇月

未田畑小作取立帳〔柳沢藤次〕

横

五〇五 (安政七年)正月

諸費用書付

横

五〇六 万延元年一〇月

申田畑小作取立帳〔柳沢藤次〕

横

五〇七 万延元年

駄賃帳〔内容記載なし〕〔木村董平手附岩片音太郎〕

横

五〇八 文久二年三月六日

和宮下向の際の人馬を越後国蒲原郡村々が差出さなかったことの訴訟の出府諸雑用割合  
方議定書〔与頭三左衛門他二三名〕

綴

五〇九 文久二年

金銀出入帳

横

五〇一〇 文久二年

安藤伝蔵代官所前山々新田高反別・取箇などの書付

横

五〇一一 文久二年

五郎兵衛新田高反別・取米・家数などの覚

横

五〇一二 (文久四年)

所左衛門ほかの納米・小作人租などの差引き調べ書

横

五〇一三 (文久)

人別貸金・利金などの覚

横

五〇一四 元治元年八月六日

若物縫れ合い諸雑用帳

横

五〇一五 元治二年一〇三月

日光法会につき助郷議定書などの留書〔五郎兵衛新田控〕

綴

五〇一六 元治二年三月七日

日光法会につき用立人馬の書上〔五郎兵衛新田〕

横

五〇一七 元治二年三月

日光法会の定助郷二八村の助郷人馬賃銀など議定書〔五郎兵衛新田所左衛門他二八名〕

綴

五〇一八 元治二年三月

日光法会継立人馬家別用立て人足調べ帳〔名主所左衛門他三名〕

横

五〇一九 元治二年三月

日光法会御用の中山道本山宿他一四宿の継立人馬手当銭仕訳積り書〔甘利八右衛門↓勘  
定所〕

横

五〇二〇 元治二年四月三日

一五歳以上・六〇歳以下の人別取調べ書上帳〔五郎兵衛新田役人惣代与頭忠内他一名↓  
奈良杉太郎・岡田喜太郎〕

横

五〇二一 元治二年・慶応元年

日光法会継立人馬割合方差縫れにつき再議定書と議定書に調印した覚えはない旨の申上  
書〔五郎兵衛新田与頭忠内他一名〕

綴

五〇二二 慶応元年一二月五日

日光法会継立人馬平均議定を三塚村が破った一件で御影役所へ出願につき村々議定書

綴

五〇八	慶応元年一二月	〔五郎兵衛新田組頭李右衛門他二〇名〕	縦	一
五〇九	慶応元年一二月	三ツ塚村一件諸控〔掛川李右衛門控〕	縦	一
五〇〇	慶応元年	日光法会継立人馬割合方差纏れ一件見聞録〔五郎兵衛新田控〕	縦	一
五〇六	慶応二年四月三日	年代別村方帳面冊数などの書上	縦	一
		兵賦給上納金・惣代出府諸雑用金などの出金要請廻状〔五郎兵衛新田名主↓入布施村他三村名主〕	縦	一
五〇一	慶応三年正月	万指引帳	横	一
五〇二	慶応三年六〜七月	平井村新規溜池築立難決出入につき出府中御用留書〔五郎兵衛新田控〕	縦	一
五〇三	慶応三年八月一四日	借金証文〔当代官所信州埴科郡桜堂村勘右衛門他六名↓中小田切村兵右衛門〕	縦	一
五〇四	慶応三年〜明治二年	慶応三年癸亥明治二年改め無尽金請取通帳〔塚田耕蔵↓柳沢所平〕	横	一
五〇五	慶応四年八月三日	天候不順につき田畑不作見込みの届書〔五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門他一〇名↓尾州取縮中之条役所〕	縦	一
五〇六	慶応四年九月	鎮将府日誌〔第一〜第二〇〕〔御用御書物所〕	綴	一
五〇七	明治元年一〇月一四日	不用心につき泊り人覚帳	横	一
五〇八	明治二年正月	神社名など取調べにつき上申書〔桜井新田名主伊勢吉他二名↓中之条役所〕	縦	一
五〇九	明治二年五月	お尋ねにつき国役金・御普請場下げ金・村普請入費などの上申書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名↓中之条局役所〕	縦	一
五〇〇	明治二年六月	蚤種糸渡世人株鑑札下げ渡しの請書・株鑑札願人名前帳など留書〔下畑村組頭仁左衛門他五四名↓中之条局役所〕	横	一
五〇一	明治二年八月	御救拝借金証文雛形と貧民賑給についての伊那県落合大参事の仰せ出され書写	縦	一
五〇二	明治二年一〇月	村役人選任方改革願書〔中之条局附五郎兵衛新田小前一同↓伊那県役所御影局〕	縦	一
五〇三	明治二年一二月	獵師鉄砲拝借願書〔五郎兵衛新田願人伝左衛門他一四名↓中之条局役所〕	縦	一
五〇四	明治二年一〇月・明治三年一二月	御普請所・自普請所の字箇所など書上げの添書など留書〔五郎兵衛新田三役人↓中之条局役所〕	綴	一



令立木兼善

五〇七 明治六年二月

大日堂などの廢絶願書〔五郎兵衛新田百姓代生駒銀次他三名〕長野県權令立木兼善

縦

一

五〇七 明治六年三月二八日

地券取調べ帳ならびに絵図面の提出見込み日限上申書〔五郎兵衛新田百姓代生駒銀次他六名〕長野県權參事橋崎寛直

綴

一

五〇五 明治六年五月三日

地所取替一件済口証文〔五郎兵衛新田副戸長小平忠内他三名〕長野県權參事橋崎寛直

縦

一

五〇五 明治六年五月四日

地所取替一件の吟味下げ願書〔五郎兵衛新田村吏惣代副戸長小平忠内他三名〕長野県權參事橋崎寛直

縦

一

五〇五 四月二十九日

地所取替一件いまだ落着せず心配につき一名の出張依頼状〔岩村田出先出役兩人〕役元・一同

縦

一

五〇七 明治六年七月

判取帳〔五郎兵衛新田柳沢所平〕

横

一

② 明治六年七月

判取帳〔五郎兵衛新田柳沢所平〕

横

一

五〇六 明治六年七月

証券印紙貼用心得規則増補の太政官布告その他布告類の綴

綴

一

五〇七 明治六年九月四日

酒・ろうそく代金などの通帳〔さかいや〕五郎兵衛新田柳沢所平

横

一

五〇六 明治六年十一月

横文電信表・和文電信表〔電信寮〕

綴

一

五〇七 明治六年十一月五日

借用金年賦証文〔金子借用主柳沢所平他二名〕

縦

一

五〇〇 明治六年十二月

酉年分岩村田郷宿渡辺武左衛門殿方飯代調べ帳〔岩村田町渡辺武左衛門〕五郎兵衛新田戸長副

横

一

五〇二 明治七年一月

万指引日記〔柳沢所平藤次〕

横

一

五〇三 明治七年三月十五日

村吏進退の林面積などの上申書〔五郎兵衛新田戸長柳沢所平他二名〕長野県佐久支庁出役

縦

一

五〇四 明治七年三月

横文電信表・和文電信表〔電信寮〕

綴

一

五〇五 明治七年四月一三日

盗品購入の始末書〔五郎兵衛新田農柳沢弥吉他一名〕長野県參事橋崎寛直

縦

一

五八六	明治七年四月三〇日	蚕種原紙売捌値段などの布達〔長野県参事橋崎寛直〕	綴	一
五八六	①明治七年五月二〇日	浴湯養性の記〔原新田柳沢処左衛門〕	横	一
五八七	②明治一三年五月一四日	浴湯養性の記〔五郎兵衛新田柳沢処左衛門〕	横	一
五八七	明治七年五々六月	官立小学校・師範学校生徒入学心得などの布達〔長野県参事橋崎寛直代理権参事小倉勝善〕	縦	一
五八八	明治七年六月二七日	西班牙国封港などにつき布達〔長野県参事橋原寛直〕	綴	一
五八九	明治七年六月二七日	鉄道列車賃金表改正などにつき布達〔長野県参事橋崎寛直〕	綴	一
五九〇	明治七年六々七月	貨幣に関する古書類提出方などにつき布達〔長野県参事橋崎寛直〕	綴	一
五九一	明治七年七月	講社願書および講社連名簿	綴	一
五九二	明治七年九月	村用書物諸帳面調べ引渡し目録〔旧戸長柳沢所平↓村用掛小平忠内他二名〕	縦	一
五九三	(明治七年九月)	布教のことなどについての派出所長齋藤公の話の留書	綴	一
五九五	明治七年	日本帝国郵便犯罪罰則〔駅逋寮〕	縦	一
五九六	明治八年三月六日	山林原野実施検査済み仰せわたされの請書〔惣役人連印・副戸長依田源四郎↓長野県地券掛高梨寛三〕	縦	一
五九七	明治八年三月	旧与右衛門後家家取建入費その他の覚〔柳沢所□〕	横	一
五九八	明治八年五月二〇日	大借をして出奔したことの事情上申書〔御馬寄村平民小平八郎↓副戸長〕	縦	一
五九九	明治八年一〇月一九日	三条実美らを黜けるようにとの建白書写〔左大臣従二位臣島津久光〕	縦	一
五〇〇	明治八年一二月	田地譲渡許可願書〔譲渡願人依田源四郎他四名〕	縦	一
五〇一	明治八年一二月	田地譲渡許可願書〔譲受願人柳沢所三郎他三名↓長野県権令橋崎寛直〕	縦	一
五〇二	明治八年一二月二三日	田畑宅地売買許可願書などの雛形および地券書替え願ひ雛形達につきこれを写取り早々に廻送せよとの通達状〔扱所↓五郎兵衛新田他五村用掛〕	綴	一
五〇三	明治九年二月二〇日	明治八年分小作米取調べ書送付状〔第四大区五小区相浜村〕	縦	一
五〇四	明治九年二月	明治八年の矢嶋・八幡・御馬寄村との飛地引渡しに関する書類および收穫米に関する規程の留書〔第四大区六小区五郎兵衛新田〕	横	一

五〇五 明治九年五月二七日 収穫米代金地価利合書上簿写〔第四大区六小区五郎兵衛新田〕 横

五〇六 明治九年七月二八日 旧修験のうち無院跡の者の廢称について誤解のないようにとの無院跡についての教部省の指令の写を添えた達書〔天台寺門管長中教正中川守脱↓各府県派内教導取締〕 縦

五〇七 明治九年 無尽金取立ての覚・明治五年の無尽議定書などの留書 横

五〇八 明治九年 田地売買許可願書〔売渡人依田源四郎・買受人柳沢所三郎他一名〕 縦

五〇九 明治九年 田地売買許可願書〔売渡人依田源四郎他二名〕 縦

五一〇 明治九年 田地売買許可願書〔売渡人依田源四郎他二名〕 縦

五一二 明治九年 田地売買許可願書〔売渡人山浦健六・買受人柳沢所三郎〕 縦

五二二 明治一〇年七月二八日 用水堰分流訴訟一件の証拠物写〔五郎兵衛新田人民惣代兼代議人金箱伝左衛門他二名↓長野県権令檜崎寛直〕 縦

五三三 明治一一年二月一七日 用水訴訟につき布施村民の喚問願書〔五郎兵衛新田小前総代兼用掛柳沢所三郎他二名↓長埜県権令檜崎寛直〕 縦

五三四 明治一一年三月一日 布施村との用水訴訟につき速やかに処分するかそうでなければ該願いを却下するようとの願書〔五郎兵衛新田総代理兼用掛柳沢所三郎他二名↓長埜県権令檜崎寛直〕 縦

五三四 明治一一年三月二日 布施村との用水訴訟の進行状況報知状〔上田出張惣代柳沢所三郎他二名↓生駒銀次同僚・惣代〕 縦

五三五 明治一一年四月四日 証拠書類提出書〔五郎兵衛新田惣代々議人佐藤吉吾他二名↓上田区裁判所長新井判事補〕 縦

五三六 明治一一年四月四日 証拠書類提出書〔五郎兵衛新田惣代々議人佐藤吉吾他二名↓上田区裁判所長新井判事補〕 縦

五三七 明治一一年四月一二日 第一号から第二五号の証書及旧記の写 縦

五三八 明治一一年四月 村用年代明細綱目〔伊藤平作所蔵の写〕〔柳沢所左衛門改名所平〕 縦

五三九 明治一一年七月三〇日 布施村へ係る五郎兵衛新田用水堰分流訴訟控訴の委任状〔五郎兵衛新田用係生駒銀治他一二名〕 縦

五三〇 明治一一年七月三〇日 布施村へ係る五郎兵衛新田用水堰分流訴訟控訴の委任状〔五郎兵衛新田用係生駒銀治他一二名〕 縦

五三〇 明治一一年七月三〇日 布施村へ係る五郎兵衛新田用水堰分流訴訟控訴の委任状〔五郎兵衛新田用係生駒銀治他一二名〕 縦







五七 明治二六、二七年 長野地方裁判所上田支部の判決騰本とそれを取消すとする東京控訴院の判決騰本・物品

目録の綴 綴

五八 明治二七年九月二五日 法会諸費ならびに香儀控帳〔施主一一代柳沢康造〕 横

五九 明治三三年一〇月二日 法会諸費ならびに香儀控帳 横

五〇 明治二七年 相馬騒動錦織事件終結 附平沼專蔵の偽証〔発売元大日本書籍行商社〕 綴

五一 明治二八年五月九日 所得高内訳明細書雛形と田畑山林の面積などの覚 綴

五二 明治二八年五月一〇日 明治二七年度所得金調査簿〔柳沢所治郎藤茂〕 横

五三 明治三〇年一月二〇日 佐久肥料合資会社契約書〔社員柳沢所次郎他二一名〕 綴

五四 明治三一年一〇月 年中金銭出納ならびに諸払い簿 第二号〔原新田柳沢〕 横

五五 明治三四年一月 勝手小遣控帳 横

五六 明治三六年九月一五日 信濃 第一二号〔前後欠〕 綴

五七 明治三九年九月二日 法会諸費ならびに香儀控 横

五八 明治三九年 明治三九年度長野県北佐久郡歳入出決算表 縦

五九 ① 明治四〇年三月 佐久産馬株式会社創設の旨趣書〔創立委員市村喜藤太他一六名〕 縦

② 佐久産馬株式会社仮定款 状

③ 佐久産馬株式会社牝馬貸付規則・佐久産馬株式会社預り馬匹規則 状

六〇 明治四〇年一〇月二日 豆腐・醬油・酒代金などの請取〔美島屋商店↓郡会委員〕 横

六一 明治四〇年一〇月二日 郡会議員候補に關しての諸入費帳〔柳沢康造推選事務所主唱者〕 横

六二 明治四〇年一〇月二日 郡会議員候補に關しての諸入費帳〔柳沢康造推選事務所〕 横

六三 明治四〇年一〇月 物品買入帳 横

六四 明治四〇年一〇月 未の田小作・畑取立て勘定帳〔原新田柳沢康造〕 横

六五 明治四一年一月 本家へ貸借り対照表〔柳沢所次郎調書〕 横





五三九 一二月八日

五四〇 一月二十九日

繼立人足人数・名前書上  
三ツ塚村一件について御影役所へ再伺いすることには不同意である旨の書状〔両村同勤  
仙右衛門他一名↓兵左衛門他三名〕

五四一 一二月七日

人足札引換えの覚

五四二 二〇日

弁当用立人足控〔惣役人立会〕

五四三

等級別田畑反別・分米などの書付

五四四

田畑高の覚

五四五

沢右衛門分田畑高などの書付

五四六

吉右衛門分田畑高などの書付

五四七

毛揃帳

五四八

人別石高の覚

五四九

所左衛門他三名の高反別・納米の覚

五五〇

村方地所・市川知行地引替えの覚書

五五一

人別田枚数の覚

五五二

人別早損田反別書上帳

五五三

所左衛門他三名の高反別・納米などの覚

五五四

字別田畑反別・石高・小作親などの覚

五五五

分家訳高書下書〔両七郎〕

五五六

組別若者名前・年令などの覚

五五七

人別五年貢過納分の覚

五五九

人別家内人数・田畑耕作蒔付量の覚

五六〇

人別納め米皆済の覚

五六一

人別申年貢未進分の覚

五六二

役用歳代明細〔寛永一〇年の検地高の写をはじめとして明治初年に至るまでの五郎兵衛

横

縦

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

綴

綴

横

横

横



五八七	普請箇所の坪数などの覚	横	一
五八六	宮の下・上原・中原などの反別覚	横	一
五八〇	高反別・取米などの覚(断簡)	横	一
五七九	大向・西連寺・日影などの反別の覚	横	一
五九二	林持主・字・豎横の間数の書上	縦	一
五九四	田畑・山林・宅地などの所得標準表の雛形	縦	一
五九五	田園類説記(写)	縦	一
五九六	用水種などの寸法書	横	一
五九七	五郎兵衛新田より布施村へ係る用水源水論一件の至急の沙汰の願書	縦	一
五九八	用水路難渋箇所上申書〔五郎兵衛新田村吏・地券下調人〕	縦	一
五九九	用水事件費領収証(↓柳沢所平・所治郎・祇一郎)	綴	一
五〇〇	万指引覚	横	一
五〇一	万指引覚	横	一
五〇二	万指引覚	横	一
五〇三	万指引覚	横	一
五〇四	万指引覚	横	一
五〇五	万指引覚	横	一
五〇六	万指引覚	横	一
五〇七	万指引覚	横	一
五〇八	万指引覚	横	一
五〇九	金銀出入帳(柳沢所三郎)	横	一
五二〇	万指引覚	横	一
五二一	万指引覚	横	一
五二二	万指引覚	横	一

五三三	金銀出入帳	横	一
五三四	金銀出入帳	横	一
五三五	金銀出入帳 (柳沢所左衛門藤当)	横	一
五三六	水換金・伊勢金などの控 (藤良)	横	一
五三七	貸金・請取金などの書付	横	一
五三八	諸支払いの覚	横	一
五三九	諸支払いの覚	横	一
五三〇	享和三年の稻荷宮拝殿建築入用・万延元年の鎮守大幟拵え入用などの留書	綴	一
五三一	所左衛門ほかの一件出役入用金銭書付	横	一
五三二	諸税上納証	綴	一
五三三	昼食・ふとんなどの諸入用覚	横	一
五三四	紙・はし・油代金などの覚 (民次郎)	横	一
五三五	足袋・下駄など商い物の元値段と売値段の書上 (嘉兵衛)	横	一
五三六	材木代金覚	横	二
五三七	郡蔵出臨時部年度別予算比較表	綴	一
五三九	神事入用・清左衛門一件入用・小左衛門一件入用などの書上	横	一
五三〇	子四月から亥一二月の質品・質代金・質置主の書上	横	一
五三一	往還才料・八幡出し人馬などの留書	綴	一
五三二	人別金銭差引き返金の覚	横	一
五三三	所得金高留書	縦	一
五三三	人別金銭書付	横	一
五三六	掛り様・元々様らへの礼金などの覚	横	一
五三七	御馬寄・塩名田間千曲川往還橋組合出金そのほか諸費用の覚	横	一
五三八	夫喰拝借金取立て覚などの留書	横	一

五三九

人別金銭書付

横

一

五四一

借用方メ帳

横

一

五四二

文五郎家財払い物帳

横

一

五四三

さげかん・羊かん・黒砂糖代金などの書付

横

一

五四四

才料別金銭集計の書付

横

一

五四五

預り金・立替金・貸金などの覚

横

一

五四六

夜具・家具損料などの覚

横

一

五四七

御影の方立替え分・下畑村立替え分など銘々立替え突合せ調書

横

一

五四八

下原分人別金銭書付

横

一

五四九

人別金銭書付

横

一

五五〇

千曲川往還橋組合出金・郷宿飯料・上田宿泊り入用など村入用の覚

横

一

五五一

村入用の割賦勘定書付

横

一

五五二

所左衛門の大助金銭などの覚

横

一

五五三

人別金銭書付

横

一

五五四

石油・白砂糖・蠟燭代金などの書付

横

一

五五五

断裁金額・その代幣額などの覚

横

一

五五六

岩尾村人足が望月で難にあった一件での出張役人の飯代・酒代などの覚

横

一

五五七

日光法会にもない下付された先例にない人馬賃銭手当金の拝借願書〔五郎兵衛新田役  
人惣代組頭李右衛門〕

横

一

五五八

入湯中入用の高柳叔父と割合すべき分などの留書

横

一

五五九

上州への出来世話人を任命したのでその指示を受けるべき旨などの触廻状写〔中之条局〕

横

一

五六〇

尾張大納言様出京継立人足などの覚

横

一

五六一

尾張大納言様出京継立人足などの覚

横

一

五三六二	入学者連名帳	横	一
五三六三	献立書付	横	二
五三六四	水帳一五冊揃・高帳一六冊揃・用水反別帳揃など引渡し書目記	縦	一
五三六五	手習い本	縦	一
五三六六	贈答品の覚	横	一
五三六七	関ヶ原軍記(関ヶ原記)写	縦	一
五三六八	四二村議定書惣代会合雜用調べ帳写	横	一
五三六九	平作組一軒限り出入惣人数調べ書	横	一
五三七〇	上最寄・中最寄人名の覚	横	一
五三七一	難読漢字に振仮名をふした手習い本	横	一
五三七二	馬札	綴	一
五三七三	未の小頭・人足勤め日・人数書付	横	一
五三七四	人足勤務日数書付	横	一
五三七五	人足勤め人名・馬負担人名書付	横	一
五三七六	曹洞宗・浄土宗の人数書付	横	一
五三七七	北佐久郡会會議規則および傍聴人取締り規則	縦	一
五三七八	病人の生死を知る法などの秘法書	横	一
五三七九	入奉公人・縁付減名前書付	横	一
五三八〇	家々人別増減書付	横	一
五三八一	人別酒量の書付	横	一
五三八二	法華宗男女人数・出生死失人数などの書付	横	一
五三八三	私領住居と書入れてはならないとの由につき借地と書上げた者などの名前書	横	一
五三八四	寒気見舞品・歳暮品などの覚	横	一
五三八五	阿久沢弥平治様御代佐久郡御支配村々騒立日記	横	一



五四九	村用諸帳面の目録	縦	一
五四〇	前編柳營秘鑑 原始叙例	縦	一
五四一	人別出勤日数覚	横	一
五四二	大工勤務日数などの覚	横	一
五四三	寅年の正月から一二月の三〇日ごとの暦	横	一
五四四	久遠寺伽藍造作そのほかの覚	横	一
五四五	寅二月ロクたん入替えにつき水帳・高帳などの調べ書	横	一
五四六	大原左近代官所五郎兵衛新田用水御普請所仕来り書上帳	縦	一
五四七	用水堰各箇所寸法書付	横	一
五四八	蒔量・作人などの覚	横	一
五四九	村中よなひ高勘定の覚などの留書	横	一
五四〇	毛揃帳	横	一
五四一	市左衛門分の耕作の覚などの留書	横	一
五四二	近年打続き不作につき村柄復興方議定書	縦	一
五四三	上田宿泊入用などの割合	横	一
五四四	村中寄集めの節の酒代・諸国寺社へ参詣入用等は高割りににはできない旨の達書	横	一
五四五	虫祭り入用・定使給・名主役料など村入用書上	横	一
五四六	御法会人馬賃銭・酒代金などの覚	綴	一
五四七	村用掛り選出方法につき伺書	縦	一
五四八	神社明細取調べ書雛形〔用掛・正副戸長・神官↓長官〕	縦	一
五四九	元々・用人たちへの礼金の覚	横	一
五五〇	申年貢過納分の覚	横	一



五四八	佐久郡村順中之条附・御影附色別絵図	絵図	一
五四九	小平新田場所心覚え墨引絵図	絵図	一
五四〇	小平新田絵図	絵図	一
五四一	五郎兵衛新田・枝郷中原・枝郷下原・溜池・相浜村分水などを記した彩色絵図〔名主所左衛門他二名〕	絵図	一
五四二	春日川・布施川周辺村々絵図〔名主所左衛門他二名〕	絵図	一
五四三	堀貫箇所・岩切入場所・制札場所などを記した五郎兵衛用水絵図	絵図	一
五四四	五郎兵衛用水路・中山道などを記した絵図	絵図	一
五四五	用水取水口付近の掛樋・堀貫箇所を記した絵図	絵図	一
五四六	春日村取水口から五郎兵衛新田までの用水路絵図〔名主所左衛門他一名〕	絵図	一
五四七	春日村取水口から五郎兵衛新田までの用水路絵図〔名主所左衛門他三名〕	絵図	一
五四八	春日村取水口から五郎兵衛新田までの用水路絵図〔名主所左衛門他二名〕	絵図	一
五四九	布施川周辺略図	絵図	一
五四〇	地番・字別測量図〔布施村測量技師春原鍋太郎〕	絵図	四四
五四一	地券下調べの見取図	絵図	一
五四二	郷山・郷林などの略図	絵図	一
五四三	五郎兵衛新田村中原屋敷絵図	絵図	一
五四四	人別墓所絵図	綴	一
五四五	大和めぐり順案内の図〔御定宿京都柳ばたせいぐわんじ下ル所扇屋正七〕	絵図	一
五四六	善光寺・松本・上田・松代・飯山辺の洪水・山崩れ・潰村・流失・焼失など色別絵図	絵図	一
五四七	豊橋周辺における浪士の動向を記した絵図	絵図	一
五四八	水門などの絵図	絵図	一



信濃国佐久郡五郎兵衛新田村（現在、長野県北佐久郡浅科村）は、寛永年間に市川五郎兵衛によって開発された新田村である。その歴史については、大石慎三郎氏や伊藤一明氏などによってこれまで精力的に解明されてきており、その概略は本目録第一号でも解説しているので省略し、ここでは本書によって全目録が完成する柳沢信哉家文書について若干述べることにしたい。

さて、五郎兵衛新田村の名主を幕末に至るまでほとんど独占していたのが柳沢一族である。ところで江戸時代においては現在の村役場、あるいは市役所といったような公共の建物はなく、名主の私宅が同時に公用の執務場所（役宅）をも兼ねていたために、公文書はおのづから名主家に保管されることとなった（そのため名主家の私文書と公文書とが混在しているのが一般である）。しかも五郎兵衛新田村の場合は、右に述べたように柳沢一族がほぼ名主を独占していたから、村の何軒かの有力者が年毎に交代で名主を勤める年番名主の村や、村民の選挙によって名主が選出される入札名主の村よりも、村方文書がよく保管される条件に恵まれていたといえよう。

こうして旧名主家に保管されて伝来した五郎兵衛新田村古文書の一つが地元浅科村の五郎兵衛記念館文書九〇〇〇点余であり、一つが柳沢本也家文書七〇〇点余であり、一つが当史料館所蔵の柳沢信哉家文書一七五〇〇点余である（なおこのほかに開発者市川五郎兵衛家伝来の市川育英家文書、および若干の村方文書があるようである）。このうち五郎兵衛記念館文書は、明治時代に入って村役場ができ、私宅と役宅が分離された段階で、村方文書と思考されるも

のを旧名主柳沢家から村惣代立ち会いのもとに村役場へ引き渡したものである。したがって、かつては村役場に保管されていたもので、村方文書として極めて公共性の高い文書群である。これのみによっても村の基本的なことがらは、ほぼ調べることができるのである。また柳沢本也家文書は、名主家一族に伝来したものであるが、比較的初・中期のものが多いのが特徴である。なお、この両者の目録は『五郎兵衛新田村古文書目録第一集』として、昨年度、浅科村教育委員会より刊行された。

これに対して柳沢信哉家文書は、量的に最も多く、かつ全時代に亘って存在してもいるが、前述したように明治時代にその内の公文書を村に引き渡してしまっているので、公式文書ないし原本は数が極めて少ない。その多くは私文書と公文書の写や控や下書である。もっとも、そのことから直ちに本文書の価値が低いというわけにはゆかない。むしろ、公式文書からでは知ることのできないことを知ることのできるのである。

このようにそれぞれの文書によって若干の違い（特徴）はあるが、いずれにしても三者が五郎兵衛新田村を発生源とする村方文書であることには変りない。しかも三者をあわせると約二七五〇〇点という大部になる。一村の村方文書でこれほど大量の文書が現存している村は、全国的にみてもそう多くはないであろう。そのことだけに限ってみても貴重だといわねばならないし、今日までこのような貴重な文書を保管してきてくれた先人の努力に敬意を表さねばならないだろう。と同時に、この貴重な文化遺産を今日および将来のために保管し活用することも考えねばならないであろう。

\*

\*

\*

さて、前置きが若干長くなってしまったが、五郎兵衛新田村古文書の中で柳沢信哉家文書の占める位置は大略右のとおりである。次にはこの柳沢家信哉家文書の内部にいま少し立ち入ってみよう。

信哉家文書の冊子部・状の部の文書件数を分類別に表示すると次のとおりである。ただし、一片の状も一件と教えれば、厚さが二〇センチや三〇センチもある帳簿も同じように一件と数えるのであるから、文書件数の単純な比較に

柳沢信哉家文書分類別件数表

	冊子部	状の部	計
	件	件	件
A 支配	180	596	776
B 土地	383	1,112	1,495
C 租税	560	1,253	1,813
D 村	1,335	740	2,075
E 戸口	217	942	1,159
F 治安・訴訟	107	584	691
G 貯穀・救恤	304	201	505
H 用水・普請	612	796	1,408
I 交通	376	406	782
J 農業	141	95	236
K 産業	13	118	131
L 金融	110	1,109	1,219
M 宗教・寺社	78	305	383
N 学事	19	99	118
O 軍事	15	102	117
P 家	398	1,642	2,040
Q その他	14	1,640	1,654
追加	630		630
	5,492	11,740	17,232

はそれほどの意味はないが、しかしその文書群のある程度の傾向を窺う目安にはなるであろう。表にみられるように、信哉家文書は冊子部が約五五〇〇件、状の部が約一二〇〇〇件となり、総計では約一七五〇〇件となる。なお、ここで件数というのは文書番号を付した文書の数のことである。したがって一件で二点、三点、ないしそれ以上のものもあるから、文書点数はこれよりさらに多くなる。

そして冊子部の中ではD村関係の文書が圧倒的に多く、次いでこの村の性格を反映してH用水・普請、さらにC租税、P家、B土地、I交通と続く(ただし追加分は除く)。また状の部では、P家、Qその他が多く、以下C租税、B土地、L金融、E戸口と続く。総計で最も多いのは、D村であり、以下P家、C租税、Qその他、B土地、H用水・普請、L金融、E戸口となる。状の部の件数が多いために総計が多くなったものにE戸口、L金融、Qその他があるが、E戸口は送り状類、L金融は金銭貸借関係文書が多いために総計が多くなったものである。またQその他が増加したのは、数分類にわたる文書が含まれている一括文書で、たとえばA支配とかB土地とかC土地とかに分類してしまわない方がよいと判断されたものをすべてQその他に分類したためである。

以上、信哉家文書の分類別の件数についてみた。本来ならば次には、信哉家文書によってどのようなことが明らかになるかということとを指摘すべきであろうが、前述したように地元浅科村の五郎兵衛記念館文書および柳沢本也家文書の目録が昨年度刊行され、いまここに柳沢信哉家文書の目録が完成するところである。ということは、いまようやくにして

龐大な五郎兵衛新田村古文書のほぼ全体を目録によって見渡すことが可能になったということであろう。これをいいかえれば、大石慎三郎氏や伊藤一明氏などの先駆的で貴重な研究に学ばなければならぬことはもちろんであるが、いまこそ総合的な視野に立ってさらに細部に立ち入った研究を進める条件が整ったことであろう。とすれば、すべてはこれからだといふべきであろう。したがってここでは、信哉家文書からどのようなことが明らかになるというような指摘は一切さし控えたいと思う。各人がさまざまな問題意識で本目録を利用してほしいし、また逆に本目録からさまざまな問題関心を得ることができると思うからである。そのような需要に応じ得るように文書名も、その成否はともかくとして、苦勞してつけたつもりである（なお文書名については拙稿「文書の表題のつけ方」〔信州農村開発史研究所報〕第四号、一九八一年）を参照されたい。もっとも、私たちの非力と、このような大量の文書を二年間という限られた時間で整理しなければならなかったことから、あるいは不十分な点やおもわぬ誤りがあるかも知れない。そのことは予めお詫びしておきたい。

いまはただ、一人でも多くの方が本目録を存分に利用されて、五郎兵衛新田村研究を益々深化させて下さるようお願いするのみである。

---

信州佐久郡五郎兵衛新田村柳沢家文書(3) 状の部  
学習院大学史料館所蔵史料目録 第7号

昭和57年3月25日発行

発行者 学習院大学史料館

代表者 大石慎三郎

東京都豊島区目白1-5-1 〒171

(電話)03-986-0221 (内線)569

---

























